

スタッフオード法（改正版）と関連権限

改正国土安全保障法（危機管理関係規定）

FEMA P-592、2019年5月



FEMA

ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法、
公法93-288改正。

42 U.S.C. 5121 et seq、および関連当局

アメリカ合衆国法典、タイトル42公衆衛生福祉、第68章災害救助

注：スタッフォード法以外のセクションは、便宜上、米国コードの順序で表
示されています。

タイトルI - 所見、宣言および定義

101.	連邦議会の調査結果と宣言 (42 U.S.C. 5121).....	1
定義102.	(42 U.S.C. 5122).....	1
103.	参照条項 (42 U.S.C. 5123).....	3

タイトルII - 災害への備えと軽減のための支援

201.	連邦および州の災害準備プログラム (42 U.S.C. 5131).....	4
セクサ202.	災害警報 (42 U.S.C. 5132).....	5
203.	災害前のハザード緩和 (42 U.S.C. 5133).....	5
204.	省庁間タスクフォース (42 U.S.C. 5134).....	10

タイトルIII - 大規模災害・緊急時支援行政

第301条	管理条件の放棄 (42 U.S.C. 5141).....	11
302.	調整役 (42 U.S.C. 5143).....	11
Sec. 303.	緊急支援・対応チーム (42 U.S.C. 5144).....	11
304.	連邦政府機関の償還 (42 U.S.C. 5147).....	12
305.	連邦政府の免責条項305..... (42 U.S.C. 5148)	12
306.	サービスの履行 (42 U.S.C. 5149).....	13
第307条	地元企業および個人の利用 (42 U.S.C. 5150).....	13
308.	災害支援における無差別化の規定308..... (42 U.S.C. 5151)	14
第309条	扶助組織の使用と調整 (42 U.S.C. 5152).....	14
Sec. 310.	公共施設および310. 公共施設のための特定の申請の優先順位 公営住宅支援 (42 U.S.C. 5153).....	15
セカンダリー	311..... 保険 (42 U.S.C. 5154)	15
--	禁止された洪水災害支援 (42 U.S.C.5154a).....	16
312.	給付の重複 (42 U.S.C. 5155).....	17
セック313.	基準とレビュー (42 U.S.C. 5156).....	19
罰則規定314. (42 U.S.C. 5157)	19
315.	材料の入手可能性の項315..... (42 U.S.C. 5158)	19

316.	環境保護の項316.....	(42 U.S.C. 5159)
	19	
317.	援助の回復の項317.....	(42 U.S.C. 5160)
	20	
	第318条 監査および調査 (42 U.S.C. 5161).....	20
319.	非連邦株式の前渡し (42 U.S.C. 5162).....	20
	スライド式体重計の使用の320.	制限 (42 U.S.C. 5163)
	21	
321.	規則と規則 (42 U.S.C. 5164).....	21
322.	緩和計画 (42 U.S.C. 5165)	21

Sec. 323.	公共のため323. の最低基準と 私有構造物 (42 U.S.C. 5165a).....	22
324.	管理コスト (42 U.S.C. 5165b)	22
Sec. 325.	公告、コメント、および コンサルテーションの要件 (42 U.S.C. 5165c).....	23
	小規模州および地方提唱者の326.....	指定 (42 U.S.C. 5165d).....
		24
327.	全国都市捜索救助応答システム (42 U.S.C. 5165f).....	24

タイトルIV-大規模災害支援プログラム

401.	申告のための手続 (42 U.S.C. 5170).....	29
402.	連邦一般援助 (42 U.S.C. 5170a).....	30
403.	セクシ403.	必須
	援助 (42 U.S.C. 5170b).....	30
404.	危険緩和 (42 U.S.C. 5170c)	33
405.	連邦施設 (42 U.S.C. 5171)	36
セック 406.	修繕・修復・交換 損傷を受けた施設の (42 U.S.C. 5172).....	37
が407.	れきの除去 (42 U.S.C. 5173).....	44
408.	個人および家計に対する連邦援助 (42 U.S.C. 5174).....	44
410.	失業支援法 (42 U.S.C. 5177).....	53
--	低所得者の移民を-- 支援するための緊急助成金 および季節労働者 (42 U.S.C. 5177a).....	53
第二項 412.	給付と分配 (42 U.S.C. 5179).....	54
413.	食料品安全保障法 (42 U.S.C. 5180).....	54
414.	移住支援 (42 U.S.C. 5181)	54
415.	法律サービスの項 (42 U.S.C. 5182).....	55
416.	危機カウンセリング支援と訓練 (42 U.S.C. 5183).....	55
Sec. 417.	地域災害ローン (42 U.S.C. 5184)	55
418.	緊急通信 (42 U.S.C. 5185)	56
419.	緊急公共交通機関 (42 U.S.C. 5186).....	56
420.	消防管理援助 (42 U.S.C. 5187).....	56
421.	木材売買契約の規定 (42 U.S.C. 5188).....	56
Sec. 422.	簡易手続き (42 U.S.C. 5189).....	57

423.	援助決定の不服申立てに関する規定（合衆国法律第423条第5189a）	58項	42条
Sec.	受給資格を得た	424.	日、それ以前に発生した費用
	災害発生日（42 U.S.C. 5189b）		59
個人	425.	への交通支援	
	と家計（42 U.S.C. 5189c）		59
426.	ケースマネジメントサービス（42 U.S.C. 5189d）		59
Sec. 427.	エッセンシャル・サービス・プロバイダー（42 U.S.C. 5189e）		59
Sec. 428.	生活保護プログラム代替手続き（42 U.S.C. 5189f）		60
429.	統一連邦審査（42 U.S.C. 5189g）		63
連邦政府	430.		機関
の説明責任（42 U.S.C. 5189h）			63

タイトルV - 緊急支援プログラム

501.	申告のための手続（42 U.S.C. 5191）	68
502.	連邦緊急援助（42 U.S.C. 5192）	68
503.	援助の量（42 U.S.C. 5193）	70

タイトルVI - 緊急時の備え

601.	方針宣言（42 U.S.C. 5195）	71
602.	定義の項602	（42
U.S.C. 5195a）		71
603.	タイトルの管理（42 U.S.C. 5195b）	72
--	重要インフラ保護	

字幕A-権力と義務

Sec. 611.	詳細な機能または管理（42 U.S.C. 5196）	74
国と国と	612. の間の相互扶助条約	
	および近隣郡（42 U.S.C. 5196a）	78
人件	613. 費負担金	
	管理費（42 U.S.C. 5196b）	79
614.	緊急時対応センター614. 建設のための補助金	
	（42 U.S.C. 5196c）	80
Sec. 615.	危険に備え、対応するための資金の使用	
	（合衆国法典第四十二条第5196d）	八十一項
--	放射線緊急事態準備基金（42 U.S.C. 5196e）	81
セック	616. 災害関連情報サービス（42 U.S.C. 5196f）	81

副題B-総則

621.	管理権限の規定（42 U.S.C. 5197）	82
622.	安全保障規則（42 U.S.C. 5197a）	83
Sec. 623.	既存施設の使用（42 U.S.C. 5197b）	84
連邦	624. 議会への年次報告書（42 U.S.C. 5197c）	85
625.	サブチャプターの適用性（42 U.S.C. 5197d）	85
第1項	支出及び資金移動の626. 認可	

(42 U.S.C. 5197e)	85)
1954年原子力法627.....	との
関係 (42 U.S.C. 5197f).....	85
628. 連邦捜査局 (42 U.S.C. 5197g).....	85

タイトルVII - その他

701. 規則と規則 (42 U.S.C. 5201).....	86
-- Insular Areas 災害時のサバイバルとリカバリー。 定義 (42 U.S.C. 5204).....	86
島嶼地域のための--	技術
支援 (42 U.S.C. 5204b).....	86
Sec. 705. 災害補助金の終了手続き (42 U.S.C. 5205).....	87
-- アメリカンを買う (42 U.S.C. 5206).....	88
Sec. 706 銃器政策 (42 U.S.C. 5207)	89

スタッフォード法に関連する諸法令

第6章 アメリカ合衆国法典

第101. Definitions	90条
111. 執行部・mission	91
112. 長官、functions	91
113. その他 officers.....	93
国内238. 官庁	
第311. Definitions	95条
第312. Definition.....	96条
313. 連邦緊急事態管理法	
314. 権威とresponsibilities	98条
314a. 連邦緊急事態管理庁(FEMA)Programs.....	100条
Sec. 315. 機能 transferred.....	100
316. 連邦緊急事態管理の維持	
Sec. 317. 地域offices.....	101
Sec.318. 国家諮問 Council.....	103
319. 国家統合 Center	105
320. 第typing.....	106条
320. クレデンシヤル	
321. 国家インフラのシミュレーションと解析	
321a. 避難計画とexercises.....	108
項 321b. 障害者Coordinator.....	109
321c. 部局及び庁 officials.....	110
321d. 国家活動Center	110
セックチーフメディカルOfficer	110
第1 response.....	1 1
条 321f. 原子力事故	
Sec. 321g. 特定の公衆衛生関連の activities	111 の
Sec. 321g. 実施	

第 321h 項緊急時における国の民間部門ネットワークの利用 response.....	112
第 321i 項市販の技術、商品、services	112
Sec. 321j. セキュリティ対策の調達	
戦略的国家Stockpile	112
321k. 重要インフラストラクチャの321k.	ため
のモデル基準とガイドライン workers	113
第321l号. ガイダンスとrecommendations.....	113
第321m.民間部門の自主的な準備の認定と	
認証program	百十四
四	
第 1 1 gifts 9 条の321n.....	受入れ
347. 4年に1度の国土安全保障 review	120
462. 首都圏一Coordination	二二
二課の462. 事務局	
466. 引き続き重要であること466. を再確認した議会の見解	
ポッセ・コンミタタスAct.....	123の
適用可能性	
470. 国土安全保障470.	に関
する情報開示	
526. 統合された公共警報・警報システム Modernization.....	124
緊急事態対策571.....	室
Communications	126
579. 相互運用可能な緊急通信補助金 Program.....	127

第601. Definitions	130条
603. 国土安全保障省の補助金 programs	132
604. 都市部の安全保障 Initiative	133
605. 国家安全保障省国土安全保障交付金Program	136
606. 直接的な資格を有する者606.....	への助成金
第607条 テロリズム prevention	139
第百四十608.....	Prioritization
一条	
第609条 使用 of funds.....	142
セクション611.....	管理と coordination
145	
612. Accountability.....	第百四十七条
Sec. 613. 報告書の冗長性の特定と開発	
performance metrics	百五十
第701. Definitions	151条
711. サージ容量 Force	152
721. 避難準備技術 assistance	153
Sec. 722. 都市の捜索及び救助 Response System.....	153
Sec. 723. 首都圏医療対策交付金 Program	153
第724. Logistics	154条
Sec. 725. 前置装置 program.....	154

第 1 5 and education	4 条 726.
基本的な生命維持のための応急処置	
727. 情報技術の727.....	改善 systems
154	
Sec. 728. 法執行機関728.....	への特定の情報の開示 agencies
155	
第741. Definitions.....	155条
第百742. National preparedness	五十六条
第百743. National preparedness goal.....	五十六条
第一項 744. 国家の準備態勢の744.....	確立 system
156	
第百745. National planning scenarios.....	五十六条
第746条 標的の能力と備え priorities	157
第training standards	157条 747.
設備	
第748条 トレーニング and exercises.....	158
749. 総合評価 system.....	159
750. 救済措置管理 program	160
751. 連邦政府の対応能力	
第752. Reporting requirements.....	161条
第753. Federal preparedness.....	162条
existing resources.....	第754条 existing resources
164の使用	
Sec. 761. 緊急事態管理支援コンパクト grants.....	164
Sec. 762. 緊急事態管理のためのパフォーマンス・グラント	
第763条 高貴な訓練の移転 Center	166
第 1 simulation center	6 6 条 764.
国民運動	
771. 国の災害 Recovery Strategy.....	166
772. 国の災害 Housing Strategy.....	167
Sec. disabilities guidelines.....	168の773.
個人	
第774. Reunification.....	168条
<hr/>	
Sec. 775. 全国緊急家族登録およびロケーター System	170
Sec. 776. 個人と世帯のパイロット program.....	170
Sec. 777. 生活保護パイロット program	170
第791. Advance contracting	170条
792. 第subcontractors	171条の792.
ティアリングの制限	
793. 連邦政府の災害に対する793.....	監督と説明責任 expenditures
171	
794. 特定の非競争的な794.....	長さの制限
第 1 7 abuse controls.....	3 条 795.
不正、浪費、および	
796. 災害の登録 response contractors.....	173

797.	不正行為の防止 training program.....	174
第	appropriations	174条の811.
	認可	
1102.	国家の国内準備	
合衆国法律集第42編第5195条注		
	行政命令12148、連邦緊急事態Management.....	175
FEMA Authorities.....		180追加の表

ページが意図的に空白になっています。

ページが意図的に空白になっています。

タイトルI- 所見、宣言および定義

第101条 議会の調査結果と宣言 (42 U.S.C. 5121)

- (a) 議会はここに、以下のことを発見し、宣言する。
- (1) 災害は多くの場合、生命の損失、人間の苦痛、収入の損失、財産の損失と損害をもたらすからである。
 - (2) 災害はしばしば政府や地域社会の正常な機能を混乱させ、個人や家族に深刻な影響を及ぼすことが多いため、援助、緊急サービスの迅速な提供、被災地の復興と復興のために、被災国の努力を支援するための特別な措置が必要である。
- (b) この法律は、連邦政府が州政府や地方自治体はその責任を果たし、災害から生じる苦痛や被害を軽減するために、以下のような方法で、連邦政府による秩序ある継続的な支援手段を提供することを目的としている。
- (1) 既存の災害救援プログラムを改正し、その範囲を拡大する。
 - (2) 国や地方自治体による包括的な災害対策・支援計画、プログラム、能力、組織の開発を奨励する。
 - (3) 災害への備えと救援プログラムの調整と対応力を高めること。
 - (4) 個人、州、地方自治体が政府の援助を補完または代替するために保険に加入することで自分の身を守ることを奨励している。
 - (5) 土地利用や建設規制の整備を含む、災害による損失を軽減するための災害軽減措置の奨励。
 - (6) 災害による公私の損失に対して、連邦政府の支援プログラムを提供している。

第102条. 定義 (42 U.S.C. 5122)

この法律で使用されているように

- (1) **EmErgEncy** -
「緊急事態」とは、人命を救い、財産を守り、公衆衛生と安全を守るために州や地方の努力や能力を補うために、あるいは米国のどこかで大災害の脅威を軽減したり、回避したりするために、大統領の判断で連邦政府の支援が必要とされるあらゆる機会や事例を意味する。
- (2) **大災害** -
「大災害」とは、自然災害（ハリケーン、竜巻、暴風雨、高潮、風水害、高潮、津波、地震、火山噴火、地滑り、土石流、吹雪、干ばつを含む）、または原因の如何にかかわらず、米国のいずれかの地域で、大統領の判断で十分な深刻さの損害を生じさせた火災、洪水、爆発を意味する。

この法律に基づく大規模災害支援を正当化するために、国、地方自治体、災害救援機関の努力と利用可能な資源を補完し、それによって引き起こされた損害、損失、苦難、または苦痛を軽減するために、この法律に基づく大規模災害支援を正当化するために必要な大きさと規模のもの。

- (3) "単位州"とは、50州、コロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島、グアム、米領サモア、北マリアナ諸島連邦を意味します。
- (4) "州"とは、アメリカ合衆国、コロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島、グアム、米領サモア、北マリアナ諸島連邦のいずれかの州を意味します。
- (5) "governor"とは、任意の州の最高責任者を意味します。
- (6) インディアン部族政府 -
「インディアン部族政府」とは、1994年連邦公認インディアン部族リスト法 (25 U.S.C.479a et seq.) に基づき、内務長官がインディアン部族として存在すると認めたインディアンまたはアラスカ先住民の部族、バンド、国家、プエブロ、村、またはコミュニティの統治機関を意味する。
- (7) 障害のある人 -
「障害のある人」という用語は、[1990年米国障害者法 (42 U.S.C. 12102(2))の第3条(2)項]で定義されている障害のある人を意味する。
- (8) local government - 用語「地方政府」は、-を意味します。
- (A) 郡、コミューン、市、町、タウン、タウンシップ、地方公共団体、学区、特別区、州内地区、政府評議会（政府評議会が州法の下で非営利法人として設立されているかどうかは問わない）、地域または州間の政府機関、または地方政府の機関または機関。
- (B) (6)項に定義されているインディアン部族政府ではないインディアン部族または公認部族組織、またはアラスカ先住民の村または組織。
- (C) 農村地域社会、法人化されていない町や村、またはその他の公共団体で、州または州の政治的小区域が援助の申請を行っているもの。
- (9) "Federal Agency"とは、米国郵政公社を含む連邦政府の執行部の部署、独立した施設、政府法人、またはその他の機関を意味するが、米国赤十字社は含まれないものとする。
- (10) 公共施設 -
「公共施設」とは、国または地方自治体が所有する以下の施設をいう。
- (A) 洪水調節、航行、灌漑、埋め立て、公共電力、下水処理および収集、給水および配水、流域開発、または空港施設。

- (B) 連邦政府の援助を受けていない道路、道路、または高速道路。
- (C) 教育、レクリエーション、または文化的な目的で使用されるものを含む、その他の公共の建物、構造物、またはシステム。
- (D) どこかの公園でも
- (11) 非営利施設Private - 非営利施設
- (A) 私的非営利施設」とは、民間の非営利教育施設（施設の宗教的性格は問わない）、センターを基盤とした保育施設*、公益事業、灌漑、緊急時、医療、リハビリテーション、一時的または恒久的な監護施設（高齢者や障害者のためのものを含む）、および大統領が定義したインディアン居留地内の施設を意味する。
- (B) aDDitional FacilitiEs - （記載された施設に加え、「民間非営利施設」という用語には、大統領が定義した通り、一般市民に不可欠な社会サービスを提供する民間非営利施設（博物館、動物園、舞台芸術施設、コミュニティアートセンター、コミュニティセンター、図書館、ホームレスシェルター、高齢者センター、リハビリテーション施設、シェルターワークショップ、フードバンク、放送施設、礼拝所、および政府の性質の健康と安全のサービスを提供する施設を含む）が含まれます。礼拝堂を運営する組織の指導者または会員は、宗教的な信仰または実践を共有する者に限定されているため、礼拝堂をこの定義から除外することはできない。
- (12) chiEF ExEcUtive
- 「チーフ・エグゼクティブ」とは、インディアン部族政府のチーフ、議長、知事、大統領、またはそれに類する執行官を意味する。

第103条参考文献（42 U.S.C. 5123）

別段の定めがある場合を除き、本章において、政府または職員に関する「州および地方」、「州または地方」、「州および地方」、「州、または地方」、または「州、地方」（複数形を含む）への言及、および本題第5172条(d)(3)および第5184条[第406条(d)(3)および第417条]における「地方政府」への言及は、必要に応じて、インドの部族政府および職員にも言及しているものとみなされる。

* 定義に「センター型保育」が追加されたことで、2018年10月5日が施行日となりました。

タイトルII 災害への備えと軽減支援

第201条連邦および州の災害準備プログラム (42 U.S.C. 5131)

- (a) 他機関のサービスの利用 - 大統領は、すべての適切な機関のサービスを利用し、以下を含む災害対策プログラムを確立する権限を与えられている。
- (1) 減災、警報、緊急時の活動、復旧、復興のための災害対策計画の作成。
 - (2) トレーニングとエクササイズ。
 - (3) 災害後の批評と評価。
 - (4) プログラムの年次レビュー。
 - (5) 連邦、州、地方の準備プログラムの調整。
 - (6) 科学技術の応用。
 - (7) を研究しています。
- (b) 大統領は、災害の軽減、回避、緩和を含む災害に備えるための包括的な計画と実践的なプログラムの策定、災害後の個人、企業、州・地方自治体への支援、損害や破壊された公共・民間施設の復旧のための技術的支援を州に提供する。
- (c) 計画およびプログラムの開発のための州への助成金 - 州の申請に基づき、大統領は、災害への備えと予防のための計画、プログラム、能力の開発のために、合計で 25 万ドルを超えない範囲で、州に助成金を支給する権限を有する。このような補助金は、1974 年 5 月 22 日から 1 年以内に申請されなければならない。本節に基づく財政援助を希望する州は、災害準備プログラムを計画し、管理する機関を指定するか、または設立しなければならず、そのような機関を通じて、州計画を大統領に提出しなければならない。
- (1) 個人、企業、地方自治体への支援規定を含む、緊急事態や大規模災害への備えとその後の支援のための包括的かつ詳細な国のプログラムを規定する。
 - (2) これには、適切な職員の任命と訓練、必要な規則と手順の策定、必要な演習の実施に関する規定が含まれている。
- (d) 州計画の改善、維持、更新のための補助金 - 大統領は、自然災害の評価や、そのような災害を軽減するために必要なプログラムや行動の開発を含む、州の災害支援計画の改善、維持、更新にかかる費用の 50% を超えない範囲で補助金を支給する権限を有する。

第202条 災害警報 (42 U.S.C. 5132)

- (a) 大統領は、すべての適切な連邦政府機関が、州および地方の役人に災害の警告を発する準備ができていないことを保証しなければならない。
- (b) 効果的な警報のための州および地方政府への技術支援 - 大統領は、タイムリーで効果的な災害警報が提供されることを保証するために、適切な連邦政府機関が州および地方政府に技術支援を提供するよう指示するものとする。
- (c) 大統領は、災害によって危険にさらされている地域の政府当局および民間人に警告を提供する目的で、本題第5196条(c)項[第611条(c)項]に基づいて設立され、維持されている民間防衛通信システムまたはその他の連邦通信システムの施設を、連邦、州、地方の機関に利用したり、利用可能にしたりする権限を与えられている。
- (d) 大統領は、政府当局および災害によって危険にさらされている民間人に警告を提供する目的で、民間または商用の通信システムの役員または代理人と、そのシステムの使用を有償または無償でボランティアで行っている者との間で協定を締結する権限を有する。

第203条。 災害前の危険緩和 (42 U.S.C. 5133)

- (a) 小規模貧困コミュニティの定義 -
本項では、「小規模貧困コミュニティ」という用語は、コミュニティが所在する州が決定し、大統領が定めた基準に基づいて決定した、経済的に不利な状況にある3,000人以下の個人のコミュニティを意味する。
- (b) プログラムの確立 - 大統領は、費用対効果が高く、負傷者、人命の損失、財産の損害や破壊（国や地方自治体の管轄下にある重要なサービスや施設への損害を含む）を軽減するように設計された、災害前の危険緩和対策の実施を支援するために、国や地方自治体に技術的・財政的支援を提供するプログラムを確立することができる。
- (c) 大統領による承認
大統領は、州または地方自治体はその管轄区域内の自然災害ハザードを特定し、効果的な官民自然災害ハザード緩和パートナーシップを形成する能力を実証したと判断した場合、本節第(i)項の下に設立された国家公共基盤災害前緩和基金（本項では「基金」と呼ぶ）の金額を使用して、本節第(e)項に従って使用するための技術的および財政的支援を州または地方自治体に提供することができる。
- (d) 系統アップデートの更新日
 - (1) 一般的には
 - (A) 勧告-各州の知事は、本項の下で支援を受けるべき地方自治体を最低5つ以上大統領に勧告することができる。

- (B) 提出のための期限 - (A)号の勧告は、2001年10月1日以降、各10月1日または大統領の定める年の後日までに大統領に提出されなければならない。
 - (C) 基準 - (A)号に基づく勧告を行う際、知事は本項のサブセクション (g)に。
- (2) **UsE - Μετετεώγραμματα**
- (A) 典拠-(B)項に規定されている場合を除き、本節の下で地方自治体に支援を提供する際には、大統領は、本款の下で知事が推薦した地方自治体の中から選択するものとする。
 - (B) **ExtraorDinary circUmstancEs** - 本節の下で地方自治体に支援を提供するにあたり、大統領は、特別な事情がその選択を正当化し、かつその選択が本節の目的を促進すると大統領が判断した場合、本節の下で知事の推薦を受けていない地方自治体を選択することができる。
- (3) 指名に失敗した場合の影響 - 州知事が本款に基づく勧告を適時に提出できなかった場合、大統領は、本款第(g)項に規定された基準に従い、本款に基づく支援を受ける州の地方自治体を選択することができる。
- (e) **技術・金融支援サービスの利用用途**
- (1) 技術的支援 - 本項の下で提供される技術的支援および財政的支援。
 - (A) このセクションの下で大統領が承認した提案書に記載されている費用対効果の高い災害前危険緩和対策を実施するために、主に国および地方自治体が使用するものとする。
 - (B) を使用することができます。
 - (i) 官民一体となった効果的な自然災害災害軽減パートナーシップを支援するために。
 - (ii) 自然災害に対する地域社会の脆弱性の評価を向上させる。
 - (iii) 地域社会の災害軽減の優先順位と適切な災害軽減計画を策定すること。
 - (iv) 建物の利用者の健康、安全、一般的な福祉を災害から守る目的で、この法律の下で支援の対象となる可能性のある住宅構造物や施設的设计、建設、維持のために、最新の耐障害性設計を取り入れた、関連するコンセンサスに基づくコード、仕様書、基準の最新版を確立し、施行活動を実施し、実施すること。
 - (2) **DissEmination** - 州または地方自治体は、10%を超えない範囲で使用することができます。
-

費用対効果の高い緩和技術に関する情報を普及させるための活動に資金を提供するために、本項の下で国または地方自治体が受けた財政援助のうち、1会計年度に受けた金額。

(f) 割当量

(1) 緩和活動は、費用対効果が高く、かつ第(g)項の基準に沿ったものであることが条件となる。

(2) 最小限および最大限の金額 - 本節の下で財政援助を行う際には、大統領は、会計年度に州に提供される財政援助の金額（州の地方自治体に提供される金額を含む）。

(A) (i) \$575,000を下回らない

か、または下回っていない。

二 当該年度においてこの節を実施するために充当された資金の総額の一パーセントに相当する額

(B) は、その会計年度に本節を実施するために充当された資金の合計額の15パーセントに相当する額を超えないものとする。

(3) 未払い金の分配 - 大統領は、以下のようなことができる。

(A) のうち、当該金額が配分された事業年度の翌々事業年度末までに未払いとなっているものを取り崩すこと。

(B) (A)項に基づき金額を取り下げた事業年度の翌事業年度において、(1)項に基づき競争的に授与可能なその他の金額に加算する。

(g) 支援の基準 - 本項に基づき州または地方自治体に技術支援および財政支援を行うかどうかを決定する際、大統領は、過去7年間に大規模災害宣言を受けた州、またはその一部または全部がその州の境界内にあるインディアン部族政府にのみ財政支援を行い、以下の点を考慮しなければならない。

(1) 緩和されるべき危険の範囲と性質。

(2) 将来の自然災害による被害を軽減するための国や地方自治体のコミットメントの度合い。

(3) 技術的・財政的支援を利用して実施される危険緩和対策に対する国以外の支援を継続的に支援するための、国または地方自治体のコミットメントの度合い。

(4) 技術支援および財政支援を利用して実施される危険緩和対策が、国が設定した緩和目標および優先順位にどの程度貢献しているか。

(5) 技術的・財政的支援が他のものと整合性のあるものであるかどうか。

この法律の下で提供される援助。

- (6) 意味のある明確な成果を生み出す優先順位の高い、費用対効果の高い緩和活動がどの程度明確に特定されているか。
 - (7) 国または地方自治体が本題第5165項[第322項]に基づく緩和計画を提出している場合、第(6)項で特定された活動が緩和計画とどの程度一致しているか。
 - (8) 社会への純利益を最大化する活動に資金を提供する機会。
 - (9) 貧困状態にある小規模なコミュニティにおける緩和活動にどの程度の支援が提供されるか。
 - (10) 州、地方自治体、インディアン部族、または準州政府が、災害から建物の利用者の健康、安全、一般的な福祉を守る目的で、この法律に基づく支援の対象となる可能性のある住宅構造物および施設の設計、建設、維持管理のために、最新の耐危険設計を取り入れ、設計、建設、および維持管理のための基準を定める採択過程で州、地方自治体、インディアン部族、または準州政府が行った修正を含め、関連するコンセンサススペースのコード、仕様書、および基準の最新版の採択および施行を促進している程度。
 - (11) 援助が回復力のレベルを高める活動にどの程度の資金を提供するか。
 - (12) 大統領が国および地方自治体と協議して定めるその他の基準。
- (h) フェデラル・シェア
- (1) 緩和 - 本セクションの下で提供される資金援助は、大統領が承認した緩和活動の総費用の75%を上限に拠出することができる。
 - (2) 小規模コミュニティ - 第(1)項にかかわらず、大統領は、小規模な貧困コミュニティで実施される緩和活動の総費用の90%を上限として拠出することができる。
- (i) 全国的な防災対策支援 - 緩和支援
- (1) 典範 - 大統領は、各大規模災害について、本節に基づく技術的・財政的支援を提供するために、各大規模災害について第403項、第406項、第407項、第408項、第410項、第416項、第428項に基づき交付される予定の補助金の概算総額の6パーセントに相当する額を災害救援基金から積み立てることができ、このような積み立ては、本法の下で大規模災害に基づいて実施される活動に関連するものとみなされる。
 - (2) **推定**された補助金総額 - この法律に基づく各大規模災害宣言から180日以内に、第1項の目的のための補助金の推定総額を大統領が決定するものとし、その推定額は、推定額の変動により減額、増額、変更する必要はない。
 - (3) **金額の削減なし** - 第(1)項に基づいて設定された金額は、第403、第404、第406、第407節のために他に利用可能な金額を削減してはならない。
-

この法律に基づく408、410、416、および428。

(j) マルチハザード諮問委員会 - 諮問機関

(1) マルチハザードアドバイザーマップの定義

本款において「マルチハザードアドバイザーマップ」とは、ハザードが重なっている地域を示すために、自然災害の種類ごとにハザードデータを同時に特定したマップを意味する。

(2) 地図の開発 - 大統領は、州、地方自治体、および適切な連邦政府機関と協議の上、一般的に繰り返される自然災害（洪水、ハリケーン、強風、地震イベントを含む）の対象となる地域のために、少なくとも5つの州で、マルチハザード諮問地図を作成するものとする。

(3) 技術の利用 - 本款に基づくマルチハザードアドバイザーマップの作成において、大統領は、現実的に可能な限り、最も費用対効果が高く効率的な技術を利用するものとする。

(4) 母数の使用方法

(A) 諮問的性質 - マルチハザード諮問地図は諮問とみなされ、政府または民間団体による新たな政策の策定や、政府または民間団体に新たな政策を課すことを必要としないものとする。

(B) マップの利用可能性 - マルチハザードアドバイザーマップは、以下の目的のために、適切な州および地方自治体が利用できるようにしなければならない。

(i) 第二項に規定する地域における自然災害の危険性を一般人に知らせること。

(ii) このセクションの第(e)項に記載されている活動を支援すること。

(iii) 他の公共の用途にも使用されています。

(k) [期限切れ]

(l) イーマーマークの禁止

(1) 定義

本款では、「議会指示支出」という用語は、上院議員または下院の議員、代議員、常駐委員の要請を受けて、主に特定の州、地域、下院の選挙区を対象とした契約、融資、融資、融資保証、補助金、融資権限、またはその他の支出のための特定の金額の裁量予算権限、信用権限、またはその他の支出権限を提供、承認、または推奨する法定の規定または報告書の文言を意味し、法定または管理上の公式または競争的授与プロセスによるものを除く。

(2) 禁止事項 - 本節を遂行するために充当された、またはその他の方法で利用可能になった資金は、いかなるものも、議会が指示した支出に使用してはならない。

(3) 議会への証明書提出 - [FEMA]の長官は、本項に基づくすべての財政援助が本項に従って支給されたかどうかについての証明書を議会に提出しなければならない。

- (m) 最新の出版物-
サブセクション(e)(1)(B)(iv)及び(g)(10)の目的のために、「最新の出版物」という用語は、関連するコンセンサスベースのコード、仕様書、及び規格に関して、最近出版された2つの出版物を意味する。*

第204条省庁間タスクフォース（42 U.S.C. 5134

- (a) 連邦政府が管理する災害前危険緩和プログラムの実施を調整することを目的として、大統領は連邦省庁間タスクフォースを設置するものとする。
- (b) chairPErson - [FEMA]の長官がタスクフォースの議長を務める。
- (c) 使命 - タスクフォースのメンバーには、以下の代表者が含まれるものとする。
- (1) 関連する連邦政府機関。
 - (2) 州および地方政府機関（インディアン部族を含む）。
 - (3) アメリカ赤十字社

* 第(m)項の権限は2023年10月5日に失効する。

タイトルIII 大規模災害緊急支援行政

第301条 管理条件の放棄 (42 U.S.C. 5141)

連邦援助プログラムの管理を担当する連邦機関は、申請者である州または地方自治体の要請があった場合、大規模災害の結果、そのような条件を満たすことができなかったことが大規模災害の原因である場合には、大規模災害について、そのようなプログラムの下で援助を行うことができないような援助の管理上の条件を修正または放棄することができる。

第302条。調整役 (42 U.S.C. 5143)

- (a) 大統領は、大規模災害または緊急事態を宣言した場合、直ちに、被災地で活動する連邦調整官を任命しなければならない。
- (b) **FEDERAL COORDINATING OFFICER**の機能 - この法律の目的を達成するために、影響を受ける地域内の連邦調整官は、以下のことを行わなければならない。
- (1) 最も緊急に必要とされる救済の種類を最初に評価する。
 - (2) 必要と認められ、大統領の許可を得た場合には、そのような現地事務所を設置する。
 - (3) 州および地方自治体、米国赤十字社、救世軍、メノナイト災害サービス、および彼の助言または指示の下で活動することに同意したその他の救援または災害支援組織の活動を含む救援の管理を調整すること、ただし、本法に含まれるものは、タイトル36の第3001章に基づく米国赤十字社の責任を制限したり、影響を与えたりするものではないこと。
 - (4) 大統領から委任された権限に基づき、また本法の規定に基づき、地方の市民および公務員が受けるべき援助を速やかに得ることを支援するために必要と思われるその他の行動をとること。
- (c) 州調整官 - 大統領は、この法律に基づく支援が必要と判断した場合、連邦政府の災害支援活動と州および地方の災害支援活動を調整する目的で、被災した州の知事が州調整官を指名するよう要請するものとする。
- (d) 大規模災害または緊急事態の影響を受けた地域に複数の州の一部が含まれる場合、大統領は、大統領の裁量により、影響を受けた地域全体の連邦調整官を単独で任命し、大統領が適切と判断した場合には、連邦調整官を補佐する連邦調整官代理を任命することができる。

第303条 緊急支援および対応チーム (42 U.S.C. 5144)

- (a) **緊急支援チーム** - 大統領は、大規模災害または緊急事態の影響を受けた地域に展開する連邦職員の緊急支援チームを編成するものとする。

このような緊急支援チームは、本法に基づく責任を遂行するために連邦調整官を支援するものとする。大統領の要請があれば、連邦政府機関の長は、大統領が必要と判断した場合には、連邦政府機関の長の行政管轄区域内で、緊急支援チームの機能を遂行するために役立つと大統領が必要とする、または信じている人員を、払い戻しまたは払い戻しなしで、緊急支援チームの一時的な任務に就かせるよう指示される。

(b) プログラムの実行 - 対策チーム

- (1) 設置 - 第(a)項を実施するにあたり、大統領は、[FEMA]長官を通じて行動することにより、以下を設置するものとする。
 - (A) 少なくとも3つの国別対応チーム
 - (B) 6 U.S.C.317 条]に基づく地域事務所のストライキチームを含む、十分な地域対応チーム。
 - (C) 連邦政府のインシデント管理責任を果たすために必要な場合には、他の対応チームが必要である。
- (2) 有資格者能力レベル-管理者は、[6 U.S.C. 6]に定められたガイドラインに従って定義された特定の目標能力レベルを確保するものとする。§746(a)は、連邦緊急対応チームのために設立されている。
- (3) 大統領は、長官を通じ、連邦政府の緊急対応チームが、確立された目標能力レベルを達成するために、適切に計画され、組織化され、装備され、訓練され、行使された適切な人数の要員で構成されていることを確保する。各緊急対応チームは、特定の事件に関連する州および地方の当局者や現場の要員と連携して活動するものとする。
- (4) チームの準備状況の報告 - 管理者は、定期的にチームの準備状況を評価し、[6]の下で義務付けられている報告書の中でチームの準備状況のレベルを報告するものとする。U.S.C. セクション752(a)]。

第304条 連邦政府機関の償還 (42 U.S.C. 5147)

連邦政府機関は、本法の目的のために充当された資金から、本法に基づく支出の償還を受けることができる。本法の権限の下で提供されたサービスや物資の償還として連邦機関が受け取った資金は、そのようなサービスや物資のために現在利用可能な充当金または充当金の信用に預託されなければならない。

第305条 連邦政府の無担保 (42 U.S.C. 5148)

連邦政府は、この法律の規定を遂行するにあたり、連邦政府機関または連邦政府の職員が については、一切の責任を負わない。

第306条サービスの履行 (42 U.S.C. 5149)

- (a) 州政府および地方政府のサービスまたは施設の利用-この法律の目的を遂行するにあたり、連邦政府機関は、州政府の同意を得て、州政府、地方政府、またはその機関、事務所、職員のサービスや施設を受け入れ、利用する権限を与えられています。
- (b) 臨時職員、元職員、および公務員の任命、資格者、職員、職員、職員および補助者の取得、採用、または雇用 - この法律の下でサービスを提供する際には、連邦政府機関に権限が与えられています - この法律の下でサービスを提供する際には、連邦政府機関には権限が与えられています。
- (1) 第5章の規定にかかわらず、競争的サービスにおける任命を管理するタイトル5の規定にかかわらず、必要とされるかもしれない臨時職員を任命し、その報酬を固定するために、そのような臨時職員を任命し、固定する。
 - (2) 第51章および第53章の第3章の第3節の規定にかかわらず、分類および一般表示された給与率に関する規定に関係なく、同表の第3109節の規定に従って専門家およびコンサルタントを雇用すること。
 - (3) 米国を代表して、輸送、浚渫、旅行、通信のための機器、サービス、材料、および消耗品 義務を発生させること、およびこれらの活動の監督および管理のために義務を発生させること。このような義務は、追加要員の一時的な雇用から生じる義務を含め、大統領が機関に利用可能な金額で発生することがある。
- (c) FEMA]の長官は、3年間継続して勤務した後、競争的地位にある競争的サービスの職員がそのような職への異動、再配置、または昇進を検討するのと同じ方法で、臨時職員を[FEMA]の職に任命する権限を与えられている。本款の下で任命された個人は、その職員が既に在職期間の要件を満たしていない限り、出世条件付きの職員となる。

第307条。地元企業及び個人の利用 (42 U.S.C. 5150)

- (a) 民間事業者との契約または農業契約
- (1) 瓦礫撤去、物資の配布、復興、その他の大規模災害または緊急支援活動のための連邦資金の支出は、民間の組織、企業、または個人との契約または合意によって実施される可能性があるが、実現可能かつ実行可能な範囲で、主にそのような大規模災害または緊急事態の影響を受けた地域に居住し、または事業を行っている組織、企業、および個人を優先するものとする。
 - (2) 制約-本項は、大規模災害における支援の提供において、本法に基づく国防総省の資源の使用を制限するものではない。
 - (3) グラフィックス・エリア - 本セクションを実施するにあたり、契約または契約は、特定の地理的エリアに基づいて授与されるように設定されることがあります。

(b) imPIEmEntation - 演算子を指定します。

- (1) アジアの組織との契約以外の契約 - がれきの撤去、物資の配布、復興、その他の大規模災害または緊急支援活動のための連邦資金の支出で、主に大規模災害の影響を受けた地域に居住し、事業を行っている組織、企業、または個人に授与されない民間組織、企業、または個人との契約または合意によって実施される可能性のあるものは、契約ファイルに書面で正当化されなければならない。
- (2) 移行 - 緊急事態または大規模災害の宣言後、対応、救援、復興活動を行う機関は、大統領が緊急事態または大規模災害を宣言した日に有効な契約に基づいて行われた仕事を、大規模災害または緊急事態の影響を受けた地域に主に居住し、または事業を行っている組織、企業、個人に移行しなければならないが、そのような機関の長がそれを行うことが実行可能または実行可能ではないと判断した場合を除く。
- (3) 要求事項の策定 -
連邦政府機関の長は、実現可能かつ実行可能な限り、本項の遵守を容易にするための適切な要求事項を策定するものとする。

(c) 事前契約 - 本節のいかなる規定も、大規模災害や緊急事態が発生する前に有効な契約を破棄したり、再交渉したりすることを連邦政府機関に要求するものと解釈されてはならない。

308. 災害支援における無差別 (42 U.S.C. 5151)

- (a) 公平・公平な救援活動のための規則 - 大統領は、大規模災害または緊急事態の現場で連邦政府の支援機能を遂行する職員の指導に必要な規則を發布し、変更・改正することができる。このような規則には、物資の配布、申請の処理、その他の救援・援助活動が、人種、肌の色、宗教、国籍、性別、年齢、障害、英語力、経済的地位を理由に差別されることなく、公平・公正な方法で行われることを保証するための規定が含まれていなければならない。
- (b) 復興支援活動への他の団体の参加を前提とした規制との連携 - この法律に基づく支援や物資の配布への参加、またはこの法律に基づく支援の受領の条件として、政府機関やその他の組織は、大統領が公布した無差別に関する規制や、大規模災害や緊急事態の影響を受けた地域内での活動に適用されるその他の規制を遵守し、救援活動を効果的に調整するために必要であると大統領が判断したものを遵守しなければならない。

第 309 項 扶助組織の利用と調整 (42 U.S.C. 5152)

- (a) 大統領は、本法に基づく救済および援助を提供するにあたり、その同意を得て、米国赤十字社、救世軍、メノナイト災害サービス、長期復興団体、国内飢餓救済、その他の救済または災害援助団体の人員および施設を、医薬品、食料、物資、その他の物品の配布、復旧、復興、リハビリテーション、または

大統領がそのような利用が必要であると認めた場合にはいつでも、コミュニティサービス住宅および必要不可欠な施設の再建を行うことができる。

- (b) 大統領は、米国 赤十字社、救世軍、メノナイト災害サービス、長期復興グループ、国内飢餓救済、その他の救済、災害支援団体と協定を結ぶ権限を与えられているが、これらの団体が大規模災害または緊急事態の間およびその後の救済活動に従事している場合はいつでも、連邦調整官がこれらの団体の災害救済活動を調整することができる。このような協定には、連邦の施設、物資、サービスの利用が、この法律の下で大統領によって公布された給付の重複を禁止し、無差別を保証する規則、および大統領が必要とするその他の規則に準拠していることを保証する条項が含まれているものとする。

第310条 公共施設および公営住宅援助の特定の申請に対する優先順位 (42 U.S.C. 5153)

- (a) 優先順位 - 支援申請の処理においては、大統領が定める期間中、適切な連邦機関の長が、以下の法律に基づく大規模災害の被災地に所在する公共団体からの申請を優先して直ちに検討する。
- (1) 低所得者向け住宅の提供のための1937年米国住宅法[42 U.S.C. §1437 et seq.]。
 - (2) 公共事業計画の支援のための [40 U.S.C. §] 3502から3505まで
 - (3)
 - (4) [7 U.S.C. §] 1926。
 - (5) 1965年の公共事業および経済開発法[42 U.S.C. § 3121 et seq.]
 - (6) タイトル40のサブタイトルIV。
 - (7) 連邦水質汚濁防止法[33 U.S.C. § 1251 et seq.]。
- (b) 裁量資金の義務 - 裁量資金または州または州の政治的小区域に配分されていない資金の義務については、住宅都市開発長官および商務長官は、大規模災害地域向けのプロジェクトの申請を優先するものとする。

第311条 保険 (42 U.S.C. 5154)

- (a) 破損した設備の交換申請者 - 破損した設備の交換申請者
- (1) 特定の規則との連携 - 本表題第5172条 (第406条) (損傷した施設の修理、修復、および交換に関する)、本表題第5189条 (第422条) (簡易手続きに関する)、または本表題第3149条 (c) (2) に基づく援助の申請者は、そのような援助を受けて交換、修復、修理、または建設される財産に関して、そのような種類のものが確実に存在することを保証するために、大統領が定める規則に従わなければならない。

また、そのような財産に対する将来の損失から保護するために、合理的に利用可能で、適切で、必要な範囲の保険に加入し、維持するものとします。

- (2) 第1項に基づく可用性、妥当性、および必要性に関する決定を行う際には、大統領は、当該保険の規制を担当する適切な州保険コミッショナーが合理的であると認定した以上の種類および範囲の保険を必要としてはならない。
- (b) 保険のメンテナンス - 本表題第5172条[第406条]（損傷した施設の修理、修復、交換に関する）、本表題第5189条[第422条]（簡易手続きに関する）、または本表題第3149条(c)(2)に基づく援助の申請者は、申請者が以前に本法の下で援助を受けたことのある財産またはその一部については、当該財産に関して本項に従って必要とされるすべての保険を取得し、維持していない限り、そのような援助を受けることはできません。本項の要件は、本表題の第5141項[第301項]の下では免除されない。
- (c) 州の自己保険者としての行動 - 州は、州が所有する施設の一部または全部に関して、自己保険者として行動することを選択することができる。このような選択は、本表題第5172条もしくは第5189条（第406条もしくは第422条）または第3149条(c)(2)に基づく援助の受入れ時に書面で宣言された場合、またはその後、大統領が納得する自己保険計画が添付された場合には、第(a)項に準拠しているとみなされる。このような自己保険者は、以前に本法の下で援助を受けたことのある財産またはその一部については、その財産またはその一部に対する保険が合理的に利用可能であったであろう範囲内で、本表題の第5172項または第5189項 [第406項または第422項] に基づく援助を受けることはできない。

禁止された洪水災害支援(42 U.S.C. 5154a*)

- (a) 禁止事項 - 法律の他の規定にかかわらず、洪水災害地域で利用可能な連邦災害救援援助は、適用される連邦法に基づいて洪水保険を最初に取得し、その後、当該不動産について適用される連邦法に基づいて必要とされる洪水保険を取得および維持しなかったことを条件として洪水災害援助を受けた場合には、個人、住宅、または商業用不動産の損害の修理、交換、または修復のための支払い（融資援助の支払いを含む）に使用することはできない。
- (b) プロパティのトランスファー
- (1) 通知の義務 - 第3項に記載された財産を譲渡する場合、譲渡人は、譲渡が発生した日までに、譲渡人に書面で通知しなければならない。
- (A) 不動産が譲渡された日の時点で保険に加入していない場合、当該不動産に関して適用される連邦法に基づいて洪水保険に加入しなければならない。
- (B) 補償金は、当該不動産に関して適用される連邦法に従って、洪水保険を維持しなければならない。このような書面による通知は、不動産の所有権の移転を証明する文書に記載されなければ

ならない。

* この節は、1994年の国家洪水保険改革法の第582条によって制定された。

- (2) 届出の不備 - 第1項の譲渡人が同項の規定による届出をしなかった場合であって、不動産の譲渡が行われた後に
- (A) 譲渡人が、当該不動産に関して適用される連邦法に従って洪水保険を取得または維持しなかった場合。
- (B) 水害で物件が被害を受けた場合や
- (C) そのような損害の結果として、連邦政府からの災害救援援助が不動産の修理、交換、または修復のために提供された場合、譲渡人は、不動産に関して提供された連邦政府からの災害救援援助の額と同額を連邦政府に返済しなければならない。
- (3) 第(1)項の目的のために、不動産が個人、商業用、または居住用の不動産で、洪水被災地で利用可能な連邦災害救援援助が、不動産が譲渡された日より前に、当該不動産の修理、交換、または原状回復のために提供されていた場合、当該援助が、当該不動産に関して適用される連邦法に従って洪水保険に加入することを条件としていた場合には、本項に記載される。
- (c) 中略) ※。
- (d) 「洪水災害地域」の定義
本節では、「洪水災害地域」とは、以下のような地域を意味する。
- (1) 農務長官が[7
U.S.C. §1961(a)]に基づき、米国内の自然災害によって実質的な影響を受けたと認めるか、または受けたと認めた場合。
- (2) 大統領が、その地域に存在する、またはその地域に影響を及ぼす洪水状況の結果として、[スタッフフォード法] (42 U.S.C. 5121 et seq.) に基づく大規模災害または緊急事態の存在を宣言するか、または宣言した場合。
- (e) EFFektivE DaIE - 本節および本節による改正は、1994年9月23日以降に宣言された災害に適用される。

第312条給付の重複 (42 U.S.C. 5155)

- (a) 禁止事項 - 大統領は、大規模災害または緊急事態の結果として損失を被った個人、企業関係者、またはその他の団体に財政援助を提供するプログラムを管理する各連邦機関の長と協議の上、そのような個人、企業関係者、またはその他の団体が、他のプログラムの下で、または保険その他の資金援助を受けたことのある損失の一部に関して、そのような援助を受けないことを保証しなければならない。
- (b) 社会的な取り組み
- (1) 制限 - 本項は、連邦援助申請時まで他の給付を受けておらず、かつ、重複した給付をすべて返済することに同意した場合には、同じ目的のために他の給付を受ける権利を有する者、または受ける権利を有する者に対して、連邦援助を提供することを禁止してはならない。

* 洪水災害保護法 (42 U.S.C.

4012a(a)) を改正し、所有権の移転にかかわらず、洪水保険を維持するための要件が不動産

の耐用年数にわたって存在することを明記した。

連邦政府の援助を提供する機関への援助。

- (2) 給付の重複を防止するための統一性を確保するために必要であると学長が考える手続きを定めるものとする。
- (3) 一部給付金の効果 - 大規模災害または緊急事態のために一部給付金を受領した場合、給付金が支給されていない損失またはニーズの一部に対する追加的な連邦支援の提供を妨げるものではない。
- (4) 禁止事項の放棄。 * -
 - (A) 憲法 - 大統領は、国家を代表して、または大規模災害や緊急事態の結果として損失を被った個人、企業、その他の事業体を代表して、知事の要請があった場合、第(a)項に規定されている一般的な禁止事項を放棄することが公共の利益にかなうものであり、浪費、不正行為、乱用につながらないと大統領が判断した場合には、このような放棄を行うことができる。この決定を行うにあたり、大統領は以下の点を考慮することができる。
 - (i) 重複プログラムを管理する連邦機関または機関と協議して行われた[FEMA]長官の勧告。
 - (ii) 権利放棄が認められた場合には、資金援助を受けることが費用対効果があります。
 - (iii) 公平性と良心。
 - (iv) その他公共政策のうち、大統領が適当と認めた事項
 - (B) 権利放棄の許可または拒否 - (A)号に基づく要求は、当該要求の提出後 45 日以内に許可または拒否されなければならない。
 - (C) 融資が重複しているとの判断の禁止 - (a)項にかかわらず、大統領は、(c)項を実行する際に、すべての連邦援助が大規模災害または緊急事態の結果として被った損失に使用される場合に限り、融資が援助の重複であると判断することはできません。
- (c) 重複した給付金の回収 - 大規模災害または緊急事態のために連邦政府の援助を受けている者は、その援助が、その者が同じ目的のために他の供給源から得られる給付金と重複している限り、米国に対して責任を負うものとする。重複した援助を提供した機関は、その機関の長が連邦政府の最善の利益と考える場合には、債権回収に関するタイトル31の第37章に従って、被援助者からその重複した援助を回収しなければならない。
- (d) 収入ではない援助 - この法律に基づき個人や家族に提供される連邦政府の大規模災害・緊急援助、および州、地方自治体、災害援助機関が提供する同等の災害援助は、連邦政府が資金提供する収入援助や資源が試される給付プログラムの資格や給付水準を決定する際に、収入や資源とみなされてはならない。

* 災害復興改革法 (DRRA) 、 Pub.L. 115-254 § 1210 (2018)のDiv.L. 115-254 § 1210

(2018).DRRAの第1210条は、段落312(b)(4)は、2016年1月1日から2021年12月31日までの間の宣言に対して有効であると規定している。Stafford 法の第 406 条と第 408 条には適用されない。

第313条基準とレビュー (42 U.S.C. 5156)

大統領は、本法に基づいて運営される連邦政府の大規模災害・緊急援助プログラムの効率性と有効性を評価するために使用される包括的な基準を定めるものとする。大統領は、大規模災害・緊急事態への備えおよび大規模災害・緊急支援の提供における連邦政府機関および州・地方自治体の活動 本法の下での州への償還政策の一貫性を確保するものとする。

第314条罰則 (42 U.S.C. 5157)

- (a) 資金の誤用 - この法律に基づいて得られたローンの収益またはその他の現金給付金を故意に誤用した者は、収益または現金給付金の誤用額の1.5倍に相当する額の罰金を科される。
- (b) 民事EnForcEmEnt - 本法の下で課された民事罰を含め、本法の規定に違反した、または違反しようとしていると思われる場合はいつでも、司法長官は、適切な救済のために民事訴訟を提起することができます。このような訴訟は、適切な米国連邦地方裁判所に提起することができる。
- (c) 司法長官への報告 - 大統領は、この法律の下での機能の遂行のために開発された証拠で、刑事訴訟の検討を正当化する可能性のあるものは、適切な処置のために、迅速に司法長官に報告するものとする。
- (d) 民事ペナルティ - この法律の下で発行された命令または規則に故意に違反した個人は、違反ごとに 5,000 ドル以下の民事ペナルティを課せられる。

第315条材料の入手可能性 (42 U.S.C. 5158)

大統領は、被災した州の知事の要請に基づき、住宅の修繕、代替住宅、公共施設の修繕及び代替、農業経営及び企業のために、大規模災害の被災地域で緊急

に必要とされる建設資材の調査を行い、必要とされる資材の入手可能性及び公正な配分を確保するために、適切な措置を講じる権限を与えられている。配分プログラムは、可能な限り、被災地で伝統的に建設資材を供給してきた企業と連携し、社長が実施するものとする。本項において「建設資材」とは、住宅の修繕、代替住宅、公共施設の修繕・交換、通常の農業・事業運営に必要な建築資材・資材を含むものとする。

第316条環境の保護 (42 U.S.C. 5159)

本表題の第 5170a 項、第 5170b 項、第 5172 項、第 5173 項、または第 5192 項 (第 402 項、第 403 項、第 406 項、第 407 項、または第 502 項) に基づいて行われる措置または援助であって、本表題の第 5189 項 (第 422 項) に規定されている手続きに従って提供される援助を含め、災害または緊急事態以前の状態に実質的に回復させる効果があるものは、質に重大な影響を与える連邦政府の主要な措置とはみなされないものとする。

本節のいかなる規定も、1969 年国家環境政策法（83 Stat. 852）[42 U.S.C. §4321 et seq.] の意味の範囲内で、人間環境の問題を解決するものである。本節のいかなる規定も、1969 年国家環境政策法 [42 U.S.C. §4321 et seq.] の適用可能性を、本法の下で、または法律の他の規定の下で行われた他の連邦政府の行動に変更したり、影響を与えたりするものではない。

317. 援助の回収（42 U.S.C. 5160）

- (a) 当事者の責任 - 本法に基づく大規模災害または緊急事態の宣言の結果、本法またはその他の連邦法に基づいて連邦援助が提供される条件を故意に発生させた者は、かかる条件を発生させた者の故意の作為または不作為に起因する範囲内で、かかる災害または緊急事態に対応するために米国が被った合理的な費用について、米国に対して責任を負うものとする。妥当な費用のためのこのような訴訟は、適切な米国連邦地方裁判所に提起されなければならない。
- (b) 車の使用 - 大規模災害または緊急事態に対応して介護または援助を提供する過程で、その者が行った行為または懈怠した行為の結果、米国が被った費用については、本項の下で責任を負わないものとする。

第318条 監査及び調査（42 U.S.C. 5161）

- (a) 単一監査の要件に関するタイトル 31 の第 75 章の規定に従い、大統領は、本法の遵守を保証するために必要な監査および調査を実施し、これに関連して、そのような監査および調査を実施するために必要な人物に質問をすることができる。
- (b) 記録へのアクセス - 本項に基づく監査および調査の目的で、大統領および会計総監は、本法の下で実施または資金提供された活動に関連する人物の帳簿、文書、書類、および記録を検査することができます。
- (c) 州および地方自治体の監査 - 大統領は、本法または関連規則の遵守を保証するために必要な場合、本法に基づく支援に関連して、州および地方自治体の監査を要求することができる。

第319条. 非連邦分の前渡し（42 U.S.C. 5162）

- (a) 制度 - 大統領は、資格のある申請者または州に対し、この法律の費用負担規定に基づき州が負担する援助のうち、以下のような場合には、その部分を貸与または立替えることができる。
 - (1) 国は、このような費用負担規定に基づく財政責任を負うことができない。
 - (A) 管轄区域内での同時多発的な大規模災害に関して、または
 - (B) 特定の災害により特別な費用が発生した場合。
 - (2) その災害又は災害によって生じた損害が、申請者又は国がこの法律に基づく経済的責任を直ちに負担することができないほど圧倒的かつ重大なものであるとき。
- (b) 貸付金と融資の条件 - 融資と融資の条件は、以下の通りです。

- (1) 本項に基づく貸付金または前払い金は、すべてユナイテッドに返済されるものとする。

州のことです。

- (2) 本節に基づく貸付金および立替金は、米国の残存市場性債務の現在の市場利回りを考慮して財務長官が決定した利率で、貸付金または立替金の償還期間に匹敵する満期までの残存期間を有するものとする。
- (c) 規則 - 大統領は、本節で認可された融資または前払いを行うことができる条件を記載した規則を発行するものとする。

第320条. スライディングスケールの使用制限 (42 U.S.C. 5163)

いかなる地理的地域も、所得または人口に基づく算術式またはスライドスケールのみをもって、この法律による援助を受けることを妨げられてはならない。

第321条規則と規則 (42 U.S.C. 5164)

大統領は、本法の規定を遂行するために必要かつ適切な規則を定めることができ、また、本法によって大統領に付与された権限または権限を、大統領が直接または大統領が指定する連邦機関を通じて行使することができる。

第322条.緩和計画 (42 U.S.C. 5165)

- (a) 緩和計画の策定 - 本項第(e)項に基づくハザード緩和対策のための連邦負担額の増加を受ける条件として、州、地方、または部族政府は、その政府が管轄する地域の自然災害、リスク、脆弱性を特定するためのプロセスを概説した緩和計画を策定し、大統領に提出して承認を得るものとする。
- (b) 地方自治体および部族計画 - 地方自治体または部族政府が策定する各緩和計画は、以下の通りでなければならない。
- (1) 計画の下で特定された危険、リスク、脆弱性を緩和するための行動を記述する。
- (2) これらの行動を実行するための戦略を確立する。
- (c) 州計画 - 本項に基づく緩和計画の策定プロセスは、以下の通りである。
- (1) 州内の地域の自然災害、リスク、脆弱性を特定する。
- (2) 地域の緩和計画の策定を支援する。
- (3) 緩和計画のために、地方自治体および部族政府に技術支援を提供する。
- (4) リソースが利用可能になった場合には、国が支援する緩和行動を特定し、優先順位をつける。
- (d) FUnDing
- (1) 本表題第5170c項 (第404項) に基づく連邦寄付金は、本表題第5170c項に基づく緩和計画の策定および更新のための資金に使用することができます。

セクションを参照してください。

- (2) 最大限の連邦政府拠出金 - 緩和計画に関して、州、地方、または部族政府は、本題第 5170c 項 [第 404 条] に基づく連邦政府拠出金を、政府が決定した日の時点で政府が利用可能な拠出金の 7% を超えない範囲で使用することができる。
- (e) 危険性緩和のための連邦政府のシェア - 危険性緩和のための連邦政府のシェア
- (1) 第420条に基づく大規模災害または事象が宣言された時点で、州が本条に基づく承認済みの緩和計画を実施していた場合、大統領は、第420条に基づく大規模災害または事象について、本タイトルの第5170c条(a)項の最後の文（第404条(a)）で指定された最大パーセンテージを20%に引き上げることができる。
- (2) 第1項の規定に基づく最高比率を引き上げるかどうかを決定する際には、大統領は、国が、以下の事項を定めているかどうかを考慮しなければならない。
- (A) 物件取得等の緩和措置の適格基準
- (B) 受給資格基準に関連する費用対効果の要件。
- (C) 受給資格基準に関連した優先順位のシステム；および
- (D) 緩和措置の完了後に、緩和措置の有効性の評価を実施するプロセス。

第323条 公共および民間構造物の最低基準 (42 U.S.C. 5165a)

- (a) ネルギー - この法律に基づく災害融資または補助金の受領条件として
- (1) 受給者は、適用される安全、品位、衛生の基準に従って、適用されるコード、仕様書、および基準に準拠して、融資または補助金で融資される修理または建設を実施するものとする。
- (2) 大統領は、適切な州および地方自治体の職員と十分に協議した上で、安全な土地利用および建設方法を要求することができる。
- (b) 遵守の証拠 - 本法に基づく災害融資または助成金の受領者は、大統領が規則で要求する本項の遵守の証拠を提供しなければならない。

第324条 管理コスト (42 U.S.C. 5165b)

- (a) 管理コストの定義
- 本セクションでは、「管理コスト」という用語には、大規模災害、緊急事態、または災害準備・緩和活動や対策の下での特定のプロジェクトに関連する間接コスト、直接管理コスト、およびその他の管理コストが含まれる。
- (b) 管理費率の設定 - 管理費率の設定について
- (1) 法規制 - 他の法律の規定（以下の規定を含む）にもかかわらず、以下のような場合には、その規定は適用されません。

理事長は、管理費のための本法の下での拠出金を決定するために使用されるものとする、補助金対象者およびサブグラントの管理費率を規則で実施するものとする。

- (2) FEMA]の管理者は、対象となるプロジェクト費用に加えて、以下のプログラムを管理するための直接的および間接的な費用を賄うために、以下の割合率を提供するものとする。
- (A) 危険緩和 - 第404条に基づく補助金受給者は、同条に基づく補助金の総支給額の15%を上限に償還を受けることができ、そのうち補助金受給者が10%を上限に、サブグラント受給者が5%を上限に、これらの費用に充当することができる。
- (B) 第403条、第406条、第407条、および第502条の下で助成金を受けた者は、これらの条の下での総支給額の12%を上限に償還を受けることができますが、そのうち助成金を受けた者が7%、サブグラントを受けた者が5%を上限に、これらの費用に充当することができます。
- (c) REviEw - 大統領は、第(b)項の下に設定された管理費率を、率の設定日から3年以内に、またその後も定期的に見直すものとする。

第325条 公告、コメント、およびコンサルテーションの要件 (42 U.S.C. 5165c

- (a) 新しいポリシー、または最新のポリシーを含む、ユーザーへの通知とコメントのコメント - ガイドラインの作成
- (1) 方針の変更 - 大統領は、以下のような新規または変更された方針を採択する前に、公に通知し、意見を述べる機会を提供しなければならない。
- (A) この法律の下で[FEMA]が管理する公的支援プログラムの実施を規定する。
- (B) その結果、プログラムの下での援助が大幅に削減される可能性があります。
- (2) a適用 - (1)項に基づいて採択された方針は、方針が採択された日に降に宣言された大規模災害または緊急事態にのみ適用されるものとする。
- (b) コンセプト シオンのコメントレーション・インターナショナル・ポリシー - 規約
- (1) 暫定政策の可能性 - 本法の下で宣言された大規模災害または緊急事態に関連する特定の状況に対処するために、保護プログラムの下で暫定政策を採択する前に、大統領は、可能な限り、暫定政策の可能性がある場合には、暫定政策に関する大規模災害または緊急事態に関して、助成対象者およびサブグラントの意見および推奨を募らなければならない。
- (A) 大規模災害または緊急事態に関する援助の申請者に対する援助が大幅に削減される結果となる場合。
- (B) 大規模災害または緊急事態の宣言に関する連邦政府が当事者と

なっている書面による合意の条件を変更すること。

- (2) 法的な行動権の欠如 - 本款のいかなる条項も、いかなる当事者にも法的な行動権を与えるものではありません。

- (c) **Public accEss** - 大統領は、生活保護プログラムの実施を規定する政策への一般公開を促進するものとする。

第326条 小規模州および農村の擁護者の指定 (42 U.S.C. 5165d)

- (a) 連邦緊急事態管理庁 (FEMA) の中で、大統領は小規模な州および農村部の提唱者を指定するものとする。
- (b) 小規模州・農村擁護者は、この法律の下での援助の提供において、小規模州および農村地域社会の公正な待遇の擁護者でなければならない。
- (c) **Duties** - 小規模国家および農村の擁護者は、以下を行うものとする。
- (1) 本タイトル第5170条[セクション401]に基づく災害宣言プロセスおよび本タイトル第5191条[セクション501]に基づく緊急事態宣言プロセスに参加し、農村コミュニティのニーズに確実に対応できるようにする。
 - (2) 大規模災害または緊急事態宣言の要請の準備において、人口の少ない国を支援する。
 - (3) FEMA長官が適切と考えるその他の活動を行う。

第327条 全国都市搜索救助応答システム (42 U.S.C. 5165f)

- (a) 定義 - 本節では、以下の定義を適用する。
- (1) **Administrator** - 「管理者」という用語は、[FEMA]の管理者を意味する。
 - (2) **Agency** - 「機関」という用語は、[FEMA]を意味する。
 - (3) **hazard** - "ハザード"という用語は、第 602 条で与えられた意味を持つ。
 - (4) **非雇用システムメンバー** - 「非雇用システムメンバー」とは、スポンサー機関または参加機関に雇用されていないシステムメンバーを意味する。
 - (5) **参加機関** - 「参加機関」とは、システムに参加するためにスポンサー機関と契約を締結した州または地方自治体、非営利団体、または民間団体を意味する。
 - (6) **スポンサー機関** - 「スポンサー機関」とは、システムに参加するために管理者が指定したタスクフォースのスポンサーである州または地方自治体を意味する。
 - (7) **system** - 「システム」という用語は、本項の下で管理される全国都市搜索救助応答システムを意味する。
 - (8) **システムメンバー** - 「システムメンバー」とは、連邦政府の常勤職員ではなく、タスクフォースまたはシステム管理またはその他の技術チームのメンバーである個人を意味する。
 - (9) **task** Force - 「タスクフォース」という用語は、システムに参加するために管理

者によって指定された都市部の捜索救助チームを意味する。

- (b) 典拠 - 本項の要件に従い、管理者は、国家として知られる緊急対応システムの管理を継続するものとする。

都市部の捜索救助対応システム。*

- (c) 対策 - 本システムの管理において、管理者は、災害に対応する際に州および地方自治体を支援するために、標準化された捜索救助資源の全国ネットワークを提供するものとする。
- (d) タスクフォース-
- (1) D^Esignation - 管理者は、システムに参加するタスクフォースを指定しなければならない。管理者は、そのような参加の基準を決定しなければならない。
 - (2) スポンサー機関 - 各タスクフォースは、スポンサー機関を持つものとする。管理者は、システムへの各タスクフォースの参加に関して、スポンサー機関と協定を結ぶものとする。
 - (3) com^Position
 - (A) 参加機関 - タスクフォースには、スポンサー機関の裁量で、1つ以上の参加機関を含めることができる。スポンサー機関は、各参加機関のタスクフォースへの参加に関して、各参加機関との間で合意書を締結しなければならない。
 - (B) その他の個人 - タスクフォースには、スポンサー機関の裁量により、スポンサー機関または参加機関とは別個に関係のないその他の個人を含めることもできる。タスクフォースのスポンサー機関は、タスクフォースへの個人の参加に関して、そのような個人との間で個別の合意を結ぶことができる。
- (e) 管理者は、管理者がシステムの管理に必要と判断した管理チームおよびその他の技術チームを維持するものとする。
- (f) システムのFEDER^UICへの導入-FEDER^UICへの導入
- (1) 連邦政府長官は、システムメンバーの演習、災害前の演出、大規模災害および緊急対応活動、および長官が主催または制裁する訓練イベントへの参加を提供するために、システムメンバーを連邦政府の任務に任命することができる。
 - (2) 特定の民法の非適用性 - 管理者は、以下を行うことができる。

* D^RRAの第1218条は、 「(a)

一般的には、連邦緊急事態管理庁長官は、認定獣医学部の大学に1つ以上の国家獣医救急チームを設置することができる。(b) 責任- 国家獣医緊急事態チームは、以下を行うものとする。

(1) 全国都市捜索救助対応システムのチームと一緒に配備し、支援を行う。

(A) (2)

(1)項に記載された大規模災害や緊急事態の計画と対応に関連した任務を遂行するために、確立された一連の計画と標準的な運営ガイドラインに従って、獣医学

生を含む獣医学専門家を募集し、訓練し、認定すること。(3)

州政府、インディアン部族政府、地方自治体、および非営利団体が、動物の世話と救助を考慮した緊急管理と避難計画を策定し、緊急事態または大規模災害時に獣医学的対応を提供するための地域の準備態勢を向上させることを支援する。”

- (1)項の下での任命は、競争的サービスにおける任命を規定する合衆国法典第5章の規定にかかわらず、第1項の下での任命を行うものとする。
- (3) 他の職員との関係 - 本款に基づく任命を行う管理者の権限は、本法に基づく管理者の他のいかなる権限にも影響を与えないものとする。
- (4) 制限 - (1)項の下で連邦職員に任命されたシステムメンバーは、本項に明記されている目的以外の目的では、米国の職員とはみなされない。
- (g) コムペーション
- (1) システムメンバーの支払い
- 規程により管理者が課す条件に従うことを条件に、管理者はタスクフォースのスポンサー機関に支払いを行う。
- (A) タスクフォースに参加しているシステムメンバーの各雇用主は、第(f)(1)項の下でシステムメンバーが連邦職員に任命された期間中に、雇用主がシステムメンバーに支払った報酬を、タスクフォースに参加しているシステムメンバーの各雇用主に返済する。
- (B) は、第(f)(1)項の下で非雇用者システム・メンバーが連邦職員に任命されている間、タスクフォースの非雇用者システム・メンバーに直接支払いを行うことができる。
- (2) システムエンジニアの募集要項 - 就活生の方へ
- (A) 報酬 - 規程により管理者が課す条件に従い、管理者は、タスクフォースのスポンサー機関に対し、システムメンバーが第(f)項(1)項に基づいて連邦職員に任命された期間中に、システムメンバーが通常の職務に就いている従業員に雇用主が支払った報酬の払い戻しに使用するために、タスクフォースのシステムメンバーの各雇用主に支払いを行うものとする。
- (B) 制限 - 雇用者が負担した費用は、第(A)号に基づき、システムメンバーが第(f)(1)項に基づいて連邦職員に任命されていなかった場合に雇用者が負担したであろう費用を超える範囲内でのみ、払い戻しの対象となるものとする。
- (3) 支払事由。 - システムメンバーは、システムメンバーが第(f)(1)項に基づいて連邦サービスに任命されている間は、政府から直接給与を支払う権利を有しない。
- (h) 人身事故、病気、障害、または死亡 - 怪我、病気、障害、または死亡
- (1) 連邦職員として任命されたシステムメンバーが、第(f)(1)項に基づいて連邦職員として任命され、その任命の範囲内で行動している間に受けた人身傷害の結果として、人身傷害、病気、障害、または死亡を被った場合、合衆国法典第5章第81章第1節の目的のために、そのメンバーが職務遂行中に傷害を負った被雇用者（同章第8101節で定義されている）であるかのように扱われる

ものとする。

- (2) bEnEFitsの選択-BEnEFitsの選択
- (A) 制度内
 第1項に基づき権利を有する制度会員（または制度会員が死亡した場合は、制度会員の被扶養者）。
- (1) 人身事故、病気、障害、死亡を理由に米国法典第5章第81章第1節に基づく給付を受ける者、および同じ人身事故、病気、障害、死亡を理由に州または地方自治体から給付を受ける者は、次のように選択しなければならない。
- (i) そのようなサブチャプターの下で給付金を受け取ること。
- (ii) 国や地方自治体から給付金を受ける
- (B) DEaDlinE - システムのメンバーまたは被扶養者は、給付の理由となった人身事故、病気、障害、または死亡の日から1年以内、または労働長官が合理的な理由を示して認めた日までに、(A)号に基づく給付の選択を行わなければならない。
- (C) 選択の効果 - 本項に基づいて行われた給付の選択は、法律に別段の定めがない限り、取消不能である。
- (3) 州または地方自治体の給付金の償還 - 規程により管理者が課す条件に従うことを条件に、システム会員または被扶養者が第(2)項(A)に基づき州または地方自治体から給付金を受け取ることを選択した場合、管理者はその給付金の価値を州または地方自治体に償還するものとする。
- (4) 公安役員の請求 - 本款のいかなる規定も、1968年オムニバス犯罪取締り・安全道路法（42 U.S.C. 3796b）のタイトルI（42 U.S.C. 3796 et seq）の第1204項で定義されている公安役員であるシステムメンバーによる、またはそれに関連して、同法のタイトルI（42 U.S.C. 3796 et seq）のパートLの下で認可された給付金の請求を禁止するものとは解釈されない。
- (i) 責任 - 第(f)(1)項の下で連邦政府に任命されたシステムメンバーは、任命の範囲内で行動している間は、不法行為の請求手続きに関連する米国法典第28編第1346項(b)および同編第171章の下で連邦政府の職員であるとみなされるものとする。
- (j) 雇用と雇用の権利 - スポンサー機関または参加機関の正社員ではないシステム会員に関しては、以下の条件が適用されます。
- (1) 兵役-
 システムメンバーとしての勤務は、制服サービスに従事した個人の雇用および再雇用の権利に関する米国法典第38章43節の「制服サービスにおける勤務」とみなされるものとする（その個人がそのような参加に対する報酬を受け取っているかどうかは問わない）。このような人物のすべての権利と義務、および援助、執行、および調査のための手続きは、当該章に規定されている通りとする。
- (2) 就任

本項に基づく就任の必要性による服務通知の排除は、"軍事的必要性"による排除とみなされるものとする。

欠勤の通知に関する合衆国法典第 4312 条(b)の目的のために。このような必要性の判断は、管理者が行うものとし、司法審査の対象とはならない。

- (k) **免許証および許可証** - システムメンバーが、システムが必要とする専門的、機械的、またはその他の技能や種類の援助について、そのメンバーの資格を証明するために、州またはその他の政府管轄区が発行した有効な免許証、証明書、またはその他の許可証を持っている場合、システムメンバーは、第(f)(1)項の下で連邦サービスに任命されている間、その技能または援助を含む援助を提供する際には、連邦活動を行っているものとみなされる。
- (l) **事前準備 協力協定** - このような目的のための予算が利用可能であることを条件に、管理者は、各スポンサー機関との間で年次準備協力協定を締結するものとする。このような準備協力協定の下でスポンサー機関に提供される金額は、以下の目的のために使用されるものとする。
- (1) 他の連邦、州、地方政府の対応機関との訓練および演習を含む。
 - (2) 相互運用可能な通信および個人用保護具を含む機器の取得および保守。
 - (3) 大規模災害、緊急事態、またはその他の危険を想定して、またそれに続いて、管理者が決定した場合に、応答者の安全と健康のために必要とされる医療監視。
- (m) **対応協力協定** - 管理者は、必要に応じて各スポンサー機関と対応協力協定を締結するものとし、その下で、大規模災害や緊急事態への対応においてスポンサー機関が負担した費用をスポンサー機関に返済することに同意する。
- (n) **義務** - 管理者は、システムの有効性を確保するために、本項に沿って必要なすべての義務を負うことができる。
- (o) **EqUiPmEnt maintEnancE anD rEPlacEmmEnt** - 本項の制定日から180日以内に、管理者は、システム機器の資金調達、維持、および交換のための計画の策定に関する報告書を、実施手順および時間枠を含めて、適切な議会の委員会（2002年国土安全保障法（6 U.S.C. 101）の第2項に定義されている）に提出するものとする。

タイトルIV 大規模災害支援プログラム

第401条 申告の手続き (42 U.S.C. 5170)

- (a) 大規模災害の存在を宣言する大統領の要請はすべて、被災した州の知事が行わなければならない。このような要請は、災害の深刻さと大きさから、効果的な対応が州および影響を受けた地方自治体の能力を超えており、連邦政府の援助が必要であるとの判断に基づくものでなければならない。このような要請の一環として、また、本法に基づく大規模災害支援の前提条件として、知事は、州法に基づく適切な対応措置を講じ、州の緊急計画を直接実行しなければならない。知事は、災害の結果を軽減するためにコミットされた、またはコミットされる予定の州および地方の資源の性質と量に関する情報を提供し、今回の災害について、州および地方政府の義務と支出（うち、州のコミットメントがかなりの割合を占めなければならない）が、本法の適用されるすべての費用分担要件を満たすことを証明しなければならない。本項に基づく知事の要請に基づき、大統領は、本法に基づき、大規模災害または緊急事態の存在を宣言することができる。
- (b) インディアン部族の政府関係者の個人情報
- (1) インディアン部族政府の最高責任者は、第(a)項の要件に沿って、大規模災害の存在を宣言するための大統領の要請を提出することができる。
 - (2) 本章の下で、影響を受けるインディアン部族政府の最高責任者の大規模災害宣言の要請に応じて大統領が許可した支援を実施する際には、本章のサブチャプターまたはサブチャプターIII（本タイトルの第5153節および第5165d節（第310節および第326節を除く））の中で、州または州知事について言及している場合は、適切な場合には、影響を受けるインディアン部族政府または影響を受けるインディアン部族政府の最高責任者を指しているものとみなされる。
 - (3) 貯蓄規定-本款のいかなる規定も、大統領が同じ事件について本款に基づく宣言を行わない場合には、大統領が第(a)項に基づく州の要請に応じて行った宣言によって、インドの部族政府が本款に基づく援助を受けることを禁止するものではない。
- (c) インディアン部族政府のためのコストシェアの仕組み
- (1) 本章の下でインディアン部族政府に援助を提供する際、大統領は、以下の場合には、援助に関連して連邦以外の拠出金の支払いを放棄したり、調整したりすることができる。
 - (A) 大統領は、本節の別の規定に基づく支払いを放棄または調整する権限を有する。
 - (B) 社長は、調整の放棄が必要かつ適切であると判断します。
 - (2) **決定の基準**
大統領は、第(1)項(B)に基づく決定を行うための基準を定めるものとする。
-

第402条。 一般的な連邦援助 (42 U.S.C. 5170a)

大規模災害が発生した場合、大統領は

- (1) 連邦政府機関に対して、連邦法の下で付与された権限と資源（人員、設備、物資、施設、管理、技術、助言サービスを含む）を、償還の有無にかかわらず、予防的避難を含む州および地方の援助への対応および回復努力を支援するために利用するよう指示すること。
- (2) 連邦政府機関、民間団体、州政府および地方自治体が提供するすべての災害救援支援（自主的な支援を含む）を調整し、予防的な避難や復旧を行う。
- (3) 影響を受ける州政府および地方自治体に対して、以下のための技術的および助言的な支援を提供する。
 - (A) 必要不可欠なコミュニティサービスのパフォーマンスを提供します。
 - (B) 危険性や危険性の警告の発令
 - (C) 公衆衛生・安全情報の発信を含む。
 - (D) 安全衛生対策の提供
 - (E) 公衆衛生および安全に対する当面の脅威の管理、制御、および削減。
 - (F) 災害影響評価や計画を含む復興活動。
- (4) 医薬品、食料、その他の消耗品の配布、緊急時の支援において、州および地方自治体を支援する。
- (5) 建築基準法および氾濫原管理条例の管理および施行のための州および地方自治体への支援を提供し、これには、実質的な損害の遵守のための検査が含まれる。
- (6) 人命救助、人的被害の防止、または深刻な被害の軽減のために必要な場合には、連邦政府の支援および連邦支援を加速的に提供しますが、これらは特定の要請がない場合には、大統領が提供することができます。
 - (A) 可能な限り、かかる支援または支援が提供されている国の当局者に速やかに通知し、調整しなければならない。
 - (B) は、(A)号に基づく国への通知および調整において、大規模災害の被災者への重要な資源の迅速な展開、使用、分配を遅らせたり、妨げたりしてはならない。

第403条。 必須援助（合衆国法典第42条第5170b項）

- (a) 連邦政府機関は、大統領の指示に基づき、大規模災害に起因する生命と財産に対する緊急の脅威に対応するために必要不可欠な支援を、以下のように提供することができる。
 - (1) 連邦政府の設備、消耗品、施設、人員、その他の連邦政府の設備、消耗品、施設、人員、その他を利用、貸与、または寄付すること。

この法律の目的に応じて政府が使用または分配するために、信用供与以外の資源を使用することができます。

- (2) 医療、食糧、その他のサービス - 州や地方自治体、アメリカ赤十字社、救世軍、メソナイト災害サービス、その他の救援・災害支援組織を通じて、医薬品、耐久性のある医療機器、* 食品、その他の消耗品、その他のサービスや被災者への支援を配布または提供すること。
- (3) 人命と財産を守るための作業とサービス - 人命を守り、財産や公衆の健康と安全を保護し、保護するために不可欠な作業やサービスを、公有地や私有地、水域で行うこと。
 - (A) 瓦礫の除去。
 - (B) 捜索救助、緊急医療、緊急集団医療、緊急避難所、食料、水、医薬品、耐久性のある医療機器、および物資や人の移動を含むその他の必要不可欠なニーズの提供。
 - (C) 道路の整地と、緊急時の業務と必要なコミュニティサービスの遂行に必要な仮設橋の建設。
 - (D) 学校やその他の必要不可欠なコミュニティサービスのための一時的な施設の提供。
 - (E) 公共を危険にさらすような安全でない構造物の解体
 - (F) さらなる危険性と危険性の警告
 - (G) 健康・安全対策に関する情報発信と支援を行う。
 - (H) 国や地方自治体に対して、災害管理や災害対策に関する技術的な助言を提供すること。
 - (I) 生命、財産、公衆衛生および安全に対する差し迫った脅威の軽減。
 - (J) 救助、ケア、シェルター、必要不可欠なニーズの提供
 - (i) 家庭用ペットや介助動物を飼っている人に。
 - (ii) そんなペットや動物に
- (4) **contributions** - 本款の規定を実施する目的で、州政府や地方自治体、民間の非営利施設の所有者。
 - (b) 連邦政府のシェア - 本節の下での援助の連邦政府のシェアは、そのような援助の対象となる費用の75%以上でなければならない。
 - (c) 国防総省のリソースの利用 - 国防総省のリソースの利用
 - (1) ジェネラル・ルアー - 本タイトルまたは本法のタイトルVの下で最終的に支援の対象となる可能性のある事件の直後に、知事は、以下のことを行う。

事件が発生した国の国防長官は、事件によって必要とされ、生命と財産の保護 緊急作業を公有地および私有地で実施する目的で国防総省の資源を活用するよう国防長官に指示するよう、大統領に要請することができる。大統領がそのような作業が生命および財産の保護に不可欠であると判断した場合、大統領は、大統領が実行可能であると判断した範囲内で、そのような要請を許可しなければならない。このような緊急作業は、10 日間を超えない期間に限り実施することができる。

- (2) 瓦礫撤去に適用される超法規 - 本款の下で行われる瓦礫および残骸の撤去は、本題第5173(b)項[第407(b)項]の適用を受けるものとし、瓦礫撤去の無条件承認および補償に関するものとする。
- (3) 災害復興支援基金からの脱却 - 本款に従って提供された支援の費用は、この法律を実行するために利用可能な資金から償還されるものとする。
- (4) 連邦政府のシェア - 本款の下での援助の連邦政府のシェアは、75%を下回らないものとする。
- (5) ガイドライン - 大統領は、1988年11月23日から180日以内に、本款を実施するためのガイドラインを発行しなければならない。このガイドラインは、本款の下での援助が、本法の下での他の形態の援助の利用可能性に与える可能性のある影響を考慮しなければならない。
- (6) 定義 - このセクションの目的のために-
- (A) DEPartmEnt of DEFEnsE - 「Department of Defense」という用語は、タイトル10の第101項の下で「部門」という用語が持つ意味を持つ。
- (B) EmErgEncy作業 - 「緊急作業」という用語には、瓦礫や残骸の撤去、撤去、および重要な公共施設やサービスの一時的な復旧が含まれません。
- (d) 給与・福利厚生
- (1) 典拠 - 大統領が州、部族、または地方自治体の管轄区域内で大規模な災害または緊急事態を宣言した場合、大統領は、州、部族、または地方自治体に対して、以下に関連して発生した費用を補償することができる。
- (A) 本項に基づき緊急保護措置を実施する国、部族、または地方自治体の常用職員の基本給および手当で、以下の場合
- (i) 従業員が通常行う業務ではないこと、および
- (ii) 仕事の種類が、民間の組織、企業、または個人との契約または合意に基づいて実施される場合。
- (B) 緊急保護を実施する国、部族、または地方自治体の正社員に対する時間外労働および危険業務の補償

本項に基づく措置

- (2) 第1項に基づく費用償還のガイドラインは、1938年公正労働基準法(29 U.S.C. 201 et seq)に従って要求される残業代の償還を州、部族、または地方自治体が拒否されないことを保証するものとする。
- (3) 相互扶助協定への影響なし - 本款のいかなる規定も、承認された相互扶助協定に基づいて提供された労働力の費用を返済する大統領の能力に影響を与えるものではない。

第404条。危険緩和(42 U.S.C. 5170c

- (a) 大規模災害の影響を受けた地域、または第420項の下で支援が提供された火災の影響を受けた地域で、費用対効果が高く、将来の被害、苦難、損失、苦難のリスクを大幅に軽減する、または回復力を高めると大統領が判断した災害軽減対策の費用の75%を上限として、大統領が拠出することができる。このような対策は、本題第5165項[第322項]に基づく自然災害の評価に基づいて特定され、大統領の承認を得なければならない。本表題第5165節[第322節]の規定に従い、第420節に基づく大規模災害または事象に対する本節に基づく拠出金の合計額は、以下の金額が15パーセントを超えてはならない。200万ドル、200万ドル以上1,000万ドル以下の場合には10%、1,000万ドル以上1,000万ドル以下の場合には7.5%、第420条*に基づく大規模災害または事象に関して、本法の下で交付される予定の補助金の概算総額(関連する管理費を除く)のうち、1,000万ドル以上35,333,000,000ドル以下の場合には7.5%をそれぞれ支払う必要があります。
- (b) 物件の取得と~~手多車~~の支援
 - (1) FEMAの管理者は、洪水に関連して本項に基づく危険緩和と支援を提供する際に、第(2)項の要件を満たすプロジェクトに対して、不動産取得および移転支援を提供することができる。
 - (2) 条件 - 買収または移転プロジェクトは、以下の場合に限り、(1)項に基づく援助を受ける資格がある。
 - (A) 支援の申請者が、本項のサブセクション(a)に基づいて設立された危険緩和補助金プログラムの下で支援を受ける資格がある場合。
 - (B) 平成5年12月3日以降に入所した場合

* DRRAの第1210条(b)は、「スタッフフォード法(42 U.S.C. 5155)の第312条およびその施行規則にかかわらず、同法の第404条に基づいて提供される援助は、連邦政府が認可した工兵隊の水資源開発プロジェクトの範囲内で建設が認可された活動に資金を提供するために使用することができます。また、この規定では、このセクションに基づいて提供される連邦資金は、プロジェクトのための連邦総取り分を超えてはならないとされている。さらに、本節に基づいて資金提供を受けて建設されたこのようなプロジェクトの建設には、これ以上の連邦資金は提供されないものとする。

管理者との間で、以下の保証を提供する契約を締結します。

- (i) プロジェクトに従って取得された、受け入れられた、またはそこから構造物が取り除かれる財産は、オープンスペース、レクリエーション、または湿地管理の慣行に適合する用途のために、永久に捧げられ、維持されるものとする。
 - (ii) 新たな構造物は、取得した、受け入れた、または取得または移転プログラムの下で構造物が取り除かれた土地には建てることはできません。
 - (I) 四方を開放し、指定された開放空間に機能的に関連する公共施設。
 - (II) 休憩室
 - (III) 構造物の建設開始前に管理者が書面で承認した構造物；および
 - (iii) 援助を受けた後、取得または移転プログラムの下で取得された、受け入れられた、または構造物が取り除かれた財産に関しては、--。
 - (I) 受給者は、いかなる目的のためにも、連邦政府機関に対して追加の災害支援を申請しないこと。
 - (II) 申請者には、連邦政府からのいかなる援助も提供されない。
- (3) 本款のいかなる規定も、1993年12月3日の前日に有効であった、本項に基づいて実施された買収または移転プロジェクトの合意を変更したり、その他の方法で影響を与えたりすることを意図したものではない。
- (c) 州別プログラム運営 - 州別プログラム運営
- (1) 本項に定める危険軽減助成プログラムの管理を希望する州は、州内の危険軽減支援に関して本項に定める危険軽減助成プログラムの管理権限の委譲申請書を大統領に提出することができる。
 - (2) 基準 - 大統領は、国および地方自治体との協議および調整を経て、(1)項に基づいて提出された申請書の承認基準を定めるものとする。管理者が本項を実施するための規則を公布するまで、管理者は、本項を迅速に実施するために必要であると判断した場合には、通知とコメントの規則化を放棄することができ、試験的プログラムとして本項を実施することができる。基準は、少なくとも以下を含むものとする。
 - (A) 国が本項の下で補助金プログラムを管理する能力を実証していること。
 - (B) 本タイトルの第 5165 条[セクション 322]に基づき承認された緩和計画が実質的に存在していること。

- (C) 緩和活動へのコミットメントが実証されていること。
- (3) **a承認** - 会長は、第 1 項に基づき提出された申請を承認するものとする。
の規定により定められた基準を満たすもの。
- (4) **承認の撤回付き** - 第1項に基づき提出された国の申請を承認した後、大統領が、国が本項に基づいて設立された危険緩和補助金プログラムを満足のいく方法で運営していないと判断した場合、大統領は承認を撤回するものとする。
- (5) **aUDits** - 大統領は、本款の下で国が管理する危険緩和補助金プログラムの定期的な監査を行うものとする。
- (d) **環境規制御プロセス - 演算子**
- (1) 本節の下で支援を提供する目的で、大統領は以下のことを保証するものとする。
- (A) 1969 年米国環境政策法 (National Environmental Policy Act of 1969) [42 U.S.C. 4321 et seq.] の下での該当する環境審査および国家歴史保存法 (National Historic Preservation Act) [16 U.S.C. 470 et seq.] の下での歴史的保存審査が迅速に完了することを確実にするために、適切な資源が投入されていること。
- (B) 1969年の国家環境政策法[42 U.S.C. 4321 et seq]および国家歴史保護法[16 U.S.C. 470 et seq]に基づく既存の最短の適用プロセスが利用されます。
- (2) 大統領は、本項に基づく支援を提供する目的で、(1) 項で必要とされる手続きに加えて、[FEMA]のプロトタイプ計画合意に基づく手続き、複数の構造物をグループとして検討するための手続き、および提案されている危険緩和措置の費用対効果の分析とコストシェア要件の充足のための手続きなど、迅速な手続きを利用することができる。
- (e) **補助金支援** - 大統領は、本項の下で補助金の対象となる国の補助金対象者に対し、対象となる費用が発生する前に、危険緩和対策の見積額の25%を超えない範囲で支援を行うことができる。
- (f) **支援の利用**
- 本項および第203項の下で提供される危険緩和支援の受領者は、支援を利用して、山火事や風雨の影響を受けた地域で、以下のような将来の損害、困難、損失、苦難のリスクを軽減するための活動を行うことができる。
- (1) 早生種や在来種を用いたグランドカバーの再播種。
- (2) 藁や欠けた木を使ったマルチング
- (3) 洪水を防ぐために、小さな支流に藁や岩や丸太のダムを建設すること。
- (4) 丘の斜面の土砂を受けるために丸太やその他の侵食障壁を設置しています。
- (5) 道路やトレイルの排水機構を変更するためのデブリトラップの設置

- (6) 排水が自由に流れるように暗渠を改造・撤去すること。
- (7) 排水溝を追加し、道路と道路を維持するための緊急流出路を建設します。

洪水の際に橋が流されるのを防ぎます。

- (8) 毒草の蔓延を防ぐために草を植える。
 - (9) 警告標識を設置します。
 - (10) 防御可能な空間対策を確立する
 - (11) 有害燃料の削減
 - (12) 送電または配電用ユーティリティーのポール構造を、当該場所に関連する基本的な風速および氷の状態に対して、極端な風に耐えられるポールと氷と風荷重を組み合わせたポールに交換または設置することを含む、風雨被害の緩和。
 - (13) 焼かれた立木の撤去
 - (14) 焼けて汚染の原因となった水系の交換
- (g) **地震災害に対する支援の利用**
- 本項および第203項の下で提供される災害軽減支援の受給者は、支援を利用して、地震災害の影響を受けた地域（以下を含む）における将来の損害、苦難、損失、苦難のリスクを軽減するための活動を行うことができます。
- (1) 地震の早期警戒能力の構築を支援するための地域地震ネットワークの改善
 - (2) 地震の早期警戒能力の構築を支援するための測地ネットワークの改善
 - (3) 地震計、全地球測位システム受信機、および関連インフラの改善を行い、地震の早期警報機能の構築を支援します。

第405条 連邦施設 (42 U.S.C. 5171)

- (a) **連邦政府施設**の修理、再建、復旧、または交換 - 大統領は、大規模災害によって損害を受けた、または破壊された米国が所有し、その管轄下にある施設の修理、再建、復旧、または交換が必要であると判断した場合、連邦政府機関に修理、再建、復旧、または交換を許可することができる。復興、修復、交換が重要かつ緊急性が高く、特定の制定法の制定やその目的のための予算編成、または議会委員会の承認を得るまで合理的に延期することができない場合。
- (b) **農場施設**の修理、再建、修復、**修復**、または交換のために - 農場割当てられた資金の利用可能性 - 本項の規定を実行するために、そのような修理、再建、修復、または交換は、その目的のために割り当てられた資金の不足または不足にかかわらず、法律に従って、別の目的のためにその機関に割り当てられた資金を移転することによって、そのような不足または不足が解決できる場合に開始することができます。
- (c) **危険緩和**のための措置 - 本セクションの実施にあたり、連邦政府機関は、これらの施設がさらされている自然災害を評価し、安全な土地利用や建設を含め、そのような災害を緩和するために適切な措置を講じるものとする。

社長が定めた基準に基づいて、業務を遂行します。

第406条。 損傷を受けた施設の修理、修復、および交換（42 U.S.C. 5172

(a) コントリビューション

(1) 一般的に - 大統領は寄付をすることができます。

(A) 大規模災害により被害を受けた、または破壊された公共施設の修理、復旧、再建、交換、および政府が負担する関連費用のために、国または地方自治体に提供する。

(B) 第3項を条件として、大規模災害により被害を受け、または破壊された民間の非営利施設を所有または運営している者に対して、その施設の修理、復旧、再建、または交換およびその者が負担した関連費用のために、その施設を所有または運営している者に対して、その施設の修理、復旧、再建、または交換のために必要な費用を支払う。

(2) 関連費用 - 本節では、関連費用には以下のものが含まれるものとする。

(A) 資格のある業務を遂行するために州兵を動員し、雇用するための費用。

(B) 実際に支払われた賃金、労働現場までの交通費、看守、食費、宿泊費などの特別な費用を含む、適格な労働を行うために刑務所の労働力を使用するためのコスト。

(C) 国、地方自治体、または(1)項に記載された者が対象となる業務を行う職員および臨時雇用者の基本給および時間外賃金に加え、大規模災害前に支払われていた範囲内で、これらの賃金に対するFRINGE BENEFIT。

(D) 大規模災害が宣言されてから180日以内の期間、採択された建築基準法の実施と施行を容易にするための追加雇用のための基本給と時間外賃金。

(3) 民間の非営利施設への支援のための条件

(A) 典拠 - 大統領は、以下の場合に限り、第(1)項(B)に基づく民間の非営利施設に寄付を行うことができる。

(i) 大規模災害が発生した場合に重要なサービスを提供している（大統領が定義する）。

(ii) 施設の所有者または運営者

(I) 小規模企業法(15 U.S.C.

636(b))条の7(b)に基づく災害融資を申請している。

(II) 融資を受けることができないと判断された場合、又は融資を受けることができる限度額で融資を受けた場合。

中小企業庁が施設が資格があります。

(B) 危機的状況の定義 -

この段落では、「危機的状況」という用語を使用しています。

サービス」とは、電力、水道（灌漑組織や施設から提供される水を含む）、下水道、排水処理、通信（放送、電気通信を含む）、教育、救急医療などが含まれます。

(C) 資格のある施設 - 教会、シナゴグ、モスク、寺院、その他の礼拝堂、教育施設、その他の民間の非営利施設は、その施設の宗教的性格やその施設の主要な宗教的用途に関係なく、第(1)項(B)に基づく寄付金を受け取る資格があるものとする。礼拝堂、教育施設、その他の民間の非営利施設は、(1)項に基づく寄付金の受領から除外されることはない。

(B)礼拝堂を運営する組織の指導者または会員が、宗教的な信仰または実践を共有する者に限定されているため。

(4) 議会への通知 2000
 万ドルを超える金額で本節に基づく寄付を行う前に、大統領はその旨を通達しなければならない。

(A) 上院の環境公共事業委員会でのこと。

(B) 衆議院交通インフラ委員会。

(C) 上院の収用委員会。

(D) 衆議院収用委員会で

(b) フェデラル・シェア

(1) 最小限の連邦シェア - (2)項に規定されている場合を除き、本項の下で実施される修理、修復、再建、または交換の対象となる費用の75%を下回らないように、本項の下での援助の連邦シェアは、75%を下回らないものとする。

(2) 連邦政府の負担軽減* - 大統領は、大規模災害に関連した事象が発生した後、適格な公共施設または民間非営利施設の修理、復旧、再建、交換を行う場合に、本節に基づく支援の連邦政府負担を25%以上に軽減するための規則を公布するものとする。

(A) 過去10年以内に同種の事象により2回以上損傷を受けたもの。

(B) 所有者が、施設の損傷の原因となったハザードに対処するための適切な緩和措置を実施しなかった場合。

(3) インクスタート・フエンタールシャー - *Inkstart Foundation*

(A) インセンティブ - 大統領は、州または部族政府が大規模災害への備えを強化し、大規模災害からの回復力を高めるための対策に投資するためのインセンティブを、連邦政府の最低負担率を85%に引き上げるスライド式の規模で提供することができる。このような措置には以下のものが含まれる。

(i) 第322条に基づいて承認された緩和計画の採択。

(ii) 災害投融资

* この段落は、FEMAが施行規則を発行するまで有効ではない。

のプログラムを紹介しています。

- (iii) 建物の利用者の健康、安全、一般的な福祉を災害から守る目的で、最新の耐障害性設計を取り入れ、本法の下で支援の対象となる可能性のある住宅構造物や施設の設計、建設、維持のための最低許容基準を定めた、関連するコンセンサススペースのコード、仕様書、基準の最新版の採用と施行を奨励する。
 - (iv) コミュニティ・レーティング・システムへの参加を促進する。
 - (v) 緩和プロジェクトに資金を提供したり、リスクを軽減するプロジェクトに税制上の優遇措置を与えたりすることで、リスクを軽減することができます。
- (B) 大統領は、本項の制定日から 1 年以内に、長官を通じ、本項の下で連邦負担額を増加させる目的で認識される、対象となる措置および投資について、包括的なガイダンスを州政府および部族政府に発行するものとする。ガイダンスは、対象となる措置および投資の見直しが、適切な連邦費用負担の決定を不当に遅らせることのないようにするものでなければならない。
- (C) 報告書-(B)号で要求されたガイダンスの発行から1年後、管理者は、下院の運輸・インフラ委員会および上院の国土安全保障・政府問題委員会に、本項の下で支払われた連邦費用分担金の分析に関する報告書を提出しなければならない。
- (D) 節約条項 - この段落では、大統領が連邦コストシェアを85%を超えて増加させることを妨げるものはない。
- (c) 大規模なEU域内の寄付金 - EU域内での寄付金
- (1) Public Facilities - Public Facilitiesのために
- (A) 典拠 - 国または地方自治体が所有または管理する公共施設の修理、修復、改築、または交換を行っても公共の福祉が最もよくなると国または地方自治体が判断した場合、国または地方自治体は、本項(a)(1)(A)に基づく拠出金の代わりに、施設の修理、修復、改築、または交換にかかる費用および管理費の連邦政府の見積額の連邦政府の取り分に相当する額の拠出金を受け取ることを選択できる。
 - (B) 資金の使用 - 本項に基づき州または地方自治体に拠出された資金を使用することができる。
 - (i) 他の選択された公共施設を修理、復元、または拡張するために。
 - (ii) 新しい施設を建設するために

- (iii) 大規模災害の影響を受けた地域における政府のサービスや機能の必要性を満たすために必要であると国や地方自治体が判断した災害緩和対策に資金を提供するためのもの。
- (C) 制限 - 本項に基づき国または地方自治体を利用できる資金は、以下の目的に使用することはできない。
 - (i) 規制洪水路（連邦規則法典第44編第59.1項（またはその後継規則）に定義されている）内にある公共施設、または
 - (ii) 1968年全米洪水保険法（42 U.S.C. 4001 et seq）に基づき[FEMA]長官によって特定された特別な洪水危険区域内にある保険のない公共施設。
- (2) 民間の非営利団体のための施設 - 営利を目的としない施設
 - (A) 典拠 - 民間の非営利施設を所有または運営する者が、その施設の修理、修復、再建、または交換を行っても公共の福祉が最も良くないと判断した場合、その者は、第(a)(1)(B)項に基づく拠出金の代わりに、施設の修理、修復、再建、または交換にかかる費用および管理費の連邦政府の見積額の連邦政府の取り分に相当する額の拠出金を受け取ることを選択することができる。
 - (B) 資金の使用 - 本項の下で個人に拠出された資金は、使用することができる。
 - (i) 本人が所有または運営する他の選択された民間非営利施設を修理、修復、または拡張するために。
 - (ii) 個人が所有または運営する民間の非営利施設を新たに建設すること。
 - (iii) 大規模災害の影響を受けた地域における本人のサービスや機能の必要性を満たすために必要であると本人が判断した災害軽減措置に資金を提供するためのもの。
 - (C) 限界 - 本項に基づき人が利用できるようになった資金は、以下の目的に使用することはできない。
 - (i) 規制洪水路（連邦規則法典第44編第59.1節（またはそれに代わる規制）に定義されている）に位置する民間の非営利施設、または
 - (ii) 1968年全米洪水保険法（42 U.S.C. 4001 et seq）に基づき、[FEMA]長官によって特定された特別な洪水危険区域内にある無保険の民間非営利施設。
 - (d) フロートインシュアランス
 - (1) 連邦政府の支拂の軽減-1968年国家洪水保険法（42 U.S.C.）に基づき管理者が1年以上前から特定した特別な洪水危険区域に位置する公共施設または民間の非営利施設の場合。

1988年11月23日から180日目以降に、大規模災害による洪水により施設が損傷または破壊され、当該施設が洪水の日に洪水保険の対象外となった場合、当該施設の修理、復旧、再建、交換および関連費用に関して、本節の下で利用可能となる連邦政府の援助は、第(2)項に従って減額されるものとする。)本節は、[スタッフオード法] (42 U.S.C. 5170, 5191) の第401項または第501項に基づいて大統領が宣言した大規模災害または緊急事態に対して、複数の構造を持つ教育、法執行、矯正、消防、または医療キャンパスの複数の建物には適用されない。

平成28年1月1日以降から平成30年12月31日までの間に

- (2) 削減額 - 施設に関する本項の下での連邦支援の削減額は、以下のうちのいずれか少ない額とする。

- (A) 水害を受けた日又は破壊された日における当該施設の価値又は
 (B) 1968年の国家洪水保険法に基づく洪水保険の対象となっていた場合に、当該施設に関して支払われることになる保険金の最高額。

- (3) ExcEPtion

(1)項および(2)項は、地方自治体が全国洪水保険法に基づく洪水保険プログラムに参加していないことを理由に、洪水保険の対象外となっている民間非営利施設には適用されない。

- (4) 情報の伝達 - 大統領は、本款で提供される連邦支援の削減に関する情報を、削減の影響を受ける可能性のある州および地方自治体、民間非営利施設の所有者および運営者に伝達するものとする。

(e) 検定試験費用 - 検定試験費用

- (1) デットエルミネーション

- (A) 典拠

本節の目的のために、2017年8月1日以降に宣言された災害、またはプロジェクトの費用見積もりがまだ確定していない災害、または確定した見積もりが上訴中のプロジェクトについては、大統領は、公共施設または民間の非営利施設の修理、修復、再建、または交換の対象となる費用を見積もるものとする。

- (i) 大規模災害の直前に存在していた施設としての設計に基づいて

- (ii) 災害から施設の利用者の健康、安全、一般福祉を保護する目的で、最新の耐障害設計を取り入れ、本法に基づく支援の対象となる可能性のある住宅構造物および施設の設計、建設、維持管理のための最低許容基準を定めた、関連するコンセンサスに基づくコード、仕様書、基準の最新版に準拠していること (大統領または沿岸防波堤資源法 (16 U.S.C. 3501 et seq.) の下で必要とされる氾濫原の管理およびハザード緩和基準を含む)。

(iii) このサブセクションに基づいて開発された弾力性のある施設の定義を満たすことができるようにする方法で。*

(B) コスト見積りプロセス** -- コスト見積りプロセス

(i) 第 2 項を条件として、大統領は、第 3 項に基づいて確立されたコスト見積り手順を使用して、本款に基づく適格コストを決定するものとする。

(ii) 適用可能性

本項および(2)項に規定された手続きは、本表題第5189項（第422項）に規定された金額と同額以上の対象となるプロジェクトにのみ適用されるものとする。

(C) contributions

本節の下で行われる適格費用の負担金は、実費ベースで提供される場合と、費用見積り手続きに基づいて提供される場合がある。**

注：第(e)(2)項は、第(e)(3)項に基づいて必要とされる規則が公表されるまで有効ではありません。

(2) 資格取得コストの算出方法

(A) 本項に基づく施設の修理、修復、改築、または交換にかかる実際の費用が、第 1 項に基づいて見積もられた費用のうち、第 3 項に基づいて設定された上限の割合を超える場合、大統領は、対象となる費用には、第 1 項に基づいて見積もられた費用を超える修理、修復、改築、または交換にかかる実際の費用の一部が含まれていると判断することができます。

(B) 実際のコストが見積もりコストを上回ります。

(i) 床面積に相当する見積り費用よりも大きい場合 - 本項に基づく施設の修繕、修復、改築または交換の実際の費用が、(1)項に基づく見積り費用の100パーセント未満の場合。ただし、第一項の規定により見積もられた費用のうち、第三項の規定により定められた床率以上の額が、第一項の規定により見積もられた費用のうち、第三項の規定により定められた床率以上の額である場合には、国又は地方公共団体又はこの項の規定により資金を受けている者は、余剰資金を、将来の大規模災害による被害、苦難又は被害のリスクを軽減する費用対効果の高い活動を行うために使用しなければならない。

(ii) 推定費用の床率よりも低い場合 - 本節に基づく施設の修繕、原状回復、改築または交換の実際の費用が、(1)項に基づき推定された費用のうち、(3)項に基づき設定された床率よりも低い場合には、国または地方自治体または本節に基づく援助を受ける者は、その差額を大統領に弁償しなければならない。

* 第(e)(1)(A)(iii)項は、FEMAが第(e)(5)(A)項で要求される規則を発行するまで有効ではない。

** FEMAが第(e)(3)項で要求される規則を発行するまでは、コスト見積り手順は有効ではありません。

- (C) 訴状プロセスに影響はない - この段落は、本表題の第 5189a 条に基づく訴状権利に影響を与えない [第 423 条]。

(3) **EXPERT PANEL**

- (A) 設立 - 大統領は、2000年10月30日から18ヶ月以内に、[FEMA]長官を通じて行動し、建設業界および州および地方自治体の代表者を含む専門家パネルを設立するものとする。
- (B) **DUTIES** - 専門家パネルは、以下に関する勧告を作成するものとする。
- (i) 業界の慣行に沿った施設の修理、修復、再建、または交換にかかる費用の見積もり手順。
- (ii) 第二項の天井率及び床率を乗じて得た値をいう。
- (C) 規則 - (B)号に基づく専門家パネルの勧告を考慮して、大統領は、以下を定める規則を公布するものとする。
- (i) (B)号(i)に記載されているコスト見積り手順
- (ii) 第二項の天井率及び床率を乗じて得た値をいう。
- (D) **PREVIEW by PRESENT** - (C)号に基づく規則の公布日から2年以内、およびその後も定期的に、大統領は、本パラグラフの下で設定されたコスト見積り手順、および上限値とフロアパーセンテージを見直すものとします。
- (E) 議会への報告 - 専門家パネルは、(C)号に基づく規則の公布日から1年後、その日から3年後、その後2年間の各期間の終了時まで、コスト推定手順の妥当性に関する報告書を議会に提出しなければならない。

(4) **特別な構造**

本項の下で修理、修復、再建、再建、または交換の対象となる施設が大規模災害の発生日に建設中であった場合、その施設の修理、修復、再建、再建、または交換の費用には、本項の目的のために、建設のための契約に基づき、所有者の責任であり、請負業者の責任ではない費用のみが含まれるものとする。

(5) **ニューウルトラ**

- (A) 遅くとも[2020年4月5日]までに、大統領は[FEMA]長官を通じて行動し、関連する連邦省庁の長と協議の上、本款の目的のために「回復力」および「回復力」という用語を定義する最終規則を発行するものとする。
- (B) 中間ガイダンス - 遅くとも [2018 年 12 月 4 日] までに、管理者は本サブセクションを実施するための中間ガイダンスを発行するものとする。このような暫定ガイダンスは、本項の制定日から18ヶ月後、または(A)号に基づく最終規則の発行時のいずれか早い方に期限が切れるものとする。

- (C) *ガイドンス* - 管理者は、この段落に基づく最終的なルールメイキングを発行した日から90日以内に、ルールメイキングに関連して必要なガイドンスを発行しなければならない。
- (D) *報告書* - 遅くとも[2020年10月5日]までに、管理者は、この段落に従って発行された規制およびガイドンスをまとめた報告書を議会に提出するものとする。

第407条がれきの除去 (42 U.S.C. 5173)

- (a) *PrEsiDential aUthority* - 大統領は、公共の利益になると判断した場合にはいつでも、権限を与えられます。
- (1) 連邦省庁、機関、機関を利用して、大規模災害の結果として生じた瓦礫や残骸を、公有地や私有地、水域から撤去すること。
- (2) 大規模災害から生じた瓦礫や残骸を公有地や私有地、水域から除去する目的で、州や地方自治体、民間の非営利施設の所有者や運営者に助成金を交付することを目的としている。
- (b) 州政府または地方政府による承認、災害時の処理のための許可-影響を受ける州政府または地方政府が、まず、公共および私有地からの瓦礫または残骸の撤去のための無条件の承認を手配し、私有地から瓦礫または残骸を撤去する場合には、まず、当該撤去に起因するいかなる請求に対しても連邦政府を補償することに同意しなければ、本項に基づく権限は行使されない。
- (c) *大規模な土地に関連した土地* - 大統領は、大規模な土地からの瓦礫や残骸の適切な除去を容易にするために、本節の実施において都市部、郊外、農村部の土地間に存在する違いを認識するための規則を発行するものとする。
- (d) *連邦政府のシェア* - 本節に基づく支援の連邦政府のシェアは、本節に基づいて実施されるがれきおよび残骸の除去の対象となる費用の75%以上とする。
- (e) *ExPEditED PaymEnts* - 決済代行サービス
- (1) *補助金補助金*-
第(a)項(2)の下で補助金を支給する場合、大統領は、第(2)項に基づき、初期の支払いとして、大統領が当初見積もっていた連邦政府の補助金の割合の50%以上を支給するものとする。
- (2) *支払日*
第1項に記載された見積もりの日から60日以内、および国または地方自治体、民間非営利施設の所有者または運営者が本項に基づく援助を申請した日から90日以内に、第1項に記載された最初の支払いが支払われなければならない。

第408条個人および家計に対する連邦援助 (42 U.S.C. 5174)

- (a) 一般的には
- (1) 支援の提供 - 本節に基づき、大統領は、以下を行う。

は、大規模災害の直接の原因と 他の方法ではその費用やニーズを満たすことが困難な場合において、必要な費用や重大なニーズを有する個人及び世帯に対し、州知事と協議の上、資金援助及び必要に応じて直接サービスを提供することができる。*

- (2) 他者の援助との関係-(1)項の下では、個人または世帯は、中小企業庁または他の連邦機関からの融資またはその他の金融援助を申請していない、または受けていないという理由だけで、本項(1)、(3)または(4)項に基づく援助を拒否されてはならない。

(b) 使用中のアシスタント

- (1) 適格性 - 大統領は、大規模災害による被害の結果、災害前の主要住宅から避難した個人および世帯、または災害前の主要住宅が居住不能となった個人および世帯、または障害者については、アクセス不能または居住不能となった個人および世帯の災害関連住宅のニーズに対応するために、本節の下で資金援助またはその他の援助を提供することができる。

(2) 援助職の育成 - 援助職の育成

- (A) 制度 - 大統領は、費用対効果、個人および世帯の利便性、その他大統領が適切と考えるその他の要素を考慮して、第(a)(1)項に記載された個人および世帯に対して、本項の下で提供されるべき適切な住宅扶助の種類を決定するものとする。
- (B) 多様なタイプの住宅支援 - 特定の災害状況における個人や世帯のニーズを満たすために、支援の種類 of 適切性と利用可能性に基づいて、本節の下で1種類以上の住宅支援を利用できるようにすることができる。

(c) 介助者の役割 - 介助者の役割

* DRRの第1216条は、以下のように債務免除の権限を規定している。"(a) 債務免除権限(1)定義 この款において、「対象となる援助」とは、(A) [スタッフオード法]第408条(42 U.S.C. 5174)の下で提供される援助、(B) [スタッフオード法]第401条または第501条(42 U.S.C. 5174)の下で大統領が宣言した大規模な災害または緊急事態に関連して提供される援助を意味する。 U.S.C. 5170, 5191) を2012年10月28日以降に適用する。(2) 権限。-(2) 権限。合衆国法典第31編第3716条(e)にかかわらず、(A) 管理者は(B)項を条件に、(i) 対象扶助が政府機関の過失に基づいて配布された場合、(ii) 債務者に過失がなく、(iii) 債務の回収が公平性と良心に反し、(B) 債務者が詐欺、虚偽の請求の提示、または債務者または請求に利害関係のある者による不実表示を伴う場合は、(A) 項目に基づく債務を放棄することはできない。"この免除権限は、OIG が過大なエラー率の決定を公表した後に宣言された大規模災害または緊急事態には適用されません。

DRRの第1216条(b)(1)は、 「[31 U.S.C.

3716(e)]にかかわらず、また民事的または刑事的詐欺の証拠がない限り、被扶助者からの被扶助の受領が

"庁が最初に回収の意思の書面による通知を受領者に提供する日の3年前。"

- (1) テムボラリの使用
- (A) 財務アシスタント
- (i) 娯楽 - 大統領は、個人または世帯が代替住宅、既存の賃貸住宅、製造住宅、レクリエーション用車両、またはその他の容易に製造された住居を借りるための財政的支援を提供することができる。このような支援には、電話サービスを除く光熱費の支払いが含まれる場合がある。
- (ii) 金額 - 第(i)項に基づく援助の金額は、提供される宿泊施設の公正な市場家賃に、大統領が直接提供しない交通費、光熱費、保証金、またはユニットの設置にかかる費用を加えたものとする。
- (B) ディレクター・アシスタント
- (i) 暫定住宅 - 大統領は、住宅資源が不足しているため、(A)号に基づく支援を利用することができない個人または世帯に、購入またはリースによって取得した暫定住宅を直接提供することができる。
- (ii) 一般家庭での使用を目的としたユニット保守・修理
- (I) 暫定的には、他の仮設住宅の選択肢よりも費用対効果の高い代替手段となると大統領が判断した範囲内で、大統領はそれを行うことができる。
- (aa) 大規模災害の影響を受けた、または大規模災害宣言の対象地域にある多世帯賃貸物件の所有者との間で、本項の下で支援の対象となる個人および世帯を収容するための賃貸契約を締結すること。
- (bb) 安全かつ適切な仮設住宅として必要な範囲で、当該賃貸借契約に基づく物件の修繕又は改良を行うこと。
- (II) 改良または修理 - 本款の下で締結された不動産の賃貸借契約の条件の下では、改良または修理の価値は、賃貸借契約の価値から差し引かれるものとする。
- (iii) 大統領は、大統領が大規模災害を宣言した日から始まる18ヶ月間の期間が終了した後は、大規模災害に関して第(i)項に基づく直接支援を行うことはできない。
- (iv) 第3項の18ヶ月間の期間終了後、大統領は、提供された仮設住宅の各ユニットにつき、公正な市場家賃を請求することができる。

(2) rEPairs

(A) 大統領は、以下の目的で財政支援を行うことができます。

- (i) 大規模災害により被害を受けた所有者が所有する個人住宅、公共施設、住宅インフラ（私道など）を安全で衛生的な生活・機能状態に修復すること。
- (ii) このような住宅、公共施設、またはインフラに対する将来の被害の可能性を低減する、適格な危険緩和措置。

(B) 他の援助との関係 - 本項の下で提供される援助の受給者は、保険金を除く他の手段で援助を受けることができることを示す必要はない。

(3) rEPlacEmEnt

(A) 大規模災害で被害を受けた持ち家の個人住宅を買い替えるために、大統領は資金援助を行うことができる。

(B) 洪水保険の適用性 - 本項に基づいて提供される援助に関して、大統領は、連邦災害援助を受ける条件として洪水保険の購入を義務付ける連邦法の規定を放棄することはできない。

(4) PErmanEnt hoUsing construction - 大統領は、米国本土以外の島嶼地域およびその他の場所に恒久的または半恒久的な住宅を建設するために、以下のような場合に、個人または世帯に財政的支援または直接支援を提供することができる。

(A) 代替の住宅資源がない。

(B) (1)項に記載された種類の一時的な住宅支援が利用できないか、実行不可能であるか、または費用対効果が低い場合。

(d) 援助者の利用に関する用語と条件 - 援助者の利用に関する用語と条件

(1) サイト

(A) 実現可能な限り、本項の下で提供される容易に製造された住宅は、以下のような敷地に配置されなければならない。

- (i) はユーティリティが完備されています。
- (ii) 障害者のための身体的アクセシビリティの要件を満たしていること。
- (iii) は、国や地方自治体、敷地の所有者、または大規模災害で避難した居住者から提供されたものです。

(B) 大統領によって提供されるサイト - 大統領が、そのようなサイトの方が経済的またはアクセスしやすいと判断した場合、容易に製造された住居は、大統領によって提供されたサイトに配置することができる。

(2) ユニット数の表示

(A) オキュパントへのサービス

- (i) 法の他の規定にかかわらず、大統領が被災者の居住を目的として本項に基づいて購入した仮設住宅は、その個人または世帯が永住権を持たない場合には、その住宅に入居している個人または世帯に直接販売することができる。
 - (ii) 販売価格 - 第(i)項に基づく仮設住宅の販売は、公正かつ公平な価格で行われなければならない。
 - (iii) 調達資金の預託 - 法律の他の規定にかかわらず、第(i)項に基づく売却の収益は、適切な災害救援基金の口座に預託されるものとする。
 - (iv) 危険・洪水保険 - 第(i)項に基づく仮設住宅の売却は、住宅を購入する個人または世帯が、住宅の危険・洪水保険に加入し、維持することに同意することを条件に行われるものとする。
 - (v) GSAのサービスの利用 - 大統領は、第(i)項に基づく売却を達成するために、一般サービス庁のサービスを利用することができる。
- (B) その他の廃棄物-(A)項に基づいて廃棄されない場合、大統領が被災者の居住のために本項に基づいて購入した仮設住宅-
- (i) は、いかなる人にも販売することができます。
 - (ii) は、大規模災害や緊急時に被災者に仮設住宅を提供することを唯一の目的として、国や他の政府機関、または任意団体に直接売却、譲渡、寄付、またはその他の方法で利用できるようにすることができる。
 - (I) 本タイトルの第5151条の無差別規定[第308条]を遵守すること。
 - (II) を取得し、住宅ユニットのハザード保険および洪水保険を維持すること。
- (e) その他のニーズを満たすための財務支援
- (1) 医療、歯科、育児、葬儀費用 - 大統領は、州知事と協議の上、大規模災害により悪影響を受けた州内の個人または世帯に対し、災害関連の医療、歯科、育児、葬儀費用を賄うために、本項に基づく資金援助を行うことができる。
 - (2) 大統領は、州知事と協議の上、以下の条件で財政支援を行うことができます。

* DRRRA第1238条は、1920年パスポート法第1項またはその他の法律の規定にかかわらず、大統領は、州知事と協議の上、第408条(e)(1)に記載されている個人または世帯のために、その規定に規定されている書類の交換手数料を免除することができるものと規定している。408(e)(1)の援助は、第408(h)項の援助制限の対象とはならない。408(h)。

この節は、第一項に規定する個人又は世帯に対し、大規模災害により発生した個人の財産、交通費その他の必要な費用又は重大な必要性に対応するために必要な費用を支給するものです。

(f) **ステートロール**

(1) **州またはインディアン部族の政府機関、政府職員、その他のニーズに対応した支援サービス**

(A) **州への補助金*** - 本節の第(g)項を条件として、知事は、大統領と州またはインディアン部族政府が本節の第(3)項を遵守していると判断した場合には、州内の個人および世帯に第(c)(1)(B)、(c)(4)、および(e)項に基づく支援を提供するために大統領に補助金を要求することができる。

(B) **行政コスト** - サブパラグラフの下で補助金を受け取る州。

(A)は、このセクションのサブセクション(c)(1)(B)、(c)(4)、(e)の下で、州内の個人および世帯に援助を提供するための管理費に、補助金の額の5パーセントを超えない範囲で支出することができる。

(2) **記録へのアクセス** - 大統領は、本項の下で個人および世帯に援助を提供するにあたり、個人および世帯が所在する州の実質的かつ継続的な関与を提供しなければならない。これには、州が個人および世帯に追加的な援助を提供するために、本項の下で援助を受けている個人および世帯の電子記録へのアクセスを州に提供することも含まれる。

(3) **rEqUirEmEnts - Μετετεώγραμματα**

(A) **申請** - 第(c)(1)(B)、(c)(4)、または(e)項に基づく支援を希望する州またはインディアン部族政府は、プログラムの下で財政支援を提供するための補助金の申請書を大統領に提出しなければならない。

(B) **基準**

大統領は、州政府およびインディアン部族政府との協議および調整の上、(A)項

目に基づいて提出された申請書の承認のための基準を定めるものとする。基準には、少なくとも以下を含むものとします。

(i) 州またはインディアン部族政府が(C)号に基づく住宅戦略を提出することを要求する。

(ii) 州またはインディアン部族政府が本項のプログラムを管理する能力を実証していること。

(iii) 州またはインディアン部族政府が、適用される連邦政府の規則をどのように遵守するかについて、大統領が承認した計画が実施されていること。

* DRRRの第1211条(b)は、連邦緊急事態管理庁 (FEMA) は、州または地方自治体が現地で実施した住宅解決策が、以下のような場合には、「大規模災害宣言後3年以内に受領した要請について」、州および地方自治体に払い戻しを行うと規定している。

政府が実施しなければならない。(1)費用は、同等のFEMAソリューションの50%、または現地で実施されたソリューションの費用のいずれか低い方。(2)現地の住宅規制や条例に準拠していること。

(3)住宅ソリューションを震災後90日以内に実施したこと。

法律と規制、および州またはインディアン部族政府がその計画の下でどのように支援を提供するか。

- (iv) 州またはインディアン部族政府が、第(j)項に従って制定された規則および規則を遵守することを要求すること。
- (v) 大統領または大統領の指名する者が第(i)項を遵守することを要求すること。

(C) 使用法の計算方法-使用法の計算方法

- (i) 本項に基づく申請書を提出する州政府またはインディアン部族政府は、承認された住宅戦略を有していなければならない、これを策定し、承認のために大統領に提出しなければならない。
- (ii) 第(i)項で必要とされる住宅戦略は、以下の通りである。
 - (I) 連邦政府のパートナー、インディアン部族政府、地域社会、非政府組織、および災害関連の避難所や住宅のニーズを満たすために被災者個人と協力する際の州の取り組みを概説する。
 - (II) 州、部族、地方自治体、連邦政府、非政府、民間セクターの専門家を集め、住宅要件を評価し、潜在的な解決策を検討し、特別なニーズを持つ人々を認識し、提言を提案するために、国家災害住宅戦略に概説されているように、州災害住宅タスクフォースのための活性化計画を確立することを含む。

(D) 品質保証-

本項に基づき提出された申請を承認する前に、大統領または大統領の指名する者は、本プログラムおよび第(c)(1)(B)、(c)(4)、(e)項に基づくプログラムの無駄、不正、乱用、プログラムの誤管理を防止するために、適切な方針、手順、および内部統制を確立するものとする。大統領は、(c)(1)(B)、(c)(4)、(e)項に基づくプログラムの州またはインディアン部族政府の実施に関する品質保証活動を監視し、実施するものとする。本項に基づいて提出された州またはインディアン部族政府の申請を承認した後、大統領が、その州またはインディアン部族政府が、本項に基づいて設立されたプログラムを大統領が満足する方法で管理していないと判断した場合、大統領は、その承認を取り下げるものとする。

- (E) aUDits - 国土安全保障省の監察官は、本款の下で州およびインディアン部族政府が管理するプログラムの定期的な監査を行うものとする。
- (F) 適用法-本節に基づく[FEMA]によるプログラムの管理、管理、または契約に適用されるすべての連邦法は、本節に基づく非連邦事業体による管理、管理、または契約に適用されるものとする。

(G) EFFctivEnEssに関する率報告書- 日付から18ヶ月以内

本項の制定に伴い、米国運輸省の監察官は、以下の事項について、その内容を確認した。

国土安全保障省は、上院の国土安全保障・政府問題委員会および下院の交通・インフラ委員会に、本項に基づく支援を提供するための州またはインディアン部族政府の役割に関する報告書を提出しなければならない。報告書には、本項の下での援助提供における州政府またはインディアン部族政府の役割の有効性の評価が含まれているものとする。

- (i) 州政府やインディアン部族政府の役割が、災害復旧の一般的なスピードの向上に役立ったかどうか。
- (ii) 本項の下で援助を提供している州またはインディアン部族政府に本項を管理する能力があったかどうか。
- (iii) プログラムを管理するための州政府またはインド部族政府の役割を継続すべきである場合には、プログラムを改善するための変更のための勧告。

(H) 奨励金に関する報告書 -

本項の制定日から12ヶ月以内に、[FEMA]の長官は、資格のある州およびインディアン部族政府の参加を奨励するために、本項の下で支給される報奨のための奨励金構造の可能性について、上院の国土安全保障・行政委員会および下院の運輸・インフラ委員会に報告書を提出するものとする。本報告書を作成するにあたり、[FEMA]の長官は、参加を奨励するためのこのようなインセンティブ構造についての意見を得るために、州、地方、およびインディアン部族の団体と協議し、この情報を報告書に含めるものとする。この報告書は、他の選択肢の中でも特に、州政府およびインディアン部族政府に対するコストシェア要件および管理コストの潜在的な調整に取り組むべきである。

- (I) 禁止事項-大統領は、本法に基づく連邦援助の提供を、本項に基づく助成金の申請をする州政府またはインディアン部族政府に条件付けることはできない。

(J) miscEllanEoUs - Μετεώγραμμογράμμα

- (i) 通知とコメント - [FEMA]長官は、長官が本項を迅速に実施するために必要であると判断した場合、本項を実施するための規則に関する通知とコメントの規則化を放棄することができ、そのような規則が公布されるまでは、試験的プログラムとして本項を実施することができる。
- (ii) 最終規則 - 本項の制定日から2年以内に、[FEMA]の長官は、[DRRA]によって改正された本款を実施するための最終規則を発行しなければならない。
- (iii) 権利放棄と失効 - 第(i)項に基づく権限および同項に従って実施されるパイロット・プログラムは、本項の制定日から2年後、または第(ii)項に基づく最終規則の発布時のいずれか早い方に失効するものとする。

(g) コストシェアリング

-
- (1) 連邦政府の負担 - (2)項に規定されている場合を除き、本項の下で提供される援助を利用して支払うことができる費用の連邦政府の負担率は100%とする。
 - (2) 他のニーズを満たすための資金援助 - 本項の第(e)項に基づいて提供される資金援助の場合 - その他のニーズを満たすための資金援助
 - (A) 連邦政府の取り分は75%とする。
 - (B) 連邦以外の取り分は、国が用意した資金から支払われるものとする。
- (h) 支援の最大量 - 最大限の支援者数
- (1) (c)(1)(A)(i)に基づく代替住宅を借りるための資金援助、および(e)に基づくその他のニーズに対応するための資金援助を除く、個人または世帯は、単一の大規模災害に関して、本節の下で25,000ドルを超える資金援助を受けてはならない。
 - (2) その他の支援 - 第(e)項の下で個人または世帯が受けられる最大の財政支援は、単一の大規模災害について第(1)項に規定された金額に相当するものとする。
 - (3) 限度額の調整-(1)および(2)に基づいて設定された限度額は、労働省が公表する都市部消費者物価指数の変化を反映して毎年調整されるものとする。
 - (4) 障害を持つ成人のための必須のエクスポーンセの除外 - 障害を持つ成人のためのエクスポーンセの除外
 - (A) (1)項に基づいて設定された最高額の援助は、障害者のための第(c)項の(2)、(3)項および(4)項に基づくアクセシビリティ関連の損傷した改善を修理または交換するための費用を除外するものとする。
 - (B) その他のニーズ援助 - 第(2)項に基づいて設定された援助の上限額は、障害者のための第(e)項(2)に基づくアクセシビリティに関連する動産の修理または交換のための費用を除くものとする。
- (i) 電子的なデータベースを含むシステムを開発するものとする。
- (1) は、支払いがそのような援助を受ける資格のある個人または世帯にのみ行われることを合理的に保証するために、本項に基づく援助の受給者の身元と住所を確認しなければならない。
 - (2) 本項に基づく不正請求のために重複した支払いや支払いを行うリスクを最小限に抑えること。
 - (3) 本項に基づく請求に対して重複した支払いを徴収するか、または後続の支払い額を減額して、そのような重複した支払いの額を相殺しなければならない。
 - (4) このセクションの下で援助を受ける者に、その援助がどのように分配されるかにかかわらず、その援助の適切な使用について指示を与えること。
 - (5) 個人のための迅速かつ簡易な審査と不服申し立て手続きを行う
-

本項に基づく援助の申請が却下された世帯。

- (j) 援助の資格を決定するための基準、基準、および手順を含む、本節を実施するための規則および規則を大統領が制定するものとする。

第410条失業援助 (42 U.S.C. 5177

- (a) **bEnEFit** assistancE -
 大統領は、大規模災害の結果失業した個人に対して、その個人が他の失業補償 (1986 年内国歳入法 26 U.S.C. § 85(b)で定義されている) または待機期間控除を受ける権利がない失業中の数週間について、大統領が適切と考える給付援助を提供する権限を与えられている。大統領が提供するこのような援助は、大規模災害による失業が続く限り、または個人が適切な職に再就職するまでの間、大規模災害が宣言されてから26週間以内に個人に提供されるものとする。失業1週間分のこのような援助は、災害が発生した国の失業補償法に基づいて認められた1週間分の最高額を超えてはならない。大統領は、大統領の判断で、既存の州機関を通じてこのような援助を管理するための適切なシステムを有する州との協定を通じて、このような援助を提供するよう指示されている。
- (b) **就業支援員**
- (1) 州の支援 - 州は、本法に基づく資金の払い戻しを受けることなく、本項に基づく給付を受ける個人に対して、州が管理する他の法律に基づく再就職支援サービスを提供するものとする。
- (2) **FEDERal assistancE** - 大統領は、大規模災害の結果失業し、そのようなサービスを提供していない州に居住する個人に対して、他の法律の下で再就職支援サービスを提供することができる。

低所得者の移民・季節労働者を支援するための緊急助成金 (42 U.S.C. 5177a)*

- (a) 農務長官は、地方、州、国の緊急事態や災害により、低所得の移民労働者や季節的 農民労働者が収入を失ったり、働けなくなったり、仕事不足を予想して家に留まったり、帰宅したりしたと農務長官が判断した場合、タイトル 26 の第 501(c)(3)項に基づく非課税資格を持つ公的機関または民間組織に、低所得の 移民労働者や季節的農民への緊急サービスの提供経験がある場合に、補助金を支給することができる。本項の下で受けた援助で提供される緊急サービスには、農務長官が必要かつ適切であると判断した種類の援助を含むことができる。
- (b) **"低所得移民または季節的農業従事者" の定義** -
 本節では、「低所得移民または季節的農業従事者」という用語は、個人を意味する。
- (1) 直前24ヶ月以内に連続する12ヶ月間のいずれかの期間において、賃金を得て農作業を行ったことがある者

* この項は、1990年の食品、農業、保存及び貿易法の一部として制定されたものである。

- (2) そのような個人の総収入の2分の1以上を受け取っているか、または農作業で総労働時間の少なくとも2分の1を雇用されている。
- (3) 第一項の12ヶ月間の世帯年収
 - (1) が、貧困水準または生活水準の低い所得水準の70%のいずれか高い方を超えないこと。
- (c) 充当金の充当 - 本節を遂行するために必要な金額を充当することが認められている。

第412条。 給付と分配 (42 U.S.C. 5179)

- (a) 大統領は、大規模災害の結果、低所得世帯が十分な量の栄養価の高い食糧を購入できないと判断した場合はいつでも、大統領が定める条件の下で、農務長官または他の適切な機関を通じて、2008年食糧栄養法 (P.L. 91-671; 84 Stat. 2048) の規定に基づき、そのような世帯に給付金を配分し、この法律の規定に基づき余剰の商品を利用できるようにする権限を与えられている* (P.L. 91-671; 84 Stat.91-671; 84 Stat. 2048) [7 U.S.S.C. 2011 et seq.] の規定に基づいて、余剰商品を利用可能にすること。
- (b) 授受力の継続 - 大統領は、農務長官またはその他の適切な機関を通じて、大規模災害が本項の下で援助を受けられる世帯の収益力に及ぼす影響など、大統領が適切と考える要因を考慮して、必要と判断する限り、給付金の割り当てや余剰商品を当該世帯に提供し続ける権限を与えられている。
- (c) 食料・栄養法の規定に影響なし - 本節のいかなる規定も、大規模災害の影響を受けた地域における補足的な栄養援助プログラムの給付の利用可能性に関連する場合を除き、2008年の1964年* [7 U.S.C. 2011 et seq.] の食料・栄養法の規定を修正または変更するものと解釈してはならない。

第413条食料品 (42 U.S.C. 5180)

- (a) EmErgEncy大量給餌- 大統領は、大規模な災害や緊急事態に苦しむ米国のあらゆる地域で、緊急の大量給餌や配布のために、食料の十分な在庫が準備され、便利に利用できるようにすることを保証することを認可され、指示されています。
- (b) 農務長官は、表題7の第612c項に基づいて充当された資金を利用して、米国のあらゆる地域で大規模な災害や緊急事態が発生した場合に、米国のあらゆる地域で使用するために十分な物資を提供するために必要な食料品を購入するものとする。

414. 移転支援 (42 U.S.C. 5181)

法律の他の規定にかかわらず、1970年の統一移転支援および不動産取得政策法 (P.L. 91-646) [42 U.S.C. 4601 et seq.] に基づく代替住宅の支払いを受ける資格のある者は、そのような支払いを拒否されないものとする。

* 原本の誤植。

大統領が定める大規模災害により、同法の定める入居要件を満たすことができなくなった場合には、その者の資格を喪失することができます。

第415条法律サービス（42 U.S.C. 5182）

大統領は、大規模災害の結果、低所得者がそのニーズを満たすのに十分な法的サービスを確保できないと判断した場合にはいつでも、本法によって認可されたプログラムの目標に沿って、そのようなプログラムが、適切な連邦政府機関および州および地方の弁護士会の助言および支援を受けて実施されることを保証しなければならない。

416.危機カウンセリング支援及び訓練（42 U.S.C. 5183）

大統領は、そのような大規模災害またはその余波によって引き起こされた、または悪化した精神衛生上の問題を緩和するために、大規模災害の被災者に専門的なカウンセリングサービスを提供するために、国や地方の機関、または民間の精神衛生団体に財政支援を含めて、そのようなサービスを提供したり、災害労働者の訓練を行ったりすることを許可されている。

第417条地域社会の災害ローン（42 U.S.C. 5184）

- (a) 災 害 - 大統領は、大規模災害の結果、税収やその他の収入が大幅に失われる可能性があり、政府機能を遂行するために財政支援が必要であることを証明した地方自治体に対して、融資を行う権限を与えられています。
- (b) 融資額は、必要性に基づいて決定されるものとし、上限を超えて はならない。
 - (1) 大規模災害が発生した会計年度のその地方自治体の年間運営予算の25%で、50万ドルを超えてはならない。
 - (2) 大規模災害による地方公共団体の税その他の収入の損失が、大規模災害が発生した年度の当該地方公共団体の年間運営予算の75%以上、大規模災害が発生した年度の当該地方公共団体の年間運営予算の50%以上であり、かつ、50万ドルを超えないものでなければならない。
- (c) rEPaymEnt
 - (1) キャンセル - 大規模災害発生後 3 年間の地方公共団体の収入が地方公共団体の運営予算に見合わない場合には、その全部または一部の返済をキャンセルし、地方公共団体の運営に係る追加の災害関連費用を含む。
 - (2) 継続的な資格 - 地方自治体は、本項に基づく融資の必要な返済を滞納している期間中は、本項に基づく更なる支援を受ける資格がないものとする。
- (d) 他 の 支 援 へ の 影 響 - 本項の下で行われた融資は、本法に基づく補助金やその他の支援を減額したり、影響を与えたりするものではありません。

第418条緊急通信（42 U.S.C. 5185）

大統領は、緊急事態または大規模災害が発生している間、またはそれを予期して、一時的な通信システムを確立し、適切と考える州および地方政府の職員およびその他の者がそのような通信を利用できるようにする権限を与えられている。

第419条緊急公共交通機関（42 U.S.C. 5186）

大統領は、大規模災害で被災した地域において、緊急の必要性を満たすために一時的に公共交通機関を提供し、地域社会が通常の生活をできるだけ早く再開できるようにするために、官公庁、物資センター、店舗、郵便局、学校、主要な雇用センター、その他の必要な場所への交通手段を提供する権限を与えられている。

第420条火災管理支援（42 U.S.C. 5187）

- (a) 大規模災害を構成するような破壊のおそれのある公有地または私有地の森林や草原での火災の緩和、管理、制御のために、補助金、機材、物資、人員を含む支援を州または地方自治体に提供する権限を大統領は与えられている。
- (b) 州および部族の林業者との連携 - 本項に基づく支援を提供するにあたり、大統領は州および部族の林業者との連携を図るものとする。
- (c) エッセンシャル支援 - 本項に基づく支援を提供するにあたり、大統領は本表題第5170b項[第403項]に規定されている権限を使用することができる。
- (d) 危険軽減支援 - 大規模災害が宣言されているかどうかにかかわらず、大統領は、本項に基づいて支援が提供された火災の影響を受けた地域に対して、第404項に基づいて危険軽減支援を提供することができる。
- (e) 制度と規則の見直し - 大統領は、本項を実施するために必要な規則を定めるものとする。

第421条木材販売契約（42 U.S.C. 5188）

- (a) コストシェアリング・アレンジメント - 農務長官または内務省長官と木材購入者との間の既存の木材売買契約が、特定道路またはその他の特定開発施設の建設承認前の購入者の過失によるものではなく、大規模な物理的変化からの救済を提供していない場合、大規模な災害の結果、大規模な物理的変化により、適切な長官が決定する概算コストで購入者が当該道路または施設に関連した追加建設工事を行うことになる。
 - (1) 100万ボードフィート未満の売上高については1,000ドル以上、
 - (2) 100万から300万ボードフィートの売上高については1,000ボードフィートあたり1ドル以上、または
 - (3) 以上の3,000ドル（約3,000億円）以上の売上高は、米国が負担するものとしません。
- (b) 大臣の解約 - 損害が甚大であり、本節(a)項で認められた費用負担の取り決めでは復旧、再建、建設が現実的ではないと適切な長官が判断した場合

合、長官は、その部局が締結した契約の解約を、それに反しない限り認めることができる。

その中の条項を参照してください。

- (c) 農務長官は、(1) 大規模災害で被害を受けた州の地域の建設を支援する、(2) その地域の経済を維持するのに役立つ、(3) 大規模災害で被害を受けた木材の価値を回復するため、または被害を受けていない木材を保護するために売却が必要であると農務長官が判断した場合、国有林からの木材の売却に関連して、タイトル16*の476項で義務付けられている事前公告の最低期間を7日に短縮する権限を与えられています。
- (d) 破損した時計の撤去のための州の補助金。大統領は、公共の利益になると判断した場合、大規模な災害の結果として 州または地方自治体に補助金を交付する権限を与えられています。また、国または地方自治体は、申請により、損害を受けた木材の撤去に伴って実際に発生した費用の償還のために、当該費用が当該木材の引き揚げ価額を超えない範囲内で、補助金から支払いを行うことが認められている。

第422条簡略化された手続き (42 U.S.C. 5189)

- (a) 連邦政府の見積もりによると、このような場合には、「連邦政府の見積もりによると」、「連邦政府の見積もりによると」、「連邦政府の見積もりによると」

- (1) 損傷または破壊された公共施設または民間の非営利施設を、本タイトルの第5172条[第406条]に基づいて修理、復元、再建、または交換すること。
- (2) 本タイトルの第5170b条または第5192条に基づく緊急支援[第403条または第502条]、または
- (3) 本タイトルの第5173節で削除されたデブリ[第407節]。

が35,000ドル（または、管理者が第(b)項に基づいて閾値を設定した場合は、第(b)項に基づいて設定された金額）に満たない場合、大統領は（州もしくは地方自治体、または民間非営利施設の所有者もしくは運営者の申請により）、本題第5170b項、第5172項、第5173項、または第5192項 [第403項、第406項、第407項、または第502項] に基づいて、当該州もしくは地方自治体、または所有者もしくは運営者に対して、連邦政府の見積もりに基づいて、そのような拠出を行うことができる。このような35,000ドルの金額、または該当する場合は、第(b)項に基づいて設定された金額は、労働省が発表する全都市の消費者のための消費者物価指数の変化を反映して毎年調整されるものとする。

- (b) スレシヨルド

(1) 報告

2013年1月29日から1年以内に、大統領は、[FEMA]長官（本項では「長官」と呼ぶ）を通じて行動する。

- (A) 第(a)項の下での適格性の閾値 適切かどうかを判断するための分析を完了し、費用対効果、回復の速度、補助金対象者の能力、過去の実績、および説明責任の尺度の考慮を含むものとする。

(B) 交通インフラ委員会に提出

下院と上院の国土安全保障・政府問題委員会は、(A)項の下で実施された分析に関する報告書を提出します。

- (2) amoUnt - 管理者が(1)項に基づいて必要な報告書を提出した後、大統領は管理者に次のように指示するものとする。
- (A) タイトル5の第5章に関係なく、本項に基づく適格性のための閾値を適切なカウントで直ちに設定すること；および
- (B) 労働省が発表するすべての都市部消費者の消費者物価指数の変化を反映するために、毎年閾値を調整する。
- (3) rEviEw - 管理者が(2)項に基づく閾値を設定した日から3年以内に、その後3年ごとに、大統領は、管理者を通じて、本項に基づく適格性の閾値を見直すものとする。

第423条 援助決定の上訴 (42 U.S.C. 5189a)

- (a) 訴追権 - 本題の下での援助の適格性、援助の対象、援助の額に関する決定は、援助申請者がそのような援助の授与または授与の拒否を通知された日から60日以内に上訴することができる。
- (b) 決定のためのPEriOd for DEcision - 本項第(a)項に基づく不服申し立てに関する決定は、不服申し立てを管理するために指定された連邦職員が不服申し立ての通知を受け取った日から90日以内に出されるものとする。
- (c) レーション - 大統領は、本節に基づく不服申し立ての公正かつ公平な検討を規定する規則を発行するものとする。
- (d) 仲裁権
- (1) 仲裁 - 本項にかかわらず、本タイトルに基づく援助の申請者は、2016年1月1日以降に発生した災害に対して50万ドルを超える紛争について、援助の適格性または提供された援助の返済に異議を唱えるために、仲裁を請求することができる。このような仲裁は、契約不服審査委員会 (Civilian Board of Contract Appeals) によって行われるものとし、このような委員会の決定は拘束力を持つものとする。
- (2) rEviEw - 契約不服審査委員会は、仲裁中はいつでも、申請者の立場を裏付けるすべての原本および追加の文書、証言、またはその他の証拠を申請者から考慮しなければなりません。
- (3) 農村地域 - 本題の下、農村地域の援助申請者については、本款に基づく仲裁の対象となる援助額は、以下の通りとする。
\$100,000.
- (4) 農村地域の定義 - このサブセクションでは、「農村地域」という用語は、都市化された地域の外にある人口20万人未満の地域を意味する。
- (5) 資格 - 本款に基づく仲裁に参加するには、申請者は、以下の条件を満たす必

要があります。

(A) は、公法第111-

5条第601項の下で付与された権限の下に設立された仲裁手続に
紛争を提出しなければならない。

* Title 16 のセクション476 はPub.

- (B) 申請者は、第(a)項に基づく第1次上訴が完了した後、[FEMA]長官が最終機関決定を出す前、または長官が上訴に関する最終決定を申請者に提供していない場合は、長官が上訴を受領してから180日後であればいつでも、仲裁の要請を提出することができる。申請者の要請には、最初の上訴に関する行政記録の文書を含めなければならない、申請者の立場を裏付ける追加の文書を含めることができる。

424. 受給資格のある日；災害発生日より前に発生した費用（合衆国法典第42条第5189b項

本題の下での連邦援助の対象となるのは、大統領が大災害の存在を宣言した事象が発生した日からである。ただし、その事象を予期して発生した合理的な費用や、その直前に発生した費用は、本法の下での連邦援助の対象となる場合がある。

第425条。 個人および世帯への輸送援助 (42 U.S.C. 5189c)

大統領は、本法の下で宣言された事件の結果、災害前の第一次住居から避難した個人、または本表題第5170b(a)(3)項または第5192項[第403(a)(3)項または第502項]の下で災害前の第一次住居から移動した個人を、短期的または長期的な宿泊のために代替の場所に往復させるため、または個人または世帯を災害前の第一次住居または代替の場所に戻すために、大統領が必要と判断した場合には、輸送支援を提供することができる。

第426条。 ケースマネジメントサービス (42 U.S.C. 5189d)

大統領は、大規模災害の被災者に対して、未充足のニーズを特定して対処するために、財政支援を含むケースマネジメントサービスを、州や地方自治体の機関や資格のある民間団体に提供することができる。

第427条。 必須サービス提供者 (42 U.S.C. 5189e)

(a) 定義

本項では、「必須サービス提供者」という用語は、以下の事業体を意味する。

(1) (A)は、以下を提供します。

- (i) 有線または携帯電話サービス、インターネットアクセスサービス、ラジオ またはテレビ放送、ケーブルサービス、または直接放送衛星サービス。
- (ii) 電力。
- (iii) 天然ガス。
- (iv) 上下水道サービス
- (v) 大統領が決定したその他の必要不可欠なサービス。

(B)は、タワーの所有者または運営者であること。

(2) である

(A) 市町村単位の事業体です。

- (B) 非営利団体、または
- (C) 営利を目的とした民間の事業体であり
- (3) は、緊急時や大規模災害時の対応に貢献しています。
- (b) 利用可能性の承認 - 緊急時または大規模災害時には、例外的な状況が適用されない限り、連邦機関の長は、実行可能な最大限の範囲で、以下のことをしてはならない。
 - (1) 重要なサービスの復旧・修復に必要なサービス提供者へのアクセスを拒否または妨害すること。
 - (2) 第(a)項(1)に記載されたサービスの復旧または修理に支障をきたす場合。
- (c) imPIEmEntation - 本セクションを実施するにあたり、連邦機関の長は、適用されるすべての連邦法、規制、および方針に従うものとする。

第428条 生活保護プログラムの代替手続 (42 U.S.C. 5189f.生活保護プログラム代替手続き (42 U.S.C. 5189f

- (a) プロジェクトの承認 - 大統領は、[FEMA]長官を通じて行動し、2013年1月29日以降に宣言された大規模災害または緊急事態に対して、本項に基づいて採択された代替手続きに基づくプロジェクトを承認することができる。FEMA長官はまた、[2013年1月29日]以前に宣言された大規模災害または緊急事態で、[2013年1月29日]時点で建設が開始されていないものについても、本項の下で採択された代替手続きを適用することができる。
- (b) aDoPtion - 管理者は、州、部族および地方自治体、および民間非営利施設の所有者または運営者と協力して、本題の第5170b条(a)(a)(3)(A)、第5172条、第5173条、および第5192条(a)(5)の下で提供される支援を管理するための代替手続きを採用することができる (第403条(a)(3)(A)、第406条、第407条、および第502条(a)(5))。
- (c) プロセスの目標 - 第(a)項の下で採択された代替手続きは、以下の目標を推進するものとする。
 - (1) そのような支援を提供するための連邦政府のコストを削減する。
 - (2) そのような援助の管理における柔軟性を高める。
 - (3) 州、部族または地方政府、または民間の非営利施設の所有者または運営者に対するこのような支援の提供を促進すること。
 - (4) 州、部族、地方自治体、または民間非営利施設の所有者や運営者に対して、そのような支援を受けてプロジェクトをタイムリーかつ費用対効果の高い形で完了させるための財政的なインセンティブとデイスインセンティブを提供すること。
- (d) パーティシエーション
 - (1) 廃止 - 本項の下で採択された代替手続きへの参加は、州、部族、または地方自治体、または管理者が決定した手続きと整合性のある民間非営利施設の所有者または運営者の選挙で行われるものとする。

- (2) 条件なし - 大統領は、この法律に基づく連邦支援の提供を、州、地方、インディアン部族政府、または民間非営利施設の所有者や運営者が、このセクションに基づいて採用された代替手続きに参加することを
選択することを条件とすることはできない。

- (e) minimUmm ProcEDURes - 本項の下で採択された代替手続きには、以下のものが含まれるものとする。
- (1) 本題第5172条に基づく損傷した施設の修理、復旧、交換のために【第406条】-
- (A) 国、部族、地方自治体、または民間非営利施設の所有者や運営者が、見積もりを超える実際の費用の責任を負うことに同意した場合、固定の見積もりに基づいて補助金を支給することができる。
- (B) 州、部族、地方自治体、または民間非営利施設の所有者や運営者が、以下の見積もりに基づいて、減額することなく迂回拠出金を受け取ることを選択できるオプションを提供する。
- (i) 国、部族または地方政府、または民間の非営利施設の所有者または運営者が所有または管理する公共施設の修理、再建、または交換にかかる費用。
- (ii) 管理費。
- (C) 管理者が適切と判断した範囲内で、州、部族、または地方自治体、または民間非営利施設の所有者または運営者 手続きの下で採択された見積もりに基づいて単一のプロジェクトとして統合すること。
- (D) 手続きに基づいて完了したプロジェクトの実際の費用が見積費用を下回った場合、管理者は、補助金受給者またはサブグラントが超過資金の全部または一部を次の目的に使用することを許可することができる。
- (i) 大規模災害による将来の被害、苦難、苦難のリスクを軽減する費用対効果の高い活動。
- (ii) 今後の生活保護の運営や計画を改善するために、その他の活動を行う。
- (E) 本表題第5172条[第406条]に基づく適格コストを決定する際に、管理者は、申請者の要求に応じて、管理者または申請者の専門資格を有するエンジニアが作成した認定コスト見積もりが、少なくとも500万ドルのプロジェクトに対する適格な連邦シェアを見積もっている場合には、独立した専門家パネルを利用して、本セクションを実施する適用規則および方針と整合性のある適格コストの見積もりを検証することができるものとする。
- (F) 本表題第5172条[第406条]に基づく適格費用を決定する際、管理者は、申請者の要求に応じて、適用される規制、方針、指針に準拠している範囲で、専門的に免許を有する技術者（管理者と申請者が相互に合意した）が作成した適切に実施され、認証された費用見積もりを考慮するものとする。
- (G) 専門的に免許を受けた技術者によって証明され、管理者によって承認された場合、本項に基づいて行われる補助金の見積もりは、以下の限り、合理的で適格な費用であると推定されるものとする。

詐欺の証拠はありません。

- (2) 本タイトルの第5170b条(a)(3)(A)、第5173条、および第5192条(a)(5)の規定に基づくがれきの除去については、[第403条(a)(3)(A)、第407条、および第502条(a)(5)の規定]を参照してください。
- (A) 国、部族、または地方自治体、または民間非営利施設の所有者または運営者が、見積もりを超える実際のコストを支払う責任を負うことに同意した場合、適時または費用対効果の高い完了に向けて金銭的なインセンティブとディスインセンティブを提供するために、固定の見積もりに基づいて補助金を交付すること。
- (B) 瓦礫と残骸の撤去にかかる時間に基づいて、瓦礫と残骸の撤去にかかる連邦政府の取り分を決定するために、スライド式の尺度を使用している。
- (C) 補助金の額を相殺することなく、リサイクルされたガレキからのプログラム収入を使用することができます。
- (D) 州、部族、または地方自治体、またはがれきや残骸の除去を行ったり管理したりしている民間非営利施設の所有者や運営者の従業員や臨時雇用者の基本給や時間外労働の賃金を返済すること。
- (E) 州政府または部族政府が、管理者によって承認されたがれき管理計画を持ち、大規模災害の宣言日までに1社以上のがれきおよび残骸除去業者を事前に選定している場合には、インセンティブを提供する。
- (F) (A)号に基づくプロジェクトの実際のコストがプロジェクトの見積費用を下回っている場合、管理者は、補助金受給者またはサブグラント受給者に、超過資金の全部または一部を以下の目的に使用することを許可することができます。
- (i) 瓦礫管理計画。
 - (ii) 現在または将来の使用のためのがれき管理設備の取得
 - (iii) 今後のがれき撤去作業を改善するために、管理者が決定したその他の活動を行う。
- (f) 権利放棄 - 管理者が本項を実施するための規則を公布するまでは、管理者は、 - 権利を放棄することができる。
- (1) 本項を迅速に実施するために放棄が必要であると管理者が判断した場合、通知とコメントのルールメイキングを放棄する。
 - (2) は、本項に基づく代替手続きをパイロットプログラムとして実施する。
- (g) 時間外手当 - 第(e)(2)(D)項に基づく費用の払い戻しのガイドラインは、1938年公正労働基準法 (29 U.S.C. 201 et seq) に従って要求される時間外手当の払い戻しを州または地方自治体が拒否されないことを保証するものとする。
- (h) **rEPort**
- (1) 統一基準 - 2013年1月29日から3年以内、かつ5年以内に、国土安全保障省の監察官は、国土安全保障・政府問題委員会に提出

するものとする。

上院および下院の交通・インフラ委員会は、本表題の第5172条の下で許可された損傷した設備の修理、修復、交換のための代替手順に関する報告書を提出しました（第406条）。

- (2) 報告書には、以下のような代替手順の有効性の評価が含まれているものとする。
 - (A) 代替手順が災害復旧の一般的な速度の向上に役立ったかどうか。
 - (B) 依拠している見積りの正確性を確認することができます。
 - (C) 金銭的なインセンティブとディスインセンティブが有効であったかどうか。
 - (D) 代替手順が費用対効果の高いものであったかどうか。
 - (E) 第(e)(1)(E)項に記載された独立専門家パネルが有効であったかどうか。
 - (F) 代替手続を継続すべきかどうかに関する勧告、および代替手続の変更に関する勧告。

第429条統一連邦審査（42 U.S.C. 5189g

- (a) 復興プロセスを迅速化するため、大統領は、2013年1月29日から18カ月以内に、環境品質審議会および歴史的保存諮問委員会と協議の上、災害復興プロジェクトに関する連邦法の下での環境および歴史的要件への準拠を確認するための迅速かつ統一的な省庁間審査プロセスを確立し、適用法に沿った復興プロセスを迅速化するものとする。
- (b) 内容 - 本節に基づいて確立されたレビュープロセスには、大規模災害からの復旧中に発生する可能性適用される法律に沿って適宜更新されなければならない。

Sec. 430.機関の説明責任

- (a) FEMA]の管理者は、第406条に基づき100万ドルを超える公的支援補助金が授与されてから5日以内に、以下を含む各補助金授与の詳細を[FEMA]のウェブサイトで公表しなければならない。
 - (1) FEMA]地域を特定する。
 - (2) には、災害または緊急事態宣言番号を記載してください。
 - (3) 州、郡、申請者名を記入してください。
 - (4) 申請者が民間非営利団体である場合。
 - (5) ダメージカテゴリコードを指定します。
 - (6) 連邦政府の分担金の債務額
 - (7) 授与された日にちを記入します。
- (b) 任務の割り当て

- (1) 連邦緊急事態管理庁（FEMA）」の管理者は、「連邦緊急事態管理庁（FEMA）」のウェブサイト、以下を 超える大規模災害に関する他の連邦省庁へのミッション割り当てまたはミッション 割り当てタスク命令を、ミッション割り当てまたはミッション割り当てタスク命令が発令されてから5日以内に 公表しなければならない。
- 1,000,000,000ドル（含む
- (A) 影響を受ける州またはインディアン部族の名前。
 - (B) そのような州またはインディアン部族のための災害宣言。
 - (C) 割り当てられた代理店。
 - (D) 要求された支援
 - (E) 災難の描写。
 - (F) 総コストの見積もりを行います。
 - (G) 債務を負っている金額です。
 - (H) 州またはインディアン部族政府のコストシェア（該当する場合）。
 - (I) ミッション割り当てまたはミッション割り当てタスクオーダーが指示された権限、および
 - (J) 該当する場合は、州またはインディアン部族がミッションの割り当てを要請した日。
- (2) 記録変更-各月の末日から10日以内に、段落に記載されているミッション割り当てまたはミッション割り当てタスク命令が行われるまで。
- (1)が完了し、終了した場合、[FEMA]の管理者は、総費用見積額及び債務額の変更を更新するものとする。
- (c) FEMA]の管理者は、各月の初日から10日以内に、そのような報告書の作成に使用された方法論およびソースデータの具体的な説明を含む、[FEMA]報告書をウェブサイト上で公開するものとする。
- (1) 米国法典第1105条(a)に基づく大統領の直近の予算でカバーされている会計年度の金額の見積もり。
- (A) 前年度から予算年度に繰越すべき資金の未消化残高をいう。
 - (B) 予算年度から予算年度に繰り越すべき資金の未消化残高に 1 を加算した額。
 - (C) 予算年度の非壊滅的事象に対する債務の額。
 - (D) 危機的な出来事のための予算年度の債務の額を、出来事ごとに、また州ごとに定義した。
 - (E) すべての過年度、当年度、予算年度およびそれ以降の各年度について、事象別および州別に区分された異常災害のために過去に義務づけられているか、または今後必要とされる金額の合計。
 - (F) 予算年度に回収される既納金の額。

- (G) 第102条(1)項に記載の緊急事態、第102条(2)項に記載の大規模災害、第420条に記載の火災管理支援交付金、サージ活動、災害準備・支援活動のための義務に必要なとなる額
- (H) 第251条(b)(2)項(D)に該当しない活動に必要な金額
三 昭和六十年予算均衡法及び緊急赤字対策法（二
U.S.C.901(b)(2)(D)(iii)）；及び
- (2) FEMA]の管理者が毎月5日までに[FEMA]のウェブサイトで公表した、当年度の以下の見積額または実際の金額がある場合には、その見積額または実際の金額を提出しなければならない。
- (A) ソース別に利用可能になった充当額、行われたコミットメント、割り当て、および義務の概要。
- (B) 災害救援活動の月別一覧表。
- (i) 開始残高と終了残高を表示します。
- (ii) 債務総額には、火災扶助、緊急時、急襲時、災害支援活動のための債務を含めています。
- (iii) 事象別および州別に定義された大災害事象に対する義務、および
- (iv) 以前に債務を負っていた資金が回収された金額を指します。
- (C) イベントごとに定義された大災害イベントのための配分、義務、および支出の概要。
- (D) 次のようなカテゴリの支出にかかる費用です。
- (i) 公的支援です。
- (ii) 個別支援です。
- (iii) 緩和。
- (iv) 行政的には。
- (v) オペレーション。
- (vi) その他、災害ごとに区分された関連するもの（緊急対策や災害資源を含む）。
- (E) 充当された資金が枯渇する日。
- (d) 契約書
- (1) FEMA]の管理者は、毎月1日以降10日以内に、以下の事項を[FEMA]のウェブサイトに掲載するものとする。

* DRRRの第1225条は、"法律の他の規定にかかわらず、[FEMA]は、2017年8月1日以降に締結された契約に基づいて行われたいかなる活動に対しても、州または地方自治体、インディアン部族政府[...]、または民間非営利団体の所有者または運営者[...]に払い戻しをしてはならない。"

FEMA]が締結する100万ドルを超える各契約には、以下のものが含まれます。

- (A) 党の名前。
- (B) 契約が成立した日
- (C) 契約書の金額と範囲を確認します。
- (D) 競争入札で落札された場合。
- (E) 競争入札が行われなかった場合、競争入札が行われなかった理由。
- (F) 競争入札プロセスを回避するために使用される権限。

該当する場合は災害別に区分し、該当する場合は被害区分コードを明記すること。

- (2) 報告書-会計年度の最終日から10日以内に、[FEMA]の長官は、前会計年度の以下の情報を要約した報告書を議会の適切な委員会に提出しなければならない。
 - (A) 競争入札を行わずに落札した契約数。
 - (B) 競争入札が行われなかった理由。
 - (C) 競争入札を行わずに落札した契約の総額。
 - (D) 競争入札なしで落札された契約の損害区分コード（該当する場合）。

(e) 援助契約と補助契約の締結- 「援助契約」と「補助契約」の締結

- (1) FEMA]の管理者は、本款制定日から180日以内に、基本報酬、利用可能なオプション、またはその後の修正により、見積額が100万ドルを超え、第324条、第403条、第404条、第406条、第407条、第407条、第428条、または第502条を含む第324条、第403条、第404条、第406条、第407条、第407条、第407条、第407条、第428条、または第502条を通じた資金提供を受けている、公的扶助の受給者またはサブレシピーシントが締結した契約について、プロジェクトのクローズアウト段階に入る前に、情報の収集と保存の努力を開始し、維持しなければならない。
 - (A) には、災害番号、プロジェクトワークシート番号、各契約に関連する作業の種類が記載されています。
 - (B) 各党の名前を記入してください。
 - (C) 契約が成立した日
 - (D) を契約しています。
 - (E) 契約の範囲内であること。
 - (F) 契約の履行期間
 - (G) 競争入札を経て契約が成立したかどうか。
- (2) 照合された情報の利用可能性 - [FEMA]長官は、要請があれば、(1)項に基づいて収集・保存された情報を、国土安全保障省の監察官、政府説明責任局、および議会の適切な委員会が利用できるよう

にするものとする。

- (3) ~~報告書~~-この款の制定日から365日以内に、[FEMA]の長官は、(1)項に記載された情報を収集するための[FEMA]の努力について、上院の国土安全保障・政府問題委員会および下院の運輸・インフラ委員会に報告書を提出しなければならない。

タイトルV - 緊急支援プログラム

第501条 申告の手続き (42 U.S.C. 5191)

(a) 緊急事態と宣言

大統領による緊急事態の存在を宣言するためのすべての要請は、影響を受ける州の知事が行うものとする。このような要請は、状況の深刻さと大きさから、効果的な対応が州および影響を受ける地方自治体の能力を超えており、連邦政府の援助が必要であるとの判断に基づくものでなければならない。このような要請の一環として、また、本法に基づく緊急援助の前提条件として、知事は、州法に基づいて適切な措置を講じ、州の緊急計画を直接実行するものとする。知事は、緊急事態を緩和するために使用された、または使用される予定の州および地方の努力と資源を説明する情報を提供するものとし、必要とされる連邦政府の援助の種類と範囲を明確にするものとする。大統領は、知事の要請に基づき、緊急事態の存在を宣言することができる。

(b) FEDERAL の第一次責任に関わる緊急事態

大統領は、緊急事態が米国の憲法または法律の下で、米国が排他的または卓越した責任と権限を行使する対象領域に関わるため、対応の第一次責任が米国にある緊急事態が存在すると判断した場合、緊急事態に関して、本表題第 5192 条または本表題第 5193 条[第 502 条または第 503 条]によって付与された権限を行使することができる。このような緊急事態が存在するかどうかを判断する際、大統領は、可能であれば、影響を受ける州の知事に相談するものとする。大統領の決定は、以下の条項に関係なく行うことができる。

(a) このセクションの

(c) インディアンの部族の政府関係者の求人情報

(1) 緊急事態 - 影響を受けるインディアン部族政府の最高責任者は、第(a)項の要件に合致する緊急事態が存在するとの大統領による宣言の要請を提出することができる。

(2) referEncEs - 影響を受けるインディアン部族政府の最高責任者の緊急事態宣言の要請に応じて、本章の下で大統領が許可した支援を実施する際には、本章または第3章（本タイトルの第5153項および第5165d項（第310項および第326項を除く））で州または州知事に言及している場合、影響を受けるインディアン部族政府または影響を受けるインディアン部族政府の最高責任者に言及しているものとみなされる。

(3) 節約規定-本款のいかなる規定も、大統領が同じ事件について本款に基づく宣言を行わない場合には、本款(a)に基づく州の要請に応じて大統領が行った宣言によって、インディアンの部族政府が本款に基づく援助を受けることを禁止するものではない。

第502条. 連邦緊急援助 (42 U.S.C. 5192)

(a) sPEciFIED - 緊急時には、大統領は - することができる。

-
- (1) 人命を救い、財産を守り、公衆衛生と安全を守り、予防的避難を含む大災害の脅威を軽減または回避するための州および地方の緊急支援活動を支援するために、連邦政府機関に、払い戻しの有無にかかわらず、連邦法の下で与えられた権限および資源（人員、設備、物資、施設、および管理、技術および助言サービスを含む）を利用するよう指示すること。
 - (2) 連邦政府機関、民間団体、州政府および地方自治体が提供するすべての災害救援支援（自主的な支援を含む）を調整する。
 - (3) 影響を受ける州政府および地方自治体に対して、以下のための技術的および助言的な支援を提供する。
 - (A) 必要不可欠なコミュニティサービスのパフォーマンスを提供します。
 - (B) 危険や危険の警告の発令
 - (C) 公衆衛生・安全情報の発信を含む。
 - (D) 安全衛生対策の提供
 - (E) 公衆衛生と安全に対する当面の脅威の管理、制御、および削減。
 - (4) 連邦政府機関を通じて緊急援助を提供する。
 - (5) 本タイトルの第5173節の条件に従って、がれきを除去する[第407節]。
 - (6) 本タイトルの第5174節[第408節]に従って支援を提供する。
 - (7) 医薬品、食料、その他の消耗品の配布、および緊急支援において、州および地方自治体を支援する。
 - (8) 人命救助、人的被害の防止、または深刻な被害の軽減のために必要な場合には、連邦政府の支援と連邦支援を加速的に提供しますが、これらは特定の要請がない場合には、大統領が提供することができます。
 - (A) は、可能な限り、かかる援助又は支援が提供されている国に速やかに通知し、調整しなければならない。
 - (B) は、(A)号に基づく国への通知及び調整において、緊急事態の犠牲者への重要な資源の迅速な展開、使用及び分配を遅延させたり、妨げたりしてはならない。
 - (b) 緊急事態に関して本項第(a)項の下で提供される連邦政府の支援が不十分な場合、大統領は、人命を救い、財産を保護し、公衆の健康と安全を守り、予防的避難を含めた大災害の脅威を軽減または回避するための努力に関しても支援を提供することができる。
 - (c) ガイドライン-大統領は、影響を受ける国が利用できる 承認される可能性の高い状況を定義することにより、本節の下で自然災害または人災に先立って緊急事態宣言を要請する際（特別なニーズやその他の避難努力への支援を求める目的を含む）に知事を支援するためのガイドラインを公布し、維持するものとする。
-

第503条。援助の量 (42 U.S.C. 5193)

- (a) 連邦政府のシェア - 本題の下で提供される援助に対する連邦政府のシェアは、対象となる費用の75%以上に相当するものとする。
- (b) ~~支援者の数の制限~~ - ~~被災者~~者の数の制限
 - (1) (2)項に規定されている場合を除き、一度の緊急事態に対して本タイトルの下で提供される支援の総額は500万ドルを超えてはならない。
 - (2) 第1項の制限は、大統領が次のように判断した場合には、超過することができる。
 - (A) 引き続きの緊急援助が直ちに必要です。
 - (B) 人命、財産、公衆衛生または安全に対する継続的かつ即時のリスクがある場合。
 - (C) 必要な支援が適時に提供されない場合。
 - (3) ~~報告~~ - (1)項の制限を超えた場合はいつでも、大統領は緊急援助要件の性質と程度について議会に報告し、必要に応じて追加立法を提案しなければならない。

タイトルVI – 緊急事態への備え

第601条 ポリシーの宣言 (42 U.S.C. 5195)

本タイトルの目的は、米国内の生命と財産を危険から守るための緊急事態への備えのシステムを提供し、緊急事態への備えの責任を連邦政府と州およびその政治的細分区に共同で委ねることである。連邦議会は、緊急事態への備えのために連邦政府と州およびその政治的細分区が共同で設立した組織構造が、米国内の災害に見舞われた地域の人々への救援および援助を提供するために有効に活用されることを認識している。連邦政府は、あらゆる危険に対する包括的な緊急事態準備システムが存在するように、本題で認められているように、必要な指示、調整、指導を行い、必要な援助を提供しなければならない。

第602条 定義 (42 U.S.C. 5195a)

(a) 定義 - このタイトルの目的のためだけに。

(1) hazardD

「ハザード」という用語は、以下から生じる緊急事態または災害を意味する。

(A) 天災

(B) 偶発的または人為的な出来事。

(2) 自然災害

「自然災害」とは、ハリケーン、竜巻、暴風雨、洪水、高潮、風水、高波、津波、地震、火山噴火、地滑り、土石流、吹雪、干ばつ、火災、または米国内のその他の大災害で、民間人の財産や人に相当な損害や傷害を与える、または与える可能性のあるものを意味する。

(3) 緊急事態への備え

「緊急事態への備え」とは、一般市民に対する危険に備えたり、危険によって生じるであろう緊急事態に対処したり、危険によって破壊または損壊した重要な公共施設および施設の緊急修理または緊急復旧を実施したりするために設計または実施されたすべての活動および対策を意味する。このような用語には、以下のものが含まれる。

(A) 想定される危険に備えて実施される措置（適切な組織、作戦計画、支援協定の確立、人員の採用と訓練、調査の実施、必要な物資の調達と備蓄、適切な警報システムの提供、避難所、避難場所、コントロールセンターの建設または準備、および適切な場合には民間人の非軍事的避難を含む）。

(B) 危険時に実施される措置（正式に確立された軍または文民当局によって定められた受動的防御規則の実施、避難場所への人員の避難、交通及びパニックの制御、照明及び文民通信の制御及び使用を含む）。

(C) 危険が発生した場合の措置（消防、救助、救急医療、保健衛生サービスのための活動を含む）。

特殊兵器の特定の危険性の監視、不発弾の偵察、必要不可欠な瓦礫撤去、緊急福祉対策、損傷した重要施設の緊急修理または復旧のための即時不可欠な緊急修理または復旧のための監視)。

(4) **組織的装備品**-

「組織的装備品」とは、個人的な装備品とは区別して、管理者が緊急事態に備える組織に必要と判断した装備品で、連邦政府がその全部または一部に資金を提供することを必要とするような種類または性質のものを意味する。このような用語には、緊急事態への備え計画の要件に基づいて異常な量が必要とされる場合を除き、地域社会が地域の災害に対処するために通常使用するものは含まれていない。

(5) **materials** -

「材料」という用語には、緊急時の備えに必要な原材料、消耗品、医薬品、機器、構成部品、技術情報、プロセスが含まれる。

(6) **設備** -

本タイトルに別段の定めがある場合を除き、「設備」という用語には、建物、避難所、公共施設、および土地が含まれる。

(7) **administrator** - 「管理者」という用語は、[FEMA]の管理者を意味する。

(8) **近隣諸国** -

「近隣諸国」という用語には、カナダとメキシコが含まれます。

(9) **アメリカ合衆国と州** -

「アメリカ合衆国」と「州」という用語には、いくつかの州、コロンビア特別区、アメリカ合衆国の領土と領地が含まれている。

(10) **state** -

「州」という用語には、本タイトルの第5196条(h)項に基づいて設立された州間緊急事態準備当局が含まれる[第611条(h)項]。

- (b) **cross reference** - 1950年国防生産法 (50 U.S.C. App. 2061 et seq.) で使用されている「国防」および「国防」という用語には、本タイトルに基づいて実施される緊急時の準備活動が含まれている。

第603条タイトルの管理 (42 U.S.C. 5195b)

このタイトルは、[FEMA]の管理者によって実施されるものとする。

重要インフラ保護(42 U.S.C. 5195c)

(a) **short title** -

このセクションは、「2001年重要インフラ保護法」と呼ばれることがあります。

(b) **Findings** - 議会は次のような所見を出しています。

- (1) 情報革命は、ビジネスの遂行と政府の運営、そして米国の防衛と国家安全保障のために頼りにされているインフラを一変させました。

* このセクションは、2001年の重要インフラ保護法 (Critical Infrastructures Protection Act of 2001) として制定されたほか、2001年のテロ法 (Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of

2001) や米国パトリオット法 (USA PATRIOT Act) の一部としても制定されています。

-
- (2) 民間企業、政府、国家安全保障機関は、通信、エネルギー、金融サービス、水、輸送部門を含む重要な物理的・情報インフラの相互依存ネットワークへの依存度を高めています。
 - (3) 米国の国防、政府の継続、経済の繁栄、生活の質の維持に不可欠なサイバーおよび物理インフラサービスの信頼性の高い提供を確保するためには、国家的な継続的な取り組みが必要です。
 - (4) この国家的な取り組みは、これらの複雑で相互依存的なシステムの安定性を確保するための適切なメカニズムを評価し、国家の重要インフラの継続的な存続と適切な保護を達成するための政策提言を支えるために、広範なモデル化と分析能力を必要とします。
- (c) アメリカ合衆国の政策 - それはアメリカ合衆国の政策です。
- (1) 米国の重要インフラの運用の物理的または仮想的な中断は、まれで、短期間で、効果が地理的に限定され、管理可能で、米国の経済、人的・政府的サービス、国家安全保障への有害性が最小限であること。
 - (2) 第一項の方針を達成するために必要な措置が、企業及び非政府組織が参加する官民連携の下で実施されること。
 - (3) あらゆる状況下で連邦政府の重要な機能の継続性を確保するための包括的かつ効果的なプログラムを実施すること。
- (d) 重大なインフラストラクチャー対策のための国家的なコミュニケーションの確立
- (1) 国家インフラストラクチャー・シミュレーション・分析センターによる重要インフラの保護と継続性の支援 - テロ対策、脅威評価、リスク軽減に関連する活動の支援を通じて、重要インフラの保護と継続性に対処するための国家的な能力の源泉となる国家インフラストラクチャー・シミュレーション・分析センター (National Infrastructure Simulation and Analysis Center: NISAC) を設立するものとする。
 - (2) パートクラー **sUPPORT** - 第1項の規定により提供される支援には、次のものが含まれるものとする。
 - (A) サイバーインフラ、通信インフラ、物理インフラなどの重要インフラを構成するシステムのモデル化、シミュレーション、解析を行い、大規模で複雑なシステムの理解を深め、システムや重要インフラに対する脅威を軽減するためのシステム改造を促進することを目的としています。
 - (B) このようなシステムや重要インフラのモデルを作成・維持するために必要なデータを、国や地方自治体、民間企業から取得すること。
 - (C) (A)号に基づくモデリング、シミュレーション、分析の利用
-

以下に関連する事項について、政策立案者に教育と研修を提供する。

- (i) そのサブパラグラフの下で行われた分析。
 - (ii) 重要なインフラへの意図しない、または不用意な妨害の影響；および
 - (iii) 重要インフラが関与する事件や危機への対応、そのような事件や危機を通じた政府や民間部門の活動の継続性を含む。
- (D) 重要なインフラの安定性を向上させ、保全するための手段について、政策立案者、連邦政府の省庁、民間部門の個人や団体の要請に応じて勧告を提供するために、(A)号に基づくモデル化、シミュレーション、分析を利用すること。
- (3) 重要なサポートの提供 - 本款の下で提供されるモデリング、シミュレーション、分析は、特に重要なインフラの保護と政策に責任を持つ関連する連邦、州、地方の機関に提供されるものとする。
- (e) **重要インフラストラクチャの定義** -
本セクションでは、「重要インフラストラクチャ」という用語は、物理的または仮想的なものであるかどうかにかかわらず、米国にとって非常に重要なシステムおよび資産を意味し、これらのシステムおよび資産が不能または破壊された場合には、安全保障、国家経済の安全保障、国家の公衆衛生または安全、またはこれらの事項の組み合わせに衰弱的な影響を及ぼすことになるものとします。
- (f) 権限の付与 - 2002 会計年度の国防総省のために、本セクションに基づく国家インフラストラクチャ・シミュレーション・アンド・アナリシス・センターの活動のために、国防脅威削減庁に 2,000 万ドルの権限が付与されます。

サブタイトルA-権限と義務

第611条行政の詳細な機能 (42 U.S.C. 5196)

- (a) 典拠 - 本表題の第5195条[第601条]に記載されている方針を実行するために、管理者は本項で規定されている権限を持つものとする。
- (b) 連邦緊急事態対応計画およびプログラム - 管理者は、米国の緊急事態への備えのための連邦対応計画およびプログラムを作成し、そのような計画およびプログラムを後援し、指示することができる。このような計画およびプログラムを作成し、そのような計画およびプログラムを州の取り組みと調整するために、長官は、米国の緊急事態への備えの状況を大統領、議会、および州に通知し続けるために必要な、緊急事態への備えのための州の計画および運営に関する報告書を要求することができる。
- (c) 大統領の承認を得て、長官は、連邦政府の他の部局および機関に適切な緊急事態への備えの責任を委任し、審査を行うことができる。

部局や機関の緊急事態への備えの活動を相互に、また、米国や近隣諸国の活動と調整する。

- (d) 通信と警告 - 管理者は、必要な緊急事態への備えのための通信と、ハザードに関する市民への警告の伝達のために、適切な規定を設けることができる。
- (e) 緊急時の備え - 管理者は、人命と財産を十分に保護できるように設計された緊急時の備えとして、以下を含む緊急時の対策を研究し、開発することができる。
- (1) 危害の影響を処理するための最良の方法として、研究や研究を行う。
 - (2) 避難所の設計及び保護被覆又は建設のための材料を開発すること。
 - (3) 緊急時の備えの要件を満たすための設備または施設の開発とその標準化を行うこと。
 - (4) 大規模災害や緊急事態の前、中、後にペットや介助動物を飼っている人たちのニーズを考慮した計画。
- (f) トレーニングプログラム
- (1) 管理者は、以下を行うことができます。
 - (A) 緊急事態への備えの組織、運営、および技術について、緊急事態への備えの職員およびその他の人を指導するための訓練プログラムを、契約またはその他の方法で実施または手配すること。
 - (B) 学校を実施または運営すること、または、表題 5 の第 57 章第 1 節および政府標準旅行規則に準拠した旅費の支払い、および出席する研修生の食費の代わりに日当、または管理者の定める条件で研修生と教官のための食費と宿舎を提供することを含む。
 - (C) 必要に応じて、インストラクターやトレーニングエイドを提供する。
 - (2) 本款で認められた旅費および日当の支払いについて、管理者が定める条件には、かかる支払いは、かかる費用の総額の 2 分の 1 を超えてはならないという規定が含まれているものとする。
 - (3) 管理者は、本款を遂行するために必要な不動産を賃貸することができるが、法律で特に許可されていない限り、不動産の有償所有権を取得することはできない。
- (g) 緊急時準備情報の一般的な普及 - 管理者は、あらゆる適切な手段を用いて、適切な緊急時準備情報を一般に普及させることができる。
- (h) 電子情報通信システムの基本的な考え方
- (1) 管理者は、以下の方法で、全国のテロ行為、災害、緊急事態に備えたコンパクトな緊急事態対策の策定を支援するプログラムを確立するものとする。

- (A) テロ行為、災害、緊急事態に備えた既存の緊急事態対策コンパクトを特定し、目録化する。
 - (B) 緊急時対応コンパクトの策定 におけるベストプラクティスの例や、州間の管轄区域が関与する協定を含む既存の緊急時対応コンパクトのモデルを、州および地方自治体に広めること。
 - (C) テロ行為、災害、緊急事態に対する連邦政府の対応能力の目録を完成させ、適切な連邦政府、州政府、地方政府の職員がその目録を利用できるようにし、その目録が現実的に可能な限り最新かつ正確であることを保証する。
- (2) 管理者は、以下を行うことができます。
- (A) 州間の緊急事態への備えのための協定を交渉し、締結するために、州を支援し、奨励する。
 - (B) 可能な範囲で、そのようなコンパクト間の統一性、および連邦緊急対応計画およびプログラムとの整合性を得ることを支援するために、提案されたコンパクトの条項および条件をレビューしなければならない。
 - (C) そのようなコンパクトの下での活動を支援し、調整すること。
 - (D) 危険に脅かされている、または危険が発生している州またはその政治的細分区では十分に対応または管理できない危険が発生した場合に、緊急時の備えのための相互扶助を提供することを許可する、州による相互の緊急事態への備えのための立法を援助し、これを奨励する。
- (3) 各州間緊急事態準備計画の写しは、速やかに上院および下院に送付されなければならない。議会の同意は、そのコンパクトが議会に送付された日から起算して 60 日間の期間が満了した時点で、各コンパクトに付与されたものとみなされる。
- (4) 本款のいかなる部分も、議会が州間緊急事態準備協定を不承認にしたり、いつでも同意を撤回したりすることを妨げるものと解釈されてはならない。
- (i) 研究室と施設 - 寮 と 施設のご案内
- (1) 管理者は、緊急時の備えのための材料および施設を直ちに所有する権利を有するものとして、非難その他の方法で調達し、建設、リース、輸送、保管、維持、改修、または配布することができる。
 - (2) 購入、寄付、またはその他の移転手段によって取得された施設は、タイトル40の第3111条および第3112条によって要求される司法長官によるタイトルの承認前に、本タイトルの目的のために占有、使用、および改良することができる。
 - (3) 管理者は、本款の規定を実施するために必要な不動産を賃貸することができるが、法律で特に許可されていない限り、不動産の有償所有権を取得してはならない。
 - (4) 管理者は、本款の下で放射線を調達し、維持することができる。

化学物質、細菌学的、生物学的薬剤のモニタリングおよび除染装置、ならびに緊急時の備えのために、管理者が定める条件の下で、当該装置を国に貸与または無償で配布する。

(j) 財務上の貢献

- (1) 管理者は、管理者が承認したプログラムまたはプロジェクトに基づいて、緊急事態への備えを目的として、資機材や施設の調達、建設、リース、または改修を含む財政的貢献を国に行うことができる。このような寄付は、購入方法、材料または施設の数量、品質、仕様、その他の要因、または材料または施設の均一性、可用性、良好な状態を保証するための注意または処理を含め、管理者が定める条件で行われるものとする。
- (2) 管理者は、管理者が承認したプログラムまたはプロジェクトに基づいて、動物の緊急事態への備えを目的として、国および地方自治体に対して、ペットを飼っている人や介助動物を収容するための緊急シェルター施設および資材の調達、建設、リース、または改修を含む財政的貢献を行うことができる。
- (3) 本款の下では、土地の調達、または国または地方の緊急事態に備えた作業員のための個人的な装備品の購入のためには、寄付をすることはできない。
- (4) 組織設備のために管理者が各州に拠出することが認められている金額は、各州がその法律に合致すると判断した場合には、その国の法律に合致すると判断した場合には、その国の資金源から均等に拠出されなければならない。
- (5) 避難所その他の保護施設のための国への資金拠出は、各会計年度に当該施設のために管理者に割り当てられた、または管理者が利用可能な資金の額を考慮して決定し、決定時に各州の重要対象地域の都市人口（管理者が決定した）がすべての州の重要対象地域の総都市人口に占める割合で、当該資金を各州に割り当てることによって決定されるものとする。
- (6) 避難所および保護施設のために管理者が各州に拠出することが認められている金額は、その国の法律に合致していると判断した場合には、その国が均等に上乘せするものとし、合理的な時間内に州またはその政治的細分区から拠出された土地の価値は、本款に基づく州の分担金の計算から除外されるものとする。
- (7) 本款の下で国に支払われる金額は、本項に定める目的を遂行するためにのみ、管理者によって承認された国の緊急事態への備えのプログラムまたはプロジェクトに従って使用されるものとする。

* これは、Pub.L. 109-308 § 3(2)、2006年10月6日、120 Stat.109-308、§3(2)、Oct. 6, 2006, 120 Stat. 1725.

管理者は、(A)全部または一部を問わず、緊急時の備え以外の目的で使用することを目的としており、(B)完成後、管理者の判断により、当該費用の償却または返済を合理的に保証するのに十分な収入を生み出すことができるような種類の施設の調達、建設、または賃貸のためのプログラムまたはプロジェクトの費用に対しては、拠出を行ってはならない。ただし、(本款の前段の規定に従うことを条件とする)施設の建設、再建、または拡大の費用のうち、施設の主要な目的には必要ではないが、緊急時の備えの目的で当該施設を使用するために必要であると管理者が判断した建設または設計の特徴を当該施設に組み込むことに直接起因すると管理者が判断した部分については、その費用の一部を国に負担させることができる。

- (8) 管理者は、少なくとも年1回、本款に従って行われたすべての拠出金に関する報告書を議会に提出しなければならない。
- (9) 本款の下で管理者が行った連邦資金の拠出金の援助を受けて資金調達された建設工事の遂行に請負業者または下請業者に雇われたすべての労働者および機械工には、第3141-3144節に従って労働長官が決定した地域の類似工事の実勢賃金を下回らない賃金が支払われるものとする。また、そのような従業員は、1週間の労働時間が1日8時間または1週間の労働時間が40時間を超える場合には、その従業員の基本給の1.5倍以上の割合で報酬を受け取るものとする。管理者は、建設作業においてこれらの労働基準が維持されるという十分な保証を最初に得なければ、連邦資金の拠出を行わないものとする。労働長官は、本款に規定された労働基準に関して、1950年の組織再編計画第14号(5 U.S.C. App.)およびタイトル40の第3145条に規定された権限および機能を有するものとする。
- (k) 管理者は、表題40の第1章から第11章、および表題41の第1副題の第C部門(第3302条、第3307条(e)、第3501条(b)、第3509条、第4710条、および第4711条を除く)の下で余剰財産として規定されているのと同様の方法で、緊急時の備えの目的に不必要または不適であると管理者が判断した材料および施設の売却または処分を手配することができる。そのような材料および施設の売却またはその他の処分の収益として受け取った資金は、雑収入として財務省に寄託されなければならない。

第612条。 州と隣国との間の相互扶助条約 (42 U.S.C. 5196a)

管理者は、国務省を通じて、国と近隣諸国との間で相互の緊急事態に備えるための援助を手配する際に、国に対し、実行可能なすべての援助を行うものとする。

第613条 人件費及び管理費に対する拠出金 (42 U.S.C. 5196b. 人件費及び管理費に対する拠出金 (42 U.S.C. 5196b

- (a) 連邦政府は、本題の目的の遂行をさらに支援するために、承認された国家の緊急事態への備えのための計画（緊急事態への備えのための連邦政府の緊急事態対応計画と一致しているものとする）に基づいて、必要かつ不可欠な国家および地方の緊急事態への備えの人員および管理費のために、国家（本題第5196条(h)項[第611条(h)項]に基づいて設立された州間緊急事態準備当局を含む）に対して財政的な拠出を行うことができる。本項に基づく国への財政的拠出金は、当該必要かつ不可欠な州及び地方の緊急事態への備えのための人員及び管理費の合計額の2分の1を超えてはならない。
- (b) 計画の定義 - 本項に基づいて提出された計画は、* - しなければならない。
- (1) 州法に基づき、この計画は、州のすべての政治的小区域において有効であり、州のすべての政治的小区域に義務づけられ、単一の州機関によって管理または監督されることを規定している。
 - (2) 州は、本項の下で連邦政府から提供される資金援助と、州法と整合性があると州が判断した資金源からの資金援助を共有することを規定している。
 - (3) 庁長官が承認した基準に従って、大災害時の附属書を含む、州および地方の緊急事態への備えの運用計画を策定することを規定する。
 - (4) 国は、常勤の緊急事態対策部長または副部長を雇用することを規定している。
 - (5) 国は、管理者が必要とする形式および内容の報告を行わなければならないと規定している。
 - (6) 本題の目的のために監査を実施するために必要な帳簿、記録、および書類を、正式に権限を与えられた長官および会計検査官の代表者が利用できるようにすること。
 - (7) には、調整された方法で国民に情報を提供するための計画が含まれています。
- (c) catastroPhic inciDent annEx
- (1) 州府文交 - サブセクション(b)(3)に基づいて提出された壊滅的な事故の附属書は、以下の通りでなければならない。
 - (A) 国家対応計画の壊滅的な事故の附属書をモデルにしている。
 - (B) 第643条]に基づいて設定された国家準備目標と一致している。

* PKEMRA の第 536 条は、「国土安全保障省は、[スタッフオード法] (42 U.S.C. 5196b(b)(3)) の第 613 条(b)(3)項に基づく州および地方の緊急事態への備え運用計画の基準を承認する際に、大規模災害または緊急事態の前、中、後に、家庭用ペットおよびサービスアニマルを持つ個人のニーズを考慮しなければならない」と規定している。ただし、連邦政府機関は、前段のただし書きに記載された計画を実行するために、[スタッフオード法] (42 U.S.C. 5170b(a)) のセクション403(a)に記載されているような支援を提供することができる。

PKEMRA、6 USC § 743]、国家事故管理システム、国家対応計画、およびその他の関連する計画および戦略。

- (2) **留意点** - 第(b)(3)項に基づき提出された大災害時の附属書を作成するにあたり、国は、地方自治体、緊急時対応機関、地方自治体が管轄する複数の管轄区域の政府協議会、および地域計画委員会と協議し、適切な意見を求めるものとする。
- (d) **条件** - 管理者は、本項を実施するために管理者が必要かつ適切と考えるその他の条件を定めるものとする。
- (e) **他の規定の適用** - 本節を実施するにあたり、本タイトルの第 5196(h)項および第 5197(h)項[第 611(h)項および第 621(h)項]の規定が適用されるものとする。
- (f) **国への配分**-管理者は、各会計年度ごとに、規則および本題の下に計上された総額に従って、本節の目的のために国が利用できる金額を各州に配分する。本款に基づく州への配分を管理する規則は、(1)米国の総合的な緊急事態への準備態勢の整備に関して、ハザードの影響を受ける可能性のある地域の重要性を考慮しなければならない。
 (2) 国家の緊急事態への準備態勢の相対的な発展状況。
 (3) (4) その他、管理者が定める要素。管理者は、本項に基づいて提出された計画において州が使用しなかった配分のうち、超過分を再配分することができる。本項に基づき州または政治的小区域に支払われた金額は、本項に規定された目的のためにのみ使用されるものとする。
- (g) **州および地方の緊急事態準備運用計画の基準** - 第(b)項(3)に基づく州および地方の緊急事態準備運用計画の基準を承認するにあたり、管理者は、大規模災害や緊急事態の前、中、後に、家庭用ペットや介助動物を飼っている人のニーズを考慮した計画であることを確認しなければならない。
- (h) **計画の提出** - 州が本項に基づく配分を州に通知してから60日以内に、本項の規定に基づく承認のための計画を提出しなかった場合、管理者は、管理者の判断により、米国の緊急事態への備え能力の十分な発展を最も確実なものとするような金額で、その資金またはその一部を他の州に再配分することができる。
- (h) **年次報告** - 管理者は、毎年、本節に従って行われたすべての拠出金を議会に報告しなければならない。*

第614条。緊急時対応センター建設のための補助金 (42 U.S.C. 5196c)

- (a) **補助金** - [FEMA]の長官は、本章に基づき、州および地方の緊急時活動センターの装備、アップグレード、および建設のために、州に補助金を支給することができる。
- (b) **FEDERal share** - 本章の他の規定にかかわらず、連邦政府は、この章に記載されていないことを確認してください。

* 原文の誤植；2つのセクション「(h)」が制定されました。

本節の下で交付された補助金の金額を使用して実施された活動の費用の割合は、75パーセントを超えてはならない。

Sec.615.危険への準備と対応のための資金の使用 (42 U.S.C. 5196d)

本題の下で国に提供された資金は、危険への準備と危険に対応した緊急支援の提供を目的として、国が使用することができる。本項を実施するために定められた規則は、本題の下で拠出された資金の全部または一部を使って支援された緊急事態への備えのための人員、資材、施設を、危険に関連する緊急事態への備えの活動や対策のために使用することを許可するものとする。

放射線緊急事態対策基金 (42 U.S.C. 5196e) *

この基金は、1954 年原子力法 (42 U.S.C. 2011 et seq.) に基づき、改正されたもの、および行政命令

12657

号に基づき、現場外の放射線緊急事態の計画、準備、および対応のために利用できるものとする。1999年度以降、[FEMA]の長官は、FEMAの放射線緊急事態準備規則の対象者に適用される、課され徴収される料金を規則化を通じて公布するものとする。1999年度中に本節に従って賦課される料金の総額は、その年度の放射線緊急事態への備えプログラムに必要とされるFEMAが予測した金額の100パーセントを下回ってはならない。料金の評価および徴収の方法は、公正かつ公平でなければならず、また、料金徴収のための管理費を含め、そのような

サービスを提供するためのコストを反映していなければならない。本節に従って受領した手数料は、相殺徴収として基金に預託されるものとし、1999年

10 月 1

日に認可された目的のために利用可能となり、使用されるまで利用可能なままとなる。

第616条災害関連情報サービス (42 U.S.C. 5196f)

(a) 連邦緊急事態管理庁 (FEMA) の長官は、本題の第5151条(a)項 [第308条(a)項] に基づき、以下のことを行うものとする。

- (1) 国および地方自治体と連携して、英語力が限られている人口グループを特定し、緊急事態または大規模災害の計画において、そのようなグループを考慮に入れる。
- (2) 大規模災害や緊急事態の影響を受けた個人以下の人が理解できる形式で提供されるようにする。
 - (A) (1)項の下で特定された人口グループ、及び
 - (B) 障害者やその他の特別なニーズのある方
- (3) 大規模災害や緊急事態に関連したサービスを提供する際に、州や地方自治体のために、モデル言語支援プログラムやベスト・プラクティスの情報を収集するための情報収集所を開発し、維持する。

* このセクションは、1999年の退役軍人省および住宅都市開発省、独立機関予算法の一部として制定されました。

- (b) groUPサイズ - 第(a)項の目的のために、[FEMA]の管理者は人口グループのサイズを定義するものとする。

サブタイトル B - 一般規定

第621条管理権限 (42 U.S.C. 5197)

- (a) 権限と義務 - 本題の下で管理者に割り当てられた権限と義務を遂行する目的で、管理者は本項の下で規定された行政権限を行使することができる。
- (b) aDvisory PErsonnel - 諮問機関
- (1) 管理者は、本題の規定を実施するために必要であると管理者が判断した場合、100名を超えないパートタイムまたは臨時の顧問職員（25名を超えない英国の対象者またはカナダ国民を含む）を雇用することができる。
 - (2) 諮問要員として勤務している間、米国の下で報酬を受けている他の事務所または役職に就いている者は、その勤務に対して追加の報酬を受け取らないものとする。このように雇用された他のパートタイム又は臨時の顧問要員は、無報酬で勤務することができ、又は、勤務日ごとに180ドルを超えない額の報酬を受けることができ、さらに、管理者が決定した許可された生活費及び旅費を加えることができる。
- (c) 他のエージェントのポリシーと権限 - 管理者は、以下のことを行うことができます。
- (1) 連邦政府機関のサービスを利用し、州または地方自治体の同意を得て、州および地方自治体のサービスを受け入れ、利用する。
 - (2) 必要に応じて、地域事務所やその他の事務所を設置し、利用すること。
 - (3) 随時必要とされる個人または組織による自発的かつ無報酬のサービスを利用する。
- (d) 贈答品 - 法律の他の規定にかかわらず、管理者は物資、設備、施設の贈答品を受け入れることができ、本表題の規定に従って、緊急時の備えのためにそのような贈答品を使用したり、配布したりすることができる。
- (e) rEimbUrsEmEnt - 管理者は、資金が利用可能な範囲内で、連邦政府機関の支出、職員の報酬、および本題の下での材料や施設の使用や消費に対して、連邦政府機関に払い戻しを行うことができる。
- (f) 印刷-長官は、政府印刷局長の命令に基づいて、または表題44の第504項に従って発行された免除に基づいて、長官が必要と考える公共、商業、民間の印刷所または製本所から、印刷、製本、白書の仕事を購入することができる。
- (g) ルールと規則 - 管理者は、本題の規定を実行し、実行するために必要かつ適切な規則を定めることができる。

本題で規定されている権限および義務のいずれかを実行する。管理者は、管理者が指定する[FEMA]の職員を通じて、またはそのような職員の援助を得て、本題に規定されている権限および義務のいずれかを実行することができる。

- (h) 厳密には寄付金の払い出しに失敗します。
- (1) 国またはその他の関係者に合理的な通知と聴聞の機会を与えた後、管理者は、承認された緊急事態への備えの計画、プログラム、またはプロジェクトについて、本タイトルの下で定められた規則、条件、および条件に従って資金を支出していないことがあると判断した場合、管理者は、そのような失敗がなくなると管理者が納得するまで、本タイトルの下での充当金（または、そのような失敗があった承認された計画、プログラム、またはプロジェクトについて、本タイトルの目的のために他に利用可能な資金から）から国または人に追加の支払いを行わないことを、その国または人に通告することができる。
 - (2) これが満たされるまで、管理者は、当該国または個人への財政的な拠出金の支払いを保留するか、または、計画、プログラム、またはプロジェクトに適用される規則、条件、および条件が実質的に遵守されているプログラムまたはプロジェクトへの支払いを制限しなければならない。
 - (3) 本款で使用される「人」という用語は、国の政治的分区、その組み合わせ、グループ、または国および政治的分区の機関を含む、あらゆる性質の人、法人、団体、その他の実体を意味する。

第622条 セキュリティ規制 (42 U.S.C. 5197a)

- (a) 確立 - 管理者は、管理者が必要と考える情報および財産へのアクセスに関する制限を含む、セキュリティ要件およびセーフガードを確立するものとする。
- (b) 情報への被雇用者のアクセスの制限 - [FEMA]の被雇用者は、連邦捜査局または政府の他の調査機関のファイルに、当該被雇用者が安全保障目的での忠誠心または信頼性に疑問の余地があることを示す情報が含まれていないと判断されるまで、本節に基づいてアクセス制限が設定されている情報または財産にアクセスすることを許可されないものとする。また、そのような情報が開示された場合は、連邦捜査局がその人物に関する十分な現地調査を行い、その報告書が管理者によって書面で評価されるまでは、そのような情報は開示されないものとする。
- (c) 国家安全保障上の地位-人事管理局長が当該職員に関する全面的な現地調査を行い、その報告書を【FEMA】長官が書面で評価するまでは、【FEMA】の職員は、国家安全保障の観点から極めて重要であると【FEMA】長官が判断したいかなる地位にも就いてはならない。人事管理局長によるこのような全面的な現地調査が行われた場合

が、重要な地位に就いている申請者が、安全保障上の目的のために忠誠心または信頼性に疑問があることを反映したデータを発見した場合、またはその他の理由で[FEMA]長官がそれが好ましいと考えた場合、そのような調査は中止され、その報告書は書面による評価のために[FEMA]長官に付託されるものとする。その後、[FEMA]長官は、連邦捜査局による全面的な現地調査を実施するために、その問題を連邦捜査局に付託することができる。そのような連邦捜査局による後者の調査結果は、措置のために[FEMA]長官に提供されるものとする。

- (d) EmPloyEE oaths - 本表題の権限の下で行動する[FEMA]の各連邦職員は、本表題の第5197条(b)項[第621条(b)項]で指定された英国およびカナダ国民を除き、人事管理局長が定める忠誠の誓いまたは任命宣誓書を実行しなければならない。緊急事態への備えのために州または地方の組織に勤務するよう任命された連邦職員以外の各人は、職務に就く前に、宣誓を管理する権限を与えられた者の前で書面で宣誓を行わなければならない。

"私は、国内外のあらゆる敵から合衆国憲法を支持し、これを守ることがを厳粛に誓います（または断言します）。

"また、私は、力や暴力による米国政府の転覆を主張するいかなる組織、グループ、または人の組み合わせのメンバーまたは関連会社でもないこと、そして、私が（緊急事態準備組織の名前）のメンバーである間、力や暴力による米国政府の転覆を主張するいかなる組織、グループ、または人の組み合わせのメンバーまたは関連会社にもならないことを、さらに誓います。"

任命され、その職に就いた後、国家の緊急事態準備局長および局長が書面で指定した国家内の下位の緊急事態準備担当官は、局長が定める規則の下で、国家内で宣誓を行う資格を有するものとする。虚偽の宣誓をしたことで有罪となった者は、タイトル18の第1621条に規定されているように処罰される。

第623条既存施設の使用（42 U.S.C. 5197b

本タイトルの下で職務を遂行するにあたり、管理者は、以下のことを行います。

- (1) は、連邦政府の様々な省庁と協力しなければならない。
- (2) 連邦政府の既存の施設と資源、および同意を得た上で、連邦政府の施設と資源、および州とその政治的小区域、その他の組織と機関の施設と資源を最大限に利用するものとする。
- (3) また、二重に、または並行して、いかなる形態の活動にも従事しないものとします。

このタイトルの目的を達成するためにそのような重複が必要であると長官が大統領の書面による承認を得て判断した場合を除き、他の連邦省庁の活動は、このタイトルの目的を達成するためには、他の連邦省庁の活動と重複している必要がある。

第624条議会への年次報告書（42 U.S.C. 5197c

管理者は、毎年、本題に基づく[FEMA]の支出、貢献、作業、および成果を網羅した書面による報告書を、管理者が適切と考える勧告を添えて、大統領と議会に提出しなければならない。

第625条。 サブチャプター（42 U.S.C. 5197d）の適用性

本表題の規定は、アメリカ合衆国、その州、準州、および領地、コロンビア特別区、およびそれらの政治的細分区に適用されるものとする。

第626条。 資金の充当と移転の権限（42 U.S.C. 5197e

- (a) 充当金の充当-本題の規定を実行するために必要な金額を充当することが認められている。
- (b) 移管 - 本題の目的のために利用可能な資金は、管理予算局長の承認を得て、本題の目的のいずれかのために、本題の遂行を支援するために指定された機関または政府機関に配分または移管することができる。そのような割り当てまたは移転は、割り当てまたは移転後 30 日以内に議会に詳細を報告しなければならない。

第627条1954年原子力法（42 U.S.C. 5197f）との関係

本タイトルのいかなる規定も、1954年原子力法（42 U.S.C. 2011 et seq.

第628条連邦捜査局（42 U.S.C. 5197g

本タイトルのいかなる部分も、連邦捜査局の職員以外の者によるスパイ行為、破壊工作、破壊行為の調査を許可するものと解釈されてはならない。

タイトルVII – その他

第701条規則と規則（42 U.S.C. 5201

(a) 災害と応答・社会貢献活動

- (1) 大統領は、本法の規定のいずれかを実施するために必要かつ適切な規則を定めることができ、また、大統領は、本法のいずれかの条項によって与えられた権限または権限を、直接または大統領が指定する連邦政府機関または機関を通じて行使することができる。
 - (2) 共助の支払期限 - 第一項の認可を受けた規則及び規則は、この法律に基づく州への共助の支払は、当該共助の認可日から60日以内に完了しなければならないと規定しなければならない。
- (b) 第13条 この法律の目的を促進するため、大統領またはその代表者は、遺贈、贈与、または奉仕、金銭または財産の寄付、現物、個人、または有形無形の混合物を受領し、これを使用することができる。本款に基づき受領したすべての金額は、財務省の帳簿上の別個の基金に 要請があれば、財務長官は、余剰資金を基金に投資し、再投資することができる。このような投資は、基金のニーズに適した満期のある公債証券でなければならない。同等の満期の米国の未決済の市場性のある債務の現在の市場利回りを考慮して、財務長官が決定した利率で利息を負担しなければならない。そのような投資の利子は、ファンドに入金され、ファンドの一部を形成するものとする。

島嶼地域の災害時の生存と復旧、定義（42 U.S.C. 5204）*

本タイトルの第5204節から第5204c節で使用されているように-

- (1) 諸島地域」とは、以下のいずれかを意味します。米領サモア、ミクロネシア連邦、グアム、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、太平洋諸島信託統治領**およびバージン諸島。
- (2) 災害」という用語は、1989年9月1日以降、本表題の第5170節[第401節]に基づき、大統領が大規模災害を宣言したことを意味する。
- (3) 長官」とは、内務長官を意味します。

島嶼地域に対する技術支援（42 U.S.C. 5204b）***。

- (a) 大統領が島国地域における災害を宣言した場合、大統領は、[FEMA]の長官を通じ、当該島国地域の長官および最高責任者と協力して、島国政府の災害対応能力を評価し、被害を評価する能力を含む災害対応能力を評価し、連邦政府機関、特に[FEMA]との活動を調整し、重要インフラの生存能力を高めるための推奨事項を含む復旧計画を策定し、交渉を行うものとする。

* このセクションは、1992年のオムニバス島嶼地域法の一部として制定されました。

** 太平洋諸島の信託統治領は終了しました。48 U.S.C. 1681の前の注を参照してください。

*** このセクションは1992年のOmnibus Insular Areas Act of 1992の一部として制定されました。

復興契約を締結し、管理し、資金の不正使用を防止する。大統領が、島国政府がこれらの能力または復興活動に不可欠なその他の能力のいずれかを欠いていると判断した場合、大統領は、大統領が復興活動に必要なと判断した島国に対して技術支援を提供するものとする。

- (b) 大統領が島嶼地域での災害を宣言してから1年後、長官は、[FEMA]長官と協議の上、上院エネルギー・天然資源委員会および下院天然資源委員会に、復興努力の状況に関する報告書を提出する。これには、復興努力に費やされた連邦資金の監査、公衆衛生と安全、インフラの生存性、復興努力、および将来の災害発生時の資金の効果的な使用を改善する方法に関する勧告が含まれる。

第705条 災害補助金の終了手続き (42 U.S.C. 5205)

(a) 制約条件 - 制約条件

(1) (2)項に規定されている場合を除き、米国法典第31編第3716(e)項にかかわらず、本法の下で災害または緊急援助のために州または地方自治体に支払われた支払いを回収するための行政訴訟は、補助金受領者が証明したプロジェクト完了のための最終的な支出報告書の送信日から3年を経過した日以降は、いかなる法廷においても開始されないものとします。*

(2) 詐欺 Exception - 第1項の制限は、民事上または刑事上の詐欺の証拠がない限り適用されます。

(b) コード・メンテナンスのプレップ・レベソナーションのレポート

(1) 本項の下で発生した紛争は、補助金受領者が証明したプロジェクト完了のための最終的な支出報告書の送信日から3年後の日以降に発生した場合、財政的に支援された活動のために提供された資金の出所と用途を適切に特定する会計記録が維持されていたと推定されるものとする。

(2) aFFirmatiVE EviDEncE - (1)項に記載された推定は、国または地方自治体が同項に記載された文書を保持していなかったという肯定的な証拠の提出によってのみ反論できる。

(3) 支出報告書の作成不能-連邦政府、州政府、または地方自治体が、補助金受給者が証明したプロジェクト完了のための最終的な支出報告書の送信日から3年後までに、支出報告書を裏付ける原資料を作成できなかった場合、(1)項に記載された推定に反論する証拠とはならない。

* DRRRの第1216条(c)(2)は、(A)「2004年1月1日以降に州または地方自治体に提供された災害または緊急援助に関して、(i)以下のように禁止されている場合、[2018年10月5日]以降は、当該援助の支払いを回収するための行政措置を取ることはできない」と規定しています。

本項の項で禁止されている場合には、(ii)制定日に係属している当該援助の支払いを回収するための行政処分は終了する。”とし、(b)当該規定は、[2018年10月5日]以前に完了した行政処分を無効にするか、またはその他の方法で影響を与えると解釈されてはならない。”

- (4) アクセス権 - 連邦政府、州政府、または地方自治体が原資料にアクセスする権利を有する期間は、(3)項で言及されている必要な3年間の保持期間に限定されるものではなく、記録が維持されている限り存続するものとする。
- (c) 国の補助金の償還* - 国または地方自治体は、以下の場合、この法律に基づいて行われた支払いに対して、償還またはその他のペナルティを課す責任を負わないものとする。
- (1) その支払いは、費用を指定した承認された契約によって承認されたものであることを示しています。
 - (2) 費用は妥当であった。
 - (3) 助成金の目的は達成されました。
- (d) クローゼットの促進
- (1) インセンティブ - [FEMA]の長官は、州、地方、またはインドの部族政府が災害または緊急支援に関連した支出や活動を適時に終了するよう奨励するインセンティブと罰則を設けることができる。
 - (2) 緊急時の要件 - [FEMA]は、適用される規則および要求される手順に沿って、クローゼアウトの慣行を改善し、災害プログラムの表彰を終了するまでの時間を短縮するために、その責任を果たすものとする。

アメリカンを買う (42 U.S.C. 5206) **。

- (a) 第41章第83章へ再挿入 - 「2000年災害軽減法」またはこの「2000年災害軽減法」*に基づいて計上された資金、またはこの「2000年災害軽減法」*による修正に基づいて計上された資金は、資金を使用する際に第41章第83章に準拠しない限り、事業体が使用することはできない。
- (b) アメリカでの"MADE"ラボの不正使用で有罪判決を受けた人たちの逮捕
- (1) FEMAの管理者は、米国で販売される、または米国に出荷される、米国製ではない製品に「Made in America」と記載されたラベルを意図的に貼付したことで有罪判決を受けたと判断した場合、有罪判決を受けたと判断してから90日以内に、その者の資格を剥奪すべきかどうかを判断しなければならない。

* DRRRの第1237条は次のように規定しています。「特定の払い戻しの禁止」。(a) 一般的には法律の他の規定にかかわらず、政府は、対象となっている災害援助を

(b) 対象となる災害援助の定義

本節では「対象となる災害援助」とは、(1)提供された援助、(2)提供された援助、(3)提供された援助を意味する。(b) 対象災害援助の定義-本項において「対象災害援助」とは、(1)

提供された援助を意味する。

(1)

—スタッフオード法第403条、第406条、または第407条（合衆国法典第42条第5170b、第5172—

条、または第5173条)に基づき、地方自治体に派遣されていないこと。(2)

国土安全保障省の監察官が監査の結果、(A)現地業務の見直し、適格性に関する助言の提供、および日常的な意思決定の支援のために、(B)技術支援請負業者を地方政府に派遣したこと、(C)地方政府が不正確な情報を地方政府に提供したこと、および(C)地方政府が不正確な情報に依拠して、関連する契約が適格であり、妥当であり、償還可能であると判断したことを決定したこと。

** 本節は、2000年災害軽減法 (Pub.L. No.106-390) の一部として制定されました。L. No. 106-390.

スタッフオード法] (42 U.S.C. 5121 et seq) の下での契約。

(2) DEbarの定義

このサブセクションでは、「デバー」という用語は、タイトル10の第2393条(c)で与えられた意味を持つ。

第706条銃器政策 (42 U.S.C. 5207)

- (a) 銃器没収の禁止 - 大規模災害または緊急事態からの救援を支援するために行動している間、米国の役員または職員（制服を着た軍人を含む）、または連邦法に基づいて活動している者、連邦法の下で活動している者、連邦資金を受け取っている者、連邦職員の管理下で活動している者、またはそのような役員、職員、その他の者にサービスを提供している者は、以下のようなことをしてはならない。
- (1) 一時的または恒久的に差し押さえるか、または連邦法に準拠して没収されるか、または犯罪捜査の証拠として使用される場合を除き、連邦法、州法、または地方法の下で所持が禁止されていない銃器を差し押さえることを許可すること。
 - (2) 連邦、州、または地方の法律で登録が要求されていない銃器の登録を要求する。
 - (3) 連邦法、州法、または地方法で禁止されていない場所で、または人が銃器を所持することを禁止する規則、規制、または命令を公布すること。
 - (4) 大規模災害や緊急事態からの救援を支援するために連邦機関の指示、管理、監督の下で活動しているという理由のみで、連邦、州、または地方の法律の下で銃器の携帯を許可されていない者による銃器の携帯を禁止すること。
- (b) 制限 - この節のいかなる規定も、大規模災害または緊急事態の間、救助または避難のために使用される輸送手段に立ち入るための条件として、一時的に引き渡された銃器を要求することを禁止するものとは解釈されていない。
- (c) 私的行動権
- (1) ジェネラル - 本項の違反によって不利益を被った個人は、本項によって確保された権利、特権、または免責のいずれかを剥奪されるように個人を服従させたり、服従させたりした者に対して、法律上の訴訟、衡平法上の訴訟、または救済のためのその他の適切な手続きで救済を求めることができる。
 - (2) REmedIEs - 法律または衡平法上の既存の救済手段に加えて、本項に違反して銃器を押収または没収されたことで苦情を受けた個人は、その個人が居住する地区またはその銃器が発見された地区の米国地方裁判所に、その銃器の返還を求める訴訟を提起することができます。
 - (3) 弁護士費用 - 本項を執行するための訴訟または訴訟手続において、裁判所は、米国以外の勝訴当事者に、費用の一部として合理的な弁護士費用を授与するものとする。

タイトル6 U.S.C.コード- 国内安全保障からの抜粋 法令

§ 101.定義

本章では、以下の定義を適用します。

- (1) 「アメリカの祖国」、「祖国」とは、それぞれ米国を意味します。
- (2) 「適切な議会委員会」とは、下院または上院の委員会で、それぞれ下院または上院の規則に基づいて、問題となっている事項について立法または監督権を有する委員会を意味します。
- (3) 「資産」という用語には、土地、施設、財産、記録、充当金の未払いまたは未使用残高、およびその他の資金または資源（人事を除く）が含まれる。
- (4) 「重要インフラストラクチャ」という用語は、タイトル42の5195c(e)項で与えられた意味を持つ。
- (5) 「部門」とは、国土安全保障省を意味します。
- (6) 「緊急対応プロバイダー」という用語には、連邦、州、地方の政府および非政府の精神的な緊急事態の公共安全、消防、法執行、緊急対応、緊急医療（病院の緊急施設を含む）、および関連する関係者、機関、当局が含まれる。
- (7) 「執行機関」という用語は、タイトル5の第105項と第102項で定義されているように、執行機関とミリタリー部門を意味する。
- (8) 「機能」という用語には、権限、権限、権利、特権、免除、プログラム、プロジェクト、活動が含

には、以下のいずれかを意味する。

絆、義務、責任。

(9) [省の諜報部門の定義]

(10) 重要資源」とは、経済と政府の最低限の業務に不可欠な公的または私的に管理された資源を意味する。

(11) 地方自治体」という言葉の意味は

(A) 郡、市町村、市、町、タウンシップ、地方公共団体、学区、特別区、州内地区、政府評議会（政府評議会が州法によらず非営利法人として設立されているかどうかは問わない）、地域または州間の政府機関、または地方自治体の機関または機関。

(B) インディアンの部族または公認の部族組織、またはアラスカでは先住民の村またはアラスカ地域先住民公社。

(C) 農村部落のコミュニティ、地域に根ざしていない町や村、またはその他の公共団体。

(12) 大規模災害」という用語は、タイトル42の第5122項(2)で与えられた意味を持つ。

(13) 人員」とは、以下の意味です。業者や従業員の方へ

(14) 長官」とは、国土安全保障省長官を意味します。

(15) 州」という用語は、米国の州、コ・ランビア地区、プエルトリコ連邦、バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、北マリアナ諸島連邦、および米国の領有権を意味する。

(16) [テロリズムの定義]

(17)(A)

「アメリカ合衆国」という用語は、地理的な意味で使用される場合

アメリカ合衆国の州、コロンビア特別区、プエルトリコ連邦、バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、北マリアナ諸島連邦、アメリカ合衆国の領有権、およびアメリカ合衆国の管轄区域内の水域。

(B)

本項または本章の他の規定は、移民国籍法 [8 U.S.C. 1101 et seq.] またはその他の移民法または国籍法の目的のために「アメリカ合衆国」の定義を修正するものと解釈されてはならない。

(18) 自主的な準備基準」という用語は、米国規格協会の災害/緊急事態管理および事業継続プログラムに関する全米防火協会基準 (ANSI/NFPA 1600) のような、準備、災害管理、緊急管理、事業継続プログラムのための共通の基準のセットを意味する。

機、緊急時の計画に関する中心的な役割を果たすことを含め、本省に移管された機関の

§111. 執行部 ; 使命

(a) 設置-

タイトル5の意味するところの米国の執行部局として、国土安全保障省を設置する。

(b) ミッション

(1) 一般的に-

部の主な問題は、以下のようなことです。

- (A) 米国でのテロ攻撃を防ぐために
- (B) 米国のテロに対する脆弱性を減らすために
- (C) 米国内で発生したテロ攻撃からの被害を最小限に抑え、復旧を支援する。
- (D) 自然災害や人為的な危

すべての機能を遂行する。

(E) 本土の安全確保に直接関係のない省内の省庁や細分化された機関の機能が、議会の特定の明示的な法律による場合を除き、減少したり、無視されたりしないようにすること。

(F) 米国の環境安全保障全体が、祖国の安全確保を目的とした活動、活動、プログラムによって損なわれないようにする。

(G) 本土の安全確保を目的とした努力、活動、プログラムによって、人の公民権と公民の自由が損なわれないようにすること。

(H) 違法薬物取引とテロリズムとのつながりを監視し、そのようなつながりを断ち切るための努力を調整し、違法薬物取引を阻止するための努力に貢献する。

(2) [テロの捜査と起訴の責任]

§112.長官；機能

(a) 秘書

(1) 一般的には、大統領が任命し、上院の助言と同意を得て任命する国土安全保障省長官がいる。

(2) 部局の長
次官は部局の長であり、部局に対する指示、権限、および管理を持つものとする。

(3) セクレタリーに与えられた機能
全役員のすべての機能

署の職員、職員、および組織単位は、長官に帰属します。

(b) 機能-秘書

(1) は、本章に別段の定めがある場合を除き、長官の機能のいずれかを部局の役員、職員、または組織単位に委任することができる。

(2) は、本章の下での長官の責務を遂行するために必要かつ適切であると考えられる契約、助成金、協力協定を締結し、他の執行機関との間で協定を締結する権限を有するものとする。

(3) 部局の情報システムとデータベースが互いに互換性があり、他の部署の適切なデータベースと互換性があることを保証するために、合理的な措置を取らなければならない。

(c) 連邦政府以外の組織との調整-

長官は、国土安全保障に関して、州および地方政府の関係者、機関、当局、

民間部門、および他の組織（本タイトルの第 361 条に基づき設置された）との調整（訓練および機材の提供を含む）を州および地方調整室*

（本タイトルの第 361 条に基づき設置）を通じて行うものとする。

(1) 州や地方政府の職員、機関、当局、および民間部門との調整を行い、適切な計画、装備、訓練、運動活動を確保すること。

すべきだ。

(2) 連邦政府の通信および国土安全保障に関連する通信システムを、州および地方政府の職員、機関、当局、民間部門、その他の団体、および一般市民との間で調整し、必要に

*

原文では"州政府と地方政府の調整局"と

応じて統合すること。

(3) 州および地方自治体の職員、機関、当局、および一般市民への警告および情報の配布、または必要に応じて、その配布を調整すること。

(d) [国家安全保障会議の会議]

(e) 規則の発行

長官による規則の発行は、本章で明確に規定されている場合を除き、タイトル 5 の第 5 章の規定、本章によって譲渡された規制権限を付与する法律、および 2002 年 11 月 25 日以降に制定された法律に従うものとする。

(f) 次官特別補佐

次官は、次のことを担当する次官特別補佐を任命するものとする。

(1) 米国の国土を守るための省の主要なミスセッションを強化するために、民間部門との戦略的なコミュニケーションを構築し、育成すること。

(2) 省の政策、規制、プロセス、および行動が民間部門に与える影響について、長官に助言を与える。

(3) 国土安全保障ミッションを担う他の関連連邦機関と連携し、これらの機関の行動が公務員部門に与える影響を評価する。

(4) 産業界の代表者で構成される民間セクター諮問委員会を設置し、運営しています。

次官が指定する協会

(A) 国土安全保障上の課題に関連して、主要なセクターの製品、アプリケーション、およびソリューションについて長官に助言を与える。

(B) 参加している産業や団体に影響を与える家庭用地の安全保障政策、規制、プロセス、および行動について、長官に助言する。

(C) のための効果的な方法を含む、公共部門の備えの問題について長官に助言する。

(i) 僧侶部門への自主的なプライベートネス基準の促進。

(ii) 我が国では、民間部門が自主的な準備基準を採用するのを支援しています。

(5) 連邦研究所、連邦政府が資金提供する研究開発センター、その他連邦政府が資金提供する組織、学界、民間セクターと協力して、国土安全保障上の課題に対処するための革新的なアプローチを開発し、国土安全保障ミッションのために利用可能な最高の技術を生産し、展開する。

(6) 既存の官民パートナーシップを推進し、国土安全保障の課題に対処するための協力と相互支援を提供するために、新たな官民パートナーシップを開発する。

(7) 重要なインフラを確保するための民間セクターのベストプラクティスの開発と推進を支援します。

(8) 民間企業に自主防災基準やビジネス上の正当性に関する情報を提供し、民間企業に自主防災基準の採用を促進すること。

(9) 業界の取り組みを調整しながら

国土安全保障省の機能に関して、連邦、州、地方自治体の政府機関によるテロ攻撃の防止や再発防止のための努力を補完するために効果的となりうる主要なセクターの資源と能力を特定する。

(10) 旅行・観光産業に関連する問題について、国境・運輸省長官および商務省の貿易開発担当次官補と調整を行う。

(11) 観光産業を含む民間部門に関連するすべての事項について、州および地方自治体の調整および準備局に相談する。

(g) 標準化方針 [標準化方針]

§113.他の役員

(a) 次官、次官

大統領が上院の助言と同意を得て任命した次官は次のとおりである。

(1)から(3)までの *国土安全保障次官、科学技術次官、国境・交通安全保障次官*

(4) 連邦緊急事態管理庁の長官。

(5)から(9)までの *市民権・移民局長官、管理担当次官、対テロ対策局長官、重要インフラ保護、サイバーセキュリティ、および省の他の関連プログラムを監督する次官補、12名以下の次官補。*

(10) ゼネラル・カウンセル（以下「顧問」という）。

署の最高法務責任者となる。

(b) 監察官 - 1978
年の監察官法 (5) に規定されているように、省内に監察官室を設け、その長に監察官を置くものとする。
(U.S.C. App.))

(c) [海上保安庁長官]

(d) その他の役員の方へ

(e) [最高財務責任者]

(f) 特定の業務の遂行 -
本章の規定に従うことを条件として、部局のすべての役員は、その職務のために法律で指定された業務、または長官が定めた業務を遂行するものとする。

(3) すべての緊急対応プロバイダのための連邦政府の

§238.国内対策室

(a) 一般的には、軍事準備室は、国境・運輸保安総局内に置かれる。

(b) [監督]

(c) 責任-

国内準備局は、米国のテロ行為（以下を含む）に対する備えのために、政府の外
部組織の中で第一の責任を負うものとする。

(1) 連邦レベルでの準備態勢の調整、およびすべての州、地方、部族、官民、民間部門の緊急対応機関と協力して、訓練、演習、機器サポートを含むテロリズムとの戦いに関連するすべての事項について作業を行う。

(2) 政府のあらゆるレベルにおいて、国土安全保障に関連する通信および通信システムの調整、または必要に応じて統合を行う。

テロリズム準備補助金プログラム（保健福祉省が管理するプログラムを除く）

を指示し、監督すること。

(4) 国内準備局の準備活動のための機関レベルでの計画ガイダンスに、この戦略の主要な組織を組み込む。

(5) 省内の捜査官やアナリスト、他の機関、州や地方の機関、国際機関を対象とした機関別研修を提供しています。

(6) 連邦緊急事態管理庁は、米国における非テロ関連の災害に備え、その影響を軽減するために、行政府内で主要な責任を負うことになっている。

(7) 次官を補佐し、次官を支援するために、他の長官や省外の機関と連携して、長官の使命と機能に合致した州、地方、部族政府の承認されたリスク分析とリスク管理活動を実施すること。

(8) 連邦緊急事態管理庁の国家準備局のうち、テロリズムに関連するものは、本節の下に設置された国内準備局の部門に統合されるものとする。

(9) 獲得確保

州や地方自治体、緊急対応プロバイダによる相互運用可能な通信技術の開発。

可能にするシステムを意味する。

(d) 平成15年度、16年度

§311.定義

この章では

(1) 管理者」とは、本庁の管理者をいう。

(2) 庁」という用語は、連邦政府緊急事態管理庁を意味する。

(3) 大惨事」とは、自然災害、暴動、またはその他の人為的な災害で、異常なレベルの犠牲者や損害、混乱をもたらし、その地域の人口（大量避難を含む）、インフラ、環境、経済、国民の士気、または政府機能に深刻な影響を与えるものを意味する。

(4) クレデンシヤル」および「クレデンシヤル」という用語は、本表題第 320 条に基づいて作成された基準と一致した特定の職位に就くために必要な訓練、経験、身体的および医学的適性、および能力の最低共通レベルを有することを保証することによって、人員を識別し、認証を行い、当該人員の資格を検証する文書を提供したこと、または提供したことを意味します。

(5) 連邦調整官」という用語は、タイトル42の第5143項に記載されている連邦調整官を意味する。

(6) 相互運用可能」という用語は、第194条(g)項の「相互運用可能な通信」という用語に与えられた意味を持つ。

本タイトルの(1)

(7) 国家事故対応システム」とは、効果的、効率的、協力的な対応を

饒舌なインシデントマネジメント。

(8) 国家対応計画」という用語は、国家対応計画または本題314(a)(6)項1号に基づいて作成された後継計画を意味する。

(9) 地域管理者」という用語は、本表題の第317条の下で指摘された地域管理者を意味する。

(10) 地域事務所」とは、本表題の第317条に基づいて設置された地域事務所を意味する。

(11) 資源」という用語は、自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために利用可能な、または利用可能な可能性のある設備、物資、および施設の人的資源および主要品目を意味する。

(12) サージ能力」とは、大災害時に人命を救い、財産を守るために必要な搜索救助能力、食糧、水、医薬品、避難所、住居、医療、避難能力、人員（災害支援要員を含む）、その他の資源の提供を迅速かつ実質的に増加させる能力を意味する。

(13) 部族政府」という用語は、本題第101(11)(B)項に記載されている団体の政府を意味する。

(14) タイプされた」とおよび「タイプされた」という用語は、本表題の第320条に基づいて作成された基準に従って、それぞれ資源を評価したこと、または評価したことを意味する。

* 2004年情報改革・テロ防止法 (6 U.S.C. 194(g)(1)) のセクション7303(g)(1)。

§312.定義

この章では、「原子力事故対応チーム」という用語は、次のものを含む再ソースを意味する。

- (1) 原子力またはラジオリジカルな緊急時支援機能（事故対応、捜索対応、助言、技術操作機能を含む）、放射線緊急支援センター・訓練場（REAC/TS）として知られる医療支援施設における放射線被曝機能、放射線支援機能、および関連機能を実施するエネルギー省の事業体、および
- (2) このような支援機能（放射線緊急時対応機能を含む）および関連機能を実行する環境保護庁の事業体。

§313.連邦緊急事態管理庁

(a) 一般的には、連邦緊急事態管理庁があり、管理者が長を務める。

(b) ミッション

(1) 第一の使命-

本庁の第一の使命は、自然災害、テロ行為、その他の人災を含むあらゆる危険から人命と財産の損失を減らし、国民を守ることであり、リスクに基づいた、準備、保護、対応、復旧、緩和の包括的な緊急事態管理システムを主導し、支援することである。

(2) 具体的な活動

当局の主要な使命を支援するために、管理者は以下のことを行わなければならない。

- (A) 国の取り組みをリードする
備えあれば憂いなし

自然災害、テロ行為、その他の人災（壊滅的な事件を含む）のリスクに

対して、対処し、回復し、軽減することを目的としています。

(B) 州、地方、部族政府、緊急事態対応機関、他の連邦政府機関、民間部門、非政府組織と協力して、自然災害、テロ行為、その他の人災（壊滅的な事件を含む）に対応するために、国の資源を効果的かつ効率的に活用できる緊急事態管理の国家システムを構築する。

(C) 必要かつ適切な場合には、自然災害、テロ行為、その他の人災において、人命救助、財産の保護・保全、公衆衛生・安全の確保に不可欠な支援を効果的かつ迅速に行うことができる連邦政府の対応能力を開発する。

(D) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災に効果的に立ち向かうために、緊急事態への備え、保護、対応、復旧、減災の責任を統合する。

(E) 州、地方、部族の政府、緊急対応機関、およびその他の適切な機関と協力して、地域の優先事項を特定し、対処するための強力な地域事務所を開発し、維持する。

(F) 長官の指揮の下、海上保安庁長官、税関長、港湾局長との調整を行う。

課内のリソースの実質的な範囲を最大限に活用するために、ダー保護、移民および税関執行のディレクター、国家作戦センター、および他の機関やオフィス。

(G) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために必要な、部族、地方、州、地域、国の能力（通信能力を含む）を構築するための資金、訓練、演習、技術支援、計画、およびその他の支援を提供すること。

(H) 自然災害、暴動、その他の人災に対応するために必要な共通の能力を構築する一方で、我が国に最大のリスクをもたらす特定の種類の災害に対応するために必要な独自の能力を構築する、リスクベースのオールハザード戦略の策定と実施の調整を行う。

(c) 管理者

(1) 一般的に-

管理者は、上院の助言と同意を得て、大統領が任命するものとする。

(2) 資格-

管理者は、以下の資格を有する者の中から任命される。

(A) 緊急事態管理および国土安全保障に関する実証された能力と知識を有すること。

(B) 官公庁または民間企業で5年以上のリーダーシップとマネジメントの経験があること。

(3) 報告

管理者は、部局の他の職員を通じて報告する必要はなく、長官に報告するものとする。

(4) 緊急時管理の主な指導者

(A) 一般的に

管理者は、米国の緊急事態管理に関連するすべての事項について、大統領、国土安全保障会議、および長官の主な顧問である。

(B) アドバイスと推奨事項

(i) 一般的に、管理者は、大統領、国土安全保障会議、または長官に、緊急事態への備え、保護、対応、復旧、緩和の選択肢の範囲を、管理者が適切と考える場合には、大統領、国土安全保障会議、または長官に通知しなければならない。

(ii) 要請に対する助言-

長官は、大統領、国土安全保障会議、または長官から助言を求められた場合、緊急事態管理の主な助言者として、特定の事項について大統領、国土安全保障会議、または長官に助言を提供するものとする。

(iii) 議会への勧告-

長官に通知した後、管理者は、緊急事態管理に関する勧告を議会に行うことができる。

管理者は承認を検討する。

(5) 内閣の状況

(A) 一般的に-

大統領は、自然災害、テロ行為、その他の人災が発生した場合、行政官を内閣の一員として指定することができる。

(B) 権限の保持

本項のいかなる規定も、本章の下での長官の権限に影響を与えるものと解釈されるものではない。

§314.権限と責任

(a) 一般的に-

長官は、自然災害、災害行為、またはその他の人災に備え、保護し、対応し、復旧し、または軽減するために必要な連邦政府の指導力を提供するものとする。

(1) テロ攻撃、大規模災害、その他の緊急事態への緊急対応の効果を確認するための支援を行っています。

(2) 原子力事故対応チーム（本章の規定に基づいて部局の組織単位として活動しているかどうかは問わない）に関しては、以下のことを確認しなければならない。

(A) 基準を設定し、その基準を満たしていることを証明する。

(B) 合同・その他の事業活動、研修、業績評価の実施

(C) エネルギー省と環境保護庁に資金を提供し、国土安全保障の計画、演習、訓練、および装備のために、必要に応じて、資金を提供する。

(3) テロ攻撃や大規模災害への連邦政府の対応を提供している。

(A) そのような対応を管理しています。

(B) 国内緊急事態支援チームおよび（本章の規定により部局の組織単位として運営されている場合は）原子力事故対応チームを指揮しています。

(C) 首都圏医療対応システムを統括する。

(D) テロ攻撃や大規模災害が発生した場合には、シュトラテジ国家備蓄品の配備を再要請することを含め、他の連邦政府の対応資源の調整を行う。

(4) テロや大規模災害からの復興を支援する。

(5) このような攻撃や災害に対応するために、連邦、州、地方自治体の職員、機関、当局との包括的な国家的なインシデント管理システムを構築すること。

(6) 既存の連邦政府の緊急対応計画を単一の調整された国家対応計画に統合する。

(7) 連邦政府、州政府、地方自治体、部族政府、および緊急対応プロバイダが、操作可能で相互運用可能な通信機能を確実に獲得できるように支援しています。

(8) ロバート・T・スタッフワード災害救援・緊急支援法 (42) の下での機能の実行における大統領の支援。

U.S.C. 5121 et seq. (合衆国法律集 5121

et seq.)に基づき、同法の下で管理者に与えられたすべての機能と権限を実行すること。

(9) 人命や財産の損失を減らし、国民を守るために、本庁の使命を遂行します。

セクション314

リスクに基づいた包括的な緊急事態管理システムにおいて、国をリードし、支援することで、あらゆる危険を未然に防ぐことができます。

(A) 緩和とは、危険とその影響から人や財産に対する長期的なリスクを軽減したり、軽減したりするための対策を講じることである。

(B) あらゆる危険に対して効果的に準備し、軽減し、対応し、回復するための緊急事態管理の専門家を計画、訓練、構築することによって、準備をすることができます。

(C) 緊急時の対応、緊急時の装備、人員、物資の配置、潜在的な犠牲者の避難、食糧、水、避難所、医療を必要とする人々への提供、および重要な公共サービスの復旧を通じて、人命と財産を救うための緊急時の活動を行うこと、および

(D) 復興とは、個人、企業、政府が自立して機能し、通常の生活に戻り、将来の危険から身を守ることができるように、地域社会を再構築することである。

(10) 準備、保護、対応、復旧、緩和に関する取り組みを連携させることで、効率性を高める。

(11) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応する際に、緊急対応のプロバイダーが効果的に機能するように支援することを目的としています。

(12) 庁の補助金プログラムを監

督する。

(13) 国家再スポンサード計画の管理と実施の確保（調整を含む）。

と、国家対応計画の下での各緊急支援機能の準備態勢を確保します。

(14) 本タイトルの第318条に基づき設置された国家諮問委員会との調整を行う。

(15) 連邦政府の計画とプログラムを作成し、実施すること。

(A) 事業の継続性。

(B) 政権の継続性

(C) 計画の継続性。

(16) 州、地方、部族政府および民間部門に適用される重複する計画および報告要件を、実現可能な範囲で最小化する。

(17) ナショナル・リスパンス・コーディネーション・センターまたはその後継機関を維持し、庁内で運営すること。

(18) 国家の緊急事態管理システムを開発し、カタストロフィック事件に備え、保護し、対応し、回復し、そして軽減することができるようにする。

(19) 国家準備目標及び国家準備制度の下での機能を遂行するために大統領を補佐し、国家準備制度の下での長官のすべての機能及び任務を遂行する。

(20) 本表題の第315項の下で譲渡された連邦緊急事態管理庁および省の準備局のすべての権限を実行すること。

(21) そうでなければ、本題の第313条(b)に記載されているように、本庁の不正行為を実行すること。

(b) オールハザードアプローチ-

本項の下での責任を遂行するために、管理者は、自然災害、テロ行為、その他の人災に備え、保護し、対応し、復旧し、または軽減するために必要な共通の能力を構築する一方で、国家に最大のリスクをもたらす特定の種類の事件のリスクに備え、保護し、対応し、復旧し、または軽減するために必要な独自の能力を構築する、リスクベースのオールハザード戦略の実施を共同で決定しなければならない。

§314a.FEMAプログラム

連邦法の他の規定にかかわらず、2007年4月1日現在、連邦緊急事態管理庁長官は、放射線緊急事態への備えプログラムおよび化学品備蓄緊急事態への備えプログラムの責任を負うものとする。

§315.移管された機能

(a) 一般-

(b)に規定する場合を除き、本庁への移管は、次のとおりとする。

- (1) 2006年6月1日に設立された連邦緊急事態管理庁のすべての機能（緊急警報システム、業務の継続性、政府の計画とプログラムの継続性に関する既存の責任を含む）は、そのすべての人、資産、構成要素、権限、助成金プログラム、および負債を含み、これに関連する連邦緊急事態管理担当次官の機能を含む。
- (2) 平成18年6月1日に設置された災害対策本部は、平成18年6月1日に設置されました。

その機能、人名、資産、構成要素、権限、助成金プログラム、および負債のすべてを含み、これに関連する準備担当次官の機能を含む。

(b) 例外-

準備局内の以下の項目は、移行してはならない。

- (1) インフラ整備局。
- (2) 全国通信制です。
- (3) 国家サイバーセキュリティ課。
- (4) 医局長室。
- (5) 第一項から第四項までに記載された各構成要素の機能、人員、資産、構成要素、権限及び信頼関係

§316.連邦緊急事態管理局の保存

(a) 別個の実体

本庁は、省内の別個の実体として維持されなければならない。

(b) 再編-

本題の第452条は、本庁の機能または組織単位を含め、本庁には適用されないものとする。

(c) ミッションの変更禁止

- (1) 一般的に-長官は、2006年10月4日以降に制定された法律に具体的に規定されている場合を除き、省庁の権限、責任、機能、または省庁がこれらのミッション、権限、責任を果たすための能力を大幅にまたは大幅に変更することはできない。
- (2) 特定。

本庁は、本庁の任務遂行能力を低下させない詳細または任務を除き、本庁の他の組織、部隊、または事業体の主要かつ継続的な使用に流用することができる。

(d) 資金の再プログラミングおよび移転

資金の再プログラミングまたは移転において、次官は、2007会計年度またはそれ以降の会計年度の省庁のための予算編成を行う法律の中で、資金の再プログラミングまたは移転に関連して適用される規定を遵守しなければならない。

的特性を持つ個人の親しみやすさを考慮しなければならない。

§317.地域事務所

(a) 一般的に-

ここでは、管理者によって識別されるように、エージェント-サイト10地域のオフィスがありません。

(b) 地域事業所の管理

(1) 地域管理者-

各地域事務所は、地域内の州、地方、部族政府の職員と協議の上、管理者が任命する地域管理者が長を務めるものとする。各地域管理者は、管理者に直接報告し、上級管理職に就くものとする。

(2) 参加資格

(A) 一般的に、各地域管理者は、緊急事態管理および国土安全保障に関する能力と知識を実証した人物の中から任命されるものとする。

(B) 考慮事項-

地域事務所の地域管理者を選択する場合、管理者は、地理的・地理的地域と人口統計学

該地域事務所がサービスを提供しています。

(c) 責任の所在

(1) 一般的に-

広域行政長官は、本項に基づく広域行政長官の責務を遂行するために、地域事務所が管轄する地域の州、地方、部族政府、緊急事態管理者、緊急事態対応者、医療提供者、民間部門、非政府組織、複数の管轄区域にまたがる政府協議会、地域計画委員会および組織と連携して活動するものとする。

(2) 部長の責任

地域管理者の責任

地域管理者の責任は、以下の通りです。

(A) 自然災害、テロ行為、その他の人災に対する地域の事前警戒、保護、対応、復旧、緩和活動およびプログラム（計画、訓練、演習、専門家の育成を含む）を効果的、調整、統合的に実施することを確保する。

(B) 国家的な大災害対応システムに必要な地域能力の開発を支援する。

(C) 効果的な地域の運用能力と相互運用可能な緊急通信能力の確立を調整する。

(D) 第(f)項に基づく地域内で、自然災害、テロ行為、その他の人災に対する連邦政府の初動対応の中心的な役割を果たすために、1つ以上のストライクチームを配置し、監督し、その他の方法で連邦政府の再構築を行う。

その地域内での自然災害、テロ行為、その他の人災に対応するための能力を提供する。

(E) 国家対応計画を支援するための戦略的および運用上の地域計画の策定を担当する個人の再責任者を指定する。

(F) 相互扶助その他の協力協定の発展を促進すること。

(G) 特別なニーズを持つ人々に対応するために、地域の能力の重要なギャップを特定する。

(H) 地域対応調整センターまたはその後継機関を維持・運営すること。

(I) 自然災害、テロ行為、その他の人災に対する民間の安全対策を確保するために、民間部門との調整を行う。

(J) 必要に応じて、州、地方、部族政府を支援し、複数の管轄区域にまたがるインシデント・コマンド・システムの必要性が生じた場合には、そのようなシステムを迅速に構築し、そこから運用することができる適切な場所を事前に特定し、評価すること。

(K) その他、管理者が必要とする責任に関連する業務を行う。

(3) トレーニングと運動の必要性

(A) 訓練

管財人は、各地域管理者に地域管理者の資格を満たすために定期的に特定の訓練を受けることを義務付けるものとする。このような訓練は、必要に応じて

、国家事故管理に関する訓練を含むものとする。

制度、国家対応計画、その他の管理者が決定した事項。

(B) 演習第3条

管理者は、各地域担当官に対し、地域および国の演習への積極的な参加を義務付けるものとする。

体、または部族政府に特有の地理的、地形的、その他の特徴を特定し、準備、保護、対応、防災、緩和をより適切に、またはより困難にする可能性がある。

(C) 地域管理者に助言を与える

(d) エリアオフィス

(1) 一般に、太平洋地域事務所とカリブ海地域事務所があり、適切な地域事務所の構成員となっている。

(2) アラスカ州
管理者は、アラスカ州に、適切な地域事務所の構成要素として地域事務所を設置するものとする。

(e) 地域諮問会議

(1) 設置-
各地域管理者は、地域諮問委員会を設置しなければならない。

(2) 指名
地域事務所が管轄する地域内にある州、地方自治体、部族政府は、その地域の地域行政審議会の委員を務めるために、法務長官や緊急事態管理者を含む職員を指名することができる。

(3) 責任-
各地域諮問委員会は、以下のような責任を負うものとします。

(A) その地域に特有の緊急事態管理の問題について、地域管理者に助言を与える。

(B) 地域内の州、地方自治

地域アドバイザー協議会が認識している地域内の州、地方、部族政府の準備、対策、対応、復旧、緩和の弱点や不足があれば、報告者に報告しなければならない。

(f) 地域事務所のストライキチーム

(1) 一般的に-

各地域管理者は、他の関連する連邦政府機関と調整しながら、タイトル42の第5144条の下で認可された複数機関のストライキチームを監督するものとし、以下から成るものとする。

- (A) 指定された連邦共同体寧ろ役員。
- (B) インシデント管理の訓練を受けた人員。
- (C) 広報、対応・復旧、通信支援員など。
- (D) ぼうえいちようせい士官。
- (E) 他の連邦機関とのリエゾン。
- (F) その他、管理者または地域担当者が適切と判断した人員。
- (G) 国家緊急対策計画の各緊急支援機能に主な責任を持つ機関からの個人が参加する。

(2) その他の任務-

他の独立機関から地域事務所のストライキチームに割り当てられた個人がストライキチームのメンバーとして機能していない場合の任務は、その個人を雇用している機関の緊急事態への備えの活動と一致しているものとする。

(3) メンバーの所在地-The

各地域事務所のストライキチームのメンバーは、部局以外の機関からの代表者を含め、そのストライキチームに対応する地域内を中心に活動しなければならない。

(4) 調整-

各地域事務所のストライキチームは、自然災害、テロ行為、またはその他の人災が発生した場合、ストライキチームが支援すべき国、地方自治体、部族政府、民間企業、非政府組織との間で、ストライキチームの訓練と演習を調整するものとする。

(5) 備え

各地域事務所のストライキチームは、定期的にユニットとして訓練を受け、自然災害、テロ行為、その他の人為的な災害（災害時を含む）に対応できるよう、十分な備えと人員を備えていなければならない。

(6) 権限

管理者は、本項の下でストライキチームの個人の準備と配備に法的権限が不十分であると判断した場合、管理者が必要と判断した追加の法的権限について議会に報告しなければならない。

§318.全国諮問委員会

(a) 設置-

2006年10月4日から60日以内に、長官は、自然災害、テロ行為、その他の人災に対する連邦政府の準備、保護、対応、復旧、緩和を効果的かつ継続的に調整するため、本題第451条(a)項に基づく諮問機関を設置するものとし、これを国家

諮問委員会と呼ぶ。

(b) 責任の所在

(1) 一般的には、国家諮問委員会
は、緊急事態管理のあらゆる側
面について警視総監に助言を
与えるものとする。国家諮問委員
会は、国家準備目標、国家準備
システム、国家事

故管理システム、国家対応計画
、およびその他の関連計画や戦
略の策定・改訂に、州、地方、
部族の政府および民間部門の意
見を取り入れるものとする。

(2) 補助金に関する協議

州、地方、部族の政府および緊
急対応機関からの意見を確実に
取り入れ、調整するために、管
理者は、プログラムガイダンス
の作成、リスク評価手法の開発
および評価に関して、必要に応
じて、国務省が管理する補助金
プログラムの管理および評価に
ついて、定期的に国の諮問委員
会と協議し、協力するものとし
る。

(c) メンバーシップ

(1) 一般的に

国家諮問委員会のメンバーは、
管理者によって任命されるもの
とし、現実的な範囲で、地理的
(都市部および農村部を含む)
および実質的な横断的な、州、
地方、部族政府、民間部門、お
よび適切な場合を含む非政府組
織の役人、緊急事態管理者、お
よび緊急時対応提供者を代表す
るものとする。

(A) 消防、警察、消防、危険
物などの緊急事態管理分野お
よび緊急対応機関から選出さ
れたメンバー。

集団対応、救急医療サービ
ス、緊急時の管理者、またはそ
のような個人を代表する組織。

(B) 健康科学者、救急・入院
医療提供者、公衆衛生の専門
家。

(C) 連邦政府、州政府、地方
自治体、部族政府、民間セク
ターの専門家が、自主的なコン
センサス・コードや規格開
発コミュニティの代表者を含
む、規格設定・認定機関を代
表して、特に緊急事態への備
えと対応の分野での専門知識
を有する者を対象としていま
す。

(D) 準備、保護、復旧、復興
、緩和の専門知識を持つ州、
地方、部族の政府関係者（法
務長官を含む）。

(E) 選出された州、地方、部
族政府の幹部。

(F) 公共および民間セクター
のインフラ保護、サイバーセ
キュリティ、通信の専門家。

(G) 障害者やその他の特別な
ニーズを持つ人々の代表者

(H) 管理者が適切であると判
断したその他の個人。

(2) 保健 福祉省および
運輸省との調整-

保健医療または救急医療サー
ビスの専門家である国家諮問委員
会のメンバーを選ぶ際、管
理者は保健福祉省長官および
運輸省長官と協力しなければ
ならない。

(3) 職権上のメンバー-

アドミニストレータは、国家諮問会議の職権上のメンバーとして、1人以上の連邦政府職員を指名するものとする。

(4) 役員の任期

(A) 一般-

(B)号に規定されている場合を除き、国家諮問委員会の各委員の任期は3年とする。

(B) 初任者-

ナショナル・アドバイザー・カウンシルに初任者として任命されたメンバー

(i) 3分の1は1年の任期で任命される。

(ii) 3分の1の任期は2年とする。

(d) 連邦諮問委員会法の適用性

(1) 一般的には、本タイトルの第451条(a)項および第(2)項の小節にかかわらず、連邦諮問委員会法(5 U.S.C. App.)、および同法の第10項の(a)、(b)、(d)項、ならびにタイトル5の第552b(c)項を含む連邦諮問委員会法が国家諮問委員会に適用されるものとする。

(2) 終了-連邦諮問委員会法 (5 U.S.C.App) の第14条(a)(2)項は、国家諮問委員会には適用されないものとする。

§319. ナショナル・インテグレーション・センター

(a) 一般的には、本庁に国立統合センターが設置されています。

(b) 責任の所在

(1) 一般的には、行政官は、国家統合センターを通じ、他の連

邦省庁および国家諮問委員会と協議している。

国家事故管理システム、国家対応計画、およびその後継システムまたは計画の継続的な管理と維持を確保するものとする。

(2) 具体的な責任-

ナショナル・インテグレーション・センターは、ナショナル・インシデント・マネジメント・システムおよび国内対応計画を定期的に見直し、必要に応じて、以下を含む改訂を行うものとする。

(A) ボランティアと寄付金をより良く利用するためのプロセスを、国家・社会奉仕法人の理事と協議の上、確立する。

(B) 連邦、州、地方、部族の資源の利用を改善し、緊急時の現場での緊急対応プロバイダーの効果的な利用を確保すること。

(C) 大災害発生時の附属書を改訂し、国家対応計画への「大災害発生時の補足文書」を最終化して公表し、両方とも大災害発生時の対応要件に効果的に対応できるようにすることを確実にする。

(c) インシデント管理

(1) 一般的には

(A) 国家対応計画-

長官は、長官を通じ、自然災害、テロ行為、またはその他の人災

害に対する連邦政府の対応を主導し、調整するための明確な協力体制を確保するものとする。

(B) 管理者

国家対応計画で指定された指揮系統を指す。

(i) と一致したアド・ミニストラータの役割を提供する。

本タイトルの第313条(c)(4)項に基づく大統領、国土安全保障省、長官に対する主要な緊急事態管理アドバイザーとしての長官の役割、自然災害、テロ行為、およびその他の人災に関連した2006年カトリナ後緊急事態管理改革法および同法による改正に基づく長官の責任、および

(ii) 連邦調整官の役割を規定し、タイトル42の第5143条(b)項の下での責務と一致している。

(2) 主任連邦職員-

主任連邦職員（またはその後継者）は、以下のことをしてはならない。

(A) インシデントで確立されたインシデント指揮システムを指示するか、または置き換える。

(B) 連邦法執行機関の上級職員、連邦調整官、または他の連邦および州の職員に対する指示権限を持つ。

§320.資格取得とタイピング

(a) 一般的に

行政機関は、緊急事態管理支援コンパクトの管理者、州、地方自治体、部族政府、および緊急対応プロバイダーを代表する組織と覚書を締結し、インシデント管理要員、緊急対応プロバイダー、およびその他の要員

（一時的なものを含む）の信任状とタイピングを含む展開能力の基準を開発するために協力するものとする。

自然災害、テロ行為、その他の人災に対応するために必要とされるであろう人員）と資源。

(b) 分布

(1) 原則として、平成19年8月3日から1年以内に、第(a)項の規定に基づき作成した基準（詳細な指針を含む）を提供しなければならない。

(A) 国家対応計画の下で責任を負う各連邦機関は、事故管理要員、緊急対応要員、その他の要員（臨時要員を含む）、および自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために必要とされる可能性の高い再供給者の資格認定およびタイプ分けで、その機関を支援する。

(B) 州、地方、部族の政府は、州、地方、部族の事件管理要員、緊急時対応要員、その他の要員（臨時要員を含む）、自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために必要とされる可能性の高い資源の信任状とタイプ分けを行うことで、これらの政府を支援する。

(2) 支援-

管理者は、自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために必要とされる可能性の高い人材（一時的な人員を含む）、およびリソースの信任状の作成およびタイプ付けを行う連邦、州、地方、および部族政府機関を支援するための専門知識および技術支援を提供するものとする。

(c) 隊員の資格認定およびタイプ分け-

第(b)項に規定された基準を受けてから6ヶ月以内に、国内対応計画の下で責任を負う各連邦機関は、自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために必要とされる可能性の高いインシデント管理要員、緊急時対応要員、およびその他の要員（一時的な隊員を含む）およびリソースが、本項に従って資格認定およびタイプ分けされていることを確実にするものとする。

(d) 健康管理基準に関するコンサルテーション

本項に基づく健康管理専門職の資格認定基準の策定において、行政官は保健福祉長官と協議するものとする。

§321.国土基盤シミュレーション分析センター

(a) 定義-

本節では、「国家インフラストラクチャ・シミュレーション・分析センター」とは、タイトル42の519 5c(d)項に基づき設置された国家インフラストラクチャ・シミュレーション・分析センターを意味する。

(b) 権限

(1) 一般的には、インフラに関する活動を支援することにより、重要インフラの保護とコンティニュイティに対処するための国家的な専門知識の源としての役割を果たす「国家インフラシミュレーション・分析センター」を部内に設置する。

(A) テロ対策、脅威の評価、リスクの軽減

(B) 自然災害、テロ行為、また

はその他の人災。

(2) インフラストラクチャのモデリング

(A) 特別支援-
第1項の支援

(I) 重要なインフラストラクチャを構成するシステムおよび資産のモデリング、シミュレーション、および分析を含むものとし、準備、保護、再対応、復旧、および緩和活動を強化するものとする。

(B) 他の機関との関係-

国土安全保障大統領指令 7
の下で重要なインフラストラクチャーの責任を負う連邦政府機関および省庁、またはその後継機関は、省庁を通じて、当該機関または省庁の要素と国家インフラストラクチャ・シミュレーション・アンド・アナリシス・センターとの間で、情報共有に関する合意を含む正式な関係を確立するものとする。

(C) 目的

(i) 一般的に、(B)項の関係の目的は、(B)項に記載された各連邦政府機関および部門が、報告および予測される自然災害、テロ行為、その他の人災害にリアルタイムで対応するために、国家インフラストラクチャ・シミュレーション・アンド・アナリシス・センターの能力（特に脆弱性と結果の分析）を、その業務負荷能力と事前の関係に応じてフルに活用できるようにすることである。

(ii) 本款の下で提供されるモデル化、シミュレーション、分析は、重要なインフラストラクチャを再構築する連邦政府機関および省庁を含む、関連する連邦政府機関および省庁に提供されるものとする。

国土安全保障省大統領指令7
の下での責任、またはその
ような指令の後継者。

力を

§321a.避難計画と演習

(a) 一般的に、法律の他の規定にかかわらず、第(d)項を条件として、国土安全保障省が州の国土安全保障補助金プログラムまたは都市地域安全保障イニシアチブを通じて州または地方政府または部族政府に交付した補助金は、以下の目的に使用することができる。

- (1) サブセクションの下で、大量避難計画の策定と維持のためのプログラムを確立する。
- (b) 自然災害、テロ行為、その他の人災が発生した場合には
- (2) 避難経路の開発、必要な補助材や避難所の購入と備蓄を含む、そのような計画の実行のための準備をすること。
- (3) そのような計画の演習を行う。

(b) 計画の策定-

第(a)項の下で認可された集団避難計画を策定する際には、各州、地方自治体、部族政府は、可能な限り、以下のことを行わなければならない。

- (1) インシデントコマンドと意思決定プロセスを確立する。
- (2) 避難経路を含む州、地方、部族政府の計画が調整され、統合されていることを確認する。
- (3) 主要な避難経路と代替避難経路を特定し、双方向交通の一方通行への転換など、そのような経路に沿った避難能力を高めるための方法を明らかにする。
- (4) 避難のための輸送手段と能

特定し、大量輸送と公共輸送の能力の利用を含め、病院や老人ホーム、その他の施設生活施設にいる人々を含め、すべての人々のための避難計画を調整し、統合する。

(5) 避難前および避難中に、個人を含めた避難計画を一般の人々に知らせるための手順を策定する。

(A) 高齢者を含む、障害者やその他の言語的なニーズのある方。

(B) 英語力に制限のある方、または

(C) そのような情報を入手することが困難である可能性のある人。

(6) 避難所の場所と能力を特定する。

(c) 援助

(1) 一般的に、管理者は、この条項を管理し、州、地方、および部族地域のための効果的な集団避難計画を確保するために、適切と判断されるガイドライン、基準、または要件を設定することができる。

(2) 要請された支援-

広告担当大臣は、特別なニーズを持つ個人を収容する病院、老人ホーム、およびその他の施設が、本項の下でその州、地方、または部族政府が作成した計画と調整され、統合された集団避難計画を策定、維持、実施するのを支援するために、州、地方、または部族政府の要請があれば、支援を利用できるようにしなければならない。

(d) 多目的資金-

本セクションのいかなる部分も、州、地方、または部族の統治を事前に制限するものと解釈されてはならない。

テロ行為とは無関係の自然災害や人災への備えを強化するために、政府がテロへの備えの能力を構築するために補助金を使用する場合は、補助金を使用することを禁止しなければならない。

§321b. 障害者コーディネーター

(a) 一般的には、障害のある個人を代表する組織、全国障害者協議会、および行政命令第 13347 号に基づいて設置された「予防と障害者に関する省庁間調整評議会」と協議した後、行政長官は、障害調整官を任命する。障害者コーディネーターは、緊急事態への備えと災害救援において、障害を持つ個人のニーズが適切に取り扱われていることを確認するために、管理者に直接報告しなければならない。

(b) 責任

障害者コーディネーターは、以下の責任を負うものとする。

- (1) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災が発生した場合の緊急計画の要件および救援活動における障害者に関する事項について、指導および調整を行うこと。
- (2) 自然災害発生時の緊急計画策定要件および救援活動における障害者のニーズについて、同庁、全国障害者協議会、行政命令第 13347 号に基づき設置された準備および障害者に関する省庁間共同指導評議会、連邦政府の他の機関、および州、地方、部族政府当局の職員と交流し、行動する。

テロリズムやその他の人工的な災害の

(3) 自然災害、暴動、その他の人災が発生した場合の緊急時の計画策定や救援活動における障害者のニーズについて、障害者の利益と権利を代表する団体に相談すること。

(4) 障害のある個人のためのベストプラクティスとモデル避難計画の調整と普及を確実にする。

(5) 障害者のニーズに関する緊急時対応の提供者、州、地方、部族政府の職員、およびその他の人々の研修のための研修教材およびカリキュラムの開発を確実にすること。

(6) 緊急時の備え、避難、災害救助に関する電話ホットラインやウェブサイトへのアクセスを促進する。

(7) 放送事業者、ケーブル事業者、衛星テレビサービスを含むビデオ番組配信者が、聴覚障害者や身体障害者が緊急情報にアクセスできるようにするための活動を行っています。

(8) 避難時に障害者が利用可能な交通手段を確保すること。

(9) 避難後の居住と移転に関する障害者の権利と希望が尊重されることを確実にするための指導と方針の実施を行うこと。

(10) 障害のある個人のニーズを満たすことを確実にするために、以下のような構成要素が含まれています。

本タイトルの第744条に基づいて
構築された国家準備システム。
(11) 管理者が指定したその他の
職務。

して、状況認識と共通の運用状況を
提供する。

* PKEMRAのセクション644。

§321c.省庁の職員

(a) 副管財人-

大統領は、上院の助言と同意を得て、本節の遂行において管財人を補佐する
4
名以内の副管財人を任命することができる。

(b) サイバースセキュリティと通信-

省には、サイバースセキュリティと通信担当の次官補がいます。

(c) 米国消防庁-

米国消防庁の長官は、同庁の秘書官補に相当する地位を有するものとする。

§321d.ナショナル・オペレーション・センター

(a) 定義-

このセクションでは、「状況認識」という用語は、さまざまな情報源から収集された情報を意味し、緊急時の管理者や意思決定者に伝えられれば、インシデント管理の意思決定の基礎となる。

(b) 設置

ナショナル・オペレーション・センターは、省の主要なオペレーション・センターであり、また、その役割は以下の通りである。

(1) 自然災害、テロ行為、または部族の行為が発生した場合に、連邦政府全体、および必要に応じて州、地方、部族の政府に対

その他の人災

ついて、部内で主な責任を負う。

(2) テロや災害に関連する重要な情報が政府の意思決定者に確実に届くようにする。

(c) 州および地方自治体の消防サービスの再提供

(1) 職位の設置-

長官は、米国消防庁長官と協議の上、連邦政府と州および地方消防機関との間で効果的な情報共有を確保するため、第 (b) 項の下に設置されたナショナル・オペレーション・センターに消防職位を設置するものとする。

(2) 職位の指定

長官は、第 (1) 項に記載された職位の州または地方の消防職員を輪番制で指定するものとする。

(3) 管理-

長官は、(1)項に基づいて設立された役職を、国際業務センターの他の同様のローティング・ポジションに適用される規則、規制、および慣行に従って管理するものとする。

§321e.最高医療責任者

(a) 一般的には、上院の助言と同意を得て大統領が任命し、上院の同意を得て任命する最高医務責任者が、本省に置かれている。

(b) 資格

主任医務官に任命された者は、医学と公衆衛生に関する能力と知識を有していること。

(c) 責任-

最高医療責任者は、自然災害、テロ行為、その他の医療問題に

人災

- (1) 医療および公衆衛生に関する訴訟について、長官および行政官の主要顧問を務めています。
- (2) このような状況下では、生物防衛局のバイオディフェンス活動の調整を行っています。
- (3) 訓練、演習、機器のサポートを含む、部内のすべての医療予防と対応活動の内外の調整を確保すること。
- (4) 農務省、国防省、保健福祉省、運輸省、退役軍人局、その他の連邦省庁との医療・公衆衛生問題に関する連絡窓口としての役割を担っています。
- (5) 医療および公衆衛生に関する事項に関して、州、地方、州政府、医療コミュニティ、および部内外のその他の人々との連絡窓口として、部局の主要な役割を果たしています。
- (6) 科学技術次官と連携して、バイオシールドプロジェクトに関連した部局の責任を果たすこと。
- (7) 長官が必要とするその他の職務を遂行すること。

§321f.原子力事故対応

(a) 一般的に、國務長官の指示（米国内での有事、またはその恐れのあるテロ攻撃、大規模災害、またはその他の緊急事態に関連して）において、原子力事故対応チームは、以下のように活動する。

の組織単位である。その間、原子力事故対応チームは、長官の指示、権限、管理に従うものとする。

(b) 構成規則-

本節のいかなる規定も、エネルギー長官と環境保護庁長官の原子力事故対応チームの組織化、訓練、装備、装備、利用に関する通常の責任を制限するものではなく、（本節の規定に従う）エネルギー長官と環境保護庁長官が、原子力事故対応チームの単位として活動していないときに、それらに対する指示、権限、管理を行使することを制限するものと解釈されてはならない。

§321g.公衆衛生に関する一定の活動の実施

(a) 一般的に、保健福祉省（公衆衛生局を含む）が実施する化学物質、生物学的、放射線学的、核、およびその他の新たなテロリストの脅威に対する州、地方、および病院の事前準備と対応を証明するためのすべての公衆衛生関連活動に関して、保健福祉省長官は、長官と協力して、優先順位と準備目標を設定し、そのような活動のための調整戦略をさらに策定するものとする。

(b) 進捗状況の評価-

第(a)項を実施するにあたり、保健福祉省長官は、第(a)項に記載されている優先事項および目標の達成に向けた進捗状況を評価するための具体的な

なベンチマークおよび成果測定値を開発する際に、長官と協力するものとする。

§321h.緊急時の対応における国内私設ネットワークの利用

長官は、実行可能な最大限の範囲で、化学、生物、放射線、核、爆発性の災害やその他の大規模災害への緊急対応のために、国の公共部門のネットワークとインフラを利用するものとする。

§321i.商業的に利用可能な技術、商品及びサービスの利用

それが議会の感覚で...

(1) 長官は、可能な限り、市販の商業的に開発された技術を使用して、省の情報技術システムが、省が複数の通信チャネルを介して情報を安全に収集、管理、共有、分析、普及できるようにするべきである。

(2) 民間部門との競合を避けるという米国の政策をさらに推進するために、長官は、省が必要とする商品やサービスを供給するために商業的な供給源に頼るべきである。

§321j.戦略的国家備蓄のための安全保障対策の調達

(a) 充当額の認可

タイトル42の第247d-6b(c)項に基づくセキュリティ対策の調達（本項では「セキュリティ対策プログラム」と呼ぶ）のために、2004年から2013年までの会計年度に5,593,000,000,000ドルを上限として充当することが認められています。前文の下で充当された金額のうち、以下の金額を超えない。3,418,000,000ドルは、期間中に義務化される可能性があります。平成16年度から平成20年度までを対象としています。

このうち8億9,000万ドルを超えない額が2004年度中に義務化される可能性がある。本款の下で利用可能な資金は、タイトル42の第247d-6b(c)(1)(B)項に基づく安全保障対策ではない、自然発生する感染症やその他の公衆衛生上の脅威から生じる危害を診断、緩和、予防、または治療するための対策を調達するために使用されてはならない。

(b) 特別積立金

安全保障対策プログラムの目的に応じて、「特別積立金」とは、「生物防衛対策」充当金その他の款(a)に基づく充当金をいう。

(c) 入手可能性-

第(a)項に基づいて充当された金額は、不純物対策プログラムの第(6)項(B)に従って、大統領が調達のために入手可能であることを承認した場合にのみ、不純物対策プログラムの下での調達のために利用可能となる。

(d) 関連する承認の認可

(1) 脅威評価の能力-

安全保障対策プログラムの下でテロ脅威評価に関する長官の責務を遂行するために、2004年度から2006年度までの各年度において、化学物質、生物学的、放射性物質、核物質の脅威評価（化学物質、生物学的、放射性物質、核物質の分析、それらの物質がどのようにして発生するかの手段を含むが、これらに限定されない）を担当するアナリストである情報分析室の専門職員を雇用するために必要な金額を計上することが認められています。

このような分析者は、テロ攻撃で武器化または使用される可能性のある諜報員、テロリストおよびそのような諜報員を保有または獲得する可能性のあるその他の非国家活動家の能力、計画、および意図を把握しなければならない。)このようなアナリストはすべて、表題 50 の 403-4 項*

* タイトル50のセクション403-4が廃止され、新しいセクション403-4が制定されました。

に基づき中央情報局長官が公布した情報活動の遂行に適用される基準および資格を満たしていなければならない。

(2) 情報共有インフラストラクチャー-2004年7月21日以降180日以内に、本章第2章A部の下で情報分析担当次官が権利を有するすべての機密情報および製品を、長官が受領できるようにするのに十分な安全な施設(情報技術および物理的インフラストラクチャーを含む、移動式、一時的、恒久的を問わず)の取得および配備を行う目的で、2004年から2006年までの各会計年度に必要な金額を計上することが認められている。

§321k.重要インフラ作業員のためのモデル基準及びガイドライン

(a) 一般的に-管理者は、2007年8月3日から12ヶ月以内に、適切な国家専門機関、連邦、州、地方、部族政府機関、民間および非政府機関と連携して、重要なクレデンシャルのモデル基準およびガイドラインを策定する。

自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応する可能性のある重要なインフラストラクチャー労働者を信任するために国が使用する可能性のあるインフラストラクチャー労働者。

(b) 配布および支援-

管理者は、第(a)項に基づいて作成された基準（詳細な文書によるガイダンスを含む）を州、地方、および部族政府に提供し、自然災害、テロ行為、またはその他の人為的災害に対応する可能性のある重要なインフラストラクチャー労働者の信任状を取得する際に、これらの政府を支援するための専門知識および技術的支援を提供するものとする。

(a) 一般的に-2007 年 8 月 3

日の前日の時点で、法に基づく責任と権限に基づき、管理者およびインフラ保護担当次官補は、民間部門と協議の上、民間部門の行動を支援または促進するための指針または勧告を策定し、ベストプラクティスを特定することができる。

- (1) 潜在的な危険性を特定し、リスクと影響を評価する。
- (2) 大量破壊兵器を含む様々な危険の影響を緩和するためには、そのような対策が必要です。
- (3) 必要な緊急事態への備えと対応のための資源を管理する。
- (4) 相互扶助協定の開発
- (5) 緊急事態への備えと再対応計画、および関連する業務手順を開発し、維持する。
- (6) 支援するための訓練・演習

を開発し、実施する。

§321I.指導と勧告

緊急時の準備と対応の計画と運用手順を評価する。

(7) 緊急事態への備えと対応のための計画と運用手順を実施するための警備員のための訓練プログラムを開発し、実施すること。

(8) メディアや一般市民からの情報要求に再対応するための手順を開発すること。

(b) 発行と推進

第(a)項の下で特定されたガイダンスや推奨事項、またはベストプラクティスは、以下の通りとする。

(1) 行政機関を通じて発行されたものであること。

(2) 秘書官が民間に推進

(c) 小規模企業の懸念

第(a)項に基づくガイダンスや推奨事項の作成、またはベストプラクティスの特定において、

Administrator

およびインフラ保護担当次官補は、必要かつ適切であれば、個別のガイダンスや推奨事項、またはベストプラクティス

の必要性を含め、小規模企業の懸念（タイトル 15 の第 632 項で与えられた意味での意味）を考慮するものとする。

(d) 構成の規則

本節のいかなる部分も、他の法律の規定に基づかずに確立されたいかなる要件にも優先して適用されるものと解釈してはならない。

自主的な民間企業を設立し、実施する。

§321m. 自主的な民間部門の準備の認定及び認証プログラム

(a) 設立

(1) 一般的に、長官は、第二項に基づき指定された役員を通じ、

このセクションでは、セクターの準備の認定と認証プログラムが、このセクションとの調和のとれたダンスであることを示しています。

(2) 役員の指名

長官は、本節に基づく認定・認証プログラムに責任を持つ役員を指名するものとする。そのような役員（以下、本節では「指定役員」と呼ぶ）は、次のいずれかとする。

(A) 管理者は、以下の事項を考慮して

- (i) 米国の緊急事態管理と準備における管理者の専門知識、および
- (ii) 米国の緊急事態管理に関連するすべての事項について、大統領の主要顧問としての長官の責任。

(B) インフラ保護担当次官補は、次官補の専門性と責任を考慮して、次官補の専門性と責任を考慮して、次官補のインフラ保護担当次官補を任命する。

- (i) 重要なインフラ構造物の保護。
- (ii) リスクアセスメントの方法論
- (iii) 第1項及び第2項に記載された課題について、民間部門との交流を図ること。

(C) 科学技術次官は、標準に関連する次官の専門性と再責任を考慮して、科学技術次官が任命する。

この節に基づく認定及び認証制度を実施する際、指定された役員は、次の事項を調整しなければならない。

(3) 調整-

ラムを

(A) 第二項の部の他の役員が、当該役員の専門知識及び責務を活用して、当該部の他の役員を指導すること。

(B) 民間部門との交流における特別補佐官の重要性と責任を考慮し、民間部門担当の長官特別補佐官を任命する。

(b) 民間部門の自主的な事前規制基準、民間部門の自主的な認定・認証制度

(1) 認定および認証プログラム-2007年8月3日から210日以内に、指定された役員は、以下を実施しなければならない。

(A) 自主的合意基準及び自主的合意基準の開発・利用を調整・促進する適切な組織及び自主的合意基準開発組織を通じて、必要に応じて自主的な準備基準の開発・更新の支援を開始する。

(B) 自主的合意基準の開発および使用を調整または促進する適切な機関の代表者、適切な自主的合意基準開発組織、

本題第 112
 条(f)項(4)に基づき設立された各民間セクター諮問会議、緊急事態管理担当者を含む州および地方自治体の適切な代表者、およびセクター・コーディネイティング・カウンスルや情報共有・分析センターなどの適切な民間セクターの諮問グループの代表者と協議の上、以下を実施すること。

(i) プログラムの下で自発的に認証を求めることを選択した民間事業体の準備の良さを認証するためのプログ

開発し、推進する。

(ii) 指定官が(3)(A)項に基づく契約を締結した事業体を通じて、本項の規定を逸脱したプログラムを実施し、その事業体は、本項に基づく認証プロセスを実施するために第三者を認定しなければならない。

(2) プログラム要素

(A) 一般的には

(i) プログラム-

本款の下で開発・実施されるプログラムは、民間部門の事業体が自主的な準備基準に準拠しているかどうかを評価するものとする。

(ii) ガイドライン-

この節の下でプログラムを開発する場合、指定された役員は、この節の下で確立された認定及び認証プロセスのためのガイドラインを作成しなければならない。

(B) 基準-

指定された役員は、自主的合意基準の開発及び使用を調整又は促進する適切な機関の代表者、適切な自主的合意基準開発機関の代表者、本表題第112条(f)(4)項の下に設立された各民間部門諮問会議、緊急事態管理官を含む国及び地方自治体の適切な代表者、及び適切な民間部門諮問グループと協議の上、指定された役員が自主的合意基準の開発及び使用を調整又は促進する。

セクター調整カウンシルや情報共有・分析センターなどのような

(i) これらの基準は、必要かつ適切な場合には、民間部門内の様々な部門の固有性に対応するために調整されることがあり、本款に基づく認定および認証プログラムで使用されるものでなければならない。

(ii) 第(i)項に基づく一つ以上の基準を採択した後は、準備を促進するために必要かつ適切な場合には、追加の自主的な準備基準を採択したり、認定及び認証プログラムのための自主的な準備基準を修正したり、使用を中止したりすることができる。

(C) 推薦書の提出-

(B)号の下で一つ以上の基準を採択する場合、指定された担当官は、プログラムでの採択のために、適切な部門別専門基準を含む適切な自主的準備基準に関連して、同号に記載されている団体から推薦書を受け取ることができる。

(D) 小規模企業関連-

指定役員及び指定役員が第(3)項(A)に基づく協定を締結した事業体は、この款に基づくプログラムのために、小規模企業関連 (表題 15 の第 632 条に与えられた意味の下で) のための個別の分類及び認証の方法を定めなければならない。

(E) 考慮事項-

この款の下での規定の策定及び実施は、指定された役員が行わなければならない。

(i) 民間セクターにおける様々なセクターの独自性を考慮し、事前準備基準、事業継続基準、またはベストプラクティスを含め、確立された

(I) 連邦法の他の規定に基づく

(II) 国土安全保障省の事前指令第7号に定義されているように、セクター別の機関によるもの。

(ii) との間で、必要に応じてプログラムを調整する。

(I) 他の部局の民間部門に関連したプログラム

(II) 他の連邦政府機関の災害対策および災害継続プログラム。

(3) 認定と認証のプロセス

(A) 協定

(i) 一般的には、2007年8月3日から210日以内に、指定された役員は、自発的コンセンサス基準の開発及び使用の調整及び促進、

並びに自発的コンセンサス基準の認定及び認証プログラムの管理又は実施の経験又は専門知識を有する高い資格を有する非政府組織、又は同様の資格を有する民間部門の組織と、本款に基づく認定の実施及び認証プロ

セスの監督を行うために、1つ以上の協定を締結しなけ

ればならない。協定を縮結している事業者は、本サブセクションの下で認定を実施し、認証プロセスを監督する。

は、本項に基づく指定されたファイサー（以下、本項において「選定された事業者」という。

(ii) 内容-

選択された機関は、本款に基づいて確立されたプログラムと調和して、認証プロセスを管理し、認証プロセスを監督し、本款に基づいて確立された認証プログラムを実施するために資格のある第三機関を認定する。

(B) 認定と認証のための手順と要求事項

(i) 一般的に

選択された機関は、本款の下で策定されたプログラムおよび第(2)項(A)(ii)項の下で策定されたガイドラインに従って、本款の下での認定・認証プロセスのための手順および要求事項の策定に協力しなければならない。

(ii) 内容及び用途-

第(i)項に基づき作成された手順及び要件は、次のとおりとする。

(I) 複数の事業体が存在する場合には、認定および認証プロセスにおいて合理的な統一性を確保すること。

(II) このサブセクションに基づく認証プロセスの実施および監督において、選択されたエンティティが使用することができる。

(iii) 不一致-

選択された間の任意の不一致

第一項の規定に基づく手続の開発における事業体の解決は、指定された審議官が行わなければならない。

(C) 指名-

選択団体は、本款に基づく認証プロセスを実施するために、資格を有する第三者を認定することができます。

(D) 不利な事業への関与-

本款に基づく認証プロセスを実施するために、適格な第三者を認定する場合、選定された事業体は、実行可能な範囲で、適切な場合には、第三者に適格な小規模事業者、マイノリティ、女性

所有者、または不利な事業関係者が含まれていることを確認しなければならない。「不利益を被る企業」とは、米国連邦規則法典第 13 編第 124

条に定義されているように、社会的・経済的に不利な立場にある個人が所有・管理している小企業を意味します。

(E) 他の認証の扱い-

認証を求める事業体の要請に応じて、選択された事業体は、認証を求める事業体が取得した他の関連する認証を、必要に応じて考慮することができる。選択されたエンティティが、そのような他の認証が本項に基づく認証要求事項又は認証要求事項の側面を満たすのに十分であると

判断した場合、選択されたエンティティは、不必要に重複した認証要求事項を回避するために、適宜、認証を求めるエンティティにクレジットを与えることができる。

(F) 第三者-

(C)項に基づき、第三者は、(C)項に記載されているように、第三者は、(C)項に記載されているように

(i) 第三者は、(B)号に基づいて作成された手順と要件に沿って、民間企業を認証する能力を有することを証明しなければなりません。

(ii) このような手順と要件に従って証明書の発行を行うことに同意します。

(iii) に直接的または間接的な支配権を持たないことに同意します。

(I) 第三者がこのサブセクションの下で認証を行っている民間部門の事業体。

(II) 民間部門の事業体に災害対策のコンサルティングサービスを提供する組織。

(iv) 第三者がこのサブセクションに基づいて認証を実施する民間部門のエンティティに関して、その他の利益相反が生じないことに同意します。

(v) (B)号の下で作成された要件と一致した契約限度額で賠償責任保険を維持すること。

(vi) このサブセクションに基づいて取得した民間企業の専有情報を保護するために、選択された企業とその第三者を加担させる契約を締結しなければならない。

(G) モニタリング

(i) 一般的に-
指名された役員および選定された事業体は、本款の下で認証を行う第三者の業務を定期的に監視し、検査して、その第三者が以下の事

項を確実に実施していることを確認するものとする。

(B)号の下に定められた手順と要件、およびその他の適用されるすべての要件を遵守すること。

(ii) 取消-

指定された役員または選択されたエンティティが、第三者が(B)号に基づいて確立された手順または要件を満たしていないと判断した場合、選択されたエンティティは、(B)号に基づいて確立された手順または要件を満たしていないと判断しなければなりません。

(I) 本項に基づく認証を行う第三者の認定を取り消すこと。

(II) 必要に応じて、かつ適切な場合には、その第三者が実施した証明書をレビューするものとする。

(4) 年間レビュー

(A) 一般的に-

指定された役員は、自主的合意基準の開発及び使用を調整又は促進する適切な機関、適切な自主的合意基準開発組織、緊急事態管理官を含む国及び地方自治体の適切な代表者、及び本題第112条(f)(4)項の下に設立された各民間部門諮問委員会の代表者と協議して、自主的合意基準の開発及び使用を調整又は促進する。本款

の規定に基づかずに設立された自主的な認定・認証プログラムを毎年見直し、当該プログラムの有効性（選択された事業体による当該プログラムの運営・管理、及び選択された事業体が(3)項(D)の規定に基づかずに資格のある不利な事業体を含めることを含む）を確認し、改善及び調整を行わなければならない。

必要に応じてプログラムを作成してください。

(B) 基準のレビュー

(A)号のレビューには、本サブセクションのプログラムで使用されている自主的な準備基準または基準の評価が含まれているものとする。

(5) 任意参加

本款に基づく認証は、民間部門の事業体にとって任意のものとする。

(6) 公表

指定された役員は、その民間部門事業体がそのような公表に同意した場合、本款に基づくプログラムに準拠していると認定された民間部門事業体の公表リストを維持し、公表しなければならない。

(c) 構成の規則

本節のいかなる部分も、次のように解釈されてはならない。

(1) 準備、緊急時対応、または事業継続のための基準、要件、またはベストプラクティスを置き換えるための要件。

(A) 連邦法の他の規定に基づく

(B) 特定のセクターに特化した機関によるものであり、それらの機関が国土安全保障省の大統領令第7号の定義に従わない場合、または

(2) 認証を取得しようとする、または第(b)項に基づく認証要件を満たしている民間部門の事業体は、適用されるすべての法令、規制、指令、方針、および業界の実践規範への準拠を免除さ

れる。

§321n. 贈答品の受領

(a) 権限-

長官は、不動産および個人的な財産の贈与を受け入れて使用することができ、また、贈与を受け入れることができる。

自然災害、テロ行為、またはその他の人災（大量破壊兵器の使用を含む）への事前対策、準備、保護、または対応のための努力に関連して、国内準備センターの別段の許可を受けた活動のために、ゲスト講師によるものを含む、サービスを提供する。

* オリジナルでは"公"にすべきだ

(b) 禁止事項-

長官は、財産またはサービスの使用が、以下の事項の完全性または外観の完全性を約束するものであると長官が判断した場合、本項の下で贈与を受諾することはできないものとする。

- (1) 部局のプログラム。
- (2) 部局のプログラムに関わる個人を指す。

(c) 報告書

(1) 一般的に、長官は、下院の国土安全保障委員会および上院の国土安全保障・行政問題委員会に、次のような情報を開示した報告書を提出するものとする。

(A) 報告書の対象となる年に本セクションの下で受理された贈答品があれば、それはすべて報告書に記載されています。

(B) 贈答品がドーム対策センターの使命にどのように貢献しているか。

(C) 贈与の承認から生じた連邦貯金の額。

(2) 公表-第 1 項の規定により依頼された報告書は、すべて公表（※）されなければならない。

§347.4年ごとの国土安全保障レビュー

(a) 要件

(1) 4年ごとの見直しの再要求-2009会計年度およびそれ以降4年ごとに、国務長官は国家の国土安全保障の見直し（本項では「4

年ごとの国土安全保障見直し」と呼ぶ）を実施するものとする。

(2) この中には、国土安全保障に関する長期的な戦略と優先事項に関する提言や、国土安全保障省のプログラム、資産、能力、予算、政策、権限に関する指針も含まれる。

(3) 協議 - 長官は、本款の下、4年

1度の国土安全保障レビューを実施する際には、以下と協議して実施するものとする。

(A) 司法長官、国務長官、国防長官、保健福祉省長官、国務長官、農務長官、国家情報長官を含む他の連邦政府機関の長。

(B) 課の主要な職員、および

(C) 州、地方、部族政府関係者、議会議員、民間部門の代表者、学者、その他の政策専門家を含む、その他の関連する政府および非政府組織。

(4) 将来の国土安全保障のプロとの関係

グラム-

長官は、本項の下で実施される各レビューが、本題第454項で要求されているFuture Years Homeland Security Programと調整されていることを確認するものとする。

(b) レビューの内容

四半期ごとに行われる国土安全保障レビューにおいて、長官は、次のように述べなければならない。

(1) 適切な国家戦略や省の戦略、戦略計画、国土安全保障大統領指令（国土安全保障国家戦略、国家対応計画、省の安全保障戦略計画を含む）に沿って、適切な国土安全保障戦略を策定し、更新する。

(2) 国家の重要な国家安全保障ミッション分野の全範囲の概要と優先順位付けを行う。

(3) (1)項に記載された国家安全保障戦略及び(2)項に記載された国家安全保障ミッション分野で求められている全範囲の任務を成功裏に遂行するために必要な、国家安全保障戦略に関連した国家安全保障プログラム及び国家の政策のその他の要素について、省庁間の協力、連邦政府の対応資産、インフラストラクチャー、芽生え計画、その他の準備を記述する。

(4) 第1項に記載された国家安全保障戦略及び第2項の下で概説された国土安全保障ミッション分野で求められている全てのミッションを成功裏に遂行するために必要な十分な資源を提供するために必要な予算計画を明らかにする。

(5) の組織的な整合性の評価を含む。

第一項で言及された国家国土安全保障戦略及び第二項の下で概説された国土安全保障の任務領域との間で、当該部門を構成する。

(6) 4年に1度の国土安全保障レビューで策定された要件を、省内の獲得戦略と支出計画に転換するプロセスを実行するための省のメカニズムを見直し、その有効性を評価する。

(c) 報告

(1) 一般的に、4年ごとの国土安全保障再調査が実施される年の 11 月 31 日までに、長官は、4年ごとの国土安全保障再調査に関する報告書を議会に提出しなければならない。

(2) 報告書の内容-
第(1)項に基づき提出された報告書には、次のものを含めなければならない。

(A) 4年に1度の国土安全保障レビューの結果。

(B) レビューの目的で検討された、想定または定義された国家の国土安全保障上の利益に対する脅威の記述。

(C) 国家の重要な国家安全保障ミッションの優先順位付けリストを含む、国家の国土安全保障戦略。

(D) 呼ばれるあらゆる任務を成功裏に遂行するために必要な、国家的な国土安全保障戦略に関連した国土安全保障プログラムと国家の政策の他の要素について、機関間の協力、連邦政府の対応資産、インフラ、予算計画、準備の状況

を説明したもの。

第(b)項(1)で改めて説明された該当する国土安全保障国家戦略および第(b)項(2)に概説された国土安全保障のミッション・エリアに記載されていることを確認する。

(E) 本省の組織構造、管理システム、予算・会計システム、人事システム、調達システム、物理的・技術的インフラを含む、第 (b) (1) 項で改めて説明された適用可能な国土安全保障国家戦略と、第 (b) (2) 項で概説された国土安全保障のミッション分野との組織的な整合性の評価。

(F) 国家的な国土安全保障を促進するための努力における連邦政府機関間の協力の状況についての議論。

(G) テロ攻撃の防止及び国土安全保障上の脅威に対する緊急対応の準備における連邦政府と州政府、地方政府及び部族政府との間の協力の状況についての議論。

(H) レビューを実施する際に使用した仮定の説明。

(I) その他長官が適切と考える事項

(3) 公開可能性-

長官は、国家安全保障およびその他の機密事項の保護の観点から、(1)項に基づいて提出された各報告書を、省のインターネット・ウェブサイトで公開するものとする。

(d) 処分の認可

§462. 首都圏調整局

(a) 設立

(1) 一般的には、タイトル10の第2674条(f)(2)項に定義されているように、国家首都圏における州、地方、地域当局との関係を監督し、調整するために、国家首都圏調整室が次官室内に設置されています。

(2) 長官-
第(1)項に基づいて設置される事務局は、長官が任命する長官が長を務めるものとする。

(3) 協力-
長官は、コロンビア特別区の市長、メリーランド州とバージニア州の政府関係者、および首都圏の他の州、地方、地域の政府関係者と協力して、コロンビア特別区、メリーランド州、バージニア州を、テロ攻撃の結果に対する国内の備えを強化するための連邦政府の活動の計画、調整、および実行に統合するものとする。

(b) 責任-

本項第(a)項(1)に基づき設置された事務局は、次のことを行うものとする。

- (1) 州・地方政府調整局との連携を含め、首都圏に関連する省の活動を調整する。
- (2) 本国の安全を確保するための努力を実施するために、首都圏の州、地方、地域の当局が必要とする再資源を評価し、それを支持する。
- (3) 首都圏の州、地方、地域の当局に定期的な情報を提供しています。

本土の安全を確保するために、首都圏の州、地方、地域の当局の努力を支援するための研究、技術支援。

(4) 連邦政府の国土安全保障計画および活動の策定を支援するために、州、地方、地域の当局および首都圏の公共セクターから有意義な意見を受け取るためのプロセスを策定する。

(5) テロ対策に関して首都圏の連邦政府機関と調整し、国内のテロ対策活動における連邦政府の役割を十分に計画、情報共有、訓練、実行できるようにする。

(6) テロへの備えについて、連邦、州、地方、地域の機関、および首都圏の民間部門と調整し、これらの機関や事業体の間で、適切な計画、情報の共有、訓練、および国内の備え活動の実行を確保すること。

(7) 連邦政府と州、地方自治体、地方自治体、首都圏の民間団体との連絡役を務め、連邦補助金やその他のプログラムへのアクセスを容易にする。

(c) 年次報告書-

本節の第(a)項に基づき設置された事務局は、以下の内容を含む年次報告書を議会に提出するものとする。

- (1) 首都圏における家庭用地の安全保障の取り組みを完全に実施するために必要な資源の特定。
- (2) 首都再開発の進捗状況の評価

自国の安全保障を実施する上で
の
努力しています。

(3) 首都圏における家庭用地の
安全保障の取り組みを完全に実
施するために必要な追加的な資
源について、議会への提言を行
う。

(d) 制限

本節のいかなる条項も、州および
地方自治体の権限を制限するもの
と解釈されてはならない。

§466. 譲位法の継続的な重要性 と適用可能性を再確認する議 会の見解

(a) 所見- 議会は、フオーク-
ローディングを見つけてます。

(1) タイトル18の第1385条（「
騎兵隊法」として知られている
）は、憲法または議会の法律で
明示的に認められた場合および
状況下にある場合を除き、法を
執行するために騎兵隊として軍
隊を使用することを禁止してい
る。

(2) 1878年に制定されたPosse Co
mitatus法は、連邦法を強制する
際に、米国の元帥が自らの意思
で陸軍に援助を求めることを防
ぐことを明確に意図したもので
ある。

(3) 徴用工法は、法を強制する
ための軍隊の使用を制限する
という点で、国の役に立ってきた。

(4) それにもかかわらず、Posse
Comitatus法は、議会法によって
軍隊の使用が許可されている場
合、または大統領が軍隊の使用
を決定した場合には、その明示

的な条件によって、法執行機能
を含む様々な軍事目的のために軍隊
を使用することを完全に妨げるも
のではありません。

軍隊は、戦争、暴動、またはその他の深刻な緊急事態に迅速に対応するために、憲法に基づく大統領の義務を果たすことが求められています。

(5) タイトル10の第15章（一般に「暴動法」として知られている）、ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法（42 U.S.C. 5121 et seq.）を含む既存の法律は、大量破壊兵器を使用した国家に対する攻撃を含む国内の緊急事態の場合に発動できる幅広い権限を大統領に付与しており、これらの法律は、治安を維持するために軍を使用することを大統領に特別に許可している。

(b) 議会の見解-

議会は、タイトル18の第1385条の継続的な重要性を再確認し、本章のいかなる条項も、法律を執行するための部隊としての軍隊の使用に対する適用可能性を変更するために解釈されるべきではないというのが議会の見解である。

(a) 定義-このセクション。

(1) 国土安全保障無償資金- 「国土安全保障無償資金」という用語は、以下のような、部局によって行われた、または管理された無償資金を意味します。

(A) 州の国土安全保障補助金プログラム。

(B) 都市部の安全保障のための助成金プログラム。

(C) Law Enforcement Terror

ism Prevention

Program（法執行テロリズム防止プログラム）。

(D) 市民隊;そして

(E) メトロポリタンメディカル
レ

§470.国土安全保障補助金に関する開示

スポンサーシステム。

(2) 地方政府-

「地方政府」という用語は、本表題の第101項で与えられた意味を持つ。

(b) 開示義務

国土安全保障無償資金を受領した各州または地方自治体は、2006年10月13日と当該無償資金の受領日のいずれか遅い日から12カ月以内に、その後12カ月ごとに、当該無償資金を使用した全支出のリストを含む報告書を国務長官に提出しなければならない。

§

526.統合された公共警報・警報シ

(a) 一般的には-

自然災害、テロ行為、その他の人為的災害や公共の安全に対する脅威について、適時かつ効果的な警告を提供するために、管理者は、以下のことを行わなければならない。

(1) 米国の統合された公共の警報・警告システム（本項では「公共の警報・警告システム」と呼ぶ）を近代化し、あらゆる条件の下で、大統領と、大統領が公共の警報・警告システムを使用している場合を除き、連邦政府機関、州、部族、地方自治体が、自然災害、テロ行為、その他の人災や公共の安全に対する脅威によって危険にさらされている地域において、民間人に警報を発し、警告することができるようにすること。

(2) 自然災害、テロ行為に関す

る時宜を得た効果的な警報を発信するために、公共の警報・警報システムを実施する。

などの人災や公共の安全に対する脅迫などがあります。

(b) 実施要件-

第(a)項を実施するにあたり、管理者は次のことを行うものとする。

- (1) 適切な場合には、共通の警告・警告プロトコル、基準、用語、および公共の警告・警告システムの運用手順を確立または採択する。
- (2) 適切かつ技術的に可能な範囲で、地理的な位置、リスク、複数の通信システムや技術に基づいて、通信の配信や内容を適応させる能力を、公衆注意報・警報システムに含める。
- (3) 技術的に可能な範囲で、障害のある人、アクセスや機能的なニーズのある人、英語力に制限のある人に警告、警報、および同等の情報を提供する能力を、公共の警報・警告システムに含める。
- (4) 公共の警報・警告システムのために、以下を含めた訓練、試験、演習を確実に実施すること。
 - (A) 警戒警報システムを、必要に応じて部局の他の訓練・演習プログラムに組み込むこと。
 - (B) 連邦政府、州政府、部族、地方自治体の職員を対象に、共通警報プロトコルを用いた緊急警報システムの使用を指導し、教育するための包括的かつ定期的な訓練プログラムを確立し、
国家事変管理システムに統

合する。
(C) 期間。

3年に一度以下の頻度で、全国的な警報・警報システムの試験を実施する。

(5) 実践可能な範囲で、公共の警報・警告システムが回復力と安全性を確保し、テロ行為やその他の外部からの攻撃に耐えられるようにする。

(6) 州、部族、地方自治体、民間団体、および米国の国民が、一般的な市場啓発キャンペーンを通じて、公衆注意報・警報システムの機能と、公衆注意報・警報システムからの情報へのアクセス、利用、対応方法を理解できるように、公教育の取り組みを実施する。

(7) 協議。調整：適切な民間企業体、連邦、州、部族、地方政府当局（地域管理者、緊急対応プロバイダーを含む）と協議、調整、協力する。

(8) 協議。調整
連邦通信委員会が公布した規則や規定を考慮に入れて、連邦通信委員会と協議し、調整する。

(9) 2015年統合公共警報・警報システム近代化法の第2項(b)に基づき設置された統合公共警報・警報システム小委員会の勧告と調整し、検討する。

(c) システム要件-

パブリックアラートおよび警告システムは、以下の条件を満たしている必要があります。

(1) 管理者が承認した範囲内で、複数の通信技術を導入すること。

(2) は、一般の人々と直接コミュニケーションをとるための企業の将来の技術に

適応するように設計されています。

(3) 技術的に可能な範囲で設計されていること。

(A) 非居住者の訪問者や観光客、障害者、アクセスや機能的なニーズを持つ個人、英語力に制限のある個人を含む、影響を受けた人口の大部分に可能な限りの警告を提供すること。

(B) を使用して、アラートを受信するための再設置エリアの能力を向上させます。

(4) 地域社会の準備と対応を促進するために、地元および地域の公共団体と民間のパートナーシップを推進する。

(5) 最も多くの人に届くように、実行可能な場合には、冗長なアラート機構を提供すること。

(6) 可能な範囲で、個人のプライバシー保護を確保するためのメカニズムを含む。

(d) システムの利用-

公衆注意報・警報システムの試験に必要な範囲を除き、自然災害、テロ行為、その他の人災や公共の安全に対する脅威に関係のないメッセージを送信するために、公衆注意報・警報システムを使用してはならない。

(e) パフォーマンス報告書。議会への報告とホームページへの掲載を義務付けています。

(b) 統合公共警報・警報システム小委員会。対策・国家準備担当副長官を委員長とするNAC小委員会を設置、3年後に終了]

(c) 適正予算の認定。[2018年までの予算を承認する]

(d) 法定建造物の制限。 -
他の省庁の権限を保存します。

§571.緊急通信局

(a) 一般的には】。

(b) [監督]

(c) 職務内容-

緊急通信担当ディレクターは、以下のことを行わなければならない。

(1) 本表題第195項に規定されている場合を除き、本表題第194項(a)(1)に記載されているプログラムの開発および実施において、長官を支援しなければならない。

(2) 研究、開発、試験、評価、基準に関する要素を含め、SAFEC OMプログラムに関連する省の責任と権限を管理する。

(3) 統合ワイヤレス・ネットワーク・プログラムに関連した省の責任と権限を管理します。

(4) 自然災害、テロ行為、その他の人災が発生した場合に、緊急対応要員と関連政府機関がコミュニケーションを継続する能力を支援し、促進するために、全国的に大規模なアウトリーチを実施する。

(5) 州、地域、地方、地方、部族の政府と公共安全機関、およびそれらの地域コンソーシアムによる、全国規模の広範なアウトリーチを実施し、相互運用可能な緊急通信能力の開発を促進する。

(6) 州、地域、地方、地方、部族の政府に技術支援を提供しま

す。

相互運用可能な緊急通信機能の使用に関して、政府関係者との間で

(7) 本表題の第 575

条に基づく地域緊急通信調整作業部会の活動について、地域管理者と調整を行う。

(8) 事件対応のための相互運用可能な緊急通信能力の使用に関する標準的な運用手順およびベストプラクティスの開発を促進し、そのような対応のための相互運用可能な緊急通信能力の達成、維持、および強化のためのベストプラクティスに関する情報の共有を促進する。

(9) 地方および地域の緊急通信サービスが壊滅的に失われた場合に、国の通信システムと協力して、初期および継続的な計画、実施、訓練を行い、関係する州、地方、部族の政府および緊急対応のプロバイダーのための通信機器を配備するための国の対応能力を確立する。

(10) 大統領、国家安全保障会議、国土安全保障会議、および管理予算局長を支援し、連邦政府の通信機能と責任の継続的な運営を確保する。

(11) 相互運用性および互換性のためのOffice for In-teroperability and

Compatibilityの長官と調整して、相互運用可能な緊急時通信能力のための再要求事項を確立する。

そのような能力の基準が存在する場合は、部局が管理する国土安全保障支援を利用して購入したすべての公共安全の無線およびデータ通信システムおよび機器について、警報および警告装置、技術、またはシステムを除く、そのような能力の基準が存在する場合は、非専有的なものとする。

(12) 連邦政府、州政府、地方政府、部族政府のすべての相互運用可能な緊急通信計画（州全体および戦術的な相互運用性計画を含む）を、交付金および訓練担当の次官補と協議の上、見直しを行う。

(13) 本タイトルの第572条に基づき、必要に応じて、国家緊急事態通信計画を定期的に策定し、更新する。

(14) 自然災害、テロ行為、その他の人災が発生した場合に、緊急時対応機関や関連政府関係者が意思疎通を継続する能力を支援し、促進するために必要な部局のその他の任務を遂行する。

(15) 目標を達成し、相互運用可能な緊急通信機能を維持・強化するために必要なその他の業務を行う。

(d) 今まで転送されていた機能の実行

[今まで転送されていた機能の実行]

(e) 調整-

緊急通信担当ディレクターは、緊急通信の調整を行うものとする。

(1) 必要に応じて、取締役と相互運用性のためのオフィスの

本タイトルの第195項に記載されている責任に関する互換性；および

(2) この章に記載されている対応能力に関しては、連邦緊急事態管理庁長官との間で、この章に記載されている対応能力を確認しなければなりません。

(f) 資源の充足計画を策定しています。

§579.相互運用可能な緊急通信助成プログラム

(a) 創設-

長官は、自然災害、テロ行為、およびその他の人災への集団対応における通信を含む、地域、部族、州、地域、国、および必要に応じて国際的な相互運用可能な緊急通信を改善するためのイニシアチブを実施するために、相互運用可能な緊急通信助成プログラムを創設し、州に助成金を交付するものとする。

(b) 方針-

緊急通信局長は、本節の下で国に交付される補助金が、本節の下で緊急通信局の責任と権限に基づいて確立された方針と一致していることを確認しなければならない。

(1) 本タイトルの第 194条(f)項で要求されている当該州の州全体の計画に準拠すること。

(2) 本タイトルの第572条に基づく国家緊急事態通信計画を遵守しなければならない。

(c) 管理

(1) 一般的に、連邦緊急事態管理庁長官は、責任と権限に従って、相互運用可能な緊急通信助成プログラムを運営する。

第5章第5節の下での管理者の権限。

(2) 指針-

補助金プログラムの管理において、管理者は、補助金の使用が、本題第 194 条(a)(1)項(H)に基づき緊急通信局長が策定した指針に沿ったものであることを確認するものとする。

(d) 資金の使用

本項に基づく補助金を再交付された州は、本題第194条(f)項に基づき再要請され、第(e)項に基づいて承認された州の州全体の相互運用性計画を実施するために、また、相互運用可能な緊急通信に不可欠であると長官が判断した活動を支援するために、補助金を使用するものとする。

(e) 計画の承認

(1) 交付金の条件としての承認-州が本項の下で交付金を受け取る前に、緊急通信指令部は、本題第194条(f)項で要求されている州全体の相互運用可能な通信計画を承認しなければならない。

(2) 計画の要件-

この款に基づく計画を承認する場合、緊急通信局長は、計画が以下のようなものであることを確認しなければならない。

(A) は、市、郡、地域、州、州間の各レベルでの操作性を向上させるために設計されています。

(B) 適用される地方または地域の計画を考慮すること。

(C) 本タイトルの第572条に基づく国家緊急通信計画に、可能な限り準拠している。

(3) 改定の承認

緊急通信部長は、国家計画の改定を承認することができると判断した場合には、国家計画の改定を承認することができる。

は、さらなる相互運用性の向上につながる可能性が高い。

(f) 資金使途の制限

(1) 一般的に、本節に基づく補助金の受領者は、補助金を使用してはならない。

(A) 州や地方の資金を代替するために

(B) 国または地方自治体の費用分担金のためのもの。

(C) レクリエーションや社会的な目的のために。

(2) 罰則-

現在利用可能なその他の救済措置に加え、長官は、補助金資金の受領者が意図した目的のために資金を使用していることを確認するために必要な措置を取ることができる。

(g) 助成金の授与制限

(1) Nationalemergencycommunication-plan-required-

長官は、本表題の第572条の規定によらず要求される国家緊急通信計画を完成させ、議会に提出する日以前には、本項の下で助成金を授与することはできない。

(2) 自主的コンセンサス基準

長官は、該当する自主的コンセンサス基準を満たしていない機器の購入に対して、本項に基づく州への補助金を支給することはできないが、そのような購入にはやむを得ない理由があることを州が証明しなければならない。

(h) 補助金の授与

本項の規定に基づかない申請書

の承認および補助金の授与において、長官は以下の点を考慮するものとする。

(1) 自然災害、テロ行為、その他の人為的災害を含めて、各国家にもたらされるリスク。

(A) 近くの管轄区域でそのようなリスクに対応するために、州内の管轄区域が必要とする可能性が高い。

(B) 重要インフラ（すべての重要インフラセクター）または重要資源に関連する脅威、脆弱性、およびその影響の程度。

(C) 軍人、観光客、通勤者の人口を適切に考慮した上で的人口規模と人口密度。

(D) 国が国際的な境界線上にあるか、またはその近くにあるかどうか。

(E) 経済的に重要な国境横断を州が包含しているかどうか。

(F) 海に接する海岸線、州間航行に使用される主要な水路、または国際水域を有するかどうか。

(2) 相互運用性を向上させるために国が提案している無償資金の使用の予想される効果。

(i) 申請書を修正する機会-

本項の下で補助金の申請書を検討する場合、管理者は、最終的な授与を行う前に、申請書に欠陥がある場合には、申請書を修正する合理的な機会を申請者に提供しなければならない。

(j) 最小助成金額

(1) 州-

本項の規定に基づかないで補助金を授与する場合、長官は、(2) 項に規定されている場合を除き、各会計年度において、以下のような補助金を授与しないことを保証するものとする。

国は、その年度の本項の下で認められた補助金の総額のうち、次の割合に満たない額の補助金を受領する。

(A) 平成20年度は0.50%となりました。

(B) 平成21年度は0.50%となりました。

(C) 2010年度は0.45%となりました。

(D) 2011年度は0.40%となりました。

(E) 平成24年度以降の各年度につきましては、0.35%となっております。

(2) 領土と領地-

この条項に基づく補助金を授与するにあたり、長官は、各会計年度において、米領サモア、北マリアナ諸島連邦、グアム、およびバージン諸島が、それぞれ、その会計年度の本条項に基づく補助金に充当された総額の0.08

パーセント以上の補助金を確実に受け取るようにするものとする。

(k) 証明

本項に基づく補助金を受領した各州は、補助金が資金が目的とした目的に使用され、州が承認した全国相互運用可能通信計画に準拠していることを証明しなければならない。

(l) 国家の責任

(1) 地方自治体および部族政府への資金の提供-

本項の下で補助金を受領した国は、補助金資金を受領して

から

45

日以内に、地方自治体および

部族政府に
対して補助金を提供するか、
またはその他の方法で資金を
提供しなければならない。

(A) 助成金の80パーセントを
下回らないこと。

(B) 地方自治体および部族政府の同意を得て、補助金の額の80パーセント以上の価値を持つ適格な元支出。

(C) 補助金の総額が補助金の額の80パーセント以上である他の対象となる支出と合わせた補助金資金。

(2) 資金の配分-

本項の下で補助金を受領した州は、州全体の相互運用可能通信計画に沿った方法で、相互運用可能通信の改善に向けて部族コミュニティを支援するために、州内の部族政府に補助金資金を配分するものとする。州は、部族政府に補助金資金や資源を提供する条件として、部族政府に不合理な、または過度に負担のかかる要件を課してはならない。

(3) 罰則-

州が本項の要件に違反した場合、長官が利用できる他の救済手段に加えて、長官は、当該州に授与された補助金を終了させたり、減額したり、または以前に授与された補助金資金を直接、適切な地方政府または部族政府に移譲することができる。

(m) 報告書

(1) 州補助金受領者による年次報告書

本項に基づく補助金を受領した州は、本題第 194 条(f)項に基づき要求される州の全国相互運用可能通信計画を実施し、市、郡、地域、州、および州での相互運用性を達成した州の進捗状況についての報告書を、緊急通信局長に定期的に提出しなければな

らない。

州間レベルでの報告書。長官は、緊急通信局のインターネットウェブサイトでの公開を含め、報告書を一般に公開するものとする。

(2) 議会への年次報告書 -
少なくとも年に一度、緊急通信指令部は、本セクションから外れて授与された補助金の使途と、州全体の相互運用可能な通信計画の実施の進捗状況、および補助金授与の結果、市、郡、地域、州、州間レベルでの相互運用性を証明するための報告書を議会に提出するものとする。

(n) 構成規則-

本項のいかなる規定も、本項の下で授与された補助金を、暫定的または長期的なインターネット・プロトコルに基づく相互運用可能なソリューションのために使用することを州が妨げるものではないと解釈されてはならない。

(o) 充当の権限 -

本セクションの下で交付金に充当することが承認されている。

- (1) 平成20年度の当該金額
必要に応じて
- (2) 2009年度の各年度
2012年までの期間、400,000,000
ドル。
- (3) 翌年度以降の各事業年度のために
必要に応じて、そのような金額
を支払う。

(1) 監督官-

「監督官」とは、連邦緊急事態管理庁の監督官を意味する。

§601.定義

本節では、以下の定義を適用するものとする。

再対応する能力を有する者。

(2) 議会の適切な委員会-

「議会の適切な委員会」とは、次のような意味である。

- (A) 上院国土安全保障・政府問題委員会
- (B) 衆議院の委員会のうち、衆議院議長が適当と認めたもの。

(3) 重要インフラ部門-

「重要インフラ部門」とは、都市部と農村部の両方において、以下の部門を意味する。

- (A) 農業と食品。
- (B) 銀行と金融。
- (C) 化学工業。
- (D) 商業施設。
- (E) 商業用原子炉、材料、廃棄物。
- (F) ダムだ
- (G) 防衛産業の基地。
- (H) 緊急時の対応。
- (I) エネルギーだ
- (J) 政府の施設。
- (K) 情報技術。
- (L) 国の記念碑やアイコン。
- (M) 郵便と発送。
- (N) 公衆衛生と健康管理。
- (O) 電気通信です。
- (P) 交通機関のシステム。
- (Q) 水だ

(4) 直接資格のある部族-

「直接資格のある部族」とは、次のような意味です。

- (A) インディアン部族
 - (i)
 - (ii) 法執行機関または緊急対応機関を運営し、法執行機関または緊急サービスの要請に

三) 国際的な国境又は海（メキシコ湾を含む）若しくは国際水域に接する海岸線上若しくはその近傍に位置するもの。

(II) 本タイトルの第1241条(a)項(2)に基づいて策定された優先順位の高い重要インフラストラクチャリストに記載されているシステムまたは資産から10マイル以内に位置しているか、またはその領域内にそのようなシステムまたは資産を有している場合には、そのシステムまたは資産から10マイル以内に位置している。

(III) 米国で最も人口の多い50の大都市統計地域の1つ内に位置しているか、またはそれに隣接している。

(IV) タイトル18の1151項で定義されているように、1,000平方マイル以上のインディアンの国を含む管轄区域であること。

(iv)
州が、直接の資金提供を求める目的のために、本題の第 604 条または第 605 条に基づく資金をインディアン部族またはインディアン部族のコンソーシアムに提供していないことを保安官に証明するもの。

(B) 各部族が(A)号の要件を満たしている場合は、インディアン部族のコンソーシアムを設立する。

(5) 適格都市圏-

「適格都市圏」とは、米国で最も人口の多い100の都市統計地域のいずれかを意味する。

(6) ハイリスク都市圏-

「ハイリスク都市圏」とは、本タイトルの第 604 条(b)(3)(A)項に基づき指定されたハイリスク都市圏を意味する。

(7) インディアン部族-

「インディアン部族」という用語は、タイトル25の第450b(c)項で与えられた意味を持つ。

(8) 首都圏統計地域

用語「大都市統計地域」とは、経営予算局によって定義された大都市統計地域を意味します。

(9) 国家特別安全保障イベント-
「国家特別安全保障イベント」とは、政治的、経済的、社会的、または宗教的な意味合いにより、テロリズムまたはその他の犯罪活動の対象となる可能性のある指定されたイベントを意味する。

(10) 人口
「人口」という用語は、関連する会計年度の開始時に入手可能な最新の米国情勢調査による人口を意味する。

(11) 人口密度-
「人口密度」という用語は、人口を土地面積で割ったものを平方マイルで表したものである。

(12) 資格のある情報アナリスト-
「資格のある情報アナリスト」とは、法執行機関の職員を含む情報アナリスト（本題124h(j)項で定義されている）を意味する。

(A) 長官が決定したとおり、情報分析および情報生産におけるベースラインのプロフィックス能力を確保するためのトレーニングを成功裏に完了した者。

(B) は、長官が決定したように、情報分析および情報生産の基本的な習熟度が、サブパラグラフ

(A) の下で必要とされる訓練と同等のものであることが保証されている者でなければならない。

(13) 目標能力-
「目標能力」とは、本タイトルの第 746 条(a)項の下でガイドラインの策定

が求められている連邦、州、地方、部族政府の準備のための目標能力を意味する。

(14) 部族政府-

「部族政府」とは、インディアンの部族の統治を意味する。

(a) 権限のある補助金-

長官は、長官を通じ、本題第 604 条および第 605 条に基づき、州、地方、部族政府に補助金を授与することができる。

(b) 影響を受けないプログラム -

本部分は、以下の連邦プログラムに影響を与えると解釈されてはならない。

(1) 1974年連邦火災予防管理法 (15 U.S.C. 2201 et seq.) の下で認可された消防士およびその他の支援プログラム。

(2) ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法 (42 U.S.C. 5121 et seq.)

(3) 2007年9/11ミッション法の実施勧告のタイトルIIによる改正に基づく緊急管理のための補助金。

(4) 重要なインフラを保護するための補助金。これには、タイトル46の第70107項に基づいて認可された港湾安全性補助金、タイトル¹

XIVおよびXVに基づいて説明された補助金などが含まれる。2007年9/11委員会法 (6 U.S.C. 1131 et seq.、1151 et.

改正されたものは、そのようなタイトルで作られています。

(5) 本タイトルの第723条の下で認可されたメトロポリタン・メディカル・リ・スポンサ

ー・システム。

(6) サブチャプターXIIIの下で認可された相互運用可能な緊急

§603.国土安全保障無償資金プログラム

通信助成プログラム。

1.オリジナルでは"タイトル"にすべきだ

(7) 部局が運営するもの以外の助成事業。

(c) 他の法律との関係

(1) 一般的に-

本タイトルの第604項および第605項の下で認可された補助金プログラムは、タイトル42の第3714項の下で認可されたすべての補助金プログラムに優先して適用されるものとする。

(2) 割当 - 本タイトルの第 604条または第 605条の下で認可された補助金の割当は、法律の他の規定によらず、本部の条項に従うものとする。

れている要因、および

(ii) (B)項に基づいて提出された情報および資料。

§604.都市部安全保障イニシアチブ

(a) 創設-

危険度の高い都市部において、テロ行為の予防、準備、防御、対応を支援するための助成金を提供するため、「都市部安全保障局」を創設しました。

(b) リスクの高い都市部の評価と指定

(1) 一般的に-

管理者は、本節の下での手続きに基づいて、本節の下で補助金を受けるリスクの高い都市部を指定するものとする。

(2) 初期評価

(A) 一般的に、各年度において、管理者は、各適格都市圏が直面しているテロ行為による相対的な脅威、脆弱性、および結果の初期評価を実施しなければならない。

(i) 本タイトルの第608条(a)項(1)のサブパラグラフ(A)から(H)および(K)に記載さ

(B)対象となる大都市圏の情報
提出-

(A)号に基づく各初期アセスメントを実施する前に、管理者は、対象となる大都市圏に情報を提供し、また、対象となる大都市圏に情報を提供する機会を通知するものとする。

(i) 対象となる大都市圏が直面する脅威、脆弱性、およびテロ行為からの影響を排除するために関連すると思われる情報を提出すること。

(ii) 対象となる大都市圏の部局が実施したリスクアセスメントをレビューし、その対象となる大都市圏が直面しているテロ行為の脅威、脆弱性、およびその結果についての部局によるアセスメントの根拠を含め、誤った、または不完全な情報を是正する。

(3) リスクの高い都市部の指定

(A) 指定

(i) 原則として、年度ごとに(2)の評価を行った後、その評価に基づき、本項に基づく補助金の申請が可能なハイリスク都市部を指定するものとする。

(ii) 追加の区域-
第二項の規定にかかわらず、管理者は、次の事項を行うことができる。

(I) 対象となる都市圏が1以上の都市圏で構成されている場合

地方都市部門（その用語はOffice of Management and Budgetによって定義されている）は、1つの適格な大都市圏の中で1つ以上の高リスク都市圏を指定します。

(II) 対象となる大都市圏ではない地域を、その地域が直面しているテロ行為に起因する脅威、脆弱性、およびその結果に関する管理者の評価に基づいて、高リスク都市圏として指定する。

(iii) 構成規則

この款のいかなる規定も、アド・ミニストレータに次のことを要求するものと解釈してはならない。

(I) 第(2)項(B)(i)に基づきアドミニストレーターに情報を提供するすべての適格な大都市圏を高リスク都市圏として指定する。

(II) 対象となる大都市圏内のすべての地域を高リスク都市圏の一部として指定する。

(B) リスクの高い都市部に含まれる管轄区域

(i) 一般的に、(A)号の下でハイリスク都市部を指定する際には、管理者は、各ハイリスク都市部に最低でもどの管轄区域を含めるかを決定しなければならない。

(ii) 追加管轄区域-

管理者が無視した高リスク都市部は、当該高リスク都市部が所在する国または州

と協議の上、管轄区域を追加することができる。

リスクの高い都市部。

(c) アプリケーション

(1) 一般-

第(b)項の危険度の高い都市部に指定された地域は、この項の規定によらず、助成金の申請をすることができる。

(2) 申請書の最低限の内容
本項に基づく補助金の申請書では、高リスク都市部は、以下の内容を提出しなければならない。

(A) 高リスク都市部の州政府と部族政府間の責任分担と資金配分の案を記述した計画。

(B) 高リスク都市圏リエゾンとして、高リスク都市圏内の様々な管轄区域との連絡役を務める個人の名前

(C) 申請の裏付けとなる情報は、Administratorが合理的に必要とするものでなければならない。

(3) 年次申請-

本項に基づく補助金の申請者は、年次で申請または再申請を行うものとする。

(4) 州のレビューと送信

(A) 一般的に、州の国土安全保障計画との整合性を確保するため、本項の下で補助金を申請するハイリスク都市部は、申請書を国務省に提出する前に、そのハ

イリスク都市部の一部が所在する各州に申請書を提出し、審査を受けなければならない。

(B) 締切日：(A)号に基づく高リスク都市部からの申請書を受理してから30日以内に、州は申請書を国務省に送付しなければならない。

(C) 州の同意を得る機会
高リスク都市部の適用が、その州の国土安全保障計画と整合性がないと州知事が判断した場合、またはその他の方法でその適用を支持しない場合、州知事は、高リスク都市部の適用を支持しなければならない。

(i) その事実を書面で管理者に通知すること。

(ii) 申請書の送信時に、申請書を支持しなかった理由を説明してください。

(5) 修正の機会-
本項に基づく補助金の申請を検討するにあたり、Administraは最終的な表彰を行う前に、申請書に不備があれば修正する機会を申請者に提供するものとする。

(d) 賞の配分

(1) 一般に、管理者が本項に基づく補助金のためにリスクの高い都市部の申請を承認した場合、管理者は、そのリスクの高い都市部が所在する国または州に補助金資金を分配しなければならない。

(2) 州の資金配分

(A) 一般的に-
国は、パラグラフ(1)に基づく補助金資金を受領した日から45日以内に、補助金を受けたハイリスク都市部に補助金資金の80%以上を提供しなければならない。国が再交付した資金は、ハイリスク都市部に利益をもたらす品目、サービス、活動に費やされなければならない。

らない。

(B) 確保された資金-
州は、各関連する高リスク都市部に、以下の会計を提供しなければならない。

(A)号に基づき国が保有する資金が使用された項目、サービス、または活動。

(3)州間都市部-

本項の下で交付金を受けた高リスク都市部の一部が2つ以上の州にある場合、管理者は各州に配分するものとする。

(A) 申請書に記載されている配分案に従って、補助金資金の一部を支給する。

(B) 配分について合意が得られなかった場合、管理者が決定した補助金資金の一部が充当される。

(4) 危険度の高い都市部への交付に関する証明書
パラグラフ(1)の規定により交付金を受領した国は、第二項の規定により必要な資金を危険度の高い都市部に交付したことをアドミニストレーターに証明しなければならない。

(e) 充当の認可-

本節の下で交付金に充当することが認可されている。

(1) 会計年度850,000,000ドル
2008;

(2) 会計年度950,000,000ドル
2009;

(3)年度1,050,000,000ドル
2010;

(4) 年度 1,150,000,000 ドル
2011;

(5)年度1,300,000,000ドル
2012年 ;そして

(6) : such, that, such, that, the, referenced, relevant relevant relevant relevant relevant relevant.
2013年度および各年度

その後のことです。

§605.州の国土安全保障補助金プログラム

(a) 創設-

州、地方自治体、および部族政府がテロ行為の予防、準備、防御、および対応を行うことを支援するために、州の国土安全保障無償資金プログラムが創設されている。

(b) アプリケーション

(1) 一般的に、各州は、本節の下で補助金を申請することができ、申請の裏付けとなる情報を提出しなければならない。

(2) 申請書の最低限の内容
管理者は、各国が申請書に最低でも以下の内容を含めるよう再要請するものとする。

(A) 国が補助金を求める目的と、その国の目標とする能力を満たすために補助金が必要な理由。

(B) 国が補助金資金を地方自治体とインディアン部族にどのように配分するかの説明。

(C) 国が補助金資金をどのように支出するかを示す予算。

(3) 年次申請-

本項に基づく補助金の申請者は、年次で申請または再申請を行うものとする。

(c) 地方政府および部族政府への配布

(1) 一般的に-

本項の下で補助金を受領した国は、補助金を受領してから45日以内に、適用される州の国土安全保障に沿って、地方政府および部族政府が利用できるようにしなければならない。

あんぜんほごけいかく

(A) 助成金の80パーセントを下回らないこと。

(B) 地方自治体および部族政府の同意を得て、補助金の額の80パーセント以上の価値を持つ品目、サービス、または活動。

(C) 地方自治体および部族政府の同意を得て、補助金の総額が補助金の額の80パーセント以上の他の品目、サービス、または活動と組み合わせて使用する場合。

(2) 補助金資金の地方自治体への配分に関する証明書

国は、(1)項の規定に基づかないで要求されている地方自治体および部族政府への配分を行ったことを、管理者に証明しなければならない。

(3) 期間の延長-

州の政府は、第(1)項に基づく期間を追加期間延長するよう、管理者に書面で要請することができる。管理者は、その結果として生じる地方政府および部族政府への無償資金提供の遅延が、テロ行為の防止、準備、テロ行為からの保護、またはテロ行為への対応のための効果的な投資を促進するために必要であると管理者が判断した場合、そのような要請を承認することができる。

(4) 例外

第(1)項は、コロンビア特別区、プエルトリコ連邦、アメリカ領サモア、北マリア諸島コモンウェルス、グアム、バージン諸島には適用されません。

(5) 直接資金調達-

国が、第(1)項に基づき必要とされる地方政府または部族政府への分配を適時に行わなかった場合。

このような分配を受ける権利を有する地方政府または部族政府は、管理者に、補助金資金が地方政府または部族政府に直接提供されるよう要請することができる。

(d) マルチステートアプリケーション

(1) 一般的に-
第(b)項に基づく補助金の申請に代えて、またはそれに付随して、2つ以上の国が、テロ行為の防止、準備、保護、およびテロ行為への再発防止のための多国間の取り組みを支援するために、本項に基づく補助金の申請書を提出することができる。

(2) 補助金の管理 -
国のグループが本項の下で補助金を申請する場合、これらの国は、申請時に、以下の内容を記載した計画を管理者に提出しなければならない。

(A) 補助金を管理するための責任の分担。

(B) 申請の当事者である国の間での資金の分配。

(e) 最小配分

(1) 一般的に、本項に基づく資金の配分において、管理者は次のことを保証しなければならない。

(A) グラフ(B)に規定されている場合を除き、各州は、本項の規定に基づかずに設立された州国土安全保障無償資金プログラムに充当された資金から、以下の金額を下回らない範囲で受領する。

(i) 2008年度に本項および本タイトルの第604項に基づく補助金に充当された資金総

額の0.375パーセント。

(ii) 本節および本タイトルの第 604 条の下にある補助金に充当された資金の 0.365 パーセント。

2009;

(iii) 2010年度に本項および本タイトルの第604項の下で交付された補助金に充当された資金の0.36パーセント。

(iv) 2011

会計年度に本項および本タイトルの第 604条の下で補助金に充当された資金の 0.355パーセント。

(v) 2012

会計年度およびそれ以降の各会計年度において、本項および本タイトルの第 604条の下で助成金に充当された資金総額の 0.35パーセント。

(B) 米領サモア、北マリアナ諸島連邦、グアム、およびバージン諸島は、各会計年度において、本節の下に設立された州の国土安全保障補助金プログラムに充当された資金から、本節および本タイトルの第604項の下で補助金に充当された資金の合計額の0.08パーセントに相当する額を下回らない金額を、それぞれ再受領するものとする。

(2) 第(d)項の下で州に支給されたマルチステート・アワードのいかなる部分も、本項の下での州の最低配分を計算する際に考慮されるものとする。

(f) 充当の権限 -

本セクションの下で交付金に充当することが承認されている。

(1) 各会計年度950,000,000ドル
2008年から2012年まで

(2) 平成25年度以降の各年度に必要な金額を記載しております。

§606.直接資格のある部族への 交付金

(a) 一般的に、本タイトルの第 605 条(b)項にかかわらず、管理者は、本タイトルの第 605 条に基づき、直接資格のある部族に補助金を授与することができます。

(b) 部族の申請

直接的に資格を有する部族は、本タイトルの第 605 条(b)項に基づく州の申請に必要な情報を含む申請書を管理者に提出することで、本タイトルの第 605 条に基づく補助金の申請を行うことができます。

(c) 州の計画との整合性

(1) 一般的に、適用される州の国土安全保障計画との整合性を確保するために、本題第 605 条に基づき補助金を申請する直接資格のある部族は、部族が申請書を部局に提出する前に、部族の一部が所在する各州に申請書のコピーを提出し、審査を受けるものとする。

(2) コメントの機会-

州の知事は、直接に利用可能な部族の申請がその州の国土安全保障計画と矛盾していると判断した場合、または申請を支持しないと判断した場合、その申請を受領した日から30日以内に、知事は、その申請を支持しなければならない。

(A) その事実を書面で管理者に通知すること。

(B) 提案を支持しない理由を説明してください。

(d) 最終的な権限-

管理者は、直接資格のある部族の

申請を承認する最終的な権限を持つものとする。管理者は、その境界内の各州に通知しなければならない。

直接対象となる部族のいずれかの部分が、部族による申請の承認の位置にある場合には、その部族は、その部族の申請を承認することができます。

(e) 優先順位付け-

管理者は、本題第 608 条に基づく州間の資金配分に適用される要素に従って、直接資格のある部族に資金を配分するものとする。

(f) 直接資格のある部族への支給額の配分-

本項の下で管理者が直接資格のある部族に資金を支給した場合、管理者は、州を経由せず、直接その部族に補助金資金を配分するものとする。

(g) 最小配分

(1) 一般的に、本項に基づく資金を配分するにあたり、管財人は、各会計年度において、直接資格のある部族が、本題第 605 項に基づき設立された州国土安全保障補助金プログラムのための資金から、本題第 604 項および第 605 項に基づく補助金に充当された資金総額の 0.1%を下回らないようにしなければならない。

(2) 例外

本款は、管理者が、その年度には適用されないものとする。

(A) 本項の下での申請件数が 5 件未満であること。

(B) は、このセクションの下で少なくとも 2 つの申請を承認しない。

本タイトルの第 605 条に基づく助成金を申請する直接の資格を有する部族は、テロ行為の防止、事前対策、保護、およびテロ行為への再対応に関して、部局およびその他の連邦、州、地方、および地域の政府関係者とのトライバル・リエゾンとしての役割を果たす個人を指定しなければならない。

(i) 他の資金の資格

補助金を受けている部族は、資格のある部族である。

(h) トライバル・リエゾン

本タイトルの第605項に基づき、当該部族の一部が所在する境界内の国または州からの補助金の下、他の目的のための資金を、当該部族が属する高リスク都市部から、国または高リスク都市部の国土安全保障計画に基づいて再調達することができる。

(j) 国の義務

(1) 一般的に、州は、本タイトルの第 605 条の下で受け取った補助金資金を、直接資格のある部族への補助金では達成できなかった目標能力の達成を支援するために、部族政府に配分する責任を負うものとする。

(2) 補助金資金の配分-本題の第 605 条の規定に基づかない州への補助金に関しては、インディアン部族は、その州からの資金調達の資格を有するものとし、いかなる地方政府にも資金調達を求める必要はないものとする。

(3) 要件の押し付け - 州は、本表題第 605 条の下でインズの部族に補助金資金または資源を提供する条件として、インズの部族に不合理な、または過度に負担の大きい要件を課してはならない。

(k) 構成規則-

本節のいかなる部分も、本部の下で資金を再受領するインディアン部族の権限に影響を及ぼすものと解釈されてはならない。

(a) 法執行機関のテロリズム事前介入プログラム

(1) 一般的に、管理者は、本タイトルの第 604 条および第 605 条に基づく助成金の総額の 25%以上が法執行のテロ予防のために使用されることを保証しなければならない。

§607.テロリズムの防止

ション活動を行っています。

(2) 法執行テロ防止活動-

法執行テロ防止活動には、以下のようものがあります。

- (A) 情報共有と分析。
- (B) ターゲットを硬化させます。
- (C) 脅威認識。
- (D) テロリストの妨害
- (E) 集団犠牲者や活動的な銃撃事件、航空港や交通機関を含む公共の場所でのセキュリティイベントへの準備と対応を強化するための訓練を行う。
- (F) 州の国土安全保障計画と整合性のある時間外費用。これには、国境警備の強化や国境越えの取締りなど、連邦政府機関を支援するための法執行活動の強化の提供も含まれる。
- (G) 本タイトル第124h(i)項の下で確立されたガイドラインに準拠した州、地方、地域の融合センターを設立し、強化し、適切な資格を持った人材を配置すること。
- (H) 補助金申請日に補助金申請者が雇用した個人を含め、資格のある情報アナリストとして働くための給料と福利厚生を支払うこと。
- (I) 法執行テロリズム防止プログラムのための省の2007年度プログラム・ガイダンスの下で許可されているその他の活動。
- (J) 管理者によって許可されたその他のテロリズム防止活動。

(3) 融合センターへの参加
管理者は、第(1)項に記載された補助金資金が、融合センターにおけるテロ行為の危険にさらされている地方の法執行機関およびその他の緊急対応機関の参加を支援するために、必要に応じて使用されるようにするものとする。

(b) 州法執行局

(1) 設置-

省の政策局には、州法・地方法執行局が設置され、州法・地方法執行担当の次官補が長を務める。

(2) 資格-

州および地方法執行担当の次官補は、法執行、諜報活動、およびその他のテロ対策業務の経験を有し、適切な経歴を有するものとする。

(3) 人員の配置-

長官は、州および地方法執行局に常設の職員を配置し、承認された場合、本表題の第316(c)(2)項、第381項、および第468(d)項と一致した場合、本款に基づく対応を遂行するために、省の他の部門から引き抜かれたその他の適切な職員を配置するものとします。

(4) 責任

国家および地方法執行機関のための次官補は、次のようにしなければならない。

(A) 自然災害、テロ行為、その他の人的被害の防止、事前対策、保護、および対応における州および地方の法執行機関の役割に関連する部局全体の政策の調整を主導する。

米国内の災害を作った。

(B) 州、地方、部族の法執行機関と部局との間の連絡役を務める。

(C) 州、地方、部族の法執行機関の情報および情報共有の要件が確実に対処されていることを確認するために、情報分析局との調整を行う。

(D) 本タイトルの第 604
条および第 605

条に基づく補助金、商業用装備品直接支援プログラム、および融合センターおよび法執行のためのプログラムを支援するために国務省が管理するその他の補助金を含む、州、地方、および部族政府機関に対する法執行およびテロリズムに焦点を当てた補助金が、テロリズム防止活動に適切に焦点を当てられていることを確実にするために、長官と協力するものとする。

(E) 科学技術総局、連邦緊急事態管理庁、司法省、司法省、国立司法研究所、法執行機関、その他の適切な機関と調整し、必要に応じて、法執行官が戦術的環境で使用するための訓練および個人用保護具のための国の自主的なコンセンサス基準の開発、公布、更新を支援すること。

(F) 行うための専門の法執行部隊派遣チームを設置することの有効性と実現可能性を判断するための研究を、警視総監と共同で実施する。

セクション 608

自然災害、テロ行為、またはその他の人災への対応において、州、地方、部族政府を支援し、その調査結果を議会の適切な委員会に報告する。

(5) Rule of construction-

本款のいかなる部分も管理者の再スポンサー責任、権限、または役割を減少させたり、優先させたり、置き換えたりするために解釈されてはならない。

§608.優先順位付け

(a) 一般的に、本題第 604 条または第 605 条の下で補助金を申請する州とリスクの高い都市部の間で資金を配分する際に、管理者は、各州またはリスクの高い都市部ごとに、以下の点を考慮するものとする。

(1) テロ行為による相対的な脅威、脆弱性、およびその結果について、以下の点を考慮している。

(A) その人口は、ミリタリー人口、観光客、通勤者の人口を適切に考慮したものでなければならない。

(B) その人口密度。

(C) その脅威の歴史、それ以前にテロ行為の標的となったことがあるかどうかを含めて。

(D) 重要インフラ（すべての重要なインフラセクター）または重要な資源に関連する脅威、脆弱性、およびその影響の程度、ならびに、近隣の管轄区域の重要なインフラまたは重要な資源に関連する脅威、脆弱性、およびその影響を

含む、広告担当官または州の国土安全保障計画によって特定された重要なインフラ（すべての重要なインフラセクター）または重要な資源に関連する脅威、脆弱性、およびその影響。

(E) 脅威の評価を行うための最新の脅威評価を行うことができる。

メンタリスト。

(F) 国が国際的な国境に接しているか、またはその近くにあるか、または危険度の高い都市部があるかどうか。

(G) 海（メキシコ湾を含む）や国際水域に接する海岸線があるかどうか。

(H) また、近隣の管轄区域で発生したテロ行為に対応する必要があると思われる。

(I) 目標とする能力を満たしていない程度。

(J) 高リスク都市圏の場合、その高リスク都市圏がどの程度含まれているか。

(i) 対象となる大都市圏内の自治体、郡、郡、小区、およびインディアン部族は、テロ行為の防止、準備、保護、および対応のための地域的な取り組みを強化するために、これらを含めることとなります。

(ii) 高リスクの都市部地域内でのテロ行為に対応するために必要とされる可能性が高い周辺地域の他の地方政府および部族政府。

(K) 管財人が書面で指定したその他の要因。

(2) 国またはリスクの高い都市部が、テロ行為を防止し、事前に準備し、テロ行為から守り、対応し、目標能力を達成し、その他の方法でリスクの高い都市部、国または国家に対する全体的なリスクを軽減する能力を向上させる上で、国またはリスクの高い都市部が提案している補助金の使用がもたらすと予想さ

れる有効性。

(b) 脅威のタイプ-評価

本項に基づく脅威について、管理者は、米国のすべての地域、都市部および農村部の重要なインフラ部門および住民に対する以下の種類の脅威を考慮しなければならない。

- (1) 生物学的に。
- (2) 化学的に。
- (3) サイバーだ
- (4) 爆発物だ
- (5) 焼夷弾だ
- (6) 核兵器だ
- (7) 放射線学的に。
- (8) 自爆テロだ
- (9) このような他のタイプの脅威は、管理者によって関連性があると判断された。

§609.資金の使用

(a) 許可された用途-

行政当局は、本タイトルの第 604 条または第 605 条に基づく助成金の受領者に対し、国の国土安全保障計画および関連する地方、部族、地域の国土安全保障計画に沿った、テロ行為の予防、準備、保護、および対応に関連する目標キャパシティを達成するために、助成金資金を使用することを許可するものとする。

- (1) 家庭用地の安全保障、緊急時の管理、またはその他の関連する計画、評価、または相互扶助協定の開発と強化。
- (2) 本題第321a項および第748項の下で実施される訓練および演習を含む、訓練および演習の設計、実施、および評価を行うこと。
- (3) 本タイトルの第1241条(a)項(2

-)に基づいて設定された優先度の高い重要インフラストラクチャリストに記載されているシステムまたは資産を保護すること。
- (4) コンピュータのハードウェアおよびソフトウェアを含む

機器の購入、アップグレード、保管、または保守。

- (5) 緊急通信の操作性を確保し、相互運用性を実現すること。
- (6) 国土安全保障諮問システムの下での脅威レベルの上昇への対応、または国家的な特別な安全保障イベントに起因するニーズへの対応。
- (7) 本タイトルの第124h(i)項に基づいて制定されたガイドラインに準拠した州、地方、地域の融合センターを設立し、強化し、適切な資格を持った人材を配置すること。
- (8) 学校の準備を強化します。
- (9) 対象となる空港や表面輸送システムの安全で非安全なエリアのセキュリティと事前の緩和を強化しています。
- (10) 公共の安全をサポートするためのポイントを旋回します。
- (11) 資格のある情報アナリストとして働くために、当該補助金申請日に補助金受領者に雇用されていた個人を含む職員の給与と福利厚生を支払うこと。
- (12) ただし、かかる費用は補助金の額の ³ パーセントを超えてはならない。
- (13) 州の国土安全保障無償資金プログラム、都市地域安全保障イニシアティブ（専任のテロ対策職員の下で許可された活動を含む）のための省の2007年度プログラム・ガイドの下で許可された活動。

ニングパイロット)、または法
執行機関

テロリズム防止プログラム

(14) 管理者が決定したその他の
適切な活動。

(b) 資金使途の制限

(1) 一般的に、本タイトルの第60
4条または第605条の規定によら
ずに提供された資金は、使用す
ることはできません。

(A) ただし、本項のいかなる
規定も、(a)の下で許容され
る用途のために、国または高
リスク都市部に提供された補
助金資金を、国または高リス
ク都市部が同じ用途または類
似の用途を支援するために国
または地方の資金を過去に使
用したことがあるという理由
で使用することを禁止するも
のではない。

(B) 州または地方自治体の費
用分担金のための費用負担金
が必要となります。

(2) 人員

(A) 一般的には、本タイトルの
第 604 条または第 605
条の下で助成金を受給する者
に授与された金額の 50
パーセントを超えない範囲で
、下

記(a)項の下で許可された用途
を支援するための人件費(残
業代や埋め戻し費用を含む)
の支払いに使用することがで
きる。

(B) 権利放棄-

本タイトルの第604項または第
605項に基づく助成金の受領者
の要請に応じて、管理者は、
パラグラフ(A)に基づく制限の

権利放棄を認めることができ
る。

(3) 裁量の制限

(A) 一般-

本項のパラグラフ(2)に基づき
、本タイトルの第 604
条または第 605
条の下で助成金受給者に支給
された金額を人件費に使用す
ることにに関して、管理者は、
次のことをしてはならない。

(i) 人件費または人に関連す
る費用の支払いに使用でき
る賞金の額に、第(2)項(A)で
課されたパーセンテージ制
限よりも高いか低いかの制
限を

課すこと。

(ii) 特定のタイプ、目的、またはカテゴリーの人件費、または人件関連の費用に使用される可能性のある受給者の資金の部分に追加の制限を課す。

(B) アナリスト-

本タイトルの第 604

項または第 605

項の規定に基づかない助成金受領者に授与された金額が、第

(a)項(10)に基づき、資格のある情報アナリストの給与または福利厚生を支払いに使用された場合、管理者は、当該アナリストが助成金の下で勤務できる期間に制限を設けることなく、当該金額を利用できるようにするものとする。

(4) 建設業

(A) 一般的に、本題の第604項または第605項に基づいて交付された補助金は、土地の取得、建物その他の物理的施設の建設に使用することはできない。

(B) 例外

(i) 一般的に、(A) 項にかかわらず、本題の第 604 条または第 605 条の下で授与された補助金を、テロ行為の防止、事前対策、保護、またはテロ行為への対応に関連する目標キャパビリティを達成するために使用することを禁止するものではありません (テロ行為から建物を安全にする目的

で、既存の建物の改修や改造を含む)。

(ii) 適用除外の要件-
 本タイトルの第 604
 条または第 605
 条の下で授与された補助金
 は、以下の場合を除き、第
 (i)項に記載された目的のた
 めに使用することはできな
 い。

(I) 特認
 管理者の方をお願いします。

(II) 建設工事は、タイト
 ル 42 の第 5196
 条(j)項(9)に基づく要件と
 一致する条件で行われる
 こと。

(III) 第(i)項の目的のため
 に配分された金額が、100
 万ドルまたは補助金授与
 額の15パーセントのいず
 れか大きい方を超えない
 こと。

(5) レクリエーション
 本部の下で授与された補助金は
 、レクリエーションまたは社会
 的な目的に使用することはでき
 ません。

(c) 多目的資金-

本項の記述は、テロ行為とは無関
 係の災害への備えを強化するた
 めに、州、地方、部族の政府が、テ
 ロ行為の防止、準備、防御、また
 はテロ行為への対応に関連する目
 標能力を達成するために、本タイ
 トルの第 604 条および第 605
 条に基づく補助金資金を使用す
 ることを禁止するものと解釈され
 るものとする。

(d) 費用の精算

(1) 有償オンコールまたはボラ
 ンティアの再経費-第 604

条または第 605
 条に基づく助成金は、第(a)項に
 記載された活動に加えて、本題第
 604 条または第 605
 条に基づく助成金を、本項の目
 的に関連する訓練または演習へ
 の出張または参加のために他の
 報酬を受けていない有償オンコ
 ールまたはボランティアの緊急
 対応提供者に合理的な俸給を提
 供するために使用することがで
 きる。このような払い戻しは、
 以下のようなものであってはな
 らない。

は、緊急対応プロバイダを1938年の公正労働基準法（29 U.S.C. 201 et seq）の適用を受けていない従業員とする目的のための報酬とみなされる。

(2)連邦政府の義務の履行

本タイトルの第 604

条または第 605

条に基づく補助金の申請者は、連邦政府の義務であり、通常は連邦政府機関が実施し、連邦政府機関との合意の下に州または地方自治体を実施しているテロ行為の予防、準備、保護、または対応に関連する活動の費用の償還に、これらの条項に基づく補助金からの資金を使用するよう、管理者に申請することができる。

(e) 未使用の国土安全保障補助金

資金の柔軟性-本題第 604

項または第 605

項に基づく補助金の受領者からの要請があった場合、管理者は、国土安全保障のためと判断した場合、補助金受領者に対し、補助金契約書で指定された用途から本項の下で許可された他の用途に補助金資金の全部または一部を移すことを許可することができる。

(f) 設備基準-本題第 604

条または第 605

条に基づく補助金の申請者が、本題第 747

条に基づいて策定された国の自主的な基準を満たしていない、または満たしていない新しい設備またはシステムを、補助金に基づく援助を受けてアップグレードまたは購入しようとする場

合、申請者は、そのような設備またはシステムが、そのような基準を満たしている、または満たしている設備またはシステムよりも申請者のニーズに適している理由を、申請書に記載しなければならない。

§611.管理及び調整

(a) 地域の調整

アドミニストレータは、次のことを確実にしなければならない。

(1) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災の予防、準備、保護、または再発防止のために国務省が管理する補助金（ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法（42 U.S.C. 5133, 5170 ^{et seq.}）は、必要に応じて、近隣の州政府、地方政府、および部族政府との間で、予防、事前準備、および保護の取り組みを調整する。

(2) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災を予防、事前対策、保護、または対応するために国務省が管理する補助金（ロバート・T・スタッフォード災害救援緊急支援法（42 U.S.C. 5133, 5170 ^{et seq.}）1つ以上の州の一部または全部を含むか、または1つ以上の州のすべてに、適切な場合には地域作業グループの利用や地域計画の要件を含めて、州の境界を越えて、調整を行う。

(b) 企画委員会

(1) 一般的に、本題の第 604 条または第 605 条に基づかない補助金を受けている州またはハイリスク都市部は、州、地域、または地方の国土安全保障計画の作成と再評価を支援し、以下を支援するために、計画委員会を設置するものとする。

本タイトルの第 604 条および第 605

条の下にある補助金の効果的な資金調達先を決定するためには、以下のようにしなければならない。

(2) コンポジション

(A) 一般的に-

計画委員会には、以下を含む重要な利害関係者の代表者を含めるものとする。

(i) 地方政府

吏員

(ii) 緊急時対応のプロバイザーには、消防、法執行、緊急医療対応、および緊急事態管理者の代表者が含まれるものとする。

(B) 地理的代表

計画委員会のメンバーは、州内またはリスクの高い都市部内の郡、市、町、およびインディアン部族の個人を代表するグループでなければならない。

(3) 既存の計画策定委員会-

本款のいかなる部分も、国またはリスクの高い都市部が、本節の要件を満たす複数の管轄区域の計画策定委員会または委員会を設置し、使用している場合には、国またはリスクの高い都市部が計画策定委員会を設置することを要求するものと解釈されてはならない。

(c) 省庁間調整

(1) 一般的には、2007年8月3日から12ヶ月以内に、長官（長官を通じて行動する）、司法長官、保健福祉長官、および州、地方、および部族政府に支援を提

供しているその他の機関の長
は、次のように述べています。

自然災害、テロ行為、その他の人災の防止、準備、予防、対策、対応のために、共同して行う。

(A) 自然災害、テロ行為、その他の人災の予防、準備、防御、および再対応を目的とした州、地方、部族政府のための連邦補助金プログラムの包括的なリストを作成する。

(B) 第 (A) 項に記載された補助金プログラムの計画、報告、申請、その他の必要事項と指針を取りまとめる。

(C) 必要に応じて、以下のよう
な勧告を作成する。

(i) 州、地方、部族政府に対する冗長で重複した要件を排除します。

(ii) そのようなプログラムの目的に対する説明責任を確保する。

(iii) 受給者による重複購入や一貫性のない購入を避けるために、補助金資金の配分を調整する。

(iv) プログラムをより利用しやすく、申請者にとって使いやすいものにする。

(v) 国家の総合的な備えを強化するために、プログラムが共同で調整されていることを確認してください。

(D) パラグラフ(A), (B), (C)に基づく情報および勧告を、適切な議会の委員会に提出すること。

(E) 適切なコムを提供する

(D)項に基づくサブミッションを準備する際に収集または検討された情報に対して、議会の委員会、コントローラー・ジェネラル、および政府認証局の役員または職員が完全にアクセスできるようにすること。

(2) 業務の範囲：本款のいかなる規定も、2007年8月3日現在存在する補助金プログラムの廃止や目的の変更を認めるものではなく、また、そのような補助金プログラムの廃止や目的の変更に関する提案書の審査や作成を認めるものではない。

(d) 議会の感覚-

自然災害、テロ行為、その他の人災を含むあらゆる危険に対して、国家が予防、準備、保護、対応を最も効果的に行うことができるようにするために、議会の感覚である。

(1) 同省は、テロリズムに焦点を当てた補助金とオールハザード補助金の両方について、首尾一貫した調整されたシステムを管理すべきである。

(2) 2007年9/11委員会法の実施勧告の第1章および第2章の改正に基づく補助金の配分権限に反映されているように、テロリズムに焦点を当てた資金調達とあらゆる危険への備えのための資金調達との間には、継続的かつ適切なバランスがあるべきである。

(3) テロ支援補助金に関しては、最もリスクの高い地域の目標能力を迅速に達成することと、目標能力の低下によって測定さ

れる基本的な事前の平準化のレベルを確保することが必要である。

全国的に達成されました。

§612.説明責任

(a) 助成金プログラムの監査

(1) コンプライアンス要件

(A) 監査要件-

会計年度中に50万ドル以上の連邦政府資金を支出した、省が管理する補助金の受給者は、表題31の第75章に基づき義務付けられている組織全体の財務・コンプライアンス監査の写しを管理者に提出しなければならない。

(B) 情報へのアクセス-

部局および部局が管理する補助金の各受領者は、部局が管理する補助金に関連して実施された活動に関する情報への完全なアクセスを、統括責任者および政府説明責任局の役員または職員に提供しなければならない。

(C) 不適切な支払い-2002

年不正支払情報法 (31 U.S.C. 3321 注) に基づき、本表題第 604 条、第 605 条および第 762 条に基づく各補助金プログラムについて、管理者は、以下の方針および手続きを規定するものとする。

(i) このような補助金プログラムの下で資金を提供された活動のうち、顕著なカントの不適切な支払いの可能性があるものを特定すること。

(ii) 不適切な支払いがあった場合は、部局に報告しなければならない。

(2) 代理店プログラムレビュー

(A) 一般的には、管理者は、2年に1回以上、各州および高レベルの州に対して、以下のような調査を行うものとする。

自然災害、テロ行為、またはその他の人為的災害の予防、準備、保護、または対応のために、ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法（42 U.S.C. 5133, 5170 et seq, and 5191 et seq）の第203項、第IV項、または第V項の下で提供される援助を除く、本省が管理する補助金を受領しているリスクのある都市部。

(B) 内容-

(A)号に基づくレビューでは、最小限の検査を行うものとする。

(i) 授与された資金が、法律、プログラムガイダンス、州の国土安全保障計画またはその他の適用可能な計画に基づいて使用されたかどうか。

(ii) 自然災害、テロ行為、その他の人災を予防、準備、保護、対応するために、助成対象者の能力をどの程度向上させたか。

(C) 充当の権限-

管理者に充当することが認められている他の金額に加えて、本項に基づく審査のために管理者に充当することが認められている。

(i) 各会計年度8,000,000ドル
2008年、2009年、2010年

(ii) 平成23年度以降の各年度に必要な金額を記載しております。

(3) パフォーマンス評価-

国とリスクの高い都市部が、目標とする能力と備えの優先事項を満たすために、国務省が管理する補助金を適切に使用していることを確認するために、以下のような活動を実施する。

管理者は...

(A) 当該国または高リスク都市部が、本題第748条(b)項に基づく演習を実施または参加することを確実にしなければならない。

(B) 本題第749条の下の包括的評価システムと調和したパフォーマンス指標を使用し、そのような州または高リスク都市部が、パラグラフ(A)の下で要求される演習を通じて、そのような指標に対する進捗状況を定期的にテストすることを保証する。

(C) 本タイトルの第 750 条に基づく是正処置プログラムを使用すること。

(D) 本タイトルの第752条(c)項で要求されているように、国務省が管理する補助金を受領している各州が、その準備のレベルに関する報告書を管理者に提出することを確実にする。

(4) 評価要素の考慮

(2)項および(3)項に基づくプログラムの再評価およびパフォーマンス監査を実施する際には、管理者および部局の監察官は、(4)項で要求されるパフォーマンス評価要素を考慮しなければならない。

(5) 回収監査-

管理者は、以下のように管理者が判断した場合、2010年適正支払いの撤廃および回収法 (31 U.S.C. 3321 注) の第 2 項(h)に基づき、総額が 100 万ドルを下回らない補助金について回収監査を実施するものと

する。

(A) 財務監査で不適切な支払いが確認された場合、再処理することができます。

(B) 費用対効果が高いを回収するための回収監査

対象となる資金。

(6) コンプライアンス違反の
救済措置

(A) 一般的に、本款に基づき審査または監査の結果、本章に基づき補助金の受領者が、対象となる支出に関する法律の規定または部局の規則やガイドラインを実質的に遵守していないと、アドミニストレータが判断した場合、アドミニストレータは、以下を行うものとします。

(i) 受領者が適切に使用しなかった補助金資金の額と同額を、再受領者に支払う補助金資金の額を減額する。

(ii) 補助金資金の使用を、順守しなかった場合でも影響を受けないプログラム、プロジェクト、または活動に限定する。

(iii) さらなる調査のために、この問題を警視総監に報告する。

(iv) 受給者への補助金資金の支払いを中止する。

(v) 管理者が適切と判断した場合には、その他の措置を取ることができる。

(B) 罰則の期間

管理者は、補助金受領者が法律および省の指針または規則を完全に遵守していると管理者が判断す

るまで、パラグラフ

(A)の下にある過小評価の罰則を適用するものとする。

(b) 助成対象者による報告

(1) 国土安全保障費の四半期
報告書

(A) 一般的に-

本題の第604項または第605項に基づく補助金を受領する条件として、州、高リスク都市部、または直接資格のある部族は、各連邦政府の会計期間終了後30日以内に、その会計期間中に補助金資金を使って行われた活動に関する報告書を管理者に提出しなければならない。

(B) 内容-

(A)号に基づく報告書には、該当する州、高リスクのウランバ

ン地域、または直接資格のある部族、および各サブグラント先について、最低でも以下の内容が含まれていなければならない。

(i) 半期に、本タイトルの第 604 条または第 605 条に基づき、その受信者に義務づけられた金額。

(ii) 当該受領者が本タイトルの第 604 条または第 605 条に基づき、その四半期に再受領し、支出した資金の金額。

(iii) このような資金を使用して、その再受領者が行った支出の要約説明と、そのような支出が行われた目的を記載したもの。

(C) 年度末報告書-

国家、高リスクの禁止区域、または直接資格のある部族が、会計年度の最終四半期に関連してパラグラフ (A) の下に提出する報告書には、以下のものを含めるもの

とする。

(i) その会計年度に助成金を受けていない状態で受領したすべての資金の金額と再受領日を明記してください。

(ii) その会計年度中に、その補助金のサブグラントを受けた者の身元と提供された金額を明記しなければならない。

(iii) そのようなすべての資金の金額と支出の日付

本表題の第 611
条(a)項(1)に準拠して
、または相互扶助協
定またはその他の取
り決めの下に支出さ
れ、その会計年度中
に州、高リスク都市
部、または該当する
場合は直接資格のあ
る部族内で適用され
る。

(iv) その会計年度中に
各受取人またはサブ
グラント先が資金を
どのように使用した
か。

(2) 年次報告書 - 本題第 605
条の下で補助金を申請す
る州は、本題第 752
条(c)で義務付けられてい
るように、毎年、州の事
前改善報告書を管理者に
提出しなければならない。

(c) 管理者による報告

(1) 連邦準備報告書-
長官は、毎年、本表題の
第752条(a)項で義務付けら
れている連邦準備報告書
を連邦議会の適切な委員
会に提出するものとする。

(2) リスク評価

(A) 一般-

各会計年度において、
管理者は、リスクの計
算および省が管理する
補助金の資金配分の計
算に使用した方法につ
いて、以下を含む詳細
かつ包括的な説明を議
会の適切な委員会に提
出しなければならない。

(i) リスクアセスメントに含
まれるすべての変数と、そ
のような各変数に割り当て
られた重み。

(ii) 加重された各変数がリス
クとどのように関係してい
るかの説明、およびそのよ
うな関係があると結論づけ
た根拠。

(iii) (1)

期中における重要な子会社
の異動（連結範囲の変更を
伴う特定子会社の異動）
該当事項はありません。

考慮される変数、それらの変数の重み付け、および計算方法。

(B) 分類された附属書

パラグラフ(A)の下で要求される情報は、可能な限り未分類の形式で提供されるものとし、必要に応じて分類された附属書を含めることができる。

(C) 締切日

各会計年度において、サブパラグラフ(A)の下で必要とされる情報は、以下のいずれか早い日に提供されなければなりません。

(i) 10月31日、または

(ii) Departmentが管理する補助金のプログラム・ガイダンスが発行される30日前。

(3) 部族資金報告書

各会計年度の終わりに、行政官は、政府が管理する補助金プログラムの下でインディアン部族に提供された資金の額を明記した報告書を、直接提供されたものであれ、州または高リスク都市部からのサブグラントを通じて提供されたものであれ、その会計年度にインディアン部族に提供された資金の額を明記した報告書を議会の充当委員会に提出しなければならない。

補助金を意味する。

(b) 第一次報告書

2010年10月12日から90日以内に、次の内容を含む報告書を議会の承認委員会に提出しなければなりません。

(1) 補助金の授与に関連して管理者が州、地方、部族政府に課している冗長な再移植要件の

§613.報告の重複の特定及びパフォーマンス指標の開発

(a) 定義：本項において「対象となる補助金」とは、本題第604項に基づき授与された補助金、本題第605項に基づき授与された補助金、および管理者が指定したその他の

評価。

(A) 補助金の管理プロセスの一環として、Administrator が補助金受領者に要求したデータの各項目のリスト。

(B) (A)項に記載されたリストの中から、補助金受領者が複数回、または複数のシステムに提出する必要があるデータの項目を特定すること。

(C) (A)項に記載されたリストの中から、管理者が対象となる補助金が授与されるプログラムを効果的かつ効率的に管理するために収集する必要のないデータ項目を特定すること。

(2) (1)項に基づき特定された冗長で不必要な報告要件を排除するための具体的なタイムテーブルを含む計画。

(3) 対象となる補助金が授与されるプログラムの効果を評価するために、定量化可能な成果指標を速やかに作成するための、具体的なタイムテーブルを含む計画。

(c) 隔年報告書-

第 (b) 項の下で最初の報告書の提出が求められた日から 1 年以内に、その後は 2 年に 1 度、管理者は、以下を含む補助金管理報告書を議会の適切な委員会に提出するものとする。

(1) 撤廃に向けた取り組み状況

助成金受領者に課せられた冗長で不必要な報告要件。

(A) 第(b)(2)項に基づき要求された計画の実施の進捗状況。

(B) 冗長で不必要な要件を特定し、排除するために、報告要件の再評価を行う。

(2) 対象となる補助金が授与されているプログラムの効果を評価するための定量化可能なパフォーマンス指標と測定基準を開発するための努力の状況。

(A) 第(b)(3)項に基づき要求された計画の実施の進捗状況。

(B) 本表題第 749条の下で義務付けられている包括的な評価システムの一部として、補助金のための追加のフォーメーションごとの測定基準と手段の開発と実施の進捗状況。

(3) 補助金が授与される各プログラムのパフォーマンス評価。

(A) プログラムの目的と目標の説明。

(B) 本項、本タイトルの第612条(a)(4)項、および本タイトルの第749条で要求されている定量化可能なパフォーマンス指標と測定基準に基づいて、(A)項に記載されている目的と目標がどの程度達成されているかの評価。

(C) プログラムの有効性を向上させるために、変更された状況や新たに生じた状況に対処するために、プログラムを修正するための推奨事項。

(D) 明確で正確な情報の利用可能性、審査と表

彰の適時性、技術支援の提供など、対象となる補助金の受給者の経験の

評価と、経験を向上させるための推奨事項。

(d) 補助金プログラム測定調査【12年度中に報告が必要

§701.定義

このタイトルでは

(1)「管理者」とは、本庁の管理者をいう。

(2)「庁」という用語は、連邦政府緊急事態管理庁を意味する。

(3)「議会の適切な委員会」とは、以下のような意味です。

(A) 上院国土安全保障・政府問題委員会

(B) 衆議院の委員会のうち、衆議院議長が適当と認めたもの。

(4)「大惨事」という用語は、自然災害、暴動、またはその他の人為的災害で、異常なレベルの犠牲者や損害、混乱をもたらし、その地域の人口（大量避難を含む）、インフラ、環境、経済、国民の士気、または政府機能に深刻な影響を与えるものを意味する。

(5)「Department」という用語は、国土安全保障省を意味します。

(6)「緊急事態」および「大規模災害」という用語は、タイトル42の第5122項で与えられた意味を持つ。

“本タイトル”とは、*Pub.L. 109-295*のタイトルVIを指します。*L. 109-295*、*PKEMRA*のタイトルVIを指します。

(7) 緊急事態管理」という用語は、脅迫されたまたは実際の自然災害、テロ行為、またはその他の人為的災害に備え、予

防、対策、対応、回復、または軽減する能力を構築し、維持し、証明するために必要なすべての活動を調整し、統合する政府の機能を意味する。

(8) 緊急対応のプロバイダー」という用語は、本タイトルの第101項で与えられた意味を持つ。

(9) 連邦調整官」という用語は、タイトル42の第5143項に記載されている連邦調整官を意味する。

(10) 障害者」という用語は、タイトル42の第12102項で与えられた意味を持つ。

(11) 地方自治体」および「州」という用語は、本表題第101条で与えられた意味を持つ。

(12) 国家事故管理システム」とは、効果的、効率的、協調的な事故管理を可能にするシステムを意味する。

(13) 国家対応計画」という用語は、国家対応計画または本題第314条(a)(6)項に基づき作成された後継計画を意味する。

(14) 長官」とは、国土安全保障省長官を意味する。

(15) サージ能力」という用語は、大災害時に人命を救い、財産を守るために必要な搜索救助能力、食糧、水、医薬品、避難所および住居、医療ケア、避難能力、人員配置（災害支援の雇用者を含む）、その他の資源の提供を迅速かつ実質的に増加させる能力を意味する。

(16) 部族政府」とは、インディアンの部族または公認の部族組織の

政府を意味する。

またはアラスカではネイティブの村またはアラスカ・リージョナル・ネイティブ・コーポレーション。

他の執行機関の職員を、必要に応じて、サージの委員会の委員に指名する手順が含まれているものとする。

§711.サージ容量力

(a) 設立

(1) 一般的に、長官は、2006年10月4日から6ヶ月以内に、自然災害、テロ行為、その他の人災（壊滅的な事件を含む）に対応するための人員を派遣するためのサージ能力部隊を設置し、実施するための計画を作成し、議会の適切な委員会に提出しなければならない。

(2) オーソリティ

(A) 一般的に-

(B)号に規定されている場合を除き、計画では、サージ能力部隊の個人がロバートに規定された権限の下で訓練を受け、配備されることを規定するものとする。

T. スタッフォード災害救援と緊急 援助 法 [42
U.S.C. 5121 et seq.]

(B) 例外 -
管理者が、既存の権限がサージ容量部隊の個人の訓練と配備に不十分であると判断した場合、管理者は、管理者が必要と判断した追加の法的権限について議会に報告しなければならない。

(b) 奉公先指定社員

この計画には、長官が省庁の職員ではない省の職員を指名し、他の執行機関の長と協力して、

キャパシティブォース。

(c) 機能

計画は、サージ容量力を確保するものとする。

- (1) 自然災害、テロ行為、その他の人災（壊滅的な事件を含む）に備え、対応し、復旧するために、活性化後に迅速かつ効率的に展開することができる、本表題の第320条に準拠した資格を有する十分な数の個人が含まれる。
- (2) サージ能力部隊を指揮し、管理するために、本題の第320条に基づき資格を与えられた十分な数のフルタイムで高度な訓練を受けた個人が含まれている。

(d) トレーニング

計画は、自然災害、テロ行為、その他の人災に関する庁のプログラムや方針について、適切かつ継続的な訓練を実施していることを確認するために、管理者がサージ要員に適切かつ継続的な訓練を実施しなければならない。

(e) 機関人員の上限に影響なし

サージ能力部隊のメンバーは、連邦緊急事態管理庁に適用される人員の上限にカウントされてはならない。

(f) 費用

管理者は、サージ収容能力部隊の隊員としての任務に関連する訓練に参加する目的で、表題 5 章第 57 章第 1 節の下の機関の職員に認められた料金をもって、サージ収容能力部隊の隊員の旅費を支給することができる。

(g) 連邦政府職員を巻き込んだサージキャパシティブォースの即時実施

管理者は、2006年10月4日以降の実務上可能な限り速やかに、以下の事項を策定し、実施するものとする。

- (1) 第(b)項に基づく手続き。
- (2) 計画の他の要素については、これらの手続きの下で指定された個人で構成されるサージキャパシティブォースの部分を設定する必要があった。

§721.避難準備技術支援

管理者は、他の適切な連邦政府機関の長と連携して、州、地方、部族政府に対して、ハリケーン避難調査の作成、避難計画の策定における技術支援、高潮予測、避難区域、避難許可時間、輸送能力、避難所能力の評価を含む、避難準備の技術支援を提供するものとする。

§722.都市部の捜索救助対応システム

(a) 一般的には

庁内には、都市捜索救助再スポンサードシステムとして知られているシステムがあります。

(b) 処分の認可

§723.首都圏医療対策交付金プログラム

(a) 一般的には

首都圏医療リスポンサードプログラムがあります。

(b) 目的

プログラムには、2006年6月1日現在のプログラムの各目的が含まれているものとする。

(c) 処分の認可

§724.ロジスティクス

管理者は、自然災害、テロ行為、その他の人災に効果的かつ迅速に対応するために必要な物品・サービスの調達・配車、及び物流システムの各地点における物品のリアルタイムな可視化のための効率的で透明性の高い柔軟な物流システムを構築するものとする。

§725.前置装置プログラム

(a) 一般的には

管理者は、自然災害、テロ行為、その他の人災に対応して（またはその影響で作動しなくなった）州、地方、部族の政府が使用する重要な資産を維持し、補充するために、少なくとも11カ所に標準化された緊急用機器を予備配備するための予備配備プログラムを確立するものとする。

(b) お知らせ

管理者は、前置装置プログラムの場所が閉鎖される地域の州、地方、部族の役人に、閉鎖日の60日前までに通知しなければならない。

**§726.基本的な生命維持のための
応急手当と教育**

管理者は、緊急時対応事業者に教育を提供するための資金を提供する団体と協定を結ぶものとする。

いのちの応急処置

子供たちのことを考えています。

§727.情報技術システムの改善

(a) 情報技術システムの改善策

管理者は、部局の最高情報責任者と連携して、以下の措置を含め、庁内の情報技術システムを更新し、改善するための適切な措置を講じるものとする。

(1) 同庁の複数の情報技術システム（国家緊急事態管理情報システム、物流情報管理システムI、II、自動配備データベースを含む）が、実行可能な範囲で完全に互換性があり、必要に応じて相互に情報を共有し、アクセスできることを確実にする。

(2) 技術の強化が本庁の本部および地域事務所にタイムリーに到達し、シームレスな統合を可能にすることを保証します。

(3) リリース前にすべてのシステムコンポーネントが適切かつ徹底的にテストされることを保証するテスト環境を開発し、維持する。

(4) 災害対応要員、任務任務命令、物資、および自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応して使用された物資を追跡する能力を、本庁の情報技術システムが有していることを確実にしなければならない。

(5) 国家緊急事態管理情報システムの適切な改善を行い、対応する。

2006年10月4日には、このようなシステムの欠点を指摘し、また、2006年10月4日には、このようなシステムの欠点を指摘しました。

(6) 災害対応要員を含む要員に対して、情報技術システムに関する研修、マニュアル、指導を行い、社員が情報技術システムを適切に利用できるように支援する。

(b) 平成18年10月4日以降270日分の報告が必要です。

§728.法執行機関への特定の情報の開示

避難、避難所、または集団移転を必要とする状況が発生した場合、管理者は、タイトル5の第552a(b)項（一般的に「プライバシー法」と呼ばれる）に準拠して、違法行為を特定するため、または性犯罪者通知法の遵守を含む公共の安全またはセキュリティの問題に対処するために、連邦政府または州、地方、または部族政府の法執行機関に対して、本庁の個人情報データベース内の情報を公開することができる。

§741.定義

この部分では

(1) 能力

「能力」という用語は、特定の条件の下で、特定のフォーメーション基準に従って、1

つ以上のタスクを達成するための手段を提供する能力を意味する。能力は、意図された結果を達成するために、適切に計画され、組織化され、装備され、訓練され、行

使された人員のあらゆる組み合わせによって達成され得る。

(2) クレデンシャル付き; クレデンシャル-

「クレデンシャル付き」および「クレデンシャル-イング」という用語は、本表題の第 311

節で与えられたそれらの用語の意味を持つ。

(3) ハザード-

「ハザード」という用語には、次のようなものがあります。

この用語は、タイトル42の第5195 a(a)項(1)の下で与えられた意味である。

(4) 任務の割り当て-

「任務の割り当て」とは、連邦政府機関が連邦政府機関に対して発行する、特定の任務の完了を指示する作業命令で、その機関が指定された任務の完了を指示し、資金、その他の管理上の問題、および指針を定めたものを意味する。

(5) 国家準備目標-

「国家準備目標」という用語は、本タイトルの第743条に基づいて設定された国家準備目標を意味する。

(6) 国家準備システム-

「国家準備システム」とは、本題第744条に基づいて設立された国家準備システムを意味する。

(7) 国家研修プログラム-

「国家研修プログラム」という用語は、本題の第748条(a)項に基づいて設立された国家研修プログラムを意味する。

(8) 運用準備態勢-

「運用準備態勢」とは、組織、資産、システム、または機器が、組織または設計された任務や機能を遂行するための能力を意味する。

(9) パフォーマンス測定-

「パフォーマンス測定」という用語は、意図された目的と比較して結果の結果を測定するために使用される量的または質的特性を意味する。

(10) パフォーマンス・メトリクス-

用語「パフォーマンス・メトリクス」とは、一般的にベースラインとターゲットの観点から表現され

る結果を測定するために使用される特定の値または特性を意味する。

(11) 予防-

「予防」とは、テロの脅威または実際の行為を回避、予防、または停止するために実施される活動を意味する。

(12) 資源-

「資源」という用語は、本題の第311項で与えられた意味を持つ。

(13) タイプ-

「タイプ」という用語は、リソースの能力を指すリソースの分類を意味する。

(14) typed; typing-

heterms"typed"および"typing"は、本タイトルの第311項で与えられたそれらの用語に与えられた意味を持っています。

§742. 国家の準備

自然災害、テロ行為、その他の人災を含むあらゆる危険に備えるため、大統領は、2002年国土安全保障法のタイトル42の第5195項およびタイトルVの下での政策宣言と一致している(6)。

この法律で改正された U.S.C. 311 et seq. (U.S.C. 311 et seq.)は、国家準備目標および国家準備システムを策定しなければならない。

§743. 国家の準備目標

(a) 設立

大統領は、大統領補佐官を通じ、自然災害、テロ行為、その他の人災を予防し、対応し、復旧し、軽減する能力を確保するために必要な準備レベルを定義した国家準備目標を完成させ、改訂し、必要に応じて更新するものとする。

(b) 国家事故管理システムと国家対応計画

国家の備えの目標は、実践可能な最大限の範囲で、国家事故管理システムおよび国家対応計画と一致していなければならない。

§744. 国家的な準備体制の確立

(a) 設立

大統領は、アドミニストレーターを通じて行動し、日本が国家準備目標を達成するための国家準備システムを策定しなければならない。

(b) 構成要素

国家の準備体制は、以下の構成要素を含むものとする。

- (1) 目標とする能力と準備の優先順位。
- (2) 装備と訓練のためのスタンダード。
- (3) トレーニングとエクササイズ。
- (4) 総合評価システム。
- (5) 是正措置管理プログラム。
- (6) 連邦政府の対応能力は...
- (7) 報告要件。
- (8) 連邦政府の準備。

(c) 国家計画のシナリオ

国の準備体制には、国の計画シナリオが含まれていてもよい。

§745. 国家計画シナリオ

(a) 一般的には

管理者は、適切な連邦政府機関の長および国家諮問委員会と連携して、自然災害、災害、その他の人災を含むあらゆる災害がもたらす相対的なリスクを反映した計画シナリオを策定し、目標能力の柔軟かつ適応的な開発および国家準備目標を達成するための目標能力レベルの特定のための基盤を提供することができる。

(b) 開発の様子

国家計画シナリオの策定、改訂、代替を行う際には、管理者は、シナリオの内容を確実に確認しなければならない。

- (1) すべてのハザードの相対的なリスクを反映し、広範囲の代表的なハザードの潜在的な範囲、大きさ、複雑さを示していること。
- (2) すべての危険に再対応するために必要なタスクと目標能力を特定し、定義するために必要な最小限の代表的なシナリオを提供する。

§746.目標とする能力及び準備の優先順位

(a) 2006年10月4日以降180日以内に目標能力のガイドラインを義務付けること

(b) ガイドラインの配布

管理者は、ガイドラインが速やかに議会および州の適切な委員会に提供されるようにしなければならない。

(c) 目的

管理者は、ガイドラインが具体的で、柔軟性があり、測定可能なものであることを確認しなければならない。

(d) テロリズムのリスク評価

テロ行為のリスクの分析と評価に関して、管理者は以下のことを考慮しなければならない。

- (1) 人口（一過性の通勤者や観光客を含む）、人口密度の高い地域、重要なインフラ、海岸線、国際国境に関連する脅威、脆弱性、結果の変数。
- (2) 署のチーフ・インテリジェン

米国に対するテロの脅威について

(e) 備えの優先順位

第(a)項のガイドラインを策定するにあたり、管理者は、自然災害、テロ行為、その他の人為的災害を含むすべての災害のリスクと、災害の予防、対応、復旧、緩和に必要な資源とのバランスを適切にとるための準備の優先順位を設定するものとする。

(f) 相互扶助協定

管理者は、州内での相互扶助協定の発展のための支援を提供することができる。

シー・オフィサーから入手可能な最新のリスクアセスメントを使用する。

(a) 設備基準

(1) 一般的に、管財人は、連邦政府、州政府、地方自治体、部族政府、非政府の緊急対応機関が使用する機器の性能、使用、検証に関する国の自主的なコンセンサス基準を、連邦政府、州政府、地方自治体、部族政府、非政府の緊急対応機関の長と協力して、必要に応じて策定、公布、更新することを支援する。

(2) 要求事項-

国内の自主的なコンセンサス基準は、以下の通りでなければならない。

(A) は、緊急時対応の提供者の安全と健康を含め、国家の備えの目標に合致した装備やその他の能力を達成するように設計されている。

(B) 実現可能な最大限の範囲で、既存の国の自主的なコンセンサスと一致していること。

の基準を満たしていることを示しています。

(C) 既存の基準が策定されたときには想定していなかった可能性のある脅威を、適切なものとして考慮する。

(D) 操作性、相互運用性、相互変更性、耐久性、柔軟性、効率性、有効性、移植性、持続性、安全性の最大化に焦点を当てています。

(b) 研修基準

管理者は...

(1) 研修に関する国の自主的なコンセンサス基準の開発、推進、および必要に応じて定期的な更新を支援する。

(2) 国家研修プログラムの下で提供される研修が基準と一致していることを確認する。

(c) 標準化団体との協議

本節を実施するにあたり、管理者は、関連する官民の自主的コンセンサス基準開発機関の代表者と協議するものとする。

§748. 訓練と演習

(a) 全国研修プログラム

(1) 一般的に-

2006年10月4日から180日以内に開始し、行政長官は、適切な連邦政府機関、全国障害者カウンシル、および全国諮問委員会の長と連携して、全国的な準備目標、全国インシデント管理システム、全国対応計画、およびその他の関連計画と戦略を実施するための全国的な訓練プログラムを実施する。

(2) トレーニングパートナーの

国家研修プログラムを実施し、実施しなければならない。

(A) 政府の訓練施設、学術機関、民間組織、その他の組織と協力して、緊急事態管理者や緊急事態対応プロバイダのために特別な最先端の訓練を提供する。

(B) 適切な場合には、コミュニティカレッジ、州および地方の公安学校、州および私立大学、その他の施設が提供する訓練コースを利用する。

(b) 国民運動プログラム

(1) 一般的には、2006年10月4日以降 180日以内に開始し、行政長官は、適切な連邦政府機関の長、全国障害者協議会、および全国諮問会議と連携して、国家準備目標、国家事故管理システム、国家対応計画、およびその他の関連する計画や戦略をテストし、評価するための国家演習プログラムを実施するものとする。

(2) 必要条件-

国家レベルでのエクセキューズプログラム

(A) であろう

(i) 信頼できる脅威、脆弱性、結果を含む現在のリスク評価に基づき、実行可能な限り現実的であり、国家の準備システムを強調するように設計されている。

(ii) 州、地方、または部族政府の部分的または完全な無力化をシミュレートするために、現実的に設計されています。

(iii) 必要に応じて、最小限度のノーレベルで実施されます。

安全性を考慮した上で、そのような演習の時期と詳細について関係者に助言を与えること。

(iv) 判断力の体系的な評価を行い、インシデント・コマンド・システムおよび関連する相互扶助協定の運用上の理解を深めるために設計されています。

(v) 高齢者を含む特別なニーズを持つ人々のユニークな要件に対応するように設計されています。

(vi) アフターアクション報告書を迅速に作成し、学んだ教訓を将来の活動に迅速に反映させるための計画を策定するように設計されている。

(B) 州、地方自治体、および部族政府が容易に適応して使用できるモデル演習の選択を含むものとし、以下のような演習（モデル演習プログラムであっても、現地で設計された演習であっても）の設計、実施、および評価について、州、地方自治体、および部族政府に支援を提供するものとする。

(i) (A)項の要件に適合していなければならない。

(ii) 適用可能な州、地方、または部族の戦略または計画と一致していること。

(iii) 準備ができているかどうかの体系的な評価を提供する。

(3) 国家レベルの演習
管理者は、定期的に、ただし 2

年に
度以上、以下の目的のために国家レベルの演習を実施するものとする。

(A) 連邦政府、州政府、地方自治体、および部族政府が脅迫されている、またはそれを検知、混乱させ、防止するための能力をテストし、評価する。

テロリズムの実際の壊滅的な行為、特に大量破壊兵器を含むもの。

(B) 連邦政府、州政府、地方政府、および部族政府が、大災害の被害に協同的かつ統一に対応し、回復するための能力をテストし、評価することを目的とする。

標能力レベルに対する評価時の能力レベル。

(a) 設立

管理者は、全国障害者協議会および全国諮問委員会と連携して、日本の予防能力および作戦準備を含めた全般的な備えを継続的に評価するための包括的なシステムを確立するものとする。

(b) 業績評価指標と評価方法

管理者は、国家事前対策システム、国家インシデント管理システム、国家再対策計画、その他の関連する計画や戦略、および本題第752項で要求される報告書の各構成要素が、明確で定量化可能なパフォーマンス指標、尺度、および成果をもって、開発、改訂、更新されることを保証するものとする。

(c) 内容

第(a)項の規定に基づかないで設立された評価制度は、評価を行うものとする。

- (1) 国家防災システム、国家防災管理システム、国家対応計画、およびその他の関連する計画や戦略を遵守すること。

§749.総合評価制度

(2) に基づいて定義された目

本タイトルの第 746
条(a)項に基づいて策定されたガイ
ドラインを参照してください。

(3) 本タイトルの第 746
条(a)項に基づいて策定されたガイ
ドラインに従って定義された
目標能力レベルを満たすために
必要な資源のニーズ。

(4) トレーニング、エクササイ
ズ、オペレーションのパフォー
マンス。

(1) それぞれの能力に対して

(A) ケイパビリティの性能パラ
メータ。

§750.是正措置管理プロ グラム

管理者は、全国障害者協議会およ
び全国諮問委員会と連携して、以
下の目的のための改善行動管理プ
ログラムを確立するものとする。

(1) トレーニング、演習、および
実世界での出来事を分析し、学
んだ教訓とベストプラクティス
を特定し、普及させる。

(2) 演習や現実世界のイベントの
参加者に対して、必要に応じて
事後報告書を作成し、普及させ
る。

(3) 是正処置の追跡調査と長期的
な傾向分析を行う。

§751.連邦政府の対応能力インベ ントリ

(a) 一般的には

タイトル42の第5196条(h)(1)項(C)
に従い、連邦政府は、連邦政府の
対応能力のインベントリの完成を
加速するものとする。

(b) 内容

国家対応計画の下で対応能力を持
つ各連邦機関について、インベン
トリには以下の項目を含めるもの
とする。

(B) ケイパビリティがインシデントに対応できる

時間枠。

(C) 自然災害、テロ行為、その他の人災を含むあらゆる危険に対応するための能力の準備が整っていること。

(2) 本表題の第320項に従って資格を与えられた職員のリスト。

(3) 本タイトルのセクション320のアクセントダンスでタイプされたリソースのリスト。

(4) 連邦政府、および必要に応じて、州、地方、部族政府、および民間部門によって維持されている緊急通信。

(c) こくぼうしょう

管理者は、国防長官と協力して、国防総省内の組織および機能のリストを作成し、

国家対応計画およびタイトル 42の第 5170a 項、第 5170b 項、第 5192

条に規定された権限に基づき、自然災害、テロ行為、その他の人災の発生時に、文民当局を支援するために使用することができる。

(d) データベース

管理者は、インベントリデータベースを構築して、以下のことを可能にしなければならない。

(1) リアルタイムの情報交換

(A) の能力を持っていることを示しています。

(B) 準備はできています。

(C) 装備の互換性を確認します。

(D) 資格を持った職員、および

(E) 型付けされたリソース。

(2) 容易な同一証明および急速な能力の展開、信用

事件が発生している間に、人員、タイプ、およびリソースをタイプしています。

(3) 適当な場合には、第(a)項に記載されたインベントリを他の連邦機関と共有することができる。

(i) 備えの優先事項を達成するために必要な連邦、州、地方、部族の支出額の見積もり。

(ii) 使用の程度

§752.報告要件

(a) 連邦準備報告書

(1) 一般的に、管財人は、2006年10月4日から12カ月以内に、その後は毎年、適切な連邦機関の長と連携して、自然災害、テロ行為、その他の人災を含むあらゆる災害に対する国家の備えのレベルに関する報告書を議会の適切な委員会に提出しなければならない。

(2) 内容-

各報告書には、以下の事項が記載されているものとする。

(A) 連邦政府の援助がどのように国家準備システムを支援しているかの評価。

(B) 本タイトルの第749条に基づき実施された包括的評価の結果。

(C) 自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために訓練を受け、準備ができてきている人員の各カテゴリーにおける信任を受けた人員の数と種類を含む、本タイトルの第751項に記載されているインベントリのレビュー。

(D) 本タイトルの第746条(e)項に基づいて設立された準備組織を満たすために必要な資源の評価。

前会計年度中の連邦援助のうち、準備の優先事項を達成したものを。

(E) 2002

年国土安全保障法 (6 U.S.C. 601 et seq.) のタイトル XX 以外の補助金を含む、省が管理する補助金の程度の評価。

(i) 州政府、地方政府、部族政府が目標能力を達成するための進捗状況に貢献したこと。

(ii) 自然災害、テロ行為、その他の人為的な災害からのリスクを軽減するために、国や州、地方、部族の法曹界において、そのリスクを軽減することにつながった。

(F) 本表題の第 751

条(b)項(2)に記載されている庁のクレデンシャルを有する職員のリストが、本表題の第 751

条(b)項(2)に記載されているかどうかの議論

(i) タイトル5の10102項に基づいて作成された戦略的人的資本計画に準拠していること。

(ii) 自然災害、災害、またはその他の人為的な災害（壊滅的な事件を含む）に対応するのに十分であること。

(b) カタストロフィックリソースレポート

(1) 一般的に-

長官は、毎年、連邦政府、州政府、地方政府、および部族政府が大災害に再対応するために必要なキャパシティを開発するた

めに必要であり、特にそのために費やされる、本庁および他の連邦政府機関の資源の見積もりを作成し、議会の専門委員会に提出するものとする。

(2) 内容-

第一項の規定による見積もりには、次のものを含むものとする。

しゅざい

- (A) 計画を立てます。
- (B) トレーニングとエクササイズ。
- (C) 地域事務所の強化。
- (D) 大災害時のサージ能力を含めた人員配置。
- (E) さらなる物流能力の向上を目指しています。
- (F) 大災害発生時の付属文書および国家対応計画の大災害発生時の補足文書の下で、その他の責任を負う。
- (G) 州、地方、部族の政府機関による大災害への備え
- (H) 庁の固定費または経費（家賃または不動産取得費または経費、税金、部局の運転資金への拠出金、セキュリティ費用を含む）の増加をカバーするために、そのような見積もりが提出された年の翌年度のために。

(c) 州の準備報告書

(1) 一般的には、2006年10月4日から15ヶ月以内に、その後は毎年、国務省から連邦準備援助を受けている州は、その州の準備レベルに関する報告書を長官に提出しなければならない。

(2) 内容-

各報告書には、以下の事項が記載されているものとする。

- (A) 国家準備システム、国家事故管理システム、国家対応計画、およびその他の関連する計画や戦略に対する州の適合性の評価。

(B) 現在の能力レベルの

評価と目標能力レベルの説明。

(C) 該当する州の国土安全保障計画およびその他の計画で特定された目標能力が、どの程度満たされていないかの議論と、本題第 746 条(c)項に基づき確立された優先順位を満たすために必要とされる資源の評価。

(i) 備えの優先順位を高めるために必要な支出額の見積もり。

(ii) 前会計年度における連邦援助の使用が、準備の優先事項をどの程度達成したか。

(2) ナショナル・インサイダーに準拠しています。

§753.連邦政府の準備

(a) 代理店の責任

国家の準備体制を支援するため、大統領は、国家対応計画の下で対応能力を持つ各連邦政府機関が、国家対応計画の下で対応することを確実にするものとする。

(1) 国家的な備えの目標を達成するために、以下を含む作戦能力を有していること。

(A) 意思決定を行い、意思疎通を図るための人材。

(B) 組織のミッションのために割り当てられ、訓練され、実行される組織構造。

(C) 十分な物理的資源。

そして

(D) 命令の作成、監視、および通信を行うためのコマンド、制御、および通信チャネル。

本表題の第320条に従って、自然災害、テロ行為、またはその他の人災に対応するために必要とされる可能性の高い、人員の信任状とリソースのタイプ分けを含む、デントマネジメントシステム。

(3) は、連邦政府の対応を支援するために要請があった場合に展開される対応要員の名簿を作成し、訓練し、演習を行う。

(4) 連邦政府の協調的な対応を確保するための国家対応計画を支援するために、自然災害、テロ行為、その他の人災に効果的に対応するための計画的な作戦計画と、危機管理計画を含む対応能力を策定する。

(5) 定期的に更新し、その正確性を検証し、本タイトルの第751条に基づき要求される情報をアドミニストレータに提供する。

(b) 運営計画

第(a)(4)項に基づき作成された運用計画は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 運用計画は、共通の用語、アプローチ、フレームワークで統一されたシステムの下で調整されなければならない。

(2) 作戦計画は、地域のおよび国家的なリスクに対処するために、州、地方、部族政府の職員と協力して策定されなければならない。

(3) 運用計画には、必要に応じて以下の要素が含まれているものとする。

(A) 業務の概念。

(B) 重要なタスクと対応能力。

(C) 詳細なリソースと人

ニーズに合わせて、調達要件を設定しています。

(D) 機関の資源と人員を全体的な対応に迅速に統合するための具体的な規定。

(4) 運用計画は、次の事項を適宜、アドレッシングするものとする。

(A) 集団避難を行う際の州政府、地方政府、部族政府への支援。

(i) 輸送および再利用。

(ii) 短期および長期のシェルターリングと宿泊施設。

(iii) 特別なニーズを持つ人々のための規定、家族の絆の維持、行方不明の子どもの迅速な居場所の確保。

(iv) ポリシーとペットのための規定。

(B) 避難者や特別なニーズを持つ人々のニーズに対応するための資源を含む、公衆衛生および医療資源の準備と展開。

(C) 陸上、水上、空中での搜索救助活動を含む、機関間の搜索救助活動の調整。

(D) 他の法執行機関に関する上級連邦法執行官の役割と責任。

(E) 重要なインフラストラクチャの保護。

(F) 関係機関の間での海難救助活動の調整。

(G) 国防総省と国家の調整を行う。

衛兵による文民統制の支援。

(H) 実践可能な範囲で、国防総省、米国航空宇宙局、米国海洋大気庁、民間航空機および衛星のリモートセンシング画像を利用する。

(I) 民間部門やNGOからの支援の調整と統合。

(J) ガレキの安全な処理、危険物を含む廃棄物の処理、および可能な場合にはガレキのリサイクル。

(K) 再要求されたサージ容量の識別。

(L) 影響を受けた地理的地域の復興のための具体的な規定。

(c) 任務の割り当て

国家対応計画の下での支援提供を迅速化するため、大統領は、国家対応計画の下で責任を負う連邦機関との調整の下で、行政官が、後方支援、通信、集団ケア、保健サービス、公共安全を含む、所定のミッション割り当てを開発することを確実にするものとする。

(d) 認証

大統領は、上院の国土安全保障・政府問題委員会、国土安全保障委員会、下院の交通・インフラ委員会に、国家対応計画の下で責任を負う各連邦機関が、第 (a) 項および (b) 項に準拠していることを、年次ベースで証明するものとする。

(e) 建設

本節のいかなる規定も、以下の事項に関して国防次官の権限を制限するものではない。

(1) 防衛省の部隊の指揮、統制、訓練、計画、装備、演習、または雇用。

(2) 国防総省の資源の配分

§754.既存資源の利用

国家の準備目標および国家の準備体制を確立するにあたり、管理者は、既存の準備文書、計画ツール、ガイドラインを、この法律と整合性があり、実行可能な範囲で利用しなければならない。

§761.緊急事態管理支援コンパクト補助金

(a) 一般的には

管理者は、「緊急経営支援コンパクトに関する議会の同意を得る共同決議」（公法104-321； 110 Stat. 3877）と題する共同決議で同意された緊急経営支援コンパクトの運営のために助成金を交付することができる。

(b) 用途

本項に基づく補助金は、次のように使用されるものとする。

(1) 2004年および2005年のハリケーンシーズンのための緊急事態対応支援コンパクトの事後報告書で特定された勧告を実行するために。

(2) すべての加盟国および地域を代表してコンパクトオペラを運営する。

(3) との調整を継続するために

庁および適切な連邦政府機関を対象としています。

(4) 州、地方、部族政府機関およびそれぞれの国の機関との調整を継続すること。

(5) 州および地方自治体、緊急時対応の提供者、およびそのような提供者を代表する組織を支援するために、緊急時対応の提供者の資格認定および緊急時対応リソースのタイプ分けを行う。

(c) コーディネート

管理者は、緊急事態管理支援コンパクトの管理者と協議し、支援要請に対応する際の効果的な連携を確保するものとする。

(d) [許可]

§762.危機管理パフォーマンス・グラント・プログラム

(a) 定義

このセクションでは

(1) 「プログラム」という用語は、第(b)項に記載されている緊急管理能力補助金プログラムを意味する。

(2) 「州」という用語は、ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急支援法 (42) 第102条で与えられた意味を持つ。(U.S.C. 5122) 。)

(b) 一般的には

連邦緊急事態管理庁長官は、ロバート・T・スタッフォード災害管理局の許可を得て、あらゆる災害に備えて州、地方、部族政府を支援するための緊急事態管理実績交付金制度を継続的に実施するものとする。

リーフと緊急援助法
U.S.C. 5121 et seq.)

(c) フェデラルシエア

ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法 (Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act) [42 U.S.C. 5195 et seq.] のタイトルVIで特別に規定されている場合を除き、プログラムの下で利用可能な資金を使用して実施される活動の費用の連邦政府の取り分は、50%を超えてはならない。

(d) 割り当て

平成20年度以降の各年度については、本プログラムを実施するために計上された金額を、次のように国の間で配分する。

(1) 基準額

管理者は、まず、米領サモア、北マリアナ諸島の共同財産、グアム、およびバージン諸島の各州に0.25%、残りの各州に0.75%を配分しなければならない。

(2) 残金

管財人は、残りの金額を以下の比率で配分するものとする。

(A) 各州の人口が

(B) すべての州の人口。

(e) 割り当ての一貫性

第(d)項にかかわらず、2013年度以前の会計年度において、本項から派生した補助金の使途が2007年度の緊急管理実績補助金の使途と同額以上である場合、いかなる州も、本項の下で2007年度に受領した額を下回る額を受領してはならない。

(f) 処分の認可

§763.ノーブルトレーニングセンターの移転

ノーブル訓練センターは、国内対策センターに移管される。国内対策センターは、ノーブル研修センターを国内対策センターのプログラム構成に統合する。

§764.国民運動シミュレーションセンター

大統領は、国家演習シミュレーションセンターを設置するものとする。

(1) ライブ、バーチャル、建設的なシミュレーションを組み合わせて、以下のことを行います。

(A) 選挙で選ばれた役人、緊急事態管理者、緊急事態対応プロバイダー、および政府のあらゆるレベルの緊急事態支援プロバイダーが協調して活動できるように準備する。

(B) すべての連邦機関の国土安全保障担当者に学習環境を提供する。

(C) 特に大災害に基づいた運用手順とエクセレンスの開発を支援する。

(D) インシデント指揮官が模擬環境で意思決定を行うことを可能にします。

(2) は、訓練、演習、および運用レベルでの指揮統制機能のために、モデリングとシミュレーションを使用します。

§771.国家災害復興戦略

(a) 一般的には

管理者は、住宅・都市開発長官と調整して、Administra.

環境保護庁長官、農務長官、商務長官、財務長官、運輸長官、中小企業庁長官、内務省インディアン問題担当次官補、その他の適切な連邦政府機関の長、州、地方、部族の政府関係者（国家諮問委員会を含む）、適切な非政府組織の代表者は、大規模災害や緊急事態からの復興努力の指針となる国家災害復興戦略を策定し、調整し、維持しなければならない。

(b) 内容

国家災害復興戦略は、以下のようなものでなければならない。

(1) 州、地方自治体、部族政府、大規模災害の影響を受けた個人や家庭の復興ニーズを満たすための、最も効率的で費用対効果の高い連邦プログラムの概要を説明する。

(2) 大規模災害からの復興を支援する際に役立つ可能性のある各連邦機関の役割、プログラム、権限、責任を明確に定義する。

(3) 災害に強い建築物の建設を奨励することを目的として、大規模災害の影響を受けた地域において、最も適切で費用対効果の高い建築材料（地域に存在する危険性に基づいて）の使用を促進する。

(4) (2)項に記載された機関が提供することができるプログラムについて、以下を含めて詳細に記述すること。

(A) 資金調達の問題を議論しています。

(B) どのように責任を負うかを詳細に説明しています。

国家災害復興戦略の下での連携を共有する。

(C) 復興支援に向けた協力的な取り組みに関するその他の事項を取りまとめました。

(c) 報告書

(1) 一般的には、2006年10月4日から270日以内に、大臣は国家災害復興戦略の詳細と国家災害復興戦略のいずれかの部分を実施するために必要な追加的な権限を記述した報告書を議会の各委員会に提出しなければならない。

(2) 更新-
管理者は、(1)項の下で提出された報告書を更新した報告書を議会の適切な委員会に提出するものとする。

(A) 国家災害復興戦略に変更が加えられた日と同じ日に

(B) 第一項の報告書の提出後、定期的に、第一項の報告書の提出の日から五年ごとに一回以上

§772.国家災害住宅戦略

(a) 一般的には

管理者は、本項第(b)項(2)に記載された連邦政府機関、政府、組織の代表者、国家諮問会議、国家障害者評議会、その他管理者の裁量による機関と連携して、国家災害住宅戦略を策定し、共同で策定し、維持する。

(b) 内容

国家災害住宅戦略は、以下の通りである。

(1) 大規模災害で被災した個人や世帯の短期的・長期的な住宅ニーズを最もよく満たすための、最も効率的で費用対効果の高い連邦プログラムを概説する。

(2) 大規模災害時に住宅支援を提供する際の各機関の役割、プログラム、権限、責任を明確に定義する。

(A) 序のことです。

(B) 住宅都市開発省

(C) 農林水産省からの連絡です。

(D) 退役軍人省
悩みの種。

(E) 保健福祉省の

(F) インディアン問題局の

(G) 大規模災害時に住宅支援を提供する可能性のある他の連邦政府機関。

(H) アメリカ赤十字社

(I) 州、地方、部族の政府。

(3) (2)項に記載された事業体が提供することができるプログラムについて、以下を含めて詳細に記述すること。

(A) 資金調達の問題を概説します。

(B) 国家災害住宅戦略の下での責任をどのように分担するかを詳述している。

(C) その他、大規模災害時の住宅支援のための協力的な取り組みに関する事項を取り上げる。

(4) 方法を考える

住宅扶助は、雇用その他の生活資源がある個人や世帯を対象とすることができます。

(5) 特別なニーズや低所得者層のニーズを満たすためのプログラムを記述し、障害者に十分な数の住宅が提供されるようにする。

(6) 個人や世帯に提供される住宅のクラスターの運営計画を記述し、公共サービスへのアクセス、敷地管理、セキュリティ、敷地の居住性などを含む。

(7) ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急援助法 (42) の第408条に基づき、個人および世帯への住宅供給を改善するために、賃貸契約またはその他の手段を含め、既存の賃貸住宅の修繕または再生を促進する計画を記載すること。

U.S.C. 5174) ; および

(8) 戦略のいずれかのポーシオンを実行するために必要な追加の権限を記述してください。

(c) ガイダンス

管理者は、以下の項目に関するガイダンスを作成し、一般に公開すべきである。

(1) Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act (42 U.S.C. 5121 et seq.) の下で、緊急事態または大規模災害の影響を受けた個人および世帯に対して利用可能な住宅支援の種類。

(2) そのような援助の適格性 (必要に応じて、そのような援助の継続性も含めて) 、および

(3) そのような援助のための申請手続きを行います。

(d) 報告書

(1) 一般的には、2006年10月4日から270日以内に、特別なニーズを持つ人々のニーズを満たすためのプログラムを含む、国家災害住宅戦略の詳細を記述した報告書を議会の各委員会に提出しなければならない。

(2) 更新された報告書-
管理者は、(1)項の下で提出された報告書を更新した報告書を議会の予算委員会に提出しなければならない。

(A) 災害時住宅戦略に変更が加えられた日と同じ日に

(B) 第一項の報告書の提出後、定期的に、第一項の報告書の提出の日から五年ごとに一回以上

§773.障害のある個人のガイドライン

災害対応・復旧時における障害者受け入れガイドラインの作成を2006年10月4日から90日以内に義務付ける。]

§774.再統一

(a) 定義

このセクションでは

(1) 児童検索センター-

「児童検索センター」とは、第(b)項に基づき設置された国家緊急児童検索センターを意味する。

(2) 宣言された事象-

「宣言された事象」とは、大規模な災害や緊急事態を意味する。

(3) 失踪した大人

この用語は、「失踪した大人」を意味します。

"成人退場者"とは、宣言された出来事の結果、その個人の常住地から退場した21歳以上の一般人を意味する。

(4) 居場所を失った子ども-

「居場所を失った子ども」とは、宣言された出来事の結果、その個人の常住地から居場所を失った21歳未満の個人を意味する。

(b) 国立緊急児童相談所

(1) 一般的に-

2006年10月4日から180日以内に、行政長官は、米国の司法長官と連携して、国立行方不明・被保護児童センター内に国立緊急児童検索センターを設置しなければならない。全国緊急児童検索センターを設置するにあたり、行政長官は、児童の迅速な身元確認と家族との再統合を促進するために、すべての関連情報を適時に全国緊急児童検索センターに提供するための手続きを確立しなければならない。

(2) 目的-

その目的は以下の通りです。
児童検索センターは

(A) 個人が、避難児童の所在地に関する情報を有する可能性のある避難児童または避難成人の氏名およびその他の識別情報を、児童ロケーターセンターに提供することを可能にする。

(B) 個人が、避難した子どもや避難した成人に関する他の情報源についての情報を受け取ることができるようにする

こと。

(C) 法の執行を助ける

避難した子供たちの世話をしています。

(3) 責任と義務-

児童検索センターの責任と義務は次の通りです。

(A) 配置されていない子どもたちの報告と、避難した子どもたちの居場所を特定するのに役立つ、避難した大人に関する情報を受け取るために、フリーダイヤルの電話番号を設置する。

(B) 避難した子どもたちについての情報を提供するウェブサイトを作成する。

(C) 宣言されたイベントの現地にスタッフを派遣し、避難した子どもたちに関する情報を収集する。

(D) は、避難した子どもたちの家族との再会を支援します。

(E) 災害支援のための追加資源に関する情報を提供する。

(F) 連邦政府、州、地方の法執行機関と協力して活動しています。

(G) は、避難民の子どもたちの居場所を特定するための技術支援を提供する。

(H) 災害支援を提供する政府機関や非政府組織と、配置されていない子どもや避難した成人に関する情報を共有する。

(I) 避難した子どもたちについての情報収集のために、その資源を利用する。

(J) 避難した成人の報告書を次の者に送る。

(i) 失踪した成人の所在を特定するための技術的支援を

提供するために司法長官が指定した団体

(ii) 国家緊急事態

本タイトルの第775条(a)に定義されているように、ファミリー・レジストリおよびロケーター・システム。

(K) 児童ロケーターセンターの使命を実施するために必要に応じて、連邦および州の機関やアメリカ赤十字のような他の組織と協力協定を締結すること。

(L) 児童検索センターの活性化に備えて、緊急時の再対応計画を策定する。

(c) 省略

(d) [レポート]

(2) (1)項に基づいて提出された

情報が、障害者個人によって指名された個人および法執行機関の職員がアクセス可能であること

を確実にすること。

(3) 避難民の報告を受けるために、インターネットとフリーダイヤルでアクセスできるようにすること。

(4) 本タイトルの第774項に基づき設立された全国緊急児童

§775.全国緊急家族登録及び検索システム

(a) 定義

このセクションでは

(1) 失踪者」とは、緊急事態または大規模な災害によって失踪した個人を意味する。

(2) National Emergency Family Registry and Locator System」という用語は、第(b)項の下に設立されたNational Emergency Family Registry and Locator Systemを意味する。

(b) [設立]

(c) システムの運用

国家緊急家族レジISTRYとロケーターシステムは、以下のようなものです。

(1) 個人情報をデータベース（氏名、現在の居住地、および個人の居場所を特定しようとする他の人が使用する可能性のあるその他の関連情報など）に入力することで、避難している成人（医療患者を含む）が自発的に登録することを認める（避難している子供の親または後見人である成人がそのような子供を登録することを認める）。

検索センターに避難児童を紹介する手段を含む。

(d) 情報の公開 [情報の公開]

(e) コーディネート

(f) [レポート]

§776.個人と家計のパイロット・プログラム

平成20年12月31日までのパイロットプログラムを設置します。

§777.生活保護パイロットプログラム

平成20年12月31日までのパイロットプログラムを設置します。

§791.事前契約

(a) [第一報]

(b) 契約の締結

(1) 一般的に-

2006年10月4日から1年以内に、広告担当大臣は、サブセクション(a)(1)(A)で特定された商品またはサービスの種類ごとに、サブセクション(a)(1)(C)で特定された契約戦略に従って、1つ以上の契約を締結しなければなりません。以前に発注された第(a)(1)(A)項で特定された商品やサービスの契約は、この要件を満たすために維持することができます。

(2) 考慮された要因
- 本款に基づく契約を締結する前に、管理者はタイトル42の第5150項を考慮しなければならない。

(3) 物品およびサービスのための連邦事前交渉済みの契約

- 管理者は、州および地方自治体、その他の連邦政府機関と調整しながら、物品およびサービスのための連邦事前交渉済みの契約が、必要に応じて州および地方自治体と調整されることを確実にするためのプロセスを確立するものとする。

(4) 物品およびサービスのための州および地方の事前交渉契約

- 行政は、自然災害やテロ行為、その他の人災に先立って、物品およびサービスのための業者との事前交渉契約を締結するよう、州および地方自治体に奨励するものとする。

(c) 契約の維持管理

第(b)項に記載された日以降、管理者は、第(a)(1)(C)項に従って、適切なレベルの物品およびサービスの契約を維持する責任を負うものとする。

(d) 競争的手続を利用していない契約の報告

2006年10月4日から少なくとも90日後の最初の会計年度を皮切りに、各会計年度末に、管理者は、競争的手続以外の方法で本庁が締結した各災害支援契約についての報告書を、適切な議会の委員会に提出しなければならない。

§792. 下請業者の階層化の制限

(a) 規制

長官は、請負業者が下請業者や何層にもわたる下請業者を使ってコントラクトの主要作業を行うことを最小限に抑えるため、第(c)項に記載された契約に適用される規制を公布しなければならない。

(b) 具体的な要件

最低限、第(a)項で規定された規制は、そのような要件が実行可能でない、または実行可能でないと長官が判断した場合を除き、請負業者が契約のコストの65%以上、または個々のタスクや納品注文のコスト（間接費や利益を含まない）のためにサブ契約を使用することを除外するものとする。

(c) 対象となる契約

本項は、自然災害やテロ行為、その他の人災への対応や復旧を容易にするために同省が締結した、旧簡易買収基準（タイトル41の第134項で定義）を上回る金額の費用-再調達型の契約、タスクまたは納入命令に適用される。

§793. 連邦災害支出の監督と説明責任

(a) 管理

者が監督活動のための資金を指定する権限

管理者は、連邦政府機関に提供されたミッションの指定のための総額の1%を上限として、受領機関が払い戻し対象となるミッションから外れて実施された活動の監督を行うために使用する監督資金として指定することができます。

割り当てプロセスを行うことができます。そのような資金は、使用されるまで利用可能なままとする。

(b) 資金使途

(1) 監督活動の種類

監督資金は、以下の種類の監督活動に使用することができます。

(A) 資金の支出を監視し、追跡し、分析します。

(B) 庁の資金が適切に、かつ適用されるすべての法律および規制に従って使用されるように、十分な人員管理および内部統制の仕組みが利用可能であることを保証すること。

(C) 選定された契約書等の見直し

(D) 庁内資金の不正疑惑を調査中

(E) 他の連邦、州、地方自治体の職員やコントラクターとの不正防止活動を実施し、参加する。

(2) 計画と報告書-

監督資金は、サブセクション (e) の下で必要とされる計画とサブセクション (f) の下で必要とされる報告書の発行に使用することができます。

(c) 資金使途の制限

オーバーサイト資金は、災害の再支援、救援、復旧活動に使用される直接機関の充当に関連する既存の機関のオーバーサイト再責任の資金に使用することはできない。

(d) 監視活動の方法

(1) 一般的に、監督活動は、本節の下で機関が直接または契約により実施することができる。このような活動には、評

価や財務・業績監査が含まれることがある。

(2) 監督の調整

実務上可能な範囲で、本節に基づく評価および監査は、機関の監察官によって行われるものとする。

(e) 監視計画の策定

(1) 一般に、機関の長は、当該年度に監督費を再交付された場合には、翌年度に実施されると予想される災害対応、救援、復旧のための俯瞰的活動を記載した計画を作成しなければならない。

(2) 監視活動の選択-

計画の作成にあたり、機関の長は、不正、浪費、乱用の最大のリスクをもたらす分野のリスク評価に基づいて、監視活動を選択しなければならない。

(3) スケジュール-

計画には、監視活動を実施するためのスケジュール（完了予定日を含む）が記載されているものとする。

(f) 連邦政府の災害援助の集計可能性報告書

本節に基づき監督資金を受領している連邦機関は、監督活動とその成果をまとめた情報を含む、当該資金の用途に関する連結報告書を毎年、長官および議会の適切な委員会に提出しなければならない。

(g) 定義

この項において、「監督資金」とは、第(a)項に規定する資金であって、監督業務の遂行に使用するために指定されたものをいう。

§794. 特定の非競争的契約の期間の制限

(a) 規制

大臣は、タイトル41の第3304条(a)項に規定されている例外に従い、請願手続以外の手続を用いて締結された当該契約の契約期間を、必要最小限の契約期間に制限するために、第(c)項に記載されている契約に適用される規制を公布するものとする。

- (1) 契約に基づいて実行される仕事の緊急かつ強制的な要件を満たすために。
- (2) 競争的プロセデュアを利用して、必要な商品やサービスのために別の契約を締結すること。

(b) 特定の契約期間

第(a)項に基づいて公布された規則は、臨時の事情が適用されると長官が判断した場合を除き、契約期間を150日を超えないことを要求するものとする。

(c) 対象となる契約

本項は、自然災害、テロ行為、またはその他の人災への対応または復旧を容易にするために同省が締結した簡易取得閾値（タイトル41の第134項で定義）を超える金額の契約に適用される。

§795. 不正、浪費及び乱用の取締り

(a) 一般的には

管理者は、次のことを保証しなければならない。

- (1) 連邦災害救援を管理する庁内のすべてのプログラム

詐欺、浪費、および乱用を防止し、検出するための適切な内部管理体制を開発し、維持するための支援を行います。

(2) 対象となる受給者に関する情報を収集するために庁が使用する申請データベースは、支出を記録しなければならない。

(3) このようなトラッキングは、不適格なアプリケーションをハイライトして識別するように設計されています。

(4) このような援助のための申請から情報を収集するために使用されるデータベースは、支出および支払いの再コードと統合されなければならない。

(b) 必要な監査とレビュー

管理者は、同庁が管理する連邦災害救援プログラムのためのデータベースまたは類似のアプリケーション・プロセス・イング・システムが、同庁の監察官によるレビューを受け、本節および本節による修正の下で必要とされる内部統制の存在と実施を確認することを確実にしなければならない。

§796. 災害対策事業者の登録簿

(a) 定義

このセクションでは

(1) レジストリ」という用語は、第(b)項に基づいて作成されたレジストリを意味する。

(2) 小規模事業者」、「社会的・経済的に不利な立場にある個人が所有し、管理する小規模事業者」、「女性が所有し、管理する小規模事業者」、「退役軍

1. 原語では"超えない期間"にすべきだな

人が所有し、管理する小規模事業者」という用語は、以下のような意味を持っています。

このような条件は、小規模バス
ネス法 (15 U.S.C. 631 et
seq) に基づくものである。

(b) レジストリ

(1) 一般的に-

管理者は、がれき撤去、物資の
配布、復興、その他の災害また
は緊急救援活動を行う意思のあ
る請負業者の登録簿を作成し、
維持するものとする。

(2) 内容

登録簿には、ビジネス上の関心
事ごとに、その内容が記載され
ているものとする。

- (A) 事業者名を記載してくだ
さい。
- (B) 事業者の所在地を示して
います。
- (C) バスの運行状況に応じて
、バスの運行エリアを指定し
ます。
- (D) ビジネスコンサーンによ
って提供される良いまたはサ
ービスのタイプ。
- (E) バスネスの関心事の結合レ
ベル、および
- (F) ビジネス上の関心事が
 - (i) 中小企業の悩みの種です。
 - (ii) 景気の悪い個人や経済
的に恵まれない個人が所有
し、管理している中小企業
のことです。
 - (iii) 女性が所有し、管理し
ている中小企業。
 - (iv) 退役軍人が所有し、管
理している中小企業です。

(3) 情報源

(A) 提出-

登録簿に保持されている情報
は、任意で提出され、提出す

る事業者が最新の情報を保持す
るものとする。

(B) 認証-各事業

レジストリに情報を提出する懸念は、提出しなければならない。

(i) 情報が真実であることを証明するもの。

(ii) そのような証明書を裏付ける書類が必要となります。

(C) 検証-

管理者は、各事業者から提出された文書が、その事業者が提出したインフォメーションをサポートしていることを検証しなければならない。

(4) 登録簿の利用可能性-

登録簿は、庁のインターネットサイトで一般に公開されているものとする。

(5) 登記簿の協議-

災害、復興、その他の災害または緊急救援活動におけるがれき撤去、物資の提供の契約のための取得計画の一環として、連邦政府機関は、登記簿に協議するものとする。

管理者は、自然災害やテロ行為、その他の人災への対応や復旧に関連した連邦災害援助の無駄、詐欺、乱用の防止と、そのような重大な無駄、詐欺、乱用を見極める方法についての訓練を提供するプログラムを開発し、実施するものとする。

§797.不正防止研修プログラム

§811.充当の認可

§1102. 国家国内準備コンソーシアム

(a) 一般的には

長官は、省内で国家国内準備コンソーシアムを設立し、運営し、維持する権限を与えられている。

(b) メンバー

国家国内準備コンソーシアムのメンバーは、以下の者で構成されるものとする。

- (1) 国内プレパレーションセンター。
- (2) ニューメキシコ州鉱山技術研究所、国立エネルギー材料研究・試験センター。
- (3) ルイジアナ州立大学生物医学研究・訓練センター。
- (4) テキサスA&M大学の国家緊急事態対応・救助訓練センター。
- (5) ネバダ州の試験場である国立演習・試験・訓練センター。
- (6) プエブロにある運輸技術センター、インコーポレーテッド、コロラド州;そして
- (7) ハワイ大学国家防災訓練センター。

(c) 任務

国家国内準備コンソーシアムは、州、地方、部族の緊急対応機関を特定し、開発、試験を行い、訓練を提供し、パフォーマンス、管理、計画レベルでの現場および移動訓練を提供し、省の訓練パートナーによる訓練の提供を容易にするものとする。

(d) 処分の認可

(e) 貯蓄性引当金

本節のために充当された金額から、次の各事業体に将来提供される金額が、2007年度にコンソーシアムに参加した際に各事業体に提供された金額を下回らないようにするものとする。

- (1) 国内プレパレーションセンター。
- (2) ニューメキシコ州鉱山技術研究所、国立エネルギー材料研究・試験センター。
- (3) ルイジアナ州立大学生物医学研究・訓練センター。
- (4) 国家緊急事態対応・救助訓練センター。
テキサスA&M大学; および
- (5) ネバダ州の試験場である国立演習・試験・訓練センター。

行政命令12148

合衆国法律集第42編第5195条注

例：勲章第 1 2 1 4 8 号No.12148連邦緊急事態管理

例：Ord.No.12148, 1979年7月20日, 44 F.R. 43239 (Ex.No.12155, September 10, 1979, 44 F.R.No. 12155, Sept. 10, 1979, 44 F.R. 53071; Ex.改正されています。

第12156号, 1979年9月10日, 44 F.R. 53073。

例：省令第12381号, 1982年9月8日, 47. 第12381号1982年9月8日 47

F.R.39795;

Ex.省令第12673号, 3月23日。第12673号、3月23日。

1989年, 54 F.R. 12571; Ex.Ord.12919号。

§904(a)(8), 1994年6月3日, 59 F.R. 29533。

例：例：条例第13286号§52, 2003年2月28日, 682003年2月28日, 第13286号, §52, 68

F.R. 10628を提供しています。

1950年連邦民事防衛法 (50 U.S.C. App. 2251 et seq.)、1970年災害救援法 (42 U.S.C. Chapter 58 note)、1974年災害救援法 (88 Stat.

143; 42 U.S.C. 5121 et
款)、1977年の地震災害削減法 (4
2 U.S.C. 7701 et seq.

公法92-385の第4節 (86 Stat. 556)、8月10日法43条。
1956年改正 (50 U.S.C.App. 2285)、1947年改正国家安全保障法 (50 U.S.C.App. 401) に記載されている短文の注記を参照)、1950年改正国防生産法 (50 U.S.C.App. 2061 et seq)、組織再編計画第1号。1958年(上記)、1973年(上記)の組織再編計画第1号(上記)、改正された戦略的・重要材料在庫管理法 (50 U.S.C. 98 et seq.)、1950年予算・会計手続法 (31 U.S.C. 581c) の第202条 (31 U.S.C. 1531)、および合衆国法典第3章の第301条に基づき、緊急機能を国土安全保障省に移すために、以下のように命じるものである。

セクション1.譲渡または再配置

1-1.1-1.

既存の機能の譲渡または再配置。

1-

101.国防総省国防民間準備局に委任または割り当てられた大統領に与えられたすべての機能は、国土安全保障省長官に移譲または再割り当てされる。

1-

102.住宅都市開発省の連邦災害支援局に委任または割り当てられていた大統領に与えられたすべての機能は、以下に移譲または再割り当てされた。

国土安全保障省長官は、支援に関して商務省に再委任または再割り当てされた機能を含めて、次のように述べています。

は、悪天候に見舞われた緊急事態に備えた準備計画の策定において、地域社会に対しての支援を行っています。

1-

103.大統領に与えられたすべての機能のうち、連邦準備庁一般サービス

管理局に委任または割り当てられたものは、国土安全保障省長官に移譲または再割り当てされる。

1-104.1977年地震災害削減法 (42 U.S.C.

これらの機能を含む、7701 et seq.

科学技術政策局が実施している業務は、国土安全保障省長官に委任、転送、または再割り当てされている。

準備と計画の調整に責任を負うものとする。

1-2.1-

2.再ソースの転送または再割り当て。

1-

201.本令により移管、再配置、再委任された機能に関連する記録、財産、人物、役職、および使用可能な、または使用可能になる予定の予算の未使用残高は、ここに国土安全保障省長官に移管される。

1-

202.管理予算局長は、資金、記録、財産、職員の移転を含め、本令で規定されている移転または再配置を実施するために必要な、または適切なすべての措置を講じなければならない。

第2節緊急時の計画と支援の管理

2-1.2-1.

2-

101.国土安全保障省長官は、行政機関のすべての民事防衛および民事緊急事態の計画、管理、緩和、支援機能のための連邦政策を確立し、調整するものとする。

2-

102.国土安全保障省長官は、執行機関の民事防衛および民事緊急事態機能を定期的に見直し、評価するものとする。これらの機能の効率性と有効性を改善するために、国土安全保障長官は、大統領に対し、以下のような代替的な機能を提供する方法を提案するものとする。連邦政府の計画、管理、緩和、支援。

2-

103.国土安全保障長官は、ダムの安全性を促進するための努力の調整、自然災害および原子力災害警告システムの調整、および主要なテロ事件の影響を軽減するための

2-

104.国土安全保障省長官は、大統領を代表して、市民の緊急事態への備え、緩和、対応、復旧プログラムへの積極的な参加を促すために、州および地方自治体、民間部門と協力しなければならない。

2-

105.国土安全保障省長官は、国土安全保障省の機能に関する年次報告書を大統領に提出し、その後議会に回付する。報告書は、連邦民事防衛および民事緊急事態の機能、組織、資源、システムの有効性の現状を評価し、すべてのレベルのガバメント、民間部門、ボランティア組織による計画、管理、支援、救援を改善するための措置を提言するものでなければならない。

2-2.実装しています。

2-

201.本令の下で機能を遂行するにあたり、国土安全保障省長官は、行政機関のすべての民事防衛および民事緊急時の機能、資源、システムを提供する政策を策定するものとする。

(a) 既存の組織、リソース、システムを可能な限り活用することを基本としています。

(b) 州政府や地方自治体の組織、資源、プログラムと効果的に統合されています。

民間セクターやボランティア団体、そして

(c) あらゆる形態の緊急事態に備え、緩和し、対応し、人々に与える影響から回復するために、開発、試験、利用されています。

2-202.2-202.

緊急事態機能の割り当ては、可能な限り、行政機関の通常任務の延長（緊急事態下での）に基づくものとする。

2-

203.本令の目的上、「緊急事態」とは、事故、天災、人災、戦時中の緊急事態またはその脅威を意味し、こ

れらの緊急事態により、住民に相当の傷害または危害を与え、または住民に相当の損害を与え、または住民に相当の損害を与え、または住民に相当の損害を与える可能性のあるものを意味する。

財産の損失

2-

204.民間防衛計画が国家全体の戦略的政策と完全に両立し続けるため、また、戦略的核計画と核攻撃準備計画との間の効果的な連携を維持するために、国土安全保障省長官による民間防衛政策およびプログラムの開発は、国防長官および国家安全保障会議による監督の対象となるものとする。

2-

205.国防長官は、法律で認められた範囲内で、利用可能な資源の範囲内で、プログラムの開発と管理、技術支援、再開発の分野で、民間防衛プログラムの支援を国土安全保障省長官に提供するものとする。

搜索、通信、輸送、情報、および緊急時のオペレーション。

2-

206.すべての行政機関は、国土安全保障省長官の機能を遂行するために、国土安全保障省長官と協力し、支援しなければならない。

2-3.2-3.移行規定

2-

301.本令の第1項により譲渡、再配置、または再委任された機能は、本令に定めるように再修正され、改訂される。

第4節の改正、および第5節の他の命令の規定の改正に定めるところによる。

2-

302.本令で行われた改正、修正、修正、修正にかかわらず、国土安全保障省長官は、本令の規定と矛盾する場合を除き、本令の第1項により長官に移譲された機能を継続して実行することができる。

第3項連邦緊急事態管理評議会

(平成19年4月1日)

(平成19年4月1日)

(平成19年4月1日) 第12919号第12919号により取り消された。

§904(a)(8)、1994年6月3日、59 F.R. 29533。]

第4条代表団

4-1.機能の委譲

理事長に委任する。

4-

101.[1979年9月10日勅令第12155号により取り消され、44 F.R. 53071.]

4-

102.1947年国家安全保障法第103条および第303条（1954年9月3日法第8条および第50条（公法）によって改正された）によって国防総動員局長官に与えられた機能
779; 68 Stat.1228 and 1244) (50 U.S.C.

(1)の規定に基づき、昭和33年更生計画第1号の第1項(a)により社長に移管されました(50)。

U.S.C. App.2271注)

[現在は上記の通り]であり、それらはここに国土安全保障省長官に委任されている。

4-103.(a) 1950

年改正連邦民事防衛法（50 U.S.C. App. 2251 et seq.）によって連邦民事防衛局またはその長官に与えられた機能は、1958年の再編成計画第1号によって大統領に移譲され、ここに国土安全保障省長官に委任された。

(b)

第(a)項の委任から除外されるのは、1950年連邦民事防衛法第205条(a)(4)項に基づく機能である。

(50 U.S.C.

App.2286(a)(4)は、改正された上級令第11589号の第1

項(b)により人事管理局長に委任された、実力主義に基づく人事基準の確立と維持に関連するものである。

4-104.国土安全保障省長官は、1958年の再編計画第1号（50 U.S.C.App. 2271 注） [現在は上記の通り] の第1条(b)項の規定に準じて、本令第4-101項、第4-102項、および第4-103項で委任された機能のいずれかを再委任する権限を与えられている。

4-105.1956年8月10日法（70A Stat. 636）の第43条により連邦民事防衛局のアドミッショナーに与えられた機

能（50

U.S.C.

App.2285]は、組織再編計画によって大統領に移管された。

1958年改正 (50 U.S.C.App. 2271注) [現在は上記の通り]のNo.1は、その後、公法86-500 (50 U.S.C.App. 2285) の第512条により、民間・防衛動員局の指令部に再配分された[以下の通り]。
公法87-296 (75 Stat. 630) により緊急事態計画室に変更され、その後、公法90-608 (82 Stat. 1194) の第402項により緊急事態準備室に変更された]が、1973年の組織再編計画第1号 (50 U.S.C. App 2271注) の第1項により、再び大統領に移管された。
[現在は上記の通り]
そして、ここに国土安全保障省長官に委任する。

4-
106.1950年9月23日法の第16項により緊急事態準備室長に与えられた機能は、改正された (20 U.S.C.646) 、および1950年9月30日法第7条 (改正後の1950年9月30日法第7条) (20 U.S.C.241-1) によって、1973年の改革計画第1号 (50 U.S.C.App. 2271注) [現在は上記の通り] の第1条によって大統領に移管され、ここに国土安全保障長官に委任されたものである。
4-107.1965年高等教育法第762条(a)により緊急事態準備室長に与えられた機能は、1972年教育改正第161条(a)により追加され、さらに改正されたもの (20 U.S.C. 1132d-1(a))により、1973年の再編計画第1号 (50 U.S.C. App. 2271注)により大統領に移管された範囲内で、国土安全保障省長官に委任されるものとする。

4-
2.大統領に与えられた機能の委譲
4-
201.改正された1970年災害救済法 (合衆国法典第58章注) によって大統領に与えられた機能は、ここに国土安全保障省長官に委任されている。
4-
202.ハリケーン及び熱帯性暴風雨アグネスに起因する損害賠償のための助成金に関する) が

公法92-335 (86 Stat. 556) の第4項による大統領の権限は、ここに国土安全保障長官に委譲される。

セクション[sic] 4-

203.修正されたロバート・T・スタッフオード災害救済および緊急援助法 (42 U.S.C. 5121 et

seq.) によって大統領に与えられた機能は、第401条 (大規模災害および緊急事態の宣言に関する) [42 U.S.C.

5170]、第501条 (緊急事態の宣言に関する) [42 U.S.C.

5191]、第405条 (連邦施設の修理、再建、復旧、または交換に関する) [42 U.S.C.

5191]、第405条 (連邦施設の修理、再建、修復、または交換に関する) [42 U.S.C.

5191]、第405条 (連邦施設の修理、再建、修復、または交換に関する) [42 U.S.C. 5121 et seq.

U.S.C.

5171]、および第412条(食券[給付]およびdistributionに関する) [42 U.S.C. 5179]は、ここに国土安全保障長官に委任されています。

4-

204.1977年の地震災害軽減法の改正により大統領に与えられた機能 (42 U.S.C. 7701 et

seq.) は、国土安全保障長官に委任されている。

4-

205.1979年7月30日より、商品信用供与憲章法第4条(h)項により大統領に付与された機能が改正された(15)。

U.S.C.

714b(h) は、ここに国土安全保障長官に委任されている。

4-206.1979年7月30日より、1949年連邦財産・行政サービス法第204条(f)項により大統領に付与された機能が有効となる。

改正後 (40 U.S.C. 485(f)) [現在の40 U.S.C.574(d)は、ここに国土安全保障長官に委任されている。

4-207.1950年連邦民事防衛法（50 U.S.C.App. 2302）の第502条によって大統領に与えられた機能は、国土安全保障長官に委任されている。

第5条その他の行政命令

[5-1.]

(5-2.変更点)

第6条

この命令は、1979年7月15日に発効する。

FEMAの追加認定機関

名前/タイトル	場所
使徒言行録	
防衛生産法	50 App.U.S.C.§2061 et seq.
地震災害軽減法	合衆国法律集第42編第7701条その他の規定。
昭和四十九年消防法	合衆国法律集第15編第2201条その他。 合衆国法律集第42編第290a条
マッキニー・ヴェント・ホームレス支援法（タイトルIII）	合衆国法律集第42編第1131条他。
全国首都圏共済	合衆国法律集第42編第5196条注
国のダム安全計画法	合衆国法律集第33編第467条他。
国家緊急事態法	合衆国法律集第50編第1601条その他の規定。
水害保険法	合衆国法律集第42編第4001条その他の規定。
1947年国家安全保障法	合衆国法律集第50編第404-405条
公法96の295条109項（昭和55年6月30日）	該当なし
警戒警報応答ネットワーク法	合衆国法律集第47編第1201条その他の規定。
特定法規	
総合的な緊急対応計画	合衆国法律集第42編第11003条
致死性化学薬品・軍需品の既存備蓄品の破壊	合衆国法律集第50編第1521条
自然災害への緊急対応	合衆国法律集第33編第701n条
企画・研修助成金、モニタリング、審査	合衆国法律集第49編第5116条
対応当局[CERCLA]	合衆国法律集第42編第9604条
公共部門の研修カリキュラム	合衆国法律集第49編第5115条
大統領の戦争権限	合衆国法律集第47編第606条
政令	
E.O.11514「環境品質の保護と向上」	合衆国法律集第42編第4321巻注
E.O. 11795, 大統領機能の委任	合衆国法律集第42編第5121条の注
E.O. 11988, 氾濫原管理	合衆国法律集第42編第4321巻注
E.O.11990, 湿地の保護	合衆国法律集第42編第4321巻注
E.O.12127, 連邦緊急事態管理局への機能移転	合衆国法律集第15編第2201条注
E.O.12148, 連邦緊急事態管理	合衆国法律集第42編第5195条注

政令 (つづき)	
E.O.12472 国家安全保障の割り当てと緊急時の通信機能	合衆国法律集第42編第5195条注
E.O. 12656、緊急時の備えの責任の割り当て	合衆国法律集第42編第5195条注
E.O. 12657 国土安全保障省 商用原子力発電所の緊急時対応計画における安全保障支援	合衆国法律集第42編第5195条注
E.O. 12673 災害救援および緊急時支援機能の委譲	合衆国法律集第42編第5195条注
E.O. 12699、連邦および連邦政府の支援または規制された新築建築物の耐震安全性	合衆国法律集第42編第704条注
E.O.12941、既存の連邦政府の耐震安全性 所有または賃貸の建物	合衆国法律集第42編第7705b条の注
E.O.13010、重要インフラストラクチャの保護	合衆国法律集第42編第5195条注
E.O.13151 世界災害情報ネットワーク	合衆国法律集第42編第5195条注
E.O.13161、大統領勲章の創設 公安警察官の勇姿	合衆国法律集第15編第2214条注
E.O. 13347、緊急時の備えにおける障害者の個人情報	合衆国法律集第6編第314条注
E.O.13407、公衆注意報および警報システム	合衆国法律集第42編第5195条注
昭和33年第1号改組計画	合衆国法律集第42編第5195条注
昭和四十八年第一次更生計画	合衆国法律集第42編第5195条注
昭和53年更生計画第3号	合衆国法律集第15編第2201条注

この冊子は、チーフ・カウンセル室が管理しています。本書に関するご意見やお問い合わせは、FEMA-OCC@fema.dhs.gov までお願いします。